## 〔資料協定第1〕

# 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、特別区 (以下、「区」という。) の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区 (以下、「被災区」という。) 独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区 (以下、「支援区」という。)が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

(支援対策本部の設置)

- 第2条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、 災害発生後直ちに特別区支援対策本部(以下、「本部」という。)を設置する。
- 2 本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。
- 3 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。
- 4 本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っていては応急対応に支障が出る と予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区 相互の活動に必要な調整を行う。
- 5 本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要 な資機材その他の応援を求めることができるものとする。
- 6 本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

(支援各区の体制)

- 第3条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を 整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。
- 2 本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。
- 3 支援区は、前2項のほか、本部の活動に協力するものとする。

(支援の要請)

第4条 この協定に基づき本部が行った支援活動及び、本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、 被災区の支援要請に基づき行われたものとみなす。

(相互協力及び相互支援の内容)

- 第5条 この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。
  - (1) 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項
    - イ 被災区への応援職員の派遣
    - ロ 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供
    - ハ その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
  - (2) 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項
    - イ 被災区への救援物資の提供
    - ロ 支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供
    - ハ その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
  - (3) 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事

項

- (4) 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項
  - イ 被災区へのボランティアの斡旋
  - ロ 支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舎の提供
  - ハ その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項
- (5) 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項
- (6) 動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (7) 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担 を軽減するために必要な事項
- (8) ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項
- (9) 災害弱者の救援支援に関する次の事項
  - イ 被災区への専門職員等の派遣
  - ロ 支援区での二次避難所の提供等災害弱者の受入れ
  - ハ その他災害弱者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な 事項
- (10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (12) 建物被害の判定に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
- (13) 仮設住宅の提供に関する次の事項
  - イ 被災区への職員、物資等の派遣、提供
  - ロ 支援区での仮設住宅建設用地の確保
  - ハ その他、仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
- (14) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項

## (支援経費の負担)

- 第6条 支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。
- 2 支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

# (連絡担当部署)

- 第7条 各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。 (平常時の措置)
- 第8条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。

(実施細目の作成)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。 (協定内容等の見直し)

第10条 各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、 常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附則

この協定は、平成8年2月16日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を 23 通作成し、各区長は記名押印のうえ、各1通を保有する。

# 平成8年2月16日

千代田区長 港区長 中央区長 新宿区長 文京区長 杉並区長 台東区長 豊島区長 墨田区長 北区長 江東区長 荒川区長 品川区長 板橋区長 目黒区長 練馬区長 大田区長 足立区長 世田谷区長 葛飾区長 渋谷区長 江戸川区長 中野区長

※ 「二次避難所」は「福祉避難所」に読み替える。

## 〔資料協定第2〕

# 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定実施細目

# 特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目 (協定第2条・3条・4条関係)

# 1 本部の設置

特別区において大規模な地震等の災害が発生した場合、発災後直ちに被災を免れた区あるいは被災の軽微な区(以下、「支援区」という。)のうち一区に「特別区支援対策本部」(以下、「本部」という。)を設置し、(以下、本部が設置された区を「本部設置区」という。)支援区は相互に協力して被災区の支援にあたることとする。

# 2 本部設置区の決定

発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、支援区間で協議することなく、以下に定める順位に従って、支援区のうち一区を本部設置区とする。

- (1) 本部設置区は次の順位に従って決定する。
  - ① 第1順位 区長会会長区
  - ② 第2順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が先の区
  - ③ 第3順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が後の区
- (2) 支援区の中に第1順位から第3順位までの該当区がなかった場合は、次の順により本部設置区を決定する。
  - ① 支援区の中から、区長会幹事区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。
  - ② ①による当該区がなかった場合、支援区の中から、区長会拡大役員区で、行政ブロック順が 先の区を本部設置区とする。
  - ③ ②による当該区がなかった場合は、支援区の中から、行政順が先の区を本部設置区とする。

### 3 本部設置区の変更

- (1) 本部設置区となった区が二次災害の発生等の事情により本部としての機能を果たせなくなった場合は、支援区の中の直近後順位の区にその旨を通知することとし、この通知をもって当該順位の区を本部設置区とする。
- (2) 本部設置区が本部機能を果たせなくなったと判断できる場所は、本部設置区からの連絡を待たずに、支援区の中の直近後順位の区を本部設置区とする。
- (3) 本部機能を果たせなくなったと判断される場合とは、以下の場合である。
  - ① 本部設置区において、二次災害が発生し、支援区と本部設置区との連絡手段が途絶えた場合
  - ② ①に準ずる状況で、本部設置区が被災したことが明らかな場合

## 4 被災区及び支援区等への連絡

本部設置区となった区は、その旨を各区ならびに東京都等の関係団体に連絡する。

## 5 本部の組織及び運営

- (1) 本部には本部長を置くこととし、本部長は、本部設置区の区長とする。
- (2) 本部長は、本部設置区の職員を本部従事職員に指定し、本部の運営にあたらせる。
- (3) 本部長は、本部の運営に必要な場合、支援区その他の関係団体に対し、応援職員の派遣を要請することができる。
- (4) (3)の要請を受けた区は、速やかに応援職員を本部設置区に派遣することとし、本部派遣に要する費用は、派遣する支援区の負担とする。

### 6 本部の役割と支援区の協力体制

- (1) 本部は、被災区への支援活動が円滑、効果的に行われるよう、協定第5条に基づく支援活動に関する連絡調整を行う。
- (2) 本部は、各支援区が支援活動を行うにあたり、被災区に負担をかけない、効率的、効果的な支援活動が展開できるよう、必要に応じて各支援区に支援活動に関する要請を行うことができる。
- (3) 各支援区は本部の要請に従って、一体となって被災区の支援にあたることとする。

## 7 支援対策会議

本部は、以下の事項について、支援活動等に関して各区に協議する必要がある場合、被災区ならびに支援区による支援対策会議を招集することができる。

- (1) 国、都、他の地方公共団体との調整が必要で、各区に協議する必要がある場合
- (2) 支援経費の負担等、経費負担に関する協議が必要な場合
- (3) 本部を解散する場合
- (4) その他協議が必要な場合

## 8 本部の解散

本部は、7の(3)の決定により解散する。

付 則

# 職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援 に関する実施細目(協定第5条第1号関係)

## 1 被災区への応援職員の派遣

- (1) 被災区は応援職員の派遣が必要な場合、特別区支援対策本部 (以下、「本部」という。) 若しく は連絡可能な区に速やかに派遣要請を行うこととし、被災区から応援職員の派遣要請を受けた区 は、速やかにその旨を本部に連絡することとする。
- (2) 本部は、被災区からの要請を受けた場合、早急に応援職員の派遣について支援区間の調整を行い、各支援区に職員の派遣を要請する。
- (3) 本部は、被災区からの要請を待たずに、応援職員の派遣先・規模等を調整し、各支援区に応援職員の派遣を要請することができる。
- (4) 各支援区は、本部から応援職員の派遣について要請を受けた場合、速やかに応援職員を派遣することとし、派遣先、規模等についても本部の要請にできる限り応えるよう努める。

## 2 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料の提供

- (1) 各支援区が応援職員を派遣する場合は、原則として、職員宿舎、食料等支援活動に必要な設備、装備等は支援区で用意し、被災区に負担をかけることがないように努める。
- (2) 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供については、被災区近隣の支援区が中心となって、支援区相互が協力して対応することとする。
- (3) 宿舎、食料等の提供に関して必要がある場合は、本部において支援区間の連絡調整を行うこととする。

## 3 その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

発災直後に各区が応援職員を自主的に緊急派遣する場合においても、原則として、応援職員は自らの食料・飲料水・野営用具等を装備の上被災地に向かうこととする。

付 則

# 救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ支援 に関する実施細目(協定第5条第2号関係)

1 被災区は、特別区支援対策本部 (以下、「本部」という。) に対して、救援物資の品目、数量、搬入場所などを極力明確にしたうえで、救援物資の提供を要請することができる。

なお、被災区は、被災区内に搬入場所を確保することが困難な場合には、本部に対して、支援区内において搬入場所を確保するよう要請することができる。

- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運搬車両をもって、 指定された搬入場所まで救援物資を運搬するものとする。
- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

付 則

# 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他、避難場所の 運営協力上必要な事項に関する実施細目(協定第5条第3号関係)

- 1 避難場所を共用する区 (以下、「関係区」という。) は、共同で現地本部 (以下、「現地共同本部」 という。)を設置して避難場所の運営を行うものとする。
- 2 関係区の災害対策本部は、次の場合、相互に連絡のうえ、現地共同本部を設置し派遣人数を通報 する。
  - (1) 避難勧告を発令した場合
  - (2) その他、関係区の災害対策本部が必要と認めた場合
- 3 現地共同本部の統轄は、当該避難場所の所在区がこれを行う。 なお、避難場所が複数の区にまたがる場合は、関係区間で事前に協議して定める。
- 4 現地共同本部の業務は、次のとおりとする。
  - (1) 避難場所の状況にかかる次の情報を収集し、災害対策本部に連絡すること。
    - ① 避難者数
    - ② 傷病者、乳幼児等緊急に支援が必要な者の数及び状況
    - ③ その他緊急に対応する必要がある事項
  - (2) 災害対策本部からの情報に基づき、避難者に対して次の情報提供を行うこと。 なお、情報の提供にあたっては、関係区が有する手段を共同で利用して、相互に連携・協力して行 う。
    - ① 避難場所周辺の被災の状況
    - ② 避難所に関する情報
    - ③ 交通機関の状況
    - ④ その他被災者に必要な情報
  - (3) 避難場所の避難者に対する応急救護を行うこと。
  - (4) その他、避難場所において、給食・給水等を行う必要があるときは、関係区は共同で必要な処置をとる。
- 5 避難場所の運営に関して経費の負担が生じたときは、当該関係区間で協議する。

付 則

# 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目 (協定第5条第4号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部 (以下、「本部」という。) に対して、必要とするボランティアの 種類、人数、活動場所などを極力明確にしたうえで、ボランティアの斡旋を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、ボランティア希望者に対して、ボランティア関連情報の提供、相談、募集及び受付業務を実施するとともに、被災区におけるボランティア活動に従事することを要請するものとする。
- 3 支援区は、ボランティアに対し、活動拠点の確保等支援体制の整備に努めるものとする。

付 則

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

# 被災住民の受入れに関する実施細目 (協定第5条第5号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部 (以下、「本部」という。) に対して、被災区外での避難生活が必要な被災住民の人数、健康等の状態、受入れ希望施設などを極力明確にしたうえで、支援区への受入れを要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区外での避難生活が必要な被 災住民の状況に応じて、受入れ施設及び移送手段を確保するとともに、被災住民に対する支援を行 う。

なお、支援区は、被災区において福祉措置等を受けていた被災住民が避難した支援区で引き続き 措置等を受ける場合には、被災区の措置基準に準じた措置等を行うものとする。

付 則

# 動物の保護に関する実施細目 (協定第5条第6号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部 (以下、「本部」という。) に動物の保護・収容に必要な食料、資機 材の救援物資の品目、数量、搬入場所等を極力明確にしたうえで、要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、 指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

付 則

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

# 医療救護活動に関する実施細目 (協定第5条第7号関係)

1 被災区は、特別区支援対策本部(以下、「本部」という。)に対し、必要とする医療救護班の内容・ 班数・救護活動の場所などを極力明確にしたうえで、必要な医療救護班の派遣を要請することができ る。

なお、支援区は23区内での被災を知ったときは、支援要請の有無に関わらず、直ちに区内の医療 資源(医師・医療品・ベッド等)の把握や医療機材の確保に努めるとともに、保健所医療救護班を編 成し、支援体制を整えるものとする。

2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び医療機材・物資・運 送車両をもって、指定された場所で医療救護活動を実施するものとする。

付 則

# ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目 (協定第5条第8号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部 (以下、「本部」という。) に対して、ごみ、し尿、がれきの処理 に要する資機材、物資等の品目、搬入場所などを極力明確にしたうえで、資機材、物資等の提供を 要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、 指定された搬入場所まで、要請を受けた資機材、物資等を搬送するものとする。
- 3 支援区は、資機材、物資等を搬入場所に搬入後、被災区の要請に基づき、仕分け・配送・組立作業等について支援するものとする。
- 4 被災区は、本部に対して、がれきの処理に関する事務に要する職員の人員、期間などを極力明確 にしたうえで、職員の派遣を要請することができる。
- 5 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、職員に必要な装備、物資を携行させ、自らの運送車両をもって、指定された場所まで、要請を受けた職員を派遣するものとする。
- 6 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づいて、被災区の指示に従って、がれきの処理に関する事務に従事する。

付 則

# 災害要援護者の救援支援に関する実施細目 (協定第5条第9号関係)

## 1 被災区への専門職員等の派遣

(1) 被災区は、特別区支援対策本部 (以下、「本部」という。) に対して、災害要援護者の救援活動 に関する専門職員等の派遣を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

- ① 応援を要請する職員の職種と人員数
- ② 応援を必要とする期間
- ③ その他必要な事項
- (2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な専門職員等の派遣を行うものとする。

## 2 支援区での二次避難所の提供

(1) 被災区は、災害要援護者の避難のため、区の設置した二次避難所では避難者を収容できないとき、あるいは災害の状況、その他の理由で避難者を区外の施設等に移す必要のあるときは、本部に対して、二次避難所の提供を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

- ① 災害要援護者の態様と人員
- ② 開設を希望する施設の種類
- ③ 開設を希望する期間
- ④ 避難者の移送方法
- ⑤ その他必要な事項
- (2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自区内に二次避難所を開設し、被災区の避難者を受入れ、災害要援護者に必要な物資や情報の提供を行い、介護等に必要な要員を配置するものとする。

#### 3 被災区への資機材の提供

- (1) 被災区は、災害要援護者の救援に関し、車いす、紙おむつ等、必要な物資の支援を要請することができる。
- (2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な支援を行うものとする。

付 則

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

※ 「二次避難所」は「福祉避難所」に読み替える。

# 遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目 (協定第5条第10号関係)

1 被災区は、特別区支援対策本部 (以下、「本部」という。) に対して、遺体の保管に要するドライアイス、棺、その他必要な資機材及び車両を区独自で調達することが困難な場合には、その提供を要請することができる。

この場合、被災区は提供を必要とする資機材の種類、数量及び搬入場所等を極力明確に示すものとする。

2 被災区は、遺体の搬送等の人的作業を区独自で処理することが困難な場合には、本部に対して、 応援職員を要請することができる。

この場合、被災区は応援を必要とする職員の人数、派遣期間等について、極力明確に示すものとする。

- 3 応援職員を派遣する場合、応援職員の装備及び被災区までの運送車両の手配については、支援区 が行うものとする。
- 4 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づき、被災区の指示に従って業務に従事する ものとする。
- 5 資機材の輸送に要する車両の手配については、支援区が行うものとする。

付 則

# 道路の早期復旧に関する実施細目 (協定第5条第11号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部 (以下、「本部」という。) に対して、道路の被害状況調査並びに 資機材の提供、障害物の除去、仮復旧工事等に関する応援要請をすることができる。 なお、被災区は、可能なかぎり道路の被害状況を把握し、本部に報告するものとする。
- 2 本部は、被災区の要請を待たずに、本部の判断により支援体制を決定することができる。
- 3 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び資機材をもって、 指定された場所で道路復旧活動を実施するものとする。
- 4 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

付 則

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

# 建物被害の判定に関する実施細目 (協定第5条第12号関係)

- 1 支援区は特別区支援対策本部 (以下、「本部」という。) の要請に基づき速やかに被災区に対し建 物の被害判定に必要な職員の派遣及び資機材等の提供を行う。
- 2 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 3 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、建物の被害判定に必要な職員及び資機材等 が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

付 則

# 仮設住宅の提供に関する実施細目 (協定第5条第13号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部 (以下、「本部」という。) の要請に基づき、指定された場所に必要物資等を搬送するほか、応援職員を派遣するものとする。
- 2 被災区は、被災区内に仮設住宅建設用地を確保することが困難なときは、本部に仮設住宅建設用地の提供を要請することができる。
- 3 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 4 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、仮設住宅建設に必要な職員及び資機材等が 不足する場合は、その確保に努めるものとする。

付 則

## 〔資料協定第3〕

# 災害時における城南5区相互応援協定書

品川区、目黒区、大田区、世田谷区及び渋谷区の5区(以下「城南5区」という。)は、地震等による災害が発生した場合に、隣保共助の精神に基づいて、災害時における相互応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害においては、隣接区といえども、被害の程度は必ずしも一様ではなく、大きな被害を受ける区、比較的被害が軽い区とが生じることが有り得ることに鑑み、このような場合において、余力のある区が、被害の大きい区の要請を受け、又は、状況によっては要請を待たずに、応援を円滑に行うことを目的とする。

(応援の内容)

- 第2条 城南5区が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。
  - (1) 備蓄品による応急物資、資材の供給
  - (2) 応急対策及び復旧に要する職員の派遣
  - (3) 避難所における避難住民の受け入れと救援
  - (4) 物資集積所等の後方支援基地の提供
  - (5) 連絡業務、発注業務等の事務処理の協力
- 2 前項に定める業務のほか、必要に応じて、各区間の協議により、業務を追加することができる。 (応急物資等の輸送)
- 第3条 応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた区が行うものとする。

(経費の負担)

- 第4条 応急物資等の供給に要する経費 (輸送に要する経費を含む。) は、原則として、当該応援を要請した区が負担するものとし、その額は供給をする区と供給を受ける区で協議のうえ定める。ただし、避難住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ区で負担する。
- 2 前項の経費の支払は、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代えることができる。

(応援の調整)

第5条 この協定に基づいて、応援を行う区が複数あるときは、応援を有効に行うために応援を行う 区間で協議し、応援の調整を行う区を定めることができる。

(緊急応援)

- 第6条 応援を行う区は、応援を受ける区が、災害による被害によって応援の要請を行う ことができないと判断した場合は、応援を受ける区の要請を待たずに応援を開始することができる。
- 2 前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

(連絡会の設置)

- 第7条 災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、城南5区で連絡、情報交換を行う連絡会 を開催する。
- 2 前項の連絡会は、城南 5 区の防災主管課長によって構成し、事務局は第三ブロックの防災主管課 長会の幹事区が担当する。

(協議)

第8条 この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、 城南5区間で協議のうえ決定する。

この協定締結の証として、本協定書5通を作成し、連署のうえ各1通を保有する。

平成7年12月1日

品川区長

目 黒 区 長

大 田 区 長

世田谷区長

渋 谷 区 長

## 〔資料協定第 4〕

# 災害時における相互応援協定書

調布市(以下「甲」)と 世田谷区(以下「乙」)とは、地震等の災害が発生し、被災自治体独自では十分な 応急措置ができない場合に、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災自治体の応急対策及び復旧対 策を円滑に遂行し、住民の安全安心を堅持するため、 次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、被災自治体からの要請を受け、又は、状況によっては要請を待たずに、被災自治体の応急対策及び復旧活動を円滑に行うこととともに、行政区域に関わらず被災自治体の住民を保護することを目的とする。

(応援の内容)

- 第2条 甲乙が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。
  - (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
  - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
  - (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
  - (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
  - (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
  - (6) ボランティアの斡旋
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの
- 2 前項に定める業務のほか、必要に応じて、自治体間の協議により、業務を追加することができる。 (応急物資等の輸送)
- 第3条 応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

(経費の負担)

- 第4条 応急物資等の供給に要する経費(輸送に要する経費を含む。)は、原則として、当該応援を要請した自治体が負担するものとし、その額は供給をする自治体と供給を受ける自治体で協議の上定める。ただし、避難住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ自治体で負担する。
- 2 前項の経費の支払は、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代えることができる。

(緊急応援)

- 第5条 応援を行う自治体は、応援を受ける自治体が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける自治体の要請を待たずに応援を開始することができる。
- 2 前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

(連絡会の設置)

第6条 災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。 2 前項の連絡会は、防災主管課長によって構成し、事務局は別に協議する。

(協議)

第7条 この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、 甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、連署のうえ各1通を保有する。

平成17年2月16日

調布市長

世田谷区長

## 〔資料協定第5〕

# 災害時における相互応援協定書

狛江市(以下「甲」)と 世田谷区(以下「乙」)とは、地震等の災害が発生し、被災自治体独自では十分な 応急措置ができない場合に、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災自治体の応急対策及び復旧対 策を円滑に遂行し、住民の安全安心を堅持するため、 次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、被災自治体からの要請を受け、又は、状況によっては要請を待たずに、被災自治体の応急対策及び復旧活動を円滑に行うこととともに、行政区域に関わらず被災自治体の住民を保護することを目的とする。

(応援の内容)

- 第2条 甲乙が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。
  - (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
  - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
  - (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
  - (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
  - (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
  - (6) ボランティアの斡旋
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの
- 2 前項に定める業務のほか、必要に応じて、自治体間の協議により、業務を追加することができる。 (応急物資等の輸送)
- 第3条 応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

(経費の負担)

- 第4条 応急物資等の供給に要する経費(輸送に要する経費を含む。)は、原則として、当該応援を要請した自治体が負担するものとし、その額は供給をする自治体と供給を受ける自治体で協議の上定める。ただし、避難住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ自治体で負担する。
- 2 前項の経費の支払は、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代えることができる。

(緊急応援)

- 第5条 応援を行う自治体は、応援を受ける自治体が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける自治体の要請を待たずに応援を開始することができる。
- 2 前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

(連絡会の設置)

第6条 災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。 2 前項の連絡会は、防災主管課長によって構成し、事務局は別に協議する。

(協議)

第7条 この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、 甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、連署のうえ各1通を保有する。

平成17年2月16日

狛 江 市 長

世田谷区長

# 〔資料協定第6〕

# 災害時における相互応援に関する実施細目

(目的)

第1条 この実施細目は、狛江市(以下「甲」という。)と世田谷区(以下「乙」という。)が締結した災害時における相互応援協定(以下「協定」という。)の規定に基づき甲乙の行政境界周辺において実施する相互応援に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所等の相互利用)

- 第2条 協定第2条第1項第4号に規定する被災者を一時収容するための施設(以下「避難所等」という。)は、甲乙の行政境界周辺に位置する次の施設とする。
  - (1) 狛江市立狛江第三小学校 狛江市猪方一丁目11番1号
  - (2) 狛江市立狛江第五小学校 狛江市東野川一丁目35番13号
  - (3) 狛江市立狛江第六小学校 狛江市駒井町一丁目21番1号
- (4) 狛江市立狛江第四中学校 狛江市東野川四丁目1番1号
- (5) 喜多見ふれあい広場 世田谷区喜多見九丁目25番
- (6) 世田谷区立喜多見中学校 世田谷区喜多見四丁目20番1号
- 2 前項各号に掲げる施設のほか、必要に応じ甲又は乙が管轄する施設を避難所等として相互利用することについて連携を図るものとする。

(住民交流)

- 第3条 甲及び乙は、避難所等の相互利用において、行政境界周辺に居住する住民同士が円滑に相互協力できるよう、平素より住民間の情報交換等交流を行うための機会の提供に努めるものとする。 (情報連絡体制の強化)
- 第4条 甲及び乙は、協定第2条の規定による速やかな応援を実施するために必要な相互の情報連絡体制の強化を図るため、次の事項を実施する。
  - (1) 狛江市長と世田谷区長との連絡先の交換
- (2) 平時からの防災及び災害対策業務に必要な情報、連絡先の交換
- (3) 定期的な通信訓練
- (4)前3号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認めること。

(有効期間)

第5条 この実施細目は、協定の有効期間中は効力を有するものとし、協定が失効した場合には、その効力を失うものとする。

甲及び乙は、この実施細目の成立を証するため、この実施細目を2通作成し、それぞれ署名の上、各1通を保管する。

平成25年2月7日

- 甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号 狛江市長
- 乙 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区長

## 〔資料協定第7〕

# 災害時における相互援助協定書

世田谷区 (以下「甲」という。) と川場村 (以下「乙」という。) とは区民健康村相互協力協定の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策 (以下「応急対策等」という。) に係る相互の援助に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、相互に援助協力することにより、被災地域の応急対策等を 円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

(要請)

第2条 甲及び乙は、応急対策等に必要な物資、機材 (以下「応急物資」という。)、及び職員等について自ら十分な調達ができないときは、連絡担当課を通じて、相手方に対し、必要事項を示して援助を要請するものとする。

(協力)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従って可能な限り応急物資を供給し、応援職員等を派遣するものとする。

(援助内容)

- 第4条 前条の規定により、甲又は乙が供給する援助内容は、次に掲げるものとする。
  - (1) 食糧品
  - (2) 生活必需品
  - (3) 被災者の収容のための施設
  - (4) その他応急対策用資機材及び応援職員等

(応急物資等の輸送)

第5条 応急物資及び応援職員等の輸送は、援助する側が行うものとする。ただし、双方協議により 相手方に依頼し又は分担することができる。

(連絡担当課)

第6条 相互援助のための連絡担当課(甲においては企画部区民健康村室、乙においては企画課)は、 年1回の連絡会議を開くこととし、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

(ボランティアへの支援)

第7条 甲及び乙は、区民健康村相互協力協定の趣旨に鑑み、個人又は団体から援助の申出があった場合は、その内容を把握整理し、適切な支援が図れるよう努めるものとする。

(啓発事業への協力)

第8条 甲及び乙は、それぞれが実施する防災啓発事業に積極的に協力するものとする。

(経費の負担)

第9条 供給援助に要した経費(輸送費を含む。)の負担は、双方協議のうえ定めるものとする。

(協議)

第 10 条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、双方

協議のうえ決定するものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成7年7月29日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各一通保有する。 平成7年7月29日

世田谷区長 川場村長

立会人

世田谷区議会議長 川場村議会議長

※第6条中「企画部区民健康村室」は「生活文化政策部区民健康村・ふるさと交流課」に組織改正

## [資料協定第8]

# 災害時における相互援助協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、世田谷区と川場村とによる災害時における相互援助協定(以下「協定」という。)第6条及び第10条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 援助の要請手段は、口頭、電話又は電信によるものとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。なお、通常の通信手段が途絶し、直接要請することが不可能なときで、援助を要する状況であることが判明したときは、要請があったものと同様とする。

(要請内容)

第3条 要請する援助内容は、協定第4条に掲げるものの品名、数量、援助の場所及び援助場所への経路、援助の期間、その他必要事項とする。

(援助内容)

第4条 援助物資については、その供給可能一覧を毎年4月1日現在で作成し、相互に交換し保管する ものとする。

(連絡担当課)

- 第5条 協定第7条により世田谷区及び川場村は、相互援助の連絡担当課の担当責任者、電話番号その 他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。
- 2 年1回の連絡会議は、連絡担当課の他に防災担当課が参加するものとし、相互に連絡調整を行うものとする。

(その他)

第6条 この実施細目は、第5条に定める連絡担当課及び防災担当課が年1回協議し、見直しを行うものとする。

以上の細目を確認する。

平成8年1月17日

世田谷区

区長

川場村

村長

### 〔資料協定第9〕

# 大規模災害時における相互応援に関する協定

熊谷市(以下「甲」という。)と世田谷区(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項に規定する応急措置を実施する応援に関し、次のとおり協定を締結する。 (目的)

第1条 この協定は、甲又は乙の区域において地震等による大規模災害が発生し、甲又は乙が独自では十分な対策等が実施できない場合において、甲乙間の相互応援を迅速かつ円滑に遂行することを目的とする。

(応援の内容)

- 第2条 応援の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
  - (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
  - (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
  - (4) 救援及び救助活動並びに応急復旧作業への職員の従事
  - (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
  - (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請)

- 第3条 応援を受けようとする甲又は乙は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日速や かに文書を提出するものとする。
  - (1) 被害の状況
  - (2) 応援の場所及び経路
  - (3) 応援の期間
  - (4) 必要とする食料、飲料水及び生活必需物資の品名及び数量
  - (5) 必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量
  - (6) 必要とする職種別人員
  - (7) 一時収容を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
  - (8) その他応援を必要とする事項等

(応援経費の負担)

- 第4条 応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号の区分に応じ、当 該各号に定める者が負担するものとする。
  - (1) 救援及び救援活動並びに応急復旧作業に従事する職員に係る経費 応援を行う者

- (2) 被災者を一次収容するための施設の提供に要する経費 応援を行う者
- (3) 前2号に掲げるもの以外の応援に要する経費 応援を受ける者
- 2 前項の規定にかかわらず、法令等に応援に要する経費の負担者に関する規定があるときは、当該規定に従って応援に要する経費の負担者を定めるものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ連絡及び情報交換を行 うものとする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙 協議の上これを定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、締結の日から効力を有する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月21日

埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1

甲 熊谷市

熊谷市長

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

乙 世田谷区

世田谷区長

### [資料協定第 10]

# 大規模災害時における相互応援に関する協定

つくば市(以下「甲」という。)と世田谷区(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年 法律第223号)第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震等による大規模災害が発生し、甲又は乙が単独では十分な災害対策等を実施できない場合において、甲乙間相互の応援を迅速かつ円滑に遂行することを目的とする。

(応援の内容)

- 第2条 応援の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
  - (2) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急の復旧(以下「応急復旧」という。)等に必要な資機材及 び物資の提供
  - (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
  - (4) 救援、救助活動及び応急復旧作業への職員の従事
  - (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請)

- 第3条 大規模災害が発生した自治体(以下「被災自治体」という。)は、応援を必要とする場合において、次に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体(以下「応援自治体」という。)に対し電話その他の手段により応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。
  - (1) 被害の状況及び要請の理由
  - (2) 応援の場所及び経路
  - (3) 応援の期間
  - (4) 必要とする食料、飲料水及び生活必需物資の品名及び数量
  - (5) 必要とする資機材、物資及び車両等の品名及び数量
  - (6) 必要とする職員の人数及びその職種
  - (7) 一時収容を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項
- 2 応援自治体は、前項の規定による要請がない場合であっても、その長が被災自治体の区域における

被害が甚大であると判断したときは、同項の規定にかかわらず自主的に応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第4条 応援自治体の職員が救援若しくは救助活動又は応急復旧作業に従事するときは、被災自治体の 災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援に要する経費等の負担者)

- 第5条 応援に要する経費は、負担者について法令に定めがある場合その他特別の定めがある場合を除き、被災自治体が負担するものとする。
- 2 救援若しくは救助活動又は応急復旧作業に従事した職員が負傷した場合の応急手当に要する経費は、被災自治体が負担するものとする。
- 3 前項の職員が第三者に損害を与えた場合の賠償は、被災自治体が負担するものとする。

(災害補償に係る手続き)

第6条 応援に従事する職員の災害補償に係る手続きは、応援自治体において処理するものとする。 (情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ連絡及び情報交換を行 うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又は、この協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 25 年 5 月 21 日

茨城県つくば市苅間2530番地2(研究学園D32街区2画地)

甲 つくば市

つくば市長

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

乙 世田谷区

世田谷区長

### 〔資料協定第 11〕

# 大規模災害時における世田谷区と十日町市との相互応援に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)と十日町市(以下「乙」という。)は、産業、教育、文化及び観光においてこれまで培われた交流の実績を踏まえ、更に広く、深い交流を願い、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震等による大規模災害が発生し、甲又は乙が援助を 必要とする場合における応援の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

- 第2条 応援の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧作業等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援及び救助活動並びに応急復旧作業への職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

- 第3条 大規模災害が発生した自治体(以下「被災自治体」という。)が応援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、応援を行う自治体(以下「応援自治体」という。)に対し電話、FAX、電子メール等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。
  - (1)被害の状況
  - (2) 応援の場所及び経路
  - (3) 応援の期間
  - (4) 必要とする食料、飲料水及び生活必需品の品名及び数量
- (5) 必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量
- (6) 必要とする職種別人員
- (7) 一時収容を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

(応援の実施)

- 第4条 甲及び乙は、応援を要請されたときは、可能な限りこれに応じ、救援等に努めるものとする。
- 2 甲及び乙は、被災自治体から応援の要請がない場合であっても、その長が被災自治体の区域における被害が甚大であると判断したときは、同項の規定にかかわらず自主的に応援を行うことができるものとする。

#### (指揮権)

第5条 被災自治体に派遣された応援自治体の職員(以下「派遣職員」という。)が救援若しくは救援活動又は応急復旧作業に従事するときは、被災自治体の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援に要する経費の負担者)

第6条 応援に要する経費は、負担者について法令に定めがある場合その他特別の定めがある場合を除き、被災自治体が負担するものとする。

(災害補償等)

- 第7条 派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号) の定めるところによる。
- 2 派遣職員が第三者に損害を与えた場合の賠償は、その損害が応援の従事中に生じたものについては 被災自治体が、被災自治体への往復経路の途中に生じたものについては、応援自治体が、それぞれ負 担するものとする。

(平常時における活動等)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時において相互の地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

- 第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成26年3月31日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の3箇月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示が ないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成25年11月15日

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号 世田谷区 世田谷区

乙 新潟県十日町市千歳町三丁目3番地 十日町市 十日町市長

## 〔資料協定第 12〕

## 大規模災害時における相互応援に関する協定

高崎市(以下「甲」という。)と世田谷区(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震等による大規模災害が発生し、甲又は乙が単独では十分な災害対策等を実施できない場合において、甲乙間相互の応援を迅速かつ円滑に遂行することを目的とする。

### (応援の内容)

- 第2条 応援の内容は、次のとおりとする。
- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援及び救助活動並びに応急復旧作業への職員の従事
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

### (応援要請)

- 第3条 大規模災害が発生した自治体(以下「被災自治体」という。)は、応援を必要とする場合において、次に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体(以下「応援自治体」という。)に対し電話その他の手段により応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。
  - (1)被害の状況及び要請の理由
  - (2) 応援の場所及び経路
- (3) 応援の期間
- (4) 必要とする食料、飲料水及び生活必需物資の品名及び数量
- (5) 必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量
- (6) 必要とする職種別人員
- (7) 一時収容を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項
- 2 応援自治体は、前項の規定による要請がない場合であっても、その長が被災自治体の 区域における被害が甚大であると判断したときは、同項の規定にかかわらず自主的に応援を行うこと ができるものとする。

(指揮権)

第4条 応援自治体の職員が救援若しくは救助活動又は応急復旧作業に従事するときは、

被災自治体の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援に要する経費等の負担者)

第5条 応援に要する経費は、負担者について法令に定めがある場合その他特別の定めがある場合を除き、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害補償に係る手続)

第6条 応援に従事する職員の災害補償に係る手続は、応援自治体において処理するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ連絡及び情報交換を行 うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3箇月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年2月3日

群馬県高崎市高松町35番地1

甲 高崎市

高崎市長

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

乙 世田谷区

世田谷区長

## 〔資料協定第 13〕

# 災害時における相互応援協定書

三鷹市(以下「甲」という。)と世田谷区(以下「乙」という。)とは、地震等の災害が発生し、被災自治体独自では十分な応急措置ができない場合に、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災自治体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行し、住民の安全安心を堅持するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、被災自治体からの要請を受け、又は状況によっては要請を待たずに、被災自治体の応急対策及び復旧活動を円滑に行うこととともに、行政区域に関わらず被災自治体の住民を保護することを目的とする。

(応援の内容)

- 第2条 甲乙が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。
  - (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
  - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
  - (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
  - (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
  - (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
  - (6) ボランティアの斡旋
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの
- 2 前項に定める業務のほか、必要に応じて、甲乙間の協議により、業務を追加することができる。 (応急物資等の輸送)
- 第3条 応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

(経費の負担)

- 第4条 応急物資等の供給に要する経費(輸送に要する経費を含む。)は、原則として、当該応援を要請した自治体が負担するものとし、その額は供給をする自治体と供給を受ける自治体で協議の上定める。ただし、避難住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ自治体で負担する。
- 2 前項の経費の支払は、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代えることができる。

(災害補償等)

- 第5条 派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号) の定めるところによる。
- 2 派遣職員が第三者に損害を与えた場合の賠償は、その損害が応援の従事中に生じたものについては 被災自治体が、被災自治体への往復経路の途中に生じたものについては、応援自治体が、それぞれ負 担するものとする。

(緊急応援)

- 第6条 応援を行う自治体は、応援を受ける自治体が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける自治体の要請を 待たずに応援を開始することができる。
- 2 前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

(連絡会の設置)

- 第7条 災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。
- 2 前項の連絡会は、防災主管課長によって構成し、事務局は別に協議する。

(有効期限)

- 第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3月前までに相互に何らかの意思表示もないときは、1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。 (協議)
- 第9条 この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、 甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、連署のうえ各1通を保有する。

平成 26 年 3 月 25 日

東京都三鷹市野崎一丁目1番1号

甲 三鷹市

三鷹市長

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

乙 世田谷区

世田谷区長

### 〔資料協定第 14〕

# 大規模災害時における相互応援に関する協定書

栃木県小山市(以下「甲」という。)と世田谷区(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第8条第2項第12号及び第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において法第2条第1号の災害が発生し、甲又は乙が単独では十分な災害対策等を実施できない場合において、甲乙間相互の応援を迅速かつ円滑に遂行することを目的とする。

(応援の内容)

- 第2条 応援の内容は、次のとおりとする。
- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2)被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援及び救助活動並びに応急復旧作業への職員の従事
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請)

- 第3条 大規模な災害が発生した自治体(以下「被災自治体」という。)は、応援を必要とする場合において、次に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体(以下「応援自治体」という。)に対し電話その他の手段により応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。
  - (1)被害の状況及び要請の理由
  - (2) 応援の場所及び経路
- (3) 応援の期間
- (4) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名及び数量
- (5) 必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量
- (6) 必要とする職種別人員
- (7) 一時収容を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項
- 2 応援自治体は、前項の規定による要請がない場合であっても、その長が被災自治体の区域における 被害が甚大であると判断したときは、同項の規定にかかわらず自主的に応援を行うことができるもの とする。

(指揮権)

第4条 応援自治体の職員が救援若しくは救助活動又は応急復旧作業に従事するときは、被災自治体の 災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援に要する経費等の負担者)

第5条 応援に要する経費は、負担者について法令に定めがある場合その他特別の定めがある場合を除き、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害補償)

- 第6条 救援若しくは救助活動又は応急復旧作業に従事するために派遣された職員(以下「派遣職員」 という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定 めるところによる。
- 2 派遣職員が、応援に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応援に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、応援自治体が補償するものとする。
- 3 派遣職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援に従事している間に生じたものについては、被災自治体が、被災自治体への往復経路の途上で生じたものについては応援自治体が、それぞれ賠償の責を負うものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ連絡及び情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3箇月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年10月26日

栃木県小山市中央町1丁目1番1号 小山市 小山市長

東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区 世田谷区長

### 〔資料協定第 15〕

# 大規模災害時における相互応援に関する協定書

東京都世田谷区(以下「甲」という。)と長野県松本市(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第8条第2項第12号及び第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において法第2条第1号の災害が発生し、甲又は乙が単独では十分な災害対策等を実施できない場合において、甲乙間相互の応援を迅速かつ円滑に遂行することを目的とする。

(応援の内容)

- 第2条 応援の内容は、次のとおりとする。
- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2)被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援及び救助活動並びに応急復旧作業への職員の従事
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請)

- 第3条 大規模災害が発生した自治体(以下「被災自治体」という。)は、応援を必要とする場合において、次に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体(以下「応援自治体」という。)に対し電話その他の手段により応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。
  - (1)被害の状況及び要請の理由
  - (2) 応援の場所及び経路
- (3) 応援の期間
- (4) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名及び数量
- (5) 必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量
- (6) 必要とする職種別人員
- (7) 一時収容を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項
- 2 応援自治体は、前項の規定による要請がない場合であっても、その長が被災自治体の区域における 被害が甚大であると判断したときは、同項の規定にかかわらず自主的に応援を行うことができるもの とする。

(指揮権)

第4条 応援自治体の職員が救援若しくは救助活動又は応急復旧作業に従事するときは、被災自治体の 災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援に要する経費等の負担者)

第5条 応援に要する経費は、負担者について法令に定めがある場合その他特別の定めがある場合を除き、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害補償)

- 第6条 第2条第4号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。
- 2 派遣職員が、応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応援活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、応援自治体が補償するものとする。
- 3 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援活動中に生じたものについては、被災自治体が、被災自治体への往復経路の途上で生じたものについては応援自治体が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ連絡及び情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3箇月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年1月29日

東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区

世田谷区長

長野県松本市丸の内3番7号 松本市

松本市長

### 〔資料協定第 16〕

# 災害廃棄物の共同処理等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、 渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三 区清掃一部事務組合(以下「各区等」という。)は、災害時において東京23区内で発生する災害廃棄物の共同処 理等に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)に、各区等で共同処理体制を構築し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 災害廃棄物 災害時に発生したがれき、生活ごみ、し尿その他災害に起因する廃棄物
- (2) 二次仮置場 各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破砕、焼却等の処理をするまでの間、保管するための施設
- (3) 仮設処理施設 災害廃棄物を応急処理するために設置する仮設の焼却炉及び破砕選別施設。原則として二次仮置場に併設して設置する。
- (4) 広域処理 東京23区内で処理しきれない災害廃棄物を、東京23区外の廃棄物処理施設で処理すること

(初動本部の設置)

- 第3条 各区等は、発災後数日間(以下「初動期」という。)における各区等の情報収集等を迅速に行うため、特別区災害廃棄物処理初動本部(以下「初動本部」という。)を設置する。
- 2 初動本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃リサイクル主管課長会会長をもって充てる。
- 3 初動本部は、次に掲げる事項に該当する場合、発災後1週間を目途に本部長の招集により設置する。
- (1) 東京23区内の1か所以上で震度6弱以上が観測された場合
- (2) 本部長が、特に必要があると認め、特別区清掃主管部長会会長と協議し、初動本部設置が適当と判断した場合
- 4 各区等は、特段の事情がある場合を除き、初動本部が設置された場合、速やかに従事職員を選定する。
- 5 初動本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、 決定する。
- 6 初動本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

(初動本部の役割)

- 第4条 初動本部の役割は、次に掲げる事項とする。
- (1) 各区等の被害情報の集約及び共有に関すること。
- (2) 次条に定める特別区災害廃棄物処理対策本部の設置準備に関すること。

(対策本部の設置)

- 第5条 災害廃棄物の共同処理を円滑に行うため、特別区災害廃棄物処理対策本部(以下「対策本部」という。) を設置する。
- 2 対策本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃主管部長会会長をもって充てる。
- 3 対策本部は、本部長の招集により設置する。
- 4 各区等は、特段の事情がある場合を除き、対策本部が設置された場合、速やかに従事職員を選定する。
- 5 対策本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、 決定する。
- 6 対策本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

#### (対策本部の役割)

- 第6条 対策本部の役割は、次に掲げる事項とする。
- (1) 災害廃棄物の共同処理における基本方針及び基本施策の策定に関すること。
- (2) 関係者間の情報の収集、整理及び共有化に関すること。
- (3) 車両の配車(東京二十三区清掃協議会が担任する事務を除く。)並びに二次仮置場及び仮設処理施設等への搬入の調整に関すること。
- (4) 二次仮置場及び仮設処理施設の設置及び運営の調整に関すること。
- (5) 民間施設での処理及び広域処理の調整に関すること。
- (6) 共同処理に係る国庫補助の調整に関すること。
- (7) 前各号のほか、災害廃棄物の共同処理の調整に関すること。

## (費用の負担)

第7条 初動本部及び対策本部の事務の管理及び執行に要した費用の負担については、各区等で協議の上、決定する。

#### (従事職員の身分の取扱い)

第8条 初動本部及び対策本部に従事する職員の身分の取扱いについては、各区等で協議の上、決定する。

#### (平常時の措置)

第9条 各区等は、この協定が災害時に有効に機能するため、平常時に相互の情報交換、初動期の訓練及び災害 廃棄物対策に関する調査、研究等に努める。

#### (実施細目の作成)

- 第10条 この協定の円滑な実施を図るため、各区等の協議により実施細目を定める。
- 2 各区等は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことがないように努める。

#### (その他)

- 第11条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、各区等で協議の上、決定する。
  - この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。 令和2年 4月 1日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号 東京都渋谷区宇田川町1番1号 千代田区 渋谷区 代表者 千代田区長 石川雅己 代表者 渋谷区長 長谷部 健 東京都中央区築地一丁目1番1号 東京都中野区中野四丁目8番1号 中央区 中野区 代表者 中央区長 山 本 泰 人 代表者 中野区長 酒井直人 東京都港区芝公園一丁目5番25号 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号 港区 杉並区 代表者 港区長 武 井 雅 昭 代表者 杉並区長 田 中 良 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区 豊島区 代表者 新宿区長 吉 住 健 一 代表者 豊島区長 高 野 之 夫 東京都文京区春日一丁目16番21号 東京都北区王子本町一丁目15番22号 文京区 北区 代表者 文京区長 成澤廣修 代表者 北区長 花川 與惣太 東京都台東区東上野四丁目5番6号 東京都荒川区荒川二丁目2番3号 台東区 荒川区 代表者 台東区長 服部征夫 代表者 荒川区長 西川 太一郎 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区 板橋区 代表者 墨田区長 山 本 亨 代表者 板橋区長 坂 本 健 東京都江東区東陽四丁目11番28号 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号 江東区 練馬区 代表者 江東区長 山 﨑 孝 明 代表者 練馬区長 前川 燿 男 東京都品川区広町二丁目1番36号 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 品川区 足立区 代表者 品川区長 濱 野 健 代表者 足立区長 近藤弥生 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 東京都葛飾区立石五丁目13番1号 目黒区 葛飾区 代表者 目黒区長 青木英二 代表者 葛飾区長 青木克德 東京都大田区蒲田五丁目13番14号 東京都江戸川区中央一丁目4番1号 大田区 江戸川区 代表者 大田区長 松 原 忠 義 代表者 江戸川区長 斉 藤 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 世田谷区 東京区政会館 代表者 世田谷区長 保 坂 展 人 東京二十三区清掃一部事務組合

代表者 管理者 山 﨑 孝 明

### 〔資料協定第 17〕

## 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づく災害時等(災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。)の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都(以下「都」という。)及び都内の区市町村(以下「区市町村」という。)は、次のとおりこの協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村(以下「被災区市町村等」という。)に対する災害対策基本法に基づく協力(以下「協力」という。)を迅速かつ円滑に 実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### (協力の内容)

第2条 この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
- (2)居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん
- (3)食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (4)前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

### (協力の要求等)

- 第3条 被災区市町村等の長は、東京都知事(以下「知事」という。)及び他の区市町村の長に対し、次の各号 に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議(以下「要求等」という。)をできるものとする。
  - (1)災害時等の状況
  - (2)協力の内容
  - (3)協力の期間
  - (4)協力の場所
  - (5)その他必要な事項
- 2 被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長(特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第2条第1項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあっては、特別区支援対策本部長である区長)、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。
- 3 前2項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

### (協力の実施)

- 第4条 前条第1項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。
- 2 前条第2項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。
- 3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。

#### (自主協力)

第5条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を 実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

# (協力費用の負担区分)

- 第6条 第4条及び前条の規定により行われた協力に要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。
- 2 協力を行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。
- 3 第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替 え支弁するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

#### (都の役割)

- 第7条 都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。
- 2 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

# (他の協定との関係)

第8条 この協定は、災害対策基本法、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。

#### (その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

### (適用)

第10条 この協定は、令和3年12月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都 町村会会長が記名して、本書4通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和3年12月27日

代表者 東京都知事	
都内23特別区(別表のとおり) 代表者 江東区長(特別区長会会長)	

都内26市(別表のとおり) 代表者 町田市長(東京都市長会会長)

都内13町村(別表のとおり) 代表者 瑞穂町長(東京都町村会会長)

# (別表)

	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、	
都内23特別区	品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、	
	豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区	
	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、	
都内26市	調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、	
	国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、	
	武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市	
*// rf- 1 O III * f + f	瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、	
都内13町村	神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	

# [資料協定第 18]

# 富士山噴火時における現地対策拠点としての施設使用等に関する協定書

山梨県(以下「甲」という。)と世田谷区(以下「乙」という。)は、富士山の噴火時又は噴火が発生すると予想される場合(以下「緊急時」という。)における現地対策拠点としての世田谷区立河口湖林間学園(以下「施設」という。)の使用等に関して、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設を緊急時に現地対策拠点として使用すること 及び甲が施設使用中の生徒等を、緊急時に安全に帰宅させるための支援について、必要な事項を 定めることを目的とする。

# (連携内容)

- 第2条 甲は、緊急時に施設を現地対策拠点として使用する。
- 2 甲は、緊急時に乙に富士山火山に関する情報を提供し、また、施設使用中の生徒等がいる場合、 安全に帰宅させるための支援を行う。

### (施設の使用)

- 第3条 甲は、緊急時に現地対策拠点を設置する必要が生じた場合、乙に対して施設の使用について要請する。
- 2 乙は、前項の要請を受け、施設の使用を許可するものとする。
- 3 乙は、直ちに施設の使用を許可することが困難である場合、使用許可の見込みについて、甲に 伝えるものとする。

# (連絡責任者の設置及び連絡会議の開催)

第4条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれに連絡責任者を置き、必要に 応じて連絡会議を開催し、富士山火山に関する情報共有やこの協定の実施にかかる事項について の協議を行うものとする。

### (防災訓練の実施)

第5条 甲及び乙は、この協定書に基づく内容が緊急時に円滑に進められるよう、必要に応じて防災訓練を実施する。

## (現地対策拠点設置時の施設管理)

- 第6条 現地対策拠点設置時の施設の管理運営は、甲の責任において行い、施設の維持管理には十 分留意するものとする。
- 2 現地対策拠点の管理運営について、乙はできる限り甲に協力するものとする。

### (費用負担)

第7条 甲が行う現地対策拠点の施設の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

(施設使用の終了)

第8条 甲は、現地対策拠点としての施設使用を終了する場合は、乙に現地対策拠点の使用終了を 文書にて提出するとともに、その施設を原状に復し、確認を受けた後、乙に返還する。ただし、 天災などの不可抗力により、甲の責によらない建物の破損について、甲は責任を負うものではない。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれかからも書面による協定の解除又は変更の申出がない場合は、本協定はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は本協定の解釈に係る疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年3月28日

甲	山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号	
	山梨県知事	
乙	東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号	
	<b>###</b>	

## 〔資料協定第19〕

# 震災時交通遮断ゲートに関する協定

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区 (以下「甲」という。) と世田谷警察署、北沢警察署及び玉川警察署 (以下「乙」という。) との間で、交通遮断ゲート (以下「ゲート」という。) の設置及び管理等について協定し、震災時の交通規制を的確に行うことを目的とする。

(設置)

第2条 甲は、広域的災害発生時における交通規制に資するとともに、道路の防護柵として使用する ため、乙の協力のもとにゲートを設置する。

(設置箇所及び仕様)

第3条 ゲートの設置箇所及び仕様については、甲乙の協議により別に定める。

(維持管理)

第4条 甲は、設置したゲートの維持管理に努める。

(鍵の保管)

第5条 ゲートの鍵は、甲及び乙がそれぞれ保管する。

(災害時の対応)

第6条 広域的災害発生に際しては、ゲートの開閉は乙が行い、甲はそれに協力する。

(定めのない事項の処理)

第7条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙 協議して定める。

平成8年7月1日

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

乙 世田谷警察署長

北沢警察署長

玉川警察署長

# 〔資料協定第 20〕

# 一般国道246号二子玉川ランプの使用に関する覚書

建設省関東地方建設局川崎国道工事事務所 (以下「甲」という。) と、世田谷区 (以下「乙」という。) は、災害時において甲が管理する東京都世田谷区玉川三丁目 14番先の二子玉川ランプ (以下「二子玉川ランプ」という。) を乙が災害対策の一環として使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

# (適用範囲)

第1条 この覚書の適用の範囲は、別添図の朱塗りの部分とする。

(使用の条件)

第2条 甲は、二子玉川ランプを歩行者及び自転車の通行の用に供するほか、車両については災害時において乙又は災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) に基づく世田谷区災害対策本部が指定した車両 (以下「緊急車両」という。) が通行する場合に限り、二子玉川ランプの使用を認めるものとする。

#### (使用手続)

- 第3条 乙は、二子玉川ランプを使用しようとするときは、甲に対し書面により使用の申請を行うものとする。ただし、緊急時においては、口頭により申請を行い、後日書面を提出することができる。
- 2 甲は、前項の申請があった場合において、前条に定める使用の条件に適合すると認めるときは、 二子玉川ランプの使用を許可するものとする。
- 3 甲は、二子玉川ランプの使用を許可したときは、書面により乙に通知するものとする。ただし、 緊急時においては、口頭により許可を行い、後日書面により通知することができる。
- 4 乙が二子玉川ランプを使用する場合において、地元町会・自治会・商店会及び関係機関等への説明、 手続等が必要なときは、乙が行うものとする。
- 5 甲の設置したネットフェンス及び車両進入防止用ガードレールは、緊急災害時においてのみ乙の 責任において撤去するものとする。
- 6 甲の設置した門扉は、平常時においては施錠し、緊急災害時においてのみ乙の責任において解錠 するものとする。なお、使用する鍵は、甲、乙それぞれ1個ずつ保管するものとする。
- 7 乙は、二子玉川ランプを使用するときは、前条に規定する緊急車両以外の車両が通行しないよう 必要な措置を施すとともに、歩行者及び自転車利用者の安全を確保するものとする。

(事故等の対応)

第4条 乙の使用に起因して事故等が発生した場合、遅滞なく甲に報告するとともに甲、乙協議して 対応するものとする。

(使用の完了)

- 第5条 乙は、その使用が終了した場合は、原則として原形復旧を行い、甲に立会いを求め、甲、乙立会いのもとにその使用の完了を確認するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により使用の完了が確認された場合は、甲に対して完了届を提出するものとする。

#### (維持管理)

- 第6条 二子玉川ランプの維持管理は甲が行う。
- 2 乙は、二子玉川ランプ及びその周辺地区における放置自転車等の解消にむけ、地元町会、自治会、 商店会及び関係機関等と協力して広報及び指導に努めるものとする。
- 3 乙は、放置自転車等に対する撤去及び移動等の措置に努めるものとし、甲も可能な範囲で協力するものとする。

(その他)

第7条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲、 乙協議して定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成 11 年 3 月 23 日

- 甲 神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷二丁目3番3号 建設省関東地方建設局川崎国道工事事務所 代表者 川崎国道工事事務所長
- 乙 東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号世田谷区 代表者 世田谷区長

※中央省庁再編により「建設省関東地方建設局川崎国道工事事務所」は「国土交通省関東地方整備局川 崎国道事務所」に変更

## 〔資料協定第21〕

# 災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書

世田谷区(以下「甲」という。)と東京都下水道局南部下水道事務所(以下「乙」という。)は、「東京都地域防災計画」及び「東京都国民保護計画」並びに「世田谷区地域防災計画」及び「世田谷区国民保護計画」に基づき、災害時に避難所等から発生するし尿の下水道施設(水再生センター及び管路の受入れ人孔(以下「受入れ人孔」という。)への搬入及び受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、災害時に避難所から発生するし尿を甲が下水道施設へ搬入し、乙が受け 入れるに当たり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的 とする。

(年度協議)

- 第2条 甲は、毎年度、避難所の一覧表を乙に提出する。
- 2 乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する下水道施設を提示し、甲乙協議の上これを決定する。

(役割分担)

- 第3条 平常時における役割分担は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 乙は、甲が実施する下水道管路へのし尿搬入訓練において、人孔蓋開閉の実地訓練を指導する。
- (2) 甲は、前項の実地訓練の実施に必要となる道路使用許可等の申請及び安全管理を行う。
- (3) 甲は、独自にし尿の搬入訓練を行う場合は、事前に乙に届出の上、承認を得る。
- 2 災害時における役割分担は、次の各号のとおりとする。
- (1) 甲は、災害時において、下水道施設へし尿を搬入する場合、事前に乙に連絡するものと する。ただし、事前連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡するものとする。
- (2) 甲は、下水道管路の受入れ人孔へし尿を搬入する場合、その人孔蓋の開閉を行うととも に、十分な安全管理を行う。
- (3) 甲は、し尿受入れ人孔の下水道管路が閉塞等により使用不能となった場合、直ちに使用を中止し、速やかに乙に連絡する。
- (4) 乙は、甲から前号による連絡を受けた場合は、その下水道管路の調査及び復旧を行う。 (費用負担)
- 第4条 甲は、人孔蓋の開閉に必要な物品を確保する費用を負担する。

(清掃及び確認)

- 第5条 甲は、受入れ人孔にし尿を搬入した場合、その都度、周辺及び人孔内の清掃を行う。
- 2 甲は、受入れ人孔へのし尿搬入終了後に、前項の清掃状況等について、乙の立会いの下確認する。ただし、乙の立会いが困難な場合、甲は、書面をもって清掃状況の報告をするものとする。

(有効期間)

- 第6条 この覚書の有効期間は、この覚書の締結の日から平成21年3月31日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の3か月前までに、甲乙いずれからも何らの意思 表示がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
- 3 甲及び乙は、この覚書の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この覚書を改定すること ができる。

(協議)

第7条 この覚書に疑義が生じた場合、この覚書に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの覚書を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙が協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれに記名押印の上、各1通を保管する。

平成20年10月31日

世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号 甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

大田区雪谷大塚町13番26号 乙 東京都下水道局南部下水道事務所 代表者 南部下水道事務所長

#### [資料協定第 22]

# 災害時における下水道マンホール用仮設トイレの設置に関する覚書

東京都下水道局を甲とし、世田谷区を乙とし、甲乙間において、災害時及び防災訓練時における下水道マンホール用仮設トイレの設置に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、甲が作成した「マンホール用仮設トイレ設置人孔マップ」の下水道マンホールを 利用して、乙が災害時及び防災訓練時にトイレとして設置する下水道マンホール用仮設トイレに関す る事項について定めることを目的とする。

(下水道マンホールを利用する場合の連絡)

第2条 乙は、甲が指定した下水道マンホールを利用する場合、原則として、事前に甲に連絡するものとする。事前の連絡ができなかった場合は、事後速やかに甲へ連絡を行う。

(役割分担)

- 第3条 下水道マンホール用仮設トイレの設置及び撤去に伴う甲乙の役割分担は、次のとおりとする。
- (1) 乙は、下水道マンホール用仮設トイレの設置に伴う道路使用許可等の取得及び安全管理を行う。
- (2) 乙は、下水道マンホール用仮設トイレの設置及び撤去に伴う下水道マンホール蓋開閉の作業を行う。
- (3) 乙は、下水道マンホール用仮設トイレ及び下水道マンホール蓋開閉工具を必要数購入し、適正な保管管理を行う。
- (4) 乙は、第2条の下水道マンホールの使用について、トイレとしての目的以外の使用を禁止し、トイレとしての適正な管理を行う。
- (5) 乙は、第2条の下水道マンホールを使用した場合は、設置箇所付近及び下水道マンホール内の清掃を実施する。
- (6) 乙は、第2条の下水道マンホールの使用により管渠の閉塞、施設の損傷等が発生した場合は、直ちに使用を中止し、速やかに甲に連絡する。
- (7) 甲は、乙から前号による連絡を受けたときは、その機能回復処置を行う。
- (8) 乙は、乙の責に帰すべき事由により前号の機能回復処置が行われた場合は、その費用を負担する。(確認)
- 第4条 甲は、下水道マンホール用仮設トイレの撤去時に安全確保の状況並びに設置箇所付近及び下水 道マンホール内の清掃状況について乙の立会のもと確認する。

(協議)

第5条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に疑義を生じたときは、甲乙の協議により定める。

甲と乙とは、この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年7月7日

東京都大田区雪谷大塚町13番26号 東京都下水道局南部管理事務所

代表者 南部管理事務所長

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

乙 世田谷区

甲

代表者 世田谷区長

※組織改正により「東京都下水道局南部管理事務所」は「東京都下水道局南部下水道事務所」に変更

#### [資料協定第23]

# 災害時における遺体安置所に関する協定

世田谷区を甲とし、警視庁世田谷警察署を乙として、甲乙間において、災害時における遺体安置所に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生した場合に甲が開設する遺体安置所(以下「遺体安置所」という。)に 関して、甲と乙との間において必要な事項について定めることを目的とする。

(遺体安置所の設置)

- 第2条 遺体安置所の設置は、次に掲げることを目的に行う。
- (1)遺体の収容
- (2)遺体の検視及び検案
- (3)遺体の安置
- (4)遺体の遺族への引き渡し
- (5) 検案書及び火葬許可証の交付
- (6) 身元不明の遺体の確認調査

(遺体安置所の開設)

- 第3条 甲は、別表に規定する施設を必要に応じて使用して、遺体安置所を開設するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、災害の状況等に応じて、乙と協議の上、甲の管理する他の施設等を使用して、遺体安置所を開設することができるものとする。

(開設の連絡及び職員の派遣要請)

第4条 甲は、遺体安置所を開設したときは、乙に対してその旨を速やかに連絡するとともに、乙の職員の派遣を要請するものとする。

(職員の派遣)

第5条 乙は、前条に規定する要請に基づき、速やかに遺体安置所へ乙の職員を派遣し、検視その他の 業務に従事させるものとする。

(要請方法)

- 第6条 第4条に規定する要請は、次に掲げる事項を文書又は口頭で行うものとする。
- (1)遺体安置所を開設した施設の名称及び所在地
- (2) 職員の派遣を要請する旨
- (3)前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3月前までに甲乙のいずれからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議 して定めるものとする。 甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

# 平成18年11月21日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目4番4号

乙 警視庁世田谷警察署

代表者 世田谷警察署長

# 別表 (第3条関係)

施設の名称	所在地	管轄警察署
池尻地区会館	世田谷区池尻二丁目3番11号	世田谷警察署
世田谷地区会館	世田谷区世田谷二丁目25番10号	世田谷警察署
経堂南地区会館	世田谷区経堂五丁目21番6号	北沢警察署
上馬地区会館	世田谷区上馬四丁目3番20号	世田谷警察署
代田南地区会館	世田谷区代田一丁目21番11号	北沢警察署
桜上水南地区会館	世田谷区桜上水三丁目4番11号	成城警察署
九品仏地区会館	世田谷区奥沢七丁目34番3号	玉川警察署
尾山台地区会館	世田谷区等々力二丁目17番14号	玉川警察署
船橋地区会館	世田谷区船橋三丁目11番8号	北沢・成城警察署
喜多見東地区会館	世田谷区喜多見五丁目11番10号	成城警察署
上北沢地区会館	世田谷区上北沢二丁目1番3号	北沢・成城警察署
上祖師谷地区会館	世田谷区上祖師谷四丁目5番6号	成城警察署
北烏山地区会館	世田谷区北烏山九丁目25番26号	成城警察署

※上馬地区会館は、平成29年1月に上馬複合施設内(上馬四丁目10番17号)に移転。

※同内容の協定書を、下記の相手方とも平成18年11月21日付で締結している。

・相手方 東京都世田谷区松原六丁目4番14号 警視庁北沢警察署

代表者 北沢警察署長

- ・相手方 東京都世田谷区中町二丁目 9 番 2 2 号 警視庁玉川警察署 代表者 玉川警察署長
- ・相手方 東京都世田谷区千歳台三丁目19番1号 警視庁成城警察署 代表者 成城警察署長

#### [資料協定第24]

# 非常通信の運用に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と東京消防庁世田谷消防署(以下「乙」という。)は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用(電波法(昭和25年法律第131号)第52条第4号に規定する非常通信をいう。)に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信(以下これらを「非常通信」という。)の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

(非常通信の扱い)

- 第2条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。
- 2 前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非 常通信に協力する。

(伝達の手段)

- 第3条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話又はファクシミリによるものとする。 (伝達の方法)
- 第4条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信 設備を使用して非常通信文を送信するものとする。
- 2 前項により、甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙はできる限り協力する。
- 3 乙の有する通信設備において、甲を受け取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として 甲が自ら受領し、持ち帰るものとする。

(非常通信の受付)

第5条 甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付をあらかじめ確認しておく。

(身分の確認)

第6条 甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分を確認することのできるものを持参 し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

(費用負担)

第7条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

(訓練)

第8条 甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

(疑義の決定方法)

第9条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、 その都度甲乙で協議する。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3箇月前までに甲乙いずれからも何ら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

# 平成20年4月1日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

世田谷区三軒茶屋二丁目33番21号

工 東京消防庁世田谷消防署代表者 世田谷消防署長

#### [資料協定第25]

# 大震災発生時の警視庁世田谷警察署代替施設としての 世田谷区立世田谷区民会館第2別館の利用に関する協定書

世田谷区を「甲」とし、警視庁世田谷警察署を「乙」とし、甲乙の間において、大震災発災時の世田 谷警察署代替施設(以下「警察署代替施設」という。)として、東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号世 田谷区立世田谷区民会館第2別館の一部を利用することについて、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、乙が甲の所有する施設の一部を、警察署代替施設等として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(警察署代替施設の開設)

- 第2条 甲は、乙が世田谷区立世田谷区民会館第2別館の一部に警察署代替施設を開設する必要が生じた際には、乙に協力するものとする。
- 2 甲が現施設を新築・改築等のため取り壊す場合、又は本施設を他の目的に使用することになった場合は、本協定は失効するものとする。

(使用許可)

第3条 乙が、前条第1項に基づき警察署代替施設を開設しようとする際には、世田谷区公有財産管理 規則(昭和39年3月世田谷区規則第5号)に定める手続きにより甲から使用許可を得なければなら ない。

(警察署代替施設の管理)

第4条 警察署代替施設として使用中の建物の管理は、乙の責任において行うものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の 一か月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさら に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第6条 この協定書に定めがない事項の取り扱いについては、必要の都度、甲乙協議の上、決定していくものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年8月24日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目4番4号

乙 代表者 警視庁世田谷警察署長

※「世田谷区立世田谷区民会館第2別館」は「世田谷区立スカイキャロット展望ロビー」に変更 (平

成29年10月1日付)

※第3条 「世田谷区公有財産管理規則(昭和39年3月 世田谷区規則第5号)」は「世田谷区公有 財産管理規則(平成27年3月 世田谷区規則第34号)」に変更 (平成29年10月1日付)

## 〔資料協定第 26〕

# 世田谷区災害時要援護者名簿に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と世田谷消防署(以下「乙」という。)、玉川消防署(以下「丙」という。)及び成城消防署(以下「丁」という。)とは、火災、地震、風水害等の災害発生時に高齢、障害等により自力で避難することが困難な者(以下「災害時要援護者」という。)に関する個人情報を記載した名簿(以下「名簿」という。)の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

- 第1条 甲は、乙、丙及び丁が災害時要援護者に対する安否確認、避難誘導、救出、救護等の緊急対応(以下「緊急対応」という。)を行うため、乙、丙及び丁の管内ごとに名簿を作成し、年1回、乙、丙及び丁に対し、 当該管内の名簿を提供する。
- 第2条 乙、丙及び丁は、緊急対応に必要な範囲内で名簿を使用するものとする。
- 第3条 名簿に記載する情報は、住所、氏名、生年月日及び性別とし、対象者は、次のとおりとする。
  - (1) 75歳以上の者のうち、次のイ又は口に該当する者
    - イ 一人暮らしの者
    - ロ イに掲げるもののほか、65歳以上の者のみで構成された世帯に属する者
  - (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、要介護状態区分について要介護3、要介護4又は要介護5の認定を受けた者
  - (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害程度等級1級又は2級で、次の種別の者
    - イ視覚
    - 口 四肢
    - ハ体幹
    - 二 半身
    - ホ 両下肢
    - へ 片下肢
    - ト 移動
    - チ 聴覚
  - (4) 東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年民児精発第58号)第5条第1項の規定により愛の手帳の交付 を受けた者のうち、知的障害の程度が1度又は2度の者
  - (5) 前各号に掲げる者のうち、甲乙丙丁が協議して定めた者
- 第4条 乙、丙及び丁は、名簿について東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)、 東京消防庁個人情報取扱事務要綱(平成17年4月17日付16総総第1478号総務部長依命通達)等に

基づき、適正に管理しなければならない。

第5条 乙、丙及び丁は、紛失、破損、漏えいその他前項の適正な管理に支障があったときは、直ちに甲に報告し、適切な措置を講じなければならない。

第6条 乙、丙及び丁は、甲から要請があったときは、速やかに名簿を返却するものとする。

第7条 この協定に定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、東京都個人情報の保護に関する条例及び世田谷区個人情報保護条例(平成4年3月世田谷区条例第2号)の趣旨に則り、甲乙丙丁が協議した上で定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書を4通作成し、甲、乙、丙、丁、記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成21年12月18日

- 甲 世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区長
- 乙 世田谷区三軒茶屋二丁目33番21号 東京消防庁世田谷消防署長
- 丙 世田谷区中町三丁目1番19号 東京消防庁玉川消防署長
- 丁 世田谷区成城一丁目21番14号 東京消防庁成城消防署長
- ※ 「災害時要援護者」は「避難行動要支援者」に読み替える。

# 〔資料協定第27〕

# 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局(以下「甲」という。)及び世田谷区(以下「乙」という。)は、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が 必要とする各種情報の交換等(以下「情報交換」という。)について定め、もって、適切、迅速かつ 的確な災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の開始時期)

- 第2条 情報交換の開始時期は、次のとおりとする。
  - (1) 世田谷区内で重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると甲若しくは乙が判断したとき。
  - (2) 世田谷区災害対策本部が設置されたとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、甲又は乙が情報交換を行うことが必要と判断したとき。

(情報交換の内容)

- 第3条 情報交換において交換する情報は、次に掲げるものとする。
  - (1) 一般被害(住民の安否、住宅の破損等をいう。)の状況に関すること。
  - (2) 公共土木施設(道路、河川、ダム、砂防設備、都市設備等をいう。)の被害の状況に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と判断した情報。

(情報連絡員(リエゾン)の派遣)

- 第4条 第2条各号のいずれかに該当し、乙が甲に情報連絡員の派遣を要請し、又は甲が情報連絡員を派遣する必要があると判断した場合は、甲が乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し、情報交換を行うものとする。
- 2 甲及び乙は、相互に担当部署及び担当者を明確にし、情報連絡員の派遣に関して事前に調整を行うものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に係る訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力する ものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、 有効期間の満了の1箇月前までに、甲又は乙が異議を申し出ない限り、この協定の有効期間を更に1 年間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が 協議して定めるものとする。 この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、 各1通を所有する。

# 平成24年6月1日

- 甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館 国土交通省 関東地方整備局長
- 乙) 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区長

# [資料協定第28]

# 災害時における応急物資の優先供給及び被災者支援に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と世田谷区商店街連合会(以下「乙」という。)とは、世田谷区内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)においても区民が安心し、安定した生活を送ることができるようにするため、応急食料及び日用品(以下「応急物資」という。)の供給及び運搬等(以下「優先供給」という。)の災害応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が行う物資の調達及び被災者(被災した区民又は帰宅困難者をいう。)の支援に係る乙の協力に関し必要な事項を定め、災害応急対策の充実を図ることを目的とする。

(応急物資の要請)

- 第2条 甲は、災害時において緊急に物資を調達する必要があるときは、乙に対し応急物資の優先供 給を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、これにより難いときは、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力の内容)

- 第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供 給を行うものとする。
- 2 乙に属する商店街の加盟店は、相互に協力し合い、可能な範囲において、被災者を救援するため の活動を行うものとする。
- 3 乙に属する商店街は、甲の要請により可能な範囲において、その所有する放送設備等を活用して 災害情報等の提供を行うものとする。

(周知)

第4条 甲は、乙に属する商店街及びその加盟店が前条の規定により協力する旨を区民に周知するよう努めるものとする。

(応急物資の受領)

第5条 甲は、応急物資の供給場所を指定し、当該供給場所において品目、数量等を確認の上、応急 物資を受け取るものとする。

(報告)

第6条 乙は、甲の要請に基づき応急物資の優先供給を行ったときは、供給した応急物資の品目、数量、供給場所、日時等を文書により甲に対し報告するものとする。

(費用負担)

- 第7条 甲は、第3条第1項の規定により応急物資の優先供給を受けたときは、当該応急物資の優先 供給に要した費用を負担するものとする。
- 2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、次の各号に定める額の合計とする。
- (1) 応急物資の価格(当該災害時の直前の価格とする。)
- (2) 応急物資の運搬に要した費用の実費相当額(人件費を除く。)

(請求及び支払)

第8条 乙は、前条の規定により甲が負担する費用の額を、甲の指定する様式により、甲に請求する ものとする。 2 甲は、前項の規定により乙から請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに乙に当該費 用を支払うものとする。

# (災害補償)

第9条 甲は、甲の要請に基づき応急物資の優先供給に従事した者が、当該応急物資の優先供給に従事したことにより死亡し、負傷し、又は障害を有することとなったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基づきその損害を補償するものとする。

### (連絡責任者)

- 第10条 甲及び乙は、災害応急対策に関する事項の伝達を円滑に行うため、双方に連絡責任者を定めるものとする。
- 2 甲及び乙の連絡責任者は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ情報の交換を 行うものとする。

### (実施細目)

- 第11条 この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目を定めるものとする。 (有効期間)
- 第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の2箇月前までに、甲及び乙の双方が書面による申出をしないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

### (協議)

第13条 この協定及び第11条の実施細目に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

なお、この協定の成立をもって、平成17年12月14日に甲乙間で締結した「災害時における 応急物資の優先の供給に関する協定」は、失効する。

### 平成25年2月28日

甲 世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区 代表者 世田谷区長

乙 世田谷区太子堂二丁目16番7号 世田谷区商店街連合会 代表者 会長

### [資料協定第29]

# 災害時における応急物資の優先供給及び被災者支援に関する実施細目

世田谷区(以下「甲」という。)と世田谷区商店街連合会(以下「乙」という。)が締結した災害時における応急物資の優先供給及び被災者支援に関する協定(以下「協定」という。)第11条の規定に基づき定める実施細目は、次のとおりとする。

### (応急物資の内容)

- 第1条 協定に規定する応急物資は、次の物資とする。
- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(協力の内容)

- 第2条 協定第3条第1項の規定により乙が行う協力の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 乙に属する商店街又は商店街の加盟店(以下「会員店」という。)が所有する応急物資を確保し、 甲が指定する供給場所へ搬送すること。
- (2) その他甲が要請すること。
- 2 協定第3条第2項の規定により会員店が行う協力の内容は、次のとおりとする。
- (1)会員店が所有又は管理する駐車場等のスペースを、被災者の一時避難所として開放し、炊き出し、テント設営等、被災者が当該スペースにおいて行う活動に協力すること。
- (2) 被災者に対し、水道、トイレその他の被災者の生活を支援するための設備を提供すること。
- (3) 会員店、その事務所等において、テレビ、ラジオ、インターネット等で知り得た被害概況を被災者に提供すること。
- (4) 年1回以上随時更新する別紙「会員店・地域連携表」に掲げる地域において行われる災害時のための訓練を通し、会員店と地域の連携を密にするとともに、災害時においても会員店と地域が連携すること。
- 3 協定第3条第3項の災害情報等は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 災害状況に関すること。
- (2) 避難の勧告、指示、誘導等に関すること。
- (3) 食料及び物資の配給状況に関すること。
- (4) 救援及び衛生に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災者が必要とする事項
- 4 協定第3条第3項の「放送設備等」とは、放送設備、紙媒体及びこれらに類する機能を有するもの をいう。

(連絡責任者)

第3条 協定第10条に規定する甲及び乙の連絡責任者は、次のとおりとする。

甲の連絡責任者 危機管理室災害対策課長

乙の連絡責任者 世田谷区商店街連合会事務局専務理事又は事務局長

(ボランティアの派遣要請)

第4条 乙は、第2条第2項第1号の規定により被災者が行う活動に協力するため必要があると認めたときは、甲に対しボランティアの派遣を要請することができるものとする。

(有効期間)

第5条 この細目は、協定の有効期間中は効力を有するものとし、協定が失効した場合には、その効力

を失うものとする。

甲及び乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

平成25年2月28日

# 別表 (第1条関係)

# 災害時の主な必要物品

災害発生直後に必要な物資 (おおむね災害発災から3日間程度)	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、 粉ミルク、缶詰(イージーオープン)	食料品 左欄に掲げるもののほか、精米、レトルト食品、 漬物、梅干、野菜、調味料、肉類、菓子類、果物、 お茶
生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶、ラジオ、 乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て 食器類、ラップ、固形燃料、ウェットティシュ、 ごみ袋、蚊取り線香(夏季)、使い捨てカイロ(冬 季)	生活必需品 左欄に掲げるもののほか、タオル、肌着、履物、 作業服、軍手、鍋、炊飯用具、簡易コンロ、カセットボンベ、石鹸、歯ブラシ、ティッシュペーパー、常備薬、救急セット、防水シート

- 甲 東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号 世田谷区 代表者 世田谷区長
- 乙 東京都世田谷区太子堂二丁目16番7号 世田谷区商店街連合会 代表者 会長

## 〔資料協定第30〕

# 災害時における米穀供給に関する協力協定

世田谷区(以下「甲」という。)と東京都米穀小売商業組合世田谷支部(以下「乙」という。)とは、大規模な風水害、地震その他の災害が世田谷区内で発生し、若しくは発生するおそれのある場合(以下「災害時」という。)における甲の応急対策上必要な米穀の供給及び運搬等(以下「優先供給」という。)に関する乙の協力について、次のとおり協力協定を締結し、平成30年(2018年)4月1日から適用する。

### (優先供給の要請)

- 第1条 甲は、災害時において緊急に米穀を調達する必要を生じたときは、乙に対して米穀の優先供給 を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は文書等により行う。ただし、これにより難いときは、口頭により要請し、そ の後速やかに文書を提出する。

(協力の内容)

第2条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、米穀を優先供給する ものとする。

(米穀の受領)

- 第3条 甲は、米穀の供給場所を指定し、当該供給場所において数量を確認の上、米穀を受け取る。 (報告)
- 第4条 乙は、甲の要請に基づき米穀の優先供給を行ったときは、供給した数量、供給場所、日時等を 文書により甲に対し報告する。

(費用負担)

- 第5条 甲は、第2条の規定により米穀の優先供給を受けたときは、当該米穀の優先供給に要した費用 を負担する。
- 2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、次の各号に定める額の合計とする。
  - (1) 米穀の価格
  - (2) 米穀の運搬に要した費用の実費相当額(人件費を除く。)

(請求及び支払)

- 第6条 乙は、前条の規定により甲が負担する費用の額を、甲の指定する様式により、甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙から請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに乙に当該費用を 支払う。

(災害補償)

第7条 甲は、甲の要請に基づき米穀の優先供給に従事した者が、当該米穀の優先供給に従事したことにより死亡し、負傷し、又は傷害を有することとなったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

(看板掲出)

第8条 甲は、組合員の承諾を得て組合員の店舗に「世田谷区災害時食料協力店」の看板を掲出することができる。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成30年(2018年)4月1日から平成31年(2019年)3月31日までの1年間とする。ただし、有効期間満了の日の2か月前までに、甲及び乙の双方が書面による申出をしないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 10 条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈について疑義を生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

甲と乙は、上記のとおり協力協定を締結したことを証するため。本協定書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。なお、平成30年(2018年)4月1日をもって、昭和54年(1979年)6月4日に締結した「災害時における米穀供給に関する協力協定」は失効する。

平成30年 1月11日

世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号甲 世田谷区 代表者 区長 保 坂 展 人

世田谷区砧六丁目 30 番 1 号 乙 東京都米穀小売商業組合世田谷支部 代表者 支部長 野 原 敏 男

# 〔資料協定第31〕

# 給水施設の維持管理及び運用に関する協定書

東京都知事を甲とし、世田谷区長を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が東京都震災予防条例 (昭和46年東京都条例第121号) に基づき世田谷区立 こどものひろば公園内に設置した給水施設 (以下「給水施設」という。) の維持管理及び運用に関し て必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(協力)

第2条 甲と乙とは、給水施設を設置した趣意に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に 協力するものとする。

(維持管理)

第3条 甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。

2 前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

(応急給水)

第4条 乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、第3条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。

2 乙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資器材以外の ものに係る経費を負担するものとする。

(関連区)

第6条 乙は、給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の特別区と 別途協議するものとする。

(実施細目)

第7条 乙と東京都水道局長は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。 (適用期日)

第8条 この協定は、昭和58年8月10日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1 通を保有する。

昭和58年8月10日

東京都知事

世田谷区長

※ 同文の協定を、このほか区内3ヶ所の給水施設についても締結している。 給水施設名、協定締結日、協定適用期日(協定締結日と同日)は下記のとおり。

- · 区立葭根公園内給水施設 昭和63年7月29日
- · 都立祖師谷公園內給水施設 平成9年8月1日
- · 区立中町二丁目公園内給水施設 平成12年4月1日

### [資料協定第32]

# 災害時における井戸、貯水槽又は浴場の使用に関する協力協定

世田谷区(以下「甲」という。)と東京都公衆浴場業生活衛生同業組合世田谷支部(以下「乙」という。)との間において、災害時における世田谷区内の公衆浴場の井戸、貯水槽又は浴場の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における乙の組合員(以下「組合員」という。)が所有し、又は管理する井戸、貯水槽 又は浴場の使用に関し必要な事項を定めることにより、災害時における区民への給水支援及びり災者(災害によ る家屋の倒壊、焼失等により自宅において入浴が困難な者として甲が認めた者をいう。以下同じ。)への入浴支援 を行うことを目的とする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、大規模な災害が発生した場合で必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請するものとする。
  - (1) 組合員が所有し、又は管理する井戸又は貯水槽において、区民に対して給水を行うこと。
- (2) 組合員が所有し、又は管理する浴場において、り災者への入浴支援を行うこと。
- 2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、 事後速やかに書面を送付するものとする。
- 3 第1項の要請は、乙の支部長(以下「支部長」という。)に対して行うものとする。ただし、支部長に事故あるとき又は支部長が不在のときは、あらかじめ支部長が指名した者に対して行うものとする。 (協力)
- 第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、組合員に対し、当該要請に協力させるものとする。 2 前項により組合員が入浴支援を行う場合、り災者から徴収する対価は、災害発生直前における公衆浴場利用料金の額とする。

(有効期間)

- 第4条 この協定の有効期間は、平成21年12月11日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。 (協議等)
- 第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

なお、平成8年12月19日に甲乙間で締結した「災害時における井戸及び浴場の使用に関する協力協定」に ついては、廃止する。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年12月11日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区三宿一丁目30番2号

乙 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合世田谷支部 代表者 支 部 長

#### [資料協定第33]

# 災害時における飲料の提供協力に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)とサントリーフーズ株式会社(以下「乙」という。)とは、世田谷区内において地震等による大規模災害が発生し、ライフラインが絶たれたとき(以下「災害時」という。)における飲料の提供協力(以下「提供協力」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。(目的)

- 第1条 この協定は、災害時における、甲に対する乙の提供協力について定めることを目的とする。 (協力の要請)
- 第2条 甲は、災害時において飲料の提供が必要となるときは、乙に対し、提供協力を要請することができる。
- 2 甲は、前項に定めのない事項について、乙に協力を要請することができる。

(要請手続)

- 第3条 前条の規定による甲の要請(以下「要請」という。)は、世田谷区災害対策本部が行う。
- 2 甲は、要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請することができないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。
- 3 乙は、要請を受けた場合、可能な限り速やかに供給可能な飲料の数量、運送可能な場所及び日時等を明示した文書により甲に連絡する。ただし、緊急の場合で文書により連絡することができないときは、口頭等で連絡し、事後速やかに文書により連絡するものとする。

(飲料供給の範囲及び数量)

- 第4条 甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な数量と する。
  - (1) ミネラルウォーター
  - (2) その他の飲料

(運搬及び引渡)

- 第5条 飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。
- 2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、内容を確認の上、受領するものとする。

(報告)

- 第6条 乙は提供協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を電話等により甲に報告するとと もに、速やかに次に掲げる事項を記載した文書を提出するものとする。
  - (1) 提供した飲料の品目及び数量
  - (2) 提供した期間
  - (3) 提供した場所
  - (4) その他必要な事項

(費用負担)

第7条 この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び運搬費用等の乙が供給に要した費用

については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定による費用の額は、災害時直前における適正価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 乙は、前条の規定による文書提出後、甲の承諾を得て、前項で決定した費用の額を甲に請求する ものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、添付別紙「災害時緊急連絡体制表」のとおりとする。 (有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から、平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれよりも異議の申し出がない限り、この契約は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

(協議)

- 第10条 第7条第1項及び第2項に定めるもののほか提供協力に関し乙に損失が生じたときは、その負担割合等については甲乙が協議して定める。
- 2 この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1 通を保管する。

平成20年11月25日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都港区台場二丁目3番3号

乙 サントリーフーズ株式会社

代表者 代表取締役社長

- ※ 同内容の協定書を、下記の相手方とも平成 20 年 11 月 25 日付で締結している。会社名はサントリービバレッジソリューション株式会社に変更となっている。
- ・相手方 東京都文京区春日 1-4-10 4 階 株式会社 ジャパンビバレッジ 執行役員 営業副本部長

#### [資料協定第34]

# 災害時における燃料等の供給に関する協力協定

世田谷区(以下「甲」という。)と東京都石油商業組合世田谷支部(以下「乙」という。)とは、区内で災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。以下同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合における燃料等の供給に関して、次のとおり協力協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が、緊急車両、 発電機等の燃料等(ガソリン、軽油、灯油、重油等の燃料、燃料容器等をいう。)の供給を乙から受け ることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、燃料等を調達する必要がある ときは、乙に対しその供給に関する協力を要請する。
- 2 前項の規定による要請は、原則として甲の財務部長が乙の支部長に対して電話又はファクシミリに より行うものとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(協力)

- 第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り燃料の供給に協力するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、通信手段が途絶していると認めた場合は、甲の要請の到達を待たずに、 燃料の供給に協力するものとする。

(供給の方法)

- 第4条 前条の規定による燃料等の供給は、乙の構成員が経営する給油所において行うものとする。ただし、甲からの要請があり、かつ、可能であるときは、甲の指定する場所へ輸送して行うものとする。 (費用負担)
- 第5条 前2条の規定による燃料等の供給に要した費用(以下「燃料代」という。)は、甲が予算の定めるところにより負担するものとする。
- 2 前項の費用のうち、燃料等の価格は、災害発生直前における小売価格を基準として甲乙の協議により定めるものとする。

(支払い)

第6条 甲は、乙の請求に基づき、その内容を確認の上、燃料代を支払うものとする。

(公務災害補償)

第7条 第4条に規定する業務中に乙の支部員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、 甲は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例 第24号)の規定に基づきその損害を補償するものとする。

(連絡)

- 第8条 乙は、この協定に基づき甲に燃料等を供給することできる給油所の名称、所在地及び連絡先、 各給油所が取り扱う燃料の種別、燃料種別ごとの輸送可否等を、1年に1回甲に連絡するものとする。 (協議)
- 第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ

定めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の日の3 箇月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに 1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 昭和56年6月19日に甲乙間で締結した災害時における石油製品供給に関する協力協定 は、この協定の締結をもって廃止する。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年5月26日

世田谷区世田谷四丁目21番27号 甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区野毛三丁目21番11号 乙 東京都石油商業組合世田谷支部 代表者 支部長

#### [資料協定第35]

# 災害時における燃料供給等の協力に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と株式会社コヤマドライビングスクール二子玉川校(以下「乙」という。)とは、世田谷区内において地震等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における燃料の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において、甲の応急対策活動に乙が協力するために必要な事項を定める ことを目的とする。

(協力の要請)

- 第2条 甲は、災害時等に必要があると認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請する。
- (1) 乙が保有する燃料の供給
- (2) 乙が保有する車両(以下「車両」という。)の供給
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に甲が必要と認める事項
- 2 乙は、甲から前項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものと する。
- 3 第1項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(燃料の供給)

第3条 燃料の品目、数量及び供給場所は、甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、数量等を確認の上、受け取るものとする。

(燃料の供給に係る費用負担)

- 第4条 甲は、この協定により、乙が燃料供給等に要した次に掲げる費用を負担する。
- (1) 乙が提供した燃料の費用
- (2) その他甲が負担すべき費用
- 2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格とし、甲と乙が協議して決定する。 (車両の供給)
- 第5条 車両の車種、数量、使用期間及び供給場所は、甲が指定するものとし、当該場所において甲が 車種、数量等を確認の上、受け取るものとする。

(車両の供給に係る費用負担)

- 第6条 甲は、この協定により、乙が車両の供給等に要した次に掲げる費用を負担する。
- (1) 引き渡しに要する費用
- (2) その他甲が負担すべき費用

(車両の損害に係る費用負担)

- 第7条 車両の損害に係る修理費用は甲の負担とする。
- 2 第三者の責めに帰すべき事由により車両に損害を生じた場合は、甲の責任において処理するものと する。
- 3 性能又は性能の欠陥により生ずる修繕に要する経費は乙の負担とする。

# (交通事故に係る費用負担)

第8条 甲は、本件車両の運行に際して交通事故により第三者に損害を与えた場合には、その紛争の解決に要する一切の費用を負担するものとする。

#### (善良な管理者の注意義務)

第9条 甲は、乙の車両を善良な管理者の注意義務をもって管理するものとする。

### (自動車の返還)

- 第10条 甲は、使用期間が満了したときは、車両を乙に返還する。
- 2 返還時に要する原状回復等の費用は甲が負担する。

# (請求及び支払い)

- 第11条 乙は、甲の要請に基づく燃料及び車両の供給に要した費用を、甲が指定する様式により、請求するものとする。
- 2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払う。

## (災害補償)

第12条 甲は、第2条第1項の規定による要請に基づく業務に従事した乙の代表者又は従業員が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき又は当該業務に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基づきその損害を補償するものとする。

#### (連絡体制等)

第13条 甲及び乙は、第2条の規定による協力要請の手続きを円滑に行うため、連絡責任者等を記載 した協定事務担当者名簿を作成し、相互に通知するものとする。

## (実施細目)

第14条 この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目を定めるものとする。

#### (有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から、令和3年3月31日までとする。ただし、 期間満了の1か月前までに、甲乙いずれよりも異議の申し出がない限り、この契約は更に1年間期間 を延長するものとし、以後もこの例に従う。

(協議)

第16条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項及びこの協定の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意を持って協議し、決定するものとする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通 を保管する。

令和2年7月29日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂 展人

東京都世田谷区玉川三丁目43番1号

乙 株式会社コヤマドライビングスクール二子玉川校

校長 大久保 和之

### 〔資料協定第36〕

# 災害時における燃料供給等の協力に関する実施細目

世田谷区(以下「甲」という。)と株式会社コヤマドライビングスクール二子玉川校(以下「乙」という。)が締結した災害時における燃料供給の協力に関する協定(以下「協定」という。)第14条の規定に基づき定める実施細目は、次のとおりとする。

### (燃料の内容)

第1条 協定第3条に規定する主な燃料は、ガソリンとする。

(車両の内容)

第2条 協定第5条に規定する主な車両は、別表に掲げるものとする。

(車両の引渡し)

第3条 車両の引き渡しは、特別の事由がない限り別表に掲げる保管場所にて行うものとする。

(有効期間)

第4条 この細目は、協定の有効期間中は効力を有するものとし、協定が失効した場合には、その効力を失う。

### 別表 (第2条関係)

#### 主な車両

	車種	車名	数量	保管場所
1	乗用車	マツダ アクセラ	10	教習所コース内(東京都世田谷区
				玉川三丁目43番1号)
2	II	ホンダ グレイス	10	JJ
3	準中型車	いすゞ エルフ	2	JI .
4	中型車	いすゞ フォワード	3	JI .
5	バス (小)	日 産 キャラバン	6	JJ
6	バス (大)	日 産 シビリアン	2	JI .

甲及び乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

令和2年7月29日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都世田谷区玉川三丁目43番1号 乙 株式会社コヤマドライビングスクール二子玉川校 校長 大久保 和之

# 附則

この実施細目は、令和2年7月29日から適用する。

## 〔資料協定第37〕

# 災害時における灯油等燃料類供給に関する協力協定

世田谷区と世田谷石油燃料商業組合(以下「組合」という。)とは、灯油等燃料(以下「燃料」という。)の調達を必要とする災害が区内に発生した場合に区民の生活を確保するため、次のとおり協力協定を締結する。

記

(総則)

第1条 風水害・地震及びその他の災害 (以下「災害」という。) が発生した時、ガス施設および電気 施設が一時的に麻痺することが予想されます。

これらの時、世田谷区は 80 万区民の生命と財産を守り生活を保障することを基本的な施策とし、 被災者の生活を維持するため、燃料の確保については区独自の備蓄を行うとともに区内燃料業者の 積極的な協力を得ることにより対処してまいります。

(協力)

第2条 組合は、世田谷区内に災害が発生した時は、区民の生活維持に協力することを基本的な責務 と考え、世田谷区長(以下「区長」という。)の要請に対して優先的に協力いたします。

(供与)

第3条 区長は、組合に対し組合員の店頭に掲示するための「世田谷区災害時燃料類協力店」の看板 等必要資器材を供与します。

(要請手続)

- 第4条 区長は、災害が発生し燃料を調達する必要が生じた時、組合に要請します。
- 2 組合に対する区長の要請の手続きは、世田谷区環境部防災課が担当します。 ただし状況により世田谷区各部の部長から組合に対し協力を要請するものとします。
- 3 要請に当たっては、品名・数量及び納入場所について指示します。

(業務)

- 第5条 区長の要請により指定場所に到着した組合員は、区職員の指揮者の指示に従って燃料を納入 します。
- 2 指定場所に区職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い燃料を納入するものとします。 この場合において組合員は燃料納入後納入概要を区長に報告するものとします。

(支払い)

- 第6条 組合は、燃料納入後、区長に対し協定単価に従い燃料代金及び所要経費を請求します。
- 2 区長は、組合より請求された燃料代金等を速やかに支払うものとします。

(連絡)

第7条 組合の長は、区長の要請により災害時に協力できる人数・燃料の平均貯蔵量等の状況を毎年9 月と3月に区長へ連絡します。

(協定単価)

第8条 燃料の取引価格は、災害発生直前における小売価格といたします。

(協議)

第9条 この協力協定の実施に関して必要な事項は世田谷区と組合との両者が協議して定めます。 (付則)

第10条 この協力協定は、昭和54年6月5日から効力を有するものとします。

この協力協定成立を証するため当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

昭和54年6月4日

世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区 代表者 世田谷区長

世田谷区下馬1丁目34番7号 世田谷燃料組合睦会 代表者

世田谷区成城6丁目6番2号 成城燃料組合 代表者

世田谷区用賀4丁目15番4号 玉川燃料睦会 代表者

世田谷区代沢4丁目5番3号 世田谷灯油販売協同組合 代表者

立会人

世田谷区防災地域活動推進協議会 代表者 会 長

※第4条2 組織改正により「環境部防災課」は「危機管理部災害対策課」に変更

## 〔資料協定第38〕

# 災害時におけるプロパンガスの供給に関する協力協定

世田谷区 (以下「甲」という。) と社団法人東京都エルピーガス協会山ノ手支部 (以下「乙」という。) との間において、災害時におけるプロパンガスの供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内に風水害、地震その他の災害 (以下「災害」という。) が発生した場合に、甲がプロパンガスの供給を乙から受けることに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

- 第2条 世田谷区内に災害が発生し、都市ガス等の供給が停止し、かつ、被災者が避難所等において 炊き出し活動等を必要とするときは、甲は、乙に対しプロパンガスの供給を要請することができる。
- 2 前項の要請は、プロパンガスを供給する日時、場所その他必要な事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、事後速やかに 書面を送達するものとする。

(協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、可能な範囲において、プロパンガスの供給に協力するものとする。

(業務)

- 第4条 乙は、前条の規定による協力を行う場合において、プロパンガスの供給を要請された場所 (以下「指定場所」という。) に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に基づき、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に基づき、プロパンガスを納入するものとする。
- 2 乙は、前項の規定によるプロパンガスの納入に当たっては、十分な安全性を確保した上で、プロパンガスを設置するものとする。
- 3 乙は第1項の規定によるプロパンガスの納入に際して、安全性を確保するためにその運搬及び仕様について、指定場所で当該プロパンガスを扱う者に対して十分な説明をするものとする。

(経費の支払)

- 第5条 乙は、プロパンガスの納入後、甲に対し第7条に定める協定単価に従いプロパンガスの代金 及び所要経費を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る代金を速やかに支払うものとする。

(報告)

第6条 乙は、甲の要請により災害時に供給することができるプロパンガスの数量その他必要な事項 を毎年甲に報告するものとする。

(協定単価)

第7条 この協定に基づくプロパンガスの取引価格は、災害発生直前における小売価格とする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成22年4月8日から平成23年3月31日までとする。ただし、 期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、 以後同様とする。

(その他)

第 10 条 平成8年12月19日に甲乙間で締結した「災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定」は、廃止する。

この協定成立を証するため甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成22年4月8日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区喜多見七丁目5番2号

乙 社団法人東京都エルピーガス協会山ノ手支部 代表者 支 部 長

※組織名は、一般社団法人東京都LPガス協会城西城南支部に変更となっている。

## 〔資料協定第39〕

# 災害時における自転車等の供給に関する協力協定

世田谷区(以下「甲」という。)と東京都自転車商協同組合世田谷区四支部連合会(以下「乙」という。)は、災害時における自転車等の供給に関し、次のとおり協力協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が調査、運搬等の応急活動に必要な自転車等の供給及び修理 を受けることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(要請及び協力)

- 第2条 甲は、災害が発生し応急活動をする場合において乙に対し必要な自転車等の供給及び修理を 要請することができる。
- 2 前項の要請は、自転車等の供給場所、数量その他甲が必要とする事項を指定することにより行うものとする。
- 3 乙は、第1項の要請を受けたときは、できる限りこれに協力するものとする。

(経費の支払)

- 第3条 乙は、供給業務終了後、甲に対し自転車等の供給及び修理に要した費用を一括して請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(供与)

第4条 甲は、この協定に協力する乙の各店舗に掲示するための「世田谷区災害時自転車供給の協力店」のシールを供与する。

(有効期間)

- 第5条 この協定の有効期間は、平成14年2月8日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日(以下「当初有効期間満了日」という。)の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は当初有効期間満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が 生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

# 平成14年2月8日

東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

東京都世田谷区北沢3丁目21番2号

工 東京都自転車商協同組合世田谷区四支部連合会会 長

### 〔資料協定第40〕

# 災害時における介護用品等の供給に関する協定

世田谷区 (以下「甲」という。) とフランスベッドメディカルサービス株式会社 (以下「乙」という。) は、災害時の避難所等における介護用品等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区の地域において、地震、水害、火災等による大災害 (以下「災害」という。) が発生し、被災住民の避難が必要になった場合に、甲が避難所等における介護用品等の供給を乙から受けることに関し必要な事項を定め、もって被災住民の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的とする。

(要請及び協力)

- 第2条 甲は、災害が発生し避難所等を開設する場合において、乙に対し必要な介護用品等の供給を 要請することができる。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、できる限りこれに協力するものとする。

(供給物品等)

- 第3条 前条第1項の規定により甲が供給を要請する介護用品等は、福祉用具及び在宅医療機器等避難所等で高齢者及び障害者等の生活を最低限維持することに必要な物品で、この協定に基づき別に定める細目に掲げるものとする。
- 2 乙は、介護用品等の供給をレンタルにより行うものとする。ただし、災害の状況又は乙の在庫状況その他の理由により乙がレンタルによる供給を行えない場合は、甲乙協議の上、甲は乙から新品の介護用品等を購入することができるものとする。

(経費の負担)

第4条 甲は、介護用品等のレンタル料その他乙が介護用品等の供給に要した経費を負担するものとし、介護用品等のレンタル料については当該災害の発生直前の乙のカタログ表示価格とする。

(防災訓練への参加)

- 第5条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。 (細目)
- 第6条 第3条第1項に規定する細目は、世田谷区地域防災計画における避難計画の修正に伴い更新 するものとする。

(有効期間)

- 第7条 この協定の有効期間は、平成11年8月30日から平成12年3月31日までとする。
- 2 この協定の有効期間が満了する日の3月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、 更に1年間有効期間は延長されるものとし、以後この例による。
- 3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議によりこの協定を改定することができる。 (この協定に定めのない事項等)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関して疑義を生じたときは、その都度甲乙 協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成11年8月30日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都新宿区百人町一丁目25番1号 乙 フランスベットメディカルサービス株式会社 代表 取締 役

※フランスベッドメディカルサービス株式会社はフランスベッド株式会社に名称変更している。

#### 〔資料協定第 41〕

# 災害時等における食料品等の提供に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と大塚食品株式会社(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内において地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、甲が行う食料品及び飲料水等(以下「食料品等」という。)の調達に関し、乙の協力を得ることにより、円滑に食料品等を確保することを目的とする。

(提供の要請)

第2条 甲は、災害時等において食料品等の調達が必要となったときは、乙に対し、食料品等の提供(その搬送を含む)を要請することができるものとする。

#### (要請手続)

- 第3条 甲は、前条の規定による要請をするときは、食料品等の品目、数量、搬送場所、提供期間等を 明示した文書によりするものとし、これにより難いときは、口頭等により要請することができるものと する。
- 2 甲は、口頭等による要請をしたときは、後日、要請に係る文書を乙に送付するものとする。
- 3 乙は、要請を受けたときは、速やかに提供の可否並びに提供が可能な場合にはその食料品等の品目、 数量、搬送場所、提供期間等を明示した文書により甲に回答するものとし、これにより難いときは、 口頭等により回答することができるものとする。
- 4 乙は、口頭等により回答をしたときは、後日、回答に係る文書を甲に送付するものとする。

(免責)

第4条 乙は、前条第3項の規定により甲に提供可能な旨を回答した場合において、交通渋滞その他の 乙の責に帰さない事情により提供ができなかったときは、それにより甲に生じた損害を賠償する責任は 負わないものとする。

(食料品等の搬送)

第5条 搬送場所への食料品等の搬送は、乙が行うものとする。

(報告)

第 6 条 乙は、食料品等を提供し、その提供期間が満了したときは、提供した食料品等の品目、数量、 搬送場所、提供期間その他必要な事項を明示した文書により甲に報告するものとする。

(費用負担)

- 第7条 この協定に基づき乙が甲に提供した食料品等の費用(その搬送に係る費用を除く。以下「提供費用」という。)は甲が負担し、食料品等の搬送に係る費用は乙が負担するものとする。
- 2 提供費用の額は、食料品等の提供を要請した日における当該食料品等のの希望小売価格に基づき算定するものとする。
- 3 提供費用のほか、食料品等の提供に関連して乙に損失が生じたときは、甲及び乙が協議の上、その 損失に係る費用の負担割合等を決定するものとする。

(費用の支払い)

- 第8条 乙は、前条の規定による協議が終了したときは、甲に提供費用を請求するものとする。
- 2 甲は、提供費用の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。 (連絡責任者)
- 第9条 この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うことを目的として、 甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。
  - (1) 甲 危機管理室災害対策課長
  - (2) 乙 東京支店長がこの協定に係る対応を委任する東京支店内の管理職

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から、平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも異議の申し出がない限り、この契約は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

(協議)

第 11 条 この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合 又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとす る。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1 通を保管する。

平成24年3月27日

世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都千代田区神田司町二丁目 11 番 1 号 4F

- 乙 大塚食品株式会社 東京支店 支店長
- ※ 同内容の協定書を、下記の相手方とも平成24年3月27日付で締結している。
- ・相手方 東京都千代田区神田司町二丁目 9 番 大塚製薬株式会社 東京支店 支店長

#### 〔資料協定第 42〕

# 簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)及び特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク(以下「乙」という。)は、次の条項により協定を締結する。

# (目的)

第1条 この協定は、地震等の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における乙の代表者が考案した避難所用簡易間仕切りシステム等(以下「間仕切り等」という。)の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

# (協力の要請)

- 第2条 甲は、災害時において避難所に間仕切り等を設置する必要があるときは、乙に対し、その供給 を要請することができる。
- 2 甲は、甲が行う災害に備えた訓練等において間仕切り等が必要であるときは、乙に対し、その供給 を要請することができる。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、間仕切り等の改善を要請することができる。
- 4 前3項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により行うことができる。この場合において、甲は、事後、速やかに当該文書を乙に提出するものとする。

#### (協力等)

第3条 乙は、前条第1項、第2項又は第3項の規定による要請を受けたときは、当該要請に対し、できる限り速やかに協力するものとする。

#### (間仕切り等の供給)

第4条 乙は、甲が第2条第1項又は第2項の規定による要請をしたときは、間仕切り等を供給するものとする。

# (間仕切り等の引渡し)

第5条 間仕切り等の引渡場所及び日時は、甲が災害時の状況に応じて指定するものとし、当該引渡場所までの間仕切り等の運搬は、乙又は乙が委託する者が行うものとする。ただし、乙又は乙が委託する者が当該運搬を行うことができない場合は、甲又は甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

# (間仕切り等の経費等)

第6条 甲は、間仕切り等の引渡しを受けた後、乙の請求に基づき速やかにその経費を乙に支払うものとする。

- 2 間仕切り等の経費は、甲、乙が協議して決定するものとする。
- 3 乙が行った運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙が協議のうえ、決定する ものとする。

(協定の効力及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、当該有効期間 の満了日の1箇月前までに、甲、乙のいずれかから文書によってこの協定を更新しない旨の通知がな い場合は、当該満了日の翌日から更に1年間有効期間を延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年7月26日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 区長

東京都世田谷区松原五丁目2番4号

乙 特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク代表者 代表理事

## 〔資料協定第 43〕

# 災害時の協力態勢に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)及び宍戸コンクリート工業株式会社(以下「乙」という。)は、災害時の協力態勢に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、世田谷区内において災害が発生した場合における甲が行う応急対策活動又は平常時における甲及び乙の協力態勢について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (協力)

第2条 乙は、甲から要請を受けた場合は、協定の内容にしたがって可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。 (協力の内容)

- 第3条 この協定による乙の甲に対する協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 乙が備蓄する飲料水等を被災者及び帰宅困難者に提供すること。ただし、乙の使用の支障をきたさない範囲とする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、被災者又は帰宅困難者の支援に資することであって、過分の費用を要せず、実行が可能であること。ただし、発生した費用は甲の負担とする。

#### (要請の方法)

第4条 甲は、前条に規定する協力の内容の要請を乙に対し電話等により行い、その後速やかに書面を 送付することにより行うものとする。

## (報告)

第5条 乙は、第3条に規定する協力の内容を実施したときは、甲に対し、その内容を電話等により報告 し、その後速やかに書面により報告するものとする。

#### (経費の負担)

第6条 第3条に規定する協力の内容の実施に要した経費で区長が必要と認めるものは、予算その他法令の定める手続きにより甲が負担するものとする。

# (協力期間)

第7条 第2条に規定する協力を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、甲及び乙が協議して当該期間を延長することができる。

#### (損害補償)

第8条 この協定に基づく協力の実施に従事した乙の従業員その他これに準ずる者に対する損害補償は、 水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24 号)の規定に基づきその損害を補償するものとする。

# (連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に実施されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

#### (有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の 1か月前までに、甲又は乙から解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、 以後も同様とする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目に定めるものとする。 (協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定める ものとする。甲及び乙は、この協定の成立を証するために、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の 上、各自1通を保有する。

平成31年3月19日

東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号 甲 世 田 谷 区 代表者 世田谷区長 保 坂 展 人

東京都世田谷区給田三丁目2番15号 乙 宍戸コンクリート工業株式会社 代表者 代表取締役 会長 宍 戸 啓 昭

## 〔資料協定第 44〕

# 電気自動車を活用した災害連携協定

世田谷区(以下「甲」という。)と日産東京販売株式会社(以下「乙」という。)及び日産自動車株式会社(以下「丙」という。)は、第1条に定義する災害時等における電気自動車による避難所等への電力の供給について、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、甲による電気自動車の計画的な整備に加え、甲が乙及び丙の協力を得て、地震 (震度6弱以上)又は風水害等大規模災害(避難警戒レベル3以上)が発生した若しくはその可能性 があること(以下「災害時等」という。)によって、世田谷区内に大規模停電発生のおそれがある場 合に、電力不足が想定される甲指定の避難所等(以下「避難所等」という。)において、電気自動車 から電力を供給すること(以下「電力供給」という。)により、住民の生命、身体及び財産を守るた めの基本的事項を定めることを目的とする。

### (電気自動車の貸与要請)

第2条 甲は、災害時等により、避難所等が開設された時において、電力供給のための電気自動車及び電気自動車用充電スタンド(以下「充電スタンド」という。)が必要なときは、乙に対し、別紙(第1号様式)「電気自動車の貸与に関する協力依頼書」により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって速やかに処理するものとする。

### (協力)

- 第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において乙の所有する電気自動車を甲に貸与することに努めるものとする。なお、本項に基づき乙から甲に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」という。
- 2 乙は、前項に基づく貸与に併せて、乙の指定する日時及び場所において、乙の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。
- 3 貸与車両の貸与期間(以下「貸与期間」という。)及び充電スタンドの使用許諾期間は、原則として貸与開始日から1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害時等の状況および避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲乙間で協議して延長期間を決定する。

### (電気自動車の貸与実施)

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で貸与車両を甲に無償で貸与し、原則として電力供給のために貸与車両を甲に使用させるものとする。

#### (貸与時の残充電)

第5条 乙は、貸与車両の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

### (電気自動車の移動)

第6条 貸与車両に関する乙の営業所(乙による貸与車両の保管管理場所)等と甲の避難所等間の移動は、甲の責任において行うものとする。

#### (管理等)

- 第7条 甲は、貸与車両を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。なお、管理方法その 他の取り扱いは、甲乙間での協議により取り決める。
- 2 甲は、充電スタンドを乙より提示される使用条件に従って使用するものとする。
- 3 前二項の規定に違反し、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両又は充電スタンドに損害を与え、 又は滅失したときは、甲は乙に対しその損害を賠償するものとする。

# (事故等の対応)

- 第8条 甲は、貸与期間中、貸与車両に関する事故が発生した場合、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、乙に通知した上で、甲の費用負担と責任において、これをすべて解決するものとする。なお、当該事故に起因して乙又は丙に損害を与えた場合には、甲は当該損害を賠償する責を負うものとする。
- 2 甲は、貸与期間中、貸与車両に故障又は紛失等があった場合、直ちに乙に通知するものとし、その対応について甲乙間での協議により取り決める。

#### (返却)

第9条 甲は、乙より貸与車両を原状に復した上で(ただし、通常損耗を除く。)、乙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲乙間で協議し決定する。

# (外部給電器の使用上の注意)

第10条 甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用(医療機器等への使用を含む。)する場合、 当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外 部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を 負わないものとする。

#### (電気自動車等の情報提供)

第11条 乙は、災害時等に電力供給が遂行可能な電気自動車等の情報を、丙は電気自動車等の普及促進に資する情報を、電力供給に必要な範囲において、甲に提供するものとする。

# (連絡調整)

第12条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ別紙 (第2号様式)「連絡調整者名簿」により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は当該名簿によ り指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

# (定期協議)

第13条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、 協議等を行うものとする。

# (平常時の取組み)

- 第14条 甲、乙及び丙は、平常時においても環境負荷の低い交通手段としての電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。
- 2 甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、 事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。
- 3 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う避難所運営訓練等に協力するよう努めるものとする。
- 4 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

#### (協定期間)

第15条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

### (譲渡制限)

第16条 甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

#### (協議)

第17条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(全17条)

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印又は署名のうえ、 各自その1通を保有する。

令和3年10月29日

- 甲 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区 代表者 世田谷区長
  - 乙 東京都品川区西五反田四丁目32番1号 日産東京販売株式会社 代表取締役社長
  - 丙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号 日産自動車株式会社 常務執行役員

# 〔資料協定第45〕

# 災害時における給電車両貸与に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)とトヨタモビリティ東京株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の区域内(以下「区内」という。)又はその周辺において、大規模な地震災害、 風水害その他の災害により、区内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れ がある場合、甲が行う災害対応業務における電力確保を、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑 に実施することを目的とする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対して、給電車両貸与要請書(第 1 号様式)により給電車両の貸与を要請することができる。この場合において、要請を受けた乙は、貸与することが可能な給電車両を確認し、要請に係る対応について速やかに甲に対して連絡するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は口頭で要請し、事後速や かに当該要請書を提出するものとする。

(協力)

- 第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応ずるものとする。
- 2 甲が要請する給電車両の貸与に当たり、当該要請に対して乙が提供できる車両台数が不足する場合は、トヨタ自動車株式会社に対して協力を要請するなどし、甲の要請に応えるよう努めるものとする。 (給電車両)
- 第4条 第2条の規定による要請を受け、乙が貸与する給電車両は、AC100V(1500W)のコンセント(以下「コンセント」という。)を装着している車両とする。
- 2 甲は、乙から貸与を受ける給電車両の車種、コンセントの数等について、指定できないものとする。 (使用用途)
- 第5条 甲は、第1条に規定する電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために給 電車両を使用できるものとする。

(引渡し)

- 第6条 乙は、第2条の規定による要請を受け、給電車両を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬 し、甲が指定する者の立会いの下、車種、数量等を確認の上、甲に引き渡すものとする。
- 2 乙は、前項の規定により給電車両の引渡しを行う場合は、甲に対して貸与した給電車両の内容を記載した書面を提出するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定により、給電車両の引渡しを行う際に、第9条第2項に規定する保険の契約書の写しなど保険内容が確認できるものを甲に提出するものとする。

(貸与期間)

第7条 給電車両の貸与期間(以下「貸与期間」という。)は、大規模停電が収束するまでとし、詳細な期間は甲乙協議の上、決定するものとする。

(返却)

- 第8条 貸与期間が終了した場合、甲は、速やかに貸与を受けた給電車両を乙に対して返却するものと する。
- 2 甲が返却を行う場合の場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。 (費用負担)
- 第9条 給電車両の提供に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の給電車両の使用に係る燃料、充電スタンド使用料及び電気代については、甲が負担するものとする。
- 2 乙は、甲に貸与する給電車両に対し自賠責保険及び任意保険(以下、総じて「保険」という。)に 加入し、その費用は乙が負担する。
- 3 甲の責により保険を適用した場合、保険契約の定めにより、甲は乙に対して免責金額を支払うものとする。
- 4 甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲乙協議の上定めた期日までに乙に支払うものと し、支払手数料は甲の負担とする。

(故障対応)

第10条 貸与期間中に提供された給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、当該過失が不明な場合は、 甲乙協議の上、対応するものとする。

(賠償)

第11条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた給電車両に損害を与え、又は滅失したとき、その賠償が、乙が加入する保険の賠償範囲を超える場合、甲は乙に損害を賠償する。

(連絡体制)

第12条 甲及び乙は、第2条に規定する手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担 当者名簿(第2号様式)を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場 合も、また同様とする。

(平常時の取組)

- 第13条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。
- 2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。
- 3 甲及び乙は、災害時における給電車両の有効性について、平常時から広報活動に努めるものとする。 (締結期間及び更新等)
- 第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、この協定をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、 決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区

代表者 世田谷区長

乙 東京都港区芝浦四丁目8番3号 トヨタモビリティ東京株式会社

代表取締役社長

#### [資料協定第46]

# 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)、東日本三菱自動車販売株式会社(以下「乙」という。)及び三菱自動車工業株式会社(以下「丙」という。)とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、世田谷区内において災害(異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。)の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

### (電動車両等の種類)

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッド EV
- (2) 電気自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

#### (貸与の要請)

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等 (第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。)の貸与を必要とする場合は、丙 に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該 要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整 の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

(以下、電動車両等の貸与を行う者を「貸与者」という。)

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者に対し、電動車両等の貸与について 要請書(第1号様式)により要請するものとする。
- 3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を 来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努める ものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が 保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるもの とする。

#### (電動車両等の引渡し等)

- 第4条 貸与者は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。
- 2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭 又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書(第2号様式)を提出するものとす る。

#### (貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

### (電動車両等の返却)

第6条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙 協議の上、決定するものとする。

## (費用負担)

- 第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る 費用をいう。)については、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

# (補償)

- 第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。
- (1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

#### (保険について)

- 第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。
- 2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合 は、原則甲が負担するものとする。

# (費用の支払)

第 10 条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった 場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

#### (使用上の留意事項)

- 第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。
  - (1) 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
  - (2) 原則として、世田谷区内で使用する。
  - (3) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

# (電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

#### (連絡責任者)

第 13 条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(第 3 号様式)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

#### (電動車両等の情報提供)

- 第 14 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。
- 2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する 情報を、乙及び丙に提供するものとする。
- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当た り問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議する ものとする。

# (平時の取組)

- 第 15 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。
- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲 が行う防災訓練等に協力するものとする。
- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

# (不可抗力免責)

第 16 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・ 処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他 当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅 滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

## (協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

#### (有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を 保有するものとする。

令和5年11月13日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都目黒区鷹番一丁目4番7号 乙 東日本三菱自動車販売株式会社 取締役社長

東京都港区芝浦三丁目1番21号 丙 三菱自動車工業株式会社 取締役 代表執行役社長兼最高経営責任者

# 〔資料協定第47〕

# 災害時における物資及び避難場所提供の協力に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と株式会社オオゼキ(以下「乙」という。)は、世田谷区内において 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における物資の提供等について、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が行う物資の調達及び被災者(被災した区民又は帰宅困難者をいう。)の支援に係る乙の協力に関し必要な事項を定め、災害応急対策の充実を図ることを目的とする。

#### (要請)

- 第2条 甲は、災害時等において、乙に対し次の要請をすることができるものとする。
  - (1)物資の提供
  - (2) 乙の店舗における避難場所の提供

#### (要請手続)

- 第3条 甲は、前条の要請を行うときは、要請内容を明示した文書により行うものとし、これにより難いときは、口頭等により要請することができるものとする。
- 2 乙は、要請を受けたときは、速やかに提供可能な事項を明示した文書により甲に回答するものとし、これにより難いときは、口頭等により回答することができるものとする。
- 3 甲は、口頭等による要請をしたときは、後日、要請に係る文書を乙に送付するものとする。
- 4 乙は、口頭等により回答をしたときは、後日、回答に係る文書を甲に送付するものとする。

# (物資の範囲)

- 第4条 甲が、乙に提供を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が保有、調達又は製造可能な物資とする。ただし、甲からの要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の運営する各支店(いずれも区内店舗に限らない。)からの商品提供を優先する必要性等により物資の提供ができないことがあることを勘案して、乙は物資提供の可否、物資の種類及び個数を決定し、甲に連絡するものとする。
  - (1) 食料品
  - (2) 日用品
  - (3) その他甲が指定する物資のうち、乙が提供可能なもの

#### (物資の引渡し)

- 第5条 物資の提供に関する引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までの物 資の運搬は、乙または乙があっせんする者が行うものとする。ただし、乙または乙があっせんする者 が当該運搬を行うことができない場合は、甲の職員または甲が指定する者が当該運搬を行うものとす る。
- 2 甲は、当該引渡場所において、甲の職員又は甲の指定する者が物資を確認の上、受領するものとする。

### (車両の通行)

第6条 甲は、乙が第2条の要請に基づき、物資を運搬又は提供する際には、当該運搬及び提供に要する車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

#### (費用負担)

- 第7条 この協定に基づき乙が甲に提供した物資の対価、搬送費用その他の物資の提供に要した費用( 以下「提供費用」という。) については、甲が負担するものとする。
- 2 提供費用の額は、前条の規定による乙の報告後、要請した日における市場価格に基づき、甲及び乙 が協議の上、決定するものとする。
- 3 提供費用のほか、物資の提供に関連して乙に損失が生じたときは、甲及び乙が協議の上、その損失に係る費用の負担割合等を決定するものとする。

#### (費用の支払い)

- 第8条 乙は、前条の規定による協議が終了したときは、甲に提供費用を請求するものとする。
- 2 甲は、提供費用の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。

### (連絡責任者)

- 第9条 この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うことを目的として 、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。
  - (1) 甲 危機管理部災害対策課長
  - (2) 乙 オオゼキコミュニケーション統括本部部長内田又は不動産契約管理部課長

## (情報共有)

第10条 甲及び乙は、区内の被災状況や、店舗の被災・営業情報等について、情報を相互に交換し、 共有するものとする。

#### (損害補償)

第11条 甲の要請に基づき、物資の提供業務に従事する者が、業務実施中に負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年7月世田谷区条例第24号)に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものは、除くものとする。

### (有効期間)

- 第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和6年8月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による協定解除の申し出がない限り、この協定は、当該期間満了日の翌日から1年間更新されるものとし、以降においても同様とする。
- 2 甲又は乙は、前項の定めにかかわらず、1か月前までに書面をもって通知することにより、この協定を終了させることができる。

### (協議)

第13条 この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合 又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとす る。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1通を保有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する

# 令和5年9月1日

- 甲 東京都世田谷区四丁目21番27号 世田谷区 代表者 世田谷区長 保坂 展人 印
- 乙 東京都世田谷区北沢二丁目9番21号2階 株式会社オオゼキ 代表取締役社長 石原坂 潤 印

### 〔資料協定第 48〕

## 災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)及び●●(以下「乙」という。)は、災害発生時において甲が行う医薬品、衛生材料、医療器具等(以下「医薬品等」という。)の調達に乙が協力することに関し、次の条項により、協定を締結する。

#### (要請及び医薬品等の供給)

- 第1条 甲は、災害発生時において医薬品等を確保する必要が生じたときは、乙に対し、医薬品等の調達について協力を要請することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り当該要請に係る医薬品等を甲に供給する ものとする。

(要請の方法)

第2条 前条第1項の規定による要請は、電話等によることができるものとする。

(連絡)

第3条 乙は、第1条第1項の規定による要請があったときは、速やかに供給することができる医薬品等の品目及び数量を甲に連絡するものとする。

(搬送)

- 第4条 医薬品等の搬送は、乙が行うものとする。
- 2 医薬品等を搬送する場所は、甲が指定する。
- 3 乙は、必要に応じ、医薬品等の搬送について甲に協力を求めることができる。

(引渡し)

第5条 乙は、医薬品等を搬送したときは、その品目及び数量について甲の確認を受けた上で当該医薬品等を引き渡すものとする。

(代金及び搬送費用)

- 第6条 医薬品等の代金及びその搬送に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の代金は、災害発生時の直前の適正な市場価額により算出するものとする。

(代金の支払い)

第7条 甲は、乙から医薬品等の代金及びその搬送に要した費用の請求があったときは、速やかに支払 うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、 決定するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の 2箇月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申出がない限り、この協定は更に1年間期間を延長す るものとし、以後も同様とする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 区長

 $\mathbb{Z}$ 

※本協定書を下記の相手方と平成28年3月28日付で締結している。

・相手方 世田谷区千歳台四丁目13番6号アルフレッサ株式会社支店長

・相手方 世田谷区代沢三丁目15番1号 株式会社スズケン支店長

・相手方 世田谷区弦巻一丁目1番12号 株式会社バイタルネット支店長

・相手方 世田谷区若林三丁目35番13号 株式会社マルタケ西部営業所所長

・相手方 川崎市高津区千年1200-1 株式会社メディセオ世田谷支店支店長

・相手方 世田谷区代沢五丁目2番1号 東邦薬品株式会社世田谷営業所所長

### 〔資料協定第 49〕

## 災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)及び佐藤商事株式会社(以下「乙」という。)は、災害発生時において甲が行う医薬品、衛生材料、医療器具等(以下「医薬品等」という。)の調達に乙が協力することに関し、次の条項により、協定を締結する。

#### (要請及び医薬品等の供給)

- 第1条 甲は、災害発生時において医薬品等を確保する必要が生じたときは、乙に対し、医薬品等の調達について協力を要請することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り当該要請に係る医薬品等を甲に供給する ものとする。

(要請の方法)

第2条 前条第1項の規定による要請は、電話等によることができるものとする。

(連絡)

第3条 乙は、第1条第1項の規定による要請があったときは、速やかに供給することができる医薬品等の品目及び数量を甲に連絡するものとする。

(搬送)

- 第4条 医薬品等の搬送は、乙が行うものとする。
- 2 医薬品等を搬送する場所は、甲が指定する。
- 3 乙は、必要に応じ、医薬品等の搬送について甲に協力を求めることができる。

(引渡し)

第5条 乙は、医薬品等を搬送したときは、その品目及び数量について甲に確認を受けた上で当該医薬品等を引き渡すものとする。

(代金及び搬送費用)

- 第6条 医薬品等の代金及びその搬送に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の代金は、災害発生時の直前の適正な市場価額により算出するものとする。

(代金の支払い)

第7条 甲は、乙から医薬品等の代金及びその搬送に要した費用の請求があったときは、速やかに支払 うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、 決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の 2箇月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申出がない限り、この協定は更に1年間期間を延長す るものとし、以後も同様とする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 区長

東京都世田谷区下馬五丁目28番5号

乙 佐藤商事株式会社

代表者 代表取締役

### 〔資料協定第50〕

# 災害時の医療救護活動についての協定書

世田谷区を「甲」とし、医師会を「乙」とし、甲乙間において災害時の救護活動について、次のとおり協定を締結する。

#### (総則)

第1条 この協定は、世田谷区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、 必要な事項を定める。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

- 第2条 乙は、医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、原則として毎年度5月末日までに甲に提出するものとする。ただし、年度途中において計画の変更を必要とする時は、甲乙において協議をし、定めるものとする。
- 2 災害医療救護計画に定める医療救護班(以下「医療救護班」という。)の構成人員は、おおむね次のと おりとする。
- (1) 医師 5名
- (2) 看 護 師 3名
- (3) その他・補助事務 2名
- 3 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

傷病者に対する応急処置

- (1)後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (2) 転送困難な患者及び軽症患者等に対する医療
- (3) 助産援護
- (4) 死亡の確認
- 4 医療救護班の活動場所は、甲が避難所に設置し、又は甲及び乙が必要と認める災害現場等において 設置する救護所とする。
- 5 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

### (医療救護班の派遣)

- 第3条 甲は、世田谷区地域防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し 医療救護班の派遣を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、医療救護班を編成し、現地の救護所に派遣するものとする。

#### (傷病者の搬送)

第4条 救護所から後方医療施設への傷病者の搬送は、原則として甲が行うものとする。

(医薬品等の備蓄・輸送)

- 第5条 医療救護班は、原則として甲が避難所に設置する救護所に備蓄する医薬品等を使用するものと する。
- 2 備蓄する医薬品等が不足した場合には、原則として甲が供給するものとする。
- 3 備蓄する医薬品等の輸送は、原則として甲が行うものとする。

(後方医療施設における医療救護)

第6条 救護所又は避難所等において、医療施設での医療を必要とする傷病者がある場合は、甲は、東京 都が指定する後方医療施設に対し、その受入れを要請するものとする。

### (医療費)

- 第7条 救護所における医療費は、無料とする。
- 2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

### (合同訓練)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練中に傷病者が発生した時は、甲とともに医療救護活動を実施するものとする。

## (費用弁償等)

- 第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。
  - (1) 医療救護班の編成・派遣に要する経費
  - (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- 2 合同訓練における医療救護活動における前項に係る費用は、甲が負担するものとする。
- 3 前2項に規定する費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

## (費用弁償等の請求・報告)

- 第10条 前項に規定する費用弁償等については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により、甲に請求するものとする。
- (1)医療救護班に係る経費は、費用弁償等請求書(様式1)に各医療救護班ごとの医療救護班活動報告・ 医療救護班員名簿(様式2)及び医療救護診療記録(様式3)を添えて請求するものとする。
- (2) 医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費は、費用弁償等請求書に薬品・ 衛生材料使用報告書(様式4)を添えて請求するものとする。
- (3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、事故報告書(様式5)に事故傷病者概要(様式6)を添えて報告するものとする。
- (4) 甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、前3号の規定を準用するものとする。

# (費用弁償等の支払)

第11条 甲は、前条の規定により費用弁償等の請求があったときは、第9条第3項により定める額を 速やかに乙に支払うものとする。

### (災害医療運営連絡会の設置)

第12条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する世田谷区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

#### (協議等)

第13条 この協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

なお、昭和51年9月30日に甲乙間で締結した災害時の医療救護活動についての協定書について は、廃止する。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成14年4月1日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区松原六丁目37番10号 4階

 $\mathbb{Z}$ 

社団法人世田谷区医師会

代表者 会 長

世田谷区中町二丁目 2 5 番 1 8 号 社団法人玉川医師会 代表者 会 長

※「社団法人世田谷区医師会」は「一般社団法人世田谷区医師会」に変更。(平成25年4月1日付)

※「社団法人玉川医師会」は「一般社団法人玉川医師会」に変更。(平成25年4月1日付)

### 〔資料協定第51〕

# 災害時の医療救護活動についての協定書

世田谷区を「甲」とし、世田谷区薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、世田谷区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、 必要な事項を定める。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

- 第2条 乙は、医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、原則として毎年度5月末日までに甲に提出するものとする。ただし、年度途中において計画の変更を必要とするときは、甲乙において協議をし、定めるものとする。
- 2 災害時医療救護計画に定める薬剤師班(以下「薬剤師班」という。)は、薬剤師2名で構成する。
- 3 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。
- (1) 傷病者に対する調剤及び服薬指導
- (2) 医薬品等の仕分け及び管理等
- 4 薬剤師班の活動場所は、甲が避難所に設置し、又は甲及び乙が必要と認める災害現場等において設置する救護所及び医薬品ストックセンターとする。
- 5 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。 (薬剤師班の派遣)
- 第3条 甲は、世田谷区地域防災計画に基づき調剤及び服薬指導並びに医薬品の仕分け及び管理等の医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し薬剤師班の派遣を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、薬剤師班を編成し、現地の救護所及び薬品ストックセンターに派遣するものとする。

(医薬品の備蓄及び輸送)

- 第4条 薬剤師班は、原則として甲が避難所に設置する救護所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。
- 2 甲は、備蓄する医薬品等が不足し調達する必要が生じた場合には、乙に要請するものとする。
- 3 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに甲が指示する救護所に医薬品を納入するものとする。
- 4 医薬品ストックセンターから救護所への輸送は、原則として甲が行うものとする。

(調剤費)

第5条 救護所における調剤費は無料とする。

(合同訓練)

第6条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練中に 傷病者が発生したときは、甲とともに医療救護活動を実施するものとする。

(費用弁償等)

- 第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。
  - (1)薬剤師班の編成・派遣に関する経費

- (2)薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3)薬剤師班の薬剤師が医療救護所において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 甲からの要請による医薬品等に係る代金
- 2 合同訓練における医療救護活動に前項に係る費用は、甲が負担するものとする。
- 3 前2項に規定する費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。
- 第8条 前条に規定する費用弁償等については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により 甲に請求するものとする。
  - (1)薬剤師班に係る経費は、費用弁償等請求書(様式1)に薬剤師班ごとの薬剤師班活動報告・薬剤 師班班員名簿(様式2)を添えて請求するものとする。
  - (2)薬剤師班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費は、費用弁償等請求書に薬品・衛生材料使用報告書(様式3)を添えて請求するものとする。
  - (3)薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、事故報告書(様式4)に事故傷病者概要(様式5)を添えて報告するものとする。
  - (4) 甲からの請求による医薬品に係る代金は、費用弁償等請求書に医薬品等納品報告書(様式6)を 添えて請求するものとする。
  - (5) 甲が実施する合同訓練に参加する薬剤師に係る費用弁償については、前各号の規定を準用するものとする。

(費用弁償の支払い)

第9条 甲は、前条の規定により費用弁償等の請求があったときは、第7条第3項の規定により定められる額を速やかに乙に支払うものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第 10 条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する世田谷区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(協議等)

第11条 この協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

なお、昭和54年11月5日に甲乙間で締結した災害時における応急薬品等供給に関する協力協定書 については廃止する。

甲と乙は、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成14年12月1日

世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区世田谷区池尻三丁目 13 番 1 号 世田谷薬業会館内

乙 世田谷区薬剤師会

代表者 会 長

### 〔資料協定第52〕

# 災害時ボランティアドクター制度に関する覚書

社団法人玉川医師会を甲、世田谷区を乙、東京消防庁玉川消防署を丙とし、甲乙丙において次のとおり覚書を取り交わす。

(総則)

第1条 この覚書は、甲が行う災害時ボランティアドクター制度に対する乙丙の協力に関し、必要な事項を確認することを目的とする。

(災害時ボランティアドクター制度)

- 第2条 災害時ボランティアドクター制度とは、震災等の災害時に、甲に属する医師が自発的に第4条 の参集場所に参集し、傷病者等に対しトリアージ等の救護を実施する活動をいう。
- 2 丙及び丙に属する消防団並びに東京消防庁災害時支援ボランティア等は、前項の活動に従事する医 師(以下「災害時ボランティアドクター」という。)と協力し、救護活動及び傷病者の医療機関等への 搬送を行うものとする。

(災害時の医療救護活動についての協定との関係)

- 第3条 前条の災害時ボランティアドクター制度は、災害時において、世田谷区地域防災計画に基づき 締結された「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく医療救護活動を実施するまでの間の 活動とする。
- 2 甲は、乙から医療救護班の派遣要請があった場合は、速やかに医療救護活動の体制に移行するものとする。

(参集場所)

第4条 災害時ボランティアドクターの参集場所は、乙の玉川総合支所が管轄する地域内の乙指定の一次指定避難所のうち第1順位の指定避難所及び玉川消防署並びに玉川消防署各出張所とする。

(活動場所の提供)

第5条 乙及び丙は、災害時ボランティアドクターが参集した場合は、救護活動場所の提供について積極的に協力するものとする。

(活動に対する相互協力)

第6条 甲乙丙は、被災住民に対する救護活動について相互に協力するものとする。

(協議)

第7条 前各条に定めのない事項については、甲乙丙協議の上決定するものとする。

甲乙丙は、本書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

# 平成13年10月1日

東京都世田谷区中町2丁目25番18号

甲 社団法人玉川医師会

代表者 会長

東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

乙 世田谷区

代表者 区長

東京都世田谷区中町3丁目1番19号

丙 東京消防庁玉川消防署 代表者 署長

※「社団法人玉川医師会」は「一般社団法人玉川医師会」に変更。(平成25年4月1日付)

#### [資料協定第53]

## 災害時の歯科医療救護活動についての協定書

社団法人世田谷区

世田谷区を「甲」とし、

歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において

社団法人玉 川

災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、世田谷区地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対するこの協力に関し、必要な事項を定める。

(災害歯科医療救護計画の策定及び提出)

- 第2条 乙は、歯科医療救護活動を実施するため、災害歯科医療救護計画を策定し、原則 として、毎年度5月末日までに甲に提出するものとする。ただし、年度途中において計 画の変更を必要とする時は甲乙において協議をし、定めるものとする。
- 2 災害歯科医療救護計画に定める歯科医療救護班(以下「歯科医療救護班」という。)の 構成人員は、次のとおりとする。

(1) 歯科医師1名(2) 歯科衛生士1名(3) 歯科技工士1名

- (4) その他の補助事務を行う者 若干名
- 3 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。
- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び軽症患者等に対する歯科医療及び衛生指導
- 4 歯科医療救護班の活動場所は、甲が避難所に設置し、又は甲及び乙が必要と認める災害現場等において設置する救護所とする。
- 5 歯科医療救護班に係る指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するも のが行うものとする。
- 6 乙は、大震災等が発生した場合は、緊急連絡網に基づき、直ちに乙所属の病院及び歯 科診療所の被害状況を調査し、甲に報告するものとする

(歯科医療救護班の派遣)

- 第3条 甲は、世田谷区地域防災計画に基づく歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、歯科医療救護班を編成し、現 地の救護所に派遣するものとする。

(傷病者の搬送)

- 第4条 救護所から後方医療施設への疾病者の搬送は、原則として甲が行うものとする。 (医薬品等の備蓄・輸送)
- 第5条 歯科医療救護班は、原則として甲が避難所に設置する救護所に備蓄する医薬品等

を使用するものとする

- 2 備蓄する医薬品等が不足した場合には、原則として甲が供給するものとする。
- 3 備蓄する医薬品等の輸送は、原則として甲が行うものとする。

(後方医療施設における歯科医療救護)

- 第6条 救護所又は避難所等において、医療施設での医療を必要とする傷病者がある場合は、甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受け入れを要請するものとする。 (医療費)
- 第7条 救護所における医療費は、無料とする。
- 2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、 当該訓練中に傷病者が発生したときは、甲とともに歯科医療救護活動を実施するものと する。

(身元確認班の名簿等の提出)

- 第9条 乙は、都及び警視庁の要請による検視、検案、身元確認作業に協力する為、甲が 開設する遺体収容所ごとに身元確認班を配置するにあたって、第2条第1項に規定する 災害歯科医療救護計画の提出の際に、身元確認班の名簿及び配置表を甲に提出するもの とする。
- 2 乙は、年度途中において身元確認班の名簿又は配置表を変更するときは、速やかに変更 後の名簿又は配置表を甲に提出するものとする。

(費用弁償等)

- 第10条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、 甲が負担するものとする。
  - (1) 歯科医療救護班の編成・派遣に要する経費
  - (2) 歯科医療救護版が携行した医薬品等を使用した場合の実費
  - (3) 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は 死亡した場合の扶助金
- 2 合同訓練における歯科医療救護活動における前項に係る費用は、甲が負担するものと する。
- 3 前2項に規定する費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。 (費用弁償等の請求・報告)
- 第11条 前条に規定する費用弁償等については、歯科医療救護活動終了後速やかに、乙が 一括して次により、甲に請求するものとする。
  - (1) 科医療救護班に係る経費は、費用弁償等請求書(様式1)に各歯科医療救護班ごとの歯科医療救護班活動報告・歯科医療救護班員名簿(様式2)及び歯科医療救護診療 記録(様式3)を添えて請求するものとする。
  - (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費は、費用弁償等請求書に薬品・衛生材料使用報告書(様式4)を添えて請求するものとする。
  - (3) 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病に係り、又は死亡 した場合は、事故報告書(様式5)に事故傷病者概要(様式6)を添えて報告するものとする。

(4) 甲が実施する合同訓練に参加する歯科医療救護班に係る費用弁償等については、 前3号の規定を準用するものとする。

(費用弁償等の支払)

第12条 甲は、前条の規定により費用弁償等の請求があったときは、第10条第3項により定める額を速やかに乙に支払うものとする。

(世田谷区災害医療運営連絡会の設置)

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関を もって構成する世田谷区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(協議等)

第14条 この協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。 なお、平成10年6月25日に甲乙間で締結した災害時の歯科医療救護活動についての協定書につい ては、廃止する。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成14年10月1日

世田谷区世田谷四丁目21番27号 甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

世田谷区松原六丁目4番1号 乙 社団法人世田谷区歯科医師会 代表者 会 長

> 世田谷区玉川三丁目21番2号 社団法人玉川歯科医師会 代表者 会 長

- ※「社団法人世田谷区歯科医師会」は「公益社団法人世田谷区歯科医師会」に変更。(平成23年3月1日付)
- ※「社団法人玉川歯科医師会」は「公益社団法人玉川歯科医師会」に変更。(平成24年4月1日付)

### [資料協定第54]

## 災害時におけるはり・きゅう施術活動に関する協力協定

世田谷区を甲とし、世田谷区鍼灸師会を乙とし、甲乙間において、災害時における応急活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生した場合の甲の災害応急活動に係る避難所生活者に対するはり・きゅう施術又は被災住民に対する応急救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力)

- 第2条 甲は、世田谷区地域防災計画に基づき災害応急業務を実施する必要が生じた場合は、乙に対し 次に掲げる事項について協力を要請する。
  - (1) 避難所生活者に対する鍼灸施術活動
  - (2) 医師の指示のもとに行われる被災住民に対する応急救護活動
  - (3) その他、甲が必要と認める事項

(要請手続)

第3条 乙に対する甲の前条に規定する要請は、甲の災害時にボランティア活動を担当する部長から乙 に書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

(損害補償)

第4条 甲の要請に基づき、乙の会員が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条第1項に規定する応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定によりその損害を補償するものとする。

(負担)

第5条 甲は、乙がこの業務のために必要とする施設、設備その他のものを可能な範囲で提供するもの とし、鍼灸施術活動に使用する材料費等は、予算の範囲内で甲の負担とする。

(協議)

第6条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成15年5月1日から平成16年3月31日までとする。ただし、 期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、 以後同様とする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成15年5月1日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

東京都世田谷区等々力二丁目18番16号

乙 世田谷区鍼灸師会 代表者 会 長

### [資料協定第55]

## 災害時における医療救護活動に対する協力に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)及び東京都柔道整復師会世田谷支部(以下「乙」という。)は、災害 応急措置を必要とする大規模な地震その他の災害が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場 合に、区民の生命、身体の安全を維持するため、相互の協力について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において世田谷区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対して乙が協力することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 乙の会員は、甲の要請があったときは、救護所等において世田谷区医師会又は玉川医師会の会長が指定した医師の指示に従って応急手当の業務(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する業務の範囲内に限るものとする。)に従事するものとする。

(要請)

- 第3条 前条の要請は、甲の職員のうち災害時の医療を担当する部長が行う。
- 2 前条の要請は、災害現場の状況に応じて必要な人員を示して行うものとする。

(経費の負担)

- 第4条 第2条の応急手当に要した経費のうち、衛生材料等に係る実費は、甲が負担するものとする。 (物品の貸与)
- 第5条 前条第1項の衛生材料等のほか、甲は乙と協議して第2条の応急手当に必要となる物品を乙に 貸与するものとする。

(損害賠償)

第6条 第2条の要請に基づいて同条の応急手当の業務に従事した乙の会員に生じた損害については、 水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24 号)の規定により甲が補償するものとする。

(甲への通知)

第7条 乙は、毎年3月に、災害時において第2条の応急手当の業務に従事することができる人員及び 連絡態勢を甲に通知するものとする。

(防災訓練への協力)

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に協力するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年後の日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

- 第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が 協議して決するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の規定による協議をするに際しては、必要に応じて世田谷区医師会及び玉川医師 会の意見を聴取するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成26年10月23日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 区長

世田谷区代田六丁目32番1号

乙 公益社団法人

東京都柔道整復師会 世田谷支部

代表者 支部長

#### [資料協定第56]

# 災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)及び国立研究開発法人国立成育医療研究センター(以下「乙」という。)は、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内において地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が妊産婦及び乳児(以下「妊産婦等」という。)を支援する活動(以下「妊産婦等支援活動」という。)を行うことに関し、乙の協力を得ることにより、円滑な妊産婦等支援活動の態勢を確保することを目的とする。

(受入れの要請)

第2条 甲は、妊産婦等支援活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し、妊産婦等の受入れの要請を することができるものとする。

(要請の方法)

- 第3条 甲は、前条の要請をするときは、受入れを要請する妊産婦等の人数、状況その他の必要な事項を明示した書面を送付するものとする。ただし、当該書面により難いときは、口頭その他の方法により要請し、後日速やかに当該書面を送付するものとする。
- 2 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに受入れの可否、受入れ可能人数、受入れ場所、受入れ可能期間その他の必要な事項を明示した書面により甲に回答するものとする。ただし、当該書面により難いときは、口頭その他の方法により回答し、後日速やかに当該書面を送付するものとする

(妊産婦等の搬送)

第4条 前条第2項の受入れ場所への妊産婦等の搬送は、甲が行うものとする。ただし、乙が行うことを妨げない。

(費用負担)

- 第5条 この協定に基づき乙が行った妊産婦等支援活動に対する協力に要した費用は、甲が負担する ものとする。
- 2 妊産婦等支援活動に対する協力により乙に損失が生じたときは、甲及び乙が協議の上、その損失に係る費用の負担割合等を決定するものとする。

(費用の支払い)

第6条 甲は、乙から前条第1項の費用の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該 費用を乙に支払うものとする。

(物品の貸与)

- 第7条 乙は、妊産婦等支援活動に対する協力をするために必要となる物品の貸与を無償で甲から受けることができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定により物品の貸与を受けたときは、当該物品を常に良好な状態に保ち、妊産婦 等支援活動に対する協力以外の目的に使用しないようにしなければならない
- 3 第1項の物品の品名、規格、数量等は、甲及び乙が協議して定め、別途契約を締結するものとする。

(防災訓練の協力)

- 第8条 甲及び乙は、それぞれが計画する防災訓練に互いに参加し、又は協力するものとする。 (連絡責任者)
- 第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うことを目的として、それぞれ次の各号に掲げる者を連絡責任者として置くものとする。
  - (1)甲 危機管理室災害対策課長
  - (2) 乙 理事長が指定する者

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の 3箇月前までに、甲及び乙のいずれからも異議の申出がない限り、この協定は更に1年間期間を延長 するものとし、以後もこの例に従う。

(協議)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1通を保管する。

平成31年4月1日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 甲 世田谷区 代表者 世田谷区長 保坂 展人

東京都世田谷区大蔵二丁目10番1号 乙 国立研究開発法人国立成育医療研究センター 代表者 理事長 五十嵐 隆

### [資料協定第57]

## 災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)及び公益社団法人東京都助産師会(以下「乙」という。)は、次の 条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内において地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が妊産婦及び乳児(以下「妊産婦等」という。)を支援する活動(以下「妊産婦等支援活動」という。)を行うことに関し、乙の協力を得ることにより、円滑な妊産婦等支援活動の態勢を確保することを目的とする。

(協力の要請)

- 第2条 甲は、妊産婦等支援活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し、助産師の派遣の要請(以下「要請」という。)をするものとする。
- 2 乙は、要請を受けたときは、直ちに、助産師複数名をもって妊産婦等支援班を編成し、甲が指示する施設に妊産婦等支援班を派遣するものとする。
- 3 甲は、乙に対し文書により要請をするものとする。ただし、これにより難いときは、口頭等により要請をし、後日、速やかに文書を送付するものとする。
- 4 乙は、甲に対し文書により回答をするものとする。ただし、これにより難いときは、口頭等により回答をし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(妊産婦等支援班の業務)

- 第3条 乙は、妊産婦等支援活動に協力するため、妊産婦等支援活動協力計画を策定し、これを甲に 提出するものとする。
- 2 妊産婦等支援班の業務は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 甲が指示する施設を巡回すること。
  - (2) 妊産婦等に対する心身のケアを実施し、及び妊産婦等からの相談に応じること。
  - (3) 助産所又は東京都が指定する後方医療施設(災害拠点病院(東京都災害拠点病院設置運営要綱(昭和61年1月17日60衛医対第815号)に規定する病院をいう。)、救急告示医療機関(救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条第1項の規定により告示された病院又は診療所をいう。)及びその他の被災を免れた全ての医療機関をいう。)(以下「後方医療施設等」という。)への妊産婦等の転送の要否を判断し、及びその転送の順位を決定すること。
  - (4) 後方医療施設等への転送が困難である妊産婦等に対し必要な処置を行うこと。
- 3 妊産婦等支援班は、必要に応じて前項各号に掲げる業務を医師会、薬剤師会その他の団体及び医師等と協力して行うものとする。

(妊産婦等支援班の送迎)

第4条 甲は、必要に応じ、妊産婦等支援班の送迎を行う。

(後方医療施設等への受入れ要請)

第5条 甲は、災害時における避難所、医療救護所等において、後方医療施設等での処置を必要とする 者があるときは、後方医療施設等に対し、その受入れを要請するものとする。

(防災訓練への参加及び協力)

第6条 甲は、乙が行う防災訓練に参加し、又は協力するよう努めるものとする。乙にあっても同様とする。

(経費の負担等)

- 第7条 次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。
- (1) 妊産婦等支援班の編成及び派遣に要した経費
- (2) 第3条第2項第2号又は第4号に掲げる業務に使用した物品等の調達に要した経費
- 2 前項各号掲げる経費以外の経費については、甲及び乙が協議してその負担者及び額を定めるものとする。
- 3 甲は、乙から前2項の経費の支払請求があったときは、その内容を確認し、速やかに当該経費を 支払うものとする。

(損害補償)

第8条 妊産婦等支援活動に協力した者に対する損害の補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基づき行うものとする。

(連絡熊勢の整備)

第9条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、必要に応じて、連絡会の設置等の妊産婦等支援活動に関する連絡態勢を整備するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも異議の申出がない限り、この協定は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

(協議)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年2月12日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都文京区音羽一丁目19番18号

乙 公益社団法人 東京都助産師会 代表者 代表理事

## 〔資料協定第58〕

## 緊急医療救護所の開設に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)と公益財団法人日産厚生会玉川病院(以下「乙」という。)は、世田谷区内において災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が緊急医療救護所を開設することに関し、次の条項により協定を締結する。

(開設)

- 第1条 甲は、世田谷区内において災害が発生した場合において、負傷者等に対して救護活動を行うため、必要に応じて乙の施設の一部に緊急医療救護所を開設することができるものとする。
- 2 緊急医療救護所を開設する位置は、乙があらかじめ指定するものとする。

(管理運営)

- 第2条 前条の緊急医療救護所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、可能な限り緊急医療救護所の管理運営に協力するとともに、緊急医療救護所から主に重症者 や中等症者を受入れるものとする。

(開設期間)

- 第3条 緊急医療救護所の開設期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は3日を超えて緊急医療救護所を管理運営する必要があるときは、乙 の承諾を得て緊急医療救護所の管理運営を継続することができるものとする。

(費用の負担)

第4条 緊急医療救護所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

(物品の配備)

- 第5条 甲は、緊急医療救護所の運営に必要な物品を、乙の施設の一部に配備するものとする。
- 2 乙は、前項の規定による当該物品の管理を行わなければならない。
- 3 第1項の物品の品名、規格、数量等は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。 (防災訓練の協力)
- 第6条 甲及び乙は、それぞれが計画する防災訓練に互いに参加し、又は協力するものとする。 (開設の通知)
- 第7条 甲は、緊急医療救護所を開設するときは、乙に口頭で報告するものとする。

(原状回復等)

第8条 甲は、緊急医療救護所を閉鎖したときは、乙の施設を速やかに原状に復して乙の確認を受けなければならない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、令和2年7月1日から令和3年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の3箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間 効力を有するものとし、以後同様とする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。 (協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を 保有する。

令和2年7月1日

東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 区長 保坂 展人

東京都世田谷区瀬田4丁目8番1号

乙 公益財団法人 日産厚生会玉川病院代表者 院長 和田 義明

## 〔資料協定第59〕

## 緊急医療救護所の開設に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)と国立研究開発法人国立成育医療研究センター(以下「乙」という。) は、世田谷区内において災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が緊急医療救護所を開設することに関し、次の条項により協定を締結する。

(開設)

- 第1条 甲は、世田谷区内において災害が発生した場合において、負傷者等に対して救護活動を行うため、必要に応じて乙の施設の一部に緊急医療救護所を開設することができるものとする。
- 2 緊急医療救護所を開設する位置は、乙があらかじめ指定するものとする。

(管理運営)

- 第2条 前条の緊急医療救護所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、可能な限り緊急医療救護所の管理運営に協力するとともに、緊急医療救護所から主に重症者 や中等症者を受入れるものとする。

(開設期間)

- 第3条 緊急医療救護所の開設期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は3日を超えて緊急医療救護所を管理運営する必要があるときは、乙 の承諾を得て緊急医療救護所の管理運営を継続することができるものとする。

(費用の負担)

第4条 緊急医療救護所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

(物品の配備)

- 第5条 甲は、緊急医療救護所の運営に必要な物品を、乙の施設の一部に配備するものとする。
- 2 乙は、前項の規定による当該物品の管理を行わなければならない。
- 3 第1項の物品の品名、規格、数量等は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。 (防災訓練の協力)
- 第6条 甲及び乙は、それぞれが計画する防災訓練に互いに参加し、又は協力するものとする。 (開設の通知)
- 第7条 甲は、緊急医療救護所を開設するときは、乙に口頭で報告するものとする。

(原状回復等)

第8条 甲は、緊急医療救護所を閉鎖したときは、乙の施設を速やかに原状に復して乙の確認を受けなければならない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、令和元年9月2日から令和2年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の3箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間 効力を有するものとし、以後同様とする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。 (協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を 保有する。

令和元年9月2日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂 展人

東京都世田谷区大蔵2-10-1

乙 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター代表者 理事長 五十嵐 隆

## 〔資料協定第60〕

## 緊急医療救護所の開設に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)と一般社団法人至誠会第二病院(以下「乙」という。)は、世田谷区 内において災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が緊急医療救護所を開設することに関し、 次の条項により協定を締結する。

(開設)

- 第1条 甲は、世田谷区内において災害が発生した場合において、負傷者等に対して救護活動を行うため、必要に応じて乙の施設の一部に緊急医療救護所を開設することができるものとする。
- 2 緊急医療救護所を開設する位置は、乙があらかじめ指定するものとする。

(管理運営)

- 第2条 前条の緊急医療救護所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、可能な限り緊急医療救護所の管理運営に協力するとともに、緊急医療救護所から主に重症者 や中等症者を受入れるものとする。

(開設期間)

- 第3条 緊急医療救護所の開設期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は3日を超えて緊急医療救護所を管理運営する必要があるときは、乙 の承諾を得て緊急医療救護所の管理運営を継続することができるものとする。

(費用の負担)

第4条 緊急医療救護所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

(物品の配備)

- 第5条 甲は、緊急医療救護所の運営に必要な物品を、乙の施設の一部に配備するものとする。
- 2 乙は、前項の規定による当該物品の管理を行わなければならない。
- 3 第1項の物品の品名、規格、数量等は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。 (防災訓練の協力)
- 第6条 甲及び乙は、それぞれが計画する防災訓練に互いに参加し、又は協力するものとする。 (開設の通知)
- 第7条 甲は、緊急医療救護所を開設するときは、乙に口頭で報告するものとする。

(原状回復等)

第8条 甲は、緊急医療救護所を閉鎖したときは、乙の施設を速やかに原状に復して乙の確認を受けな

ければならない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成30年10月1日から平成31年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の3箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間 効力を有するものとし、以後同様とする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。 (協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を 保有する。

平成30年10月1日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂 展人

東京都世田谷区上祖師谷5丁目19番1号

乙 一般社団法人 至誠会第二病院 代表者 川畠 弘子

## 〔資料協定第61〕

## 緊急医療救護所の開設に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)と東京都立松沢病院(以下「乙」という。)は、世田谷区内において 災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が緊急医療救護所を開設することに関し、次の条項 により協定を締結する。

(開設)

- 第1条 甲は、世田谷区内において災害が発生した場合において、負傷者等に対して救護活動を行うため、必要に応じて乙の施設の一部に緊急医療救護所を開設することができるものとする。
- 2 緊急医療救護所を開設する位置は、乙があらかじめ指定するものとする。

(管理運営)

- 第2条 前条の緊急医療救護所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、可能な限り緊急医療救護所の管理運営に協力するとともに、緊急医療救護所から主に重症者 や中等症者を受入れるものとする。

(開設期間)

- 第3条 緊急医療救護所の開設期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は3日を超えて緊急医療救護所を管理運営する必要があるときは、乙 の承諾を得て緊急医療救護所の管理運営を継続することができるものとする。

(費用の負担)

第4条 緊急医療救護所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

(物品の配備)

- 第5条 甲は、緊急医療救護所の運営に必要な物品を、乙の施設の一部に配備するものとする。
- 2 乙は、前項の規定による当該物品の管理を行わなければならない。
- 3 第1項の物品の品名、規格、数量等は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。 (防災訓練の協力)
- 第6条 甲及び乙は、それぞれが計画する防災訓練に互いに参加し、又は協力するものとする。 (開設の通知)
- 第7条 甲は、緊急医療救護所を開設するときは、乙に口頭で報告するものとする。

(原状回復等)

第8条 甲は、緊急医療救護所を閉鎖したときは、乙の施設を速やかに原状に復して乙の確認を受けなければならない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成30年10月1日から平成31年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の3箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間 効力を有するものとし、以後同様とする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。 (協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を 保有する。

平成30年10月1日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂 展人

東京都世田谷区上北沢二丁目1番1号

乙 東京都立松沢病院

代表者 東京都立松沢病院長 齋藤 正彦

## 〔資料協定第62〕

## 緊急医療救護所の開設に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)と公立学校共済組合関東中央病院(以下「乙」という。)は、世田谷区内において災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が緊急医療救護所を開設することに関し、次の条項により協定を締結する。

(開設)

- 第1条 甲は、世田谷区内において災害が発生した場合において、負傷者等に対して救護活動を行うため、必要に応じて乙の施設の一部に緊急医療救護所を開設することができるものとする。
- 2 緊急医療救護所を開設する位置は、乙があらかじめ指定するものとする。

(管理運営)

- 第2条 前条の緊急医療救護所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、可能な限り緊急医療救護所の管理運営に協力するとともに、緊急医療救護所から主に重症者 や中等症者を受入れるものとする。

(開設期間)

- 第3条 緊急医療救護所の開設期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は3日を超えて緊急医療救護所を管理運営する必要があるときは、乙 の承諾を得て緊急医療救護所の管理運営を継続することができるものとする。

(費用の負担)

第4条 緊急医療救護所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

(物品の配備)

- 第5条 甲は、緊急医療救護所の運営に必要な物品を、乙の施設の一部に配備するものとする。
- 2 乙は、前項の規定による当該物品の管理を行わなければならない。
- 3 第1項の物品の品名、規格、数量等は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。 (防災訓練の協力)
- 第6条 甲及び乙は、それぞれが計画する防災訓練に互いに参加し、又は協力するものとする。 (開設の通知)
- 第7条 甲は、緊急医療救護所を開設するときは、乙に口頭で報告するものとする。

(原状回復等)

第8条 甲は、緊急医療救護所を閉鎖したときは、乙の施設を速やかに原状に復して乙の確認を受けなければならない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成30年10月1日から平成31年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の3箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間 効力を有するものとし、以後同様とする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。 (協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を 保有する。

平成30年10月1日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂 展人

東京都世田谷区上用賀六丁目25番1号

乙 公立学校共済組合関東中央病院

代表者 病院長 新家 眞

### [資料協定第63]

## 災害時の動物救護活動についての協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と、東京都獣医師会世田谷支部(以下「乙」という。)は、災害時の動物救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内に地震、台風その他の災害が発生した際、甲及び乙が行う動物救護活動の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

- 第2条 甲乙の相互の協力内容は、次の事項とする。
- (1)被災した動物の保護管理及び応急手当に関すること。
- (2)被災した動物に関する情報提供に関すること。
- (3) 用地、施設及び設備の提供その他必要な動物救護活動に関すること。

(協力の要請等の手続き)

- 第3条 甲及び乙は、動物救護活動を実施する必要が生じた場合には、内容等明らかにした上で要請するものとする。
- 2 乙は、緊急を要すると判断した場合、甲の要請の有無によらず動物救護活動を行うことができるものとする。
- 3 乙は、前項の規定により動物救護活動を行った場合には、このことを甲に報告するものとする。 (動物救護の活動場所)
- 第4条 乙は、甲が避難所又は災害現場等に設置する動物救護所及び東京都獣医師会世田谷支部員の保 有する施設において、動物救護活動を実施するものとする。

(協力の履行)

第5条 甲及び乙は、相互に要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、誠意を持って必要な 業務を行うものとする。

(連絡要請)

第6条 この協定に関する連絡調整については、甲の指定する者と乙とが行うものとする。

(活動の停止)

第7条 甲及び乙は、動物救護活動が極めて困難と判断される場合等においては、協議の上乙の救護活動を停止することができるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の1 箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様と する。

(細目)

第9条 この協定に関する細目は、別途定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立の証として本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年3月18日

世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号 甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

世田谷区駒沢五丁目2番3号 乙 (社)東京都獣医師会世田谷支部 代表者 支 部 長

### 〔資料協定第64〕

# 災害時における施設復旧等応急措置に関する協力協定

世田谷区と日本造園組合連合会東京都支部東京庭職組合、日本造園組合連合会東京都支部世田谷植木職組合、日本造園組合連合会東京都支部玉川造園組合(以下「組合」という。)とは、災害応急措置を必要とする大規模な風水害、地震その他の災害(以下「災害」という。)が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合に、区民の生命と安全と生活を確保するため、施設復旧等応急措置に関する相互の協力について、次のとおり協定を締結します。

#### (総則)

第1条 世田谷区は、災害が区内に発生した場合、又は発生するおそれのある場合に、区民の生命と 財産を守り生活を保障することを基本的な施策とし、被害の応急工事の実施及び災害復旧を図るな ど応急措置について、区独自の計画を作成し、その推進を図るとともに、地域的対応を迅速に処理す るため、区内の造園業者の積極的な協力を得ることによりその実現に努めます。

### (協力)

第2条 組合は、世田谷区内に災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合において、区民の生命の安全と生活の維持のために協力することを基本的な責務と考え、世田谷区長(以下「区長」という。)の要請に対して積極的に協力いたします。

#### (要請手続)

第3条 組合に対する区長の要請手続きは、組合側の連絡体制によるものとし、その要請は、世田谷 区の災害時施設復旧等を担当する部長が行います。

ただし状況によって世田谷区各部の部長から組合に対し協力要請するものとします。

- 2 要請に当っては、その災害現場の状況により必要な人員、器材等について指示するものとします。 (活動業務)
- 第4条 区長の要請により指定場所に到着した組合員は、区職員の指揮に従い応急作業活動を実施します。
- 2 指定場所に区職員が派遣されていない場合は、組合員自ら要請事項に従い応急作業活動を実施するものとします。この場合において、組合員は、作業活動終了後、組合の長 (以下「組合長」という。)を経由して、活動状況概要を区長に報告するものとします。
- 3 組合長は、災害の状況により緊急を要すると判断し、区長の要請を待たずに応急作業活動を実施 した場合は直ちに区長にその概要を報告するものとします。

### (経費負担)

- 第5条 組合は、作業活動終了後、世田谷区に対し作業に要した資機材等の代金その他の所要経費を 請求します。
- 2 世田谷区は、組合長より請求された資機材等の代金その他の所要経費を速やかに支払うものとします。

#### (供与)

第6条 区長は、組合の同意のもとに、組合員の事務所又は店頭に掲示するための「世田谷区災害時

応急措置協力員」の看板を組合員に供与します。

(公務災害補償)

第7条 第4条の規定により出動した組合員に人身事故が発生した場合は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定により、世田谷区が補償するものとします。

(連絡)

第8条 組合長は、区長の要請により災害時に対応できる人員、機材等の状況及び連絡体制について 毎年3月と9月に区長へ連絡するものとします。

(協議)

第9条 この協力協定の実施に関して、必要な事項及び協定に規定する以外の手続きについては、その 都度世田谷と組合との両者が協議して定めます。

(付則)

第10条 この協力協定は、昭和55年7月1日より効力を有するものとします。

この協力協定成立を証するため、当事者記名押印のうえ協定書各1通を保有するものとします。

昭和55年6月30日

世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区 代表者 世田谷区長

世田谷区豪徳寺1丁目49番2号 日本造園組合連合会東京都支部東京庭職組合 代表者 組 合 長

世田谷区野沢2丁目32番14号 日本造園組合連合会東京都支部世田谷植木職組合 代表者 組 合 長 世田谷区等々力8丁目3番16号 日本造園組合連合会東京都支部玉川造園組合 代表者 組 合 長

立会人

世田谷区防災地域活動推進協議会 代表者 会 長

#### [資料協定第65]

# 災害時における応急対策業務に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と一般社団法人世田谷造園協力会(以下「乙」という。)は、大規模な地震その他の災害が世田谷区内に発生し、若しくは発生するおそれの

ある場合又は他の区市町村で災害が発生し、応援を求められた場合(以下「災害時」という。)における 甲の応急対策及び予防上必要な業務(以下「応急対策業務」という。)に関する乙の協力について、次の とおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が災害時に行う応急対策業務に対する乙の協力に関し、基本的な事項を定める ことを目的とする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、災害時に、応急対策業務の実施の必要があると認めたときは、乙に対し次に掲げる事項 について協力を要請するものとする。
  - (1) 災害時における倒木等障害物除去作業に関すること。
  - (2) 倒壊建物等からの救出救助活動に関すること。
  - (3)前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務に関すること。

(要請手続)

- 第3条 前条の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、書面をもっ て要請する ことができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。
- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、世田谷区内に大規模な被害が発生したことを知ったときは、自主的にあらかじめ指定された世田谷区内の拠点に参集するものとする。

(竪魚対広)

- 第4条 災害の状況により、緊急を要すると判断される場合の対応は、別に定めるものと する。 (費用負担)
- 第5条 甲は、乙が応急対策活動に要した費用について、乙の通常価格により算出した額を精査確認し 請求に基づき予算の範囲内で負担するものとする。

(損害補償)

第6条 甲の要請に基づき、乙の会員が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有する状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害保障に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定によりその損害を補償するものとする。

(名簿等の報告)

第7条 乙は、甲に対し、年1回会員名簿及び機材の台数等を報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は平成16年10月15日から平成17年3月31日までとする。ただし、 期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、 以後同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定める ものとする。

(その他)

第 10 条 「世田谷造園協力会」から「一般社団法人世田谷造園協力会」に変更したことに伴い、平成 2 8年4月1日に協定を再締結する。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年4月1日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

瀬田五丁目4番3号 乙 一般社団法人世田谷造園協力会 代表者 理事長

### 〔資料協定第66〕

# 災害時における障害物除去等応急措置に関する協力協定

世田谷区と世田谷建設協同組合(以下「組合」という。)は、災害応急措置を必要とする大規模な風水害・地震・その他の災害(以下「災害」という。)が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合に、区民の生命の安全と生活を維持するため、相互の協力について次のとおり協定を締結します。

#### (総則)

第1条 世田谷区は、災害が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合に、区民の生命と財産を守り生活を保障することを基本的な施策とし、被害の応急工事の実施及び災害復旧を図るなど応急措置について、区独自の計画を作成し、その推進を図るとともに、区内建設業者の積極的な協力を得ることによりその実現に努めます。

### (協力)

第2条 組合は、世田谷区内に災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において区民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、世田谷区長(以下「区長」という。)の要請に対して、積極的に協力いたします。

#### (要請手続)

第3条 組合に対する区長の要請手続きは、組合側の連絡体制によるものとし、その要請は、世田谷 区の災害時障害物除去等を担当する部長が行います。

ただし、状況により世田谷区各部の部長から組合に対し協力要請するものとします。

- 2 要請に当たっては、その災害現場の状況により必要な人員・器材等について要請するものとします。 (活動業務)
- 第4条 区長の要請により指定場所に到着した組合員は、区職員の指揮に従い応急作業活動を実施します。
- 2 指定場所に区職員が派遣されていない場合は、組合員自ら要請事項に従い応急作業活動を実施するものとします。この場合において、組合員は、作業活動終了後組合の長 (以下「組合長」という。)を経由して、活動状況概要を区長に報告するものとします。
- 3 組合長は、災害の状況により緊急を要すると判断し、区長の要請を待たずに応急作業活動を実施 した場合は、初動後直ちに区長に応急作業活動の概要を報告するものとします。

#### (経費負担)

- 第5条 組合長は、作業活動終了後世田谷区に対し、作業に要した資器材等の代金その他の所要経費を請求します。
- 2 世田谷区は、組合長より請求された資器材等の代金その他の所要経費を速やかに支払うものとします。

#### (供与)

第6条 区長は、組合の同意のもとに組合員の事務所又は店頭に掲示するための「世田谷区災害応急措置協力員」の看板を供与します。

# (公務災害補償)

第7条 区長の要請により出動した組合員に人身事故が発生し、その組合員に「労働者災害補償保険

法」(昭和22年法律第50号)の適用がされない場合は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に準じて、世田谷区が補償するものとします。

(連絡)

第8条 組合長は、区長の要請により災害時に対応できる人員・器材等の状況及び連絡体制について毎年3月と9月に区長へ連絡するものとします。

(協議)

第9条 この協力協定の実施に関して必要な事項および協定以外の手続きについてはその都度世田谷 区と組合との両者が協議して定めます。

(付則)

第10条 この協力協定は、昭和54年11月6日より効力を有します。

この協力協定成立を証するため当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

昭和54年11月5日

世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区 代表者 世田谷区長

世田谷区下馬 5 丁目 13 番 13 号 世田谷建設会館 世田谷建設協同組合 代表者 理 事 長

立会人

世田谷区防災地域活動推進協議会 代表者 会 長

### 〔資料協定第67〕

# 災害時における障害物除去等応急措置に関する協力協定

世田谷区と東京都自動車整備振興会世田谷支部(以下「世田谷支部」という)は、災害応急措置を必要とする大規模な風水害・地震、その他の災害(以下「災害」という)が世田谷区内に発生した場合、または発生するおそれのある場合に、区民の生命の安全と生活を維持するため、相互の協力について、次のとおり協定を締結します。

### (総則)

第1条 世田谷区は、災害が区内に発生した場合、または発生するおそれのある場合に、区民の生命と財産を守り生活を保障することを基本的な施策とし、災害時の道路啓開についての区独自の計画を作成し、その推進を図るとともに、区内自動車整備業者の積極的な協力を得ることによりその実現に努めます。

(協力)

第2条 世田谷支部は、区内に災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、区民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、世田谷区長 (以下「区長」という) の要請に対して、 積極的に協力します。

### (要請手続)

- 第3条 世田谷支部に対する区長の要請手続きは、世田谷区の災害時道路啓開を担当する部長から世田谷支部支部長 (以下「支部長」という) に要請するものとします。ただし、状況により、世田谷区の他の部長が要請するものとします。
- 2 要請にあたっては、その災害現場の状況により、必要な人員、器材等について要請するものとします。

### (応急活動)

- 第4条 区長の要請により指定場所に到着した世田谷支部会員 (以下「会員」という) は、区職員の 指示に従い、放置自転車の除去や緊急車両の整備等の応急活動を実施します。
- 2 指定場所に区職員が派遣されていない場合は、会員自ら要請事項に従い、応急活動を実施するものとします。この場合において、会員は、応急活動終了後、支部長を経由して、応急活動の概要を 区長に報告するものとします。
- 3 支部長は、災害の状況により緊急を要すると判断し、区長の要請を待たずに応急活動を実施した 場合は、初動後、直ちに応急活動の概要を区長に報告するものとします。

#### (経費負担)

- 第5条 支部長は、応急活動終了後、世田谷区に対し、応急活動に要した費用を請求します。
- 2 世田谷区は、支部長より請求された所要経費を速やかに支払うものとします。

#### (供与)

第6条 区長は、世田谷支部の同意のもとに、店頭等に掲示するための「世田谷区災害時応急措置協力員」の看板を供与します。

# (公務災害補償)

第7条 区長の要請により出動した会員に事故が発生した場合は、「水防又は応急措置の業務に従事し

た者の損害補償に関する条例」(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定により、世田谷区が保障するものとします。

(連絡)

第8条 支部長は、区長の要請により災害時に対応できる人員、器材等の状況および連絡体制について、毎年1回、定期的に区長に連絡するものとします。

(協議)

第9条 この協力協定の実施に関して必要な事項および協定以外の手続きについては、そのつど、世田 谷区と世田谷支部が協議して定めます。

(附則)

- 第10条 この協力協定は、平成3年8月28日から効力を有します。
- 2 この協力協定成立を証するため、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

平成3年8月27日

世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区 代表者 世田谷区長

世田谷区桜丘 5 丁目 51 番 3 号 (社)東京都自動車整備振興会世田谷支部 代表者 支 部 長

立会人

世田谷区防災地域活動推進協議会 代表者 会 長

### 〔資料協定第68〕

# 災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定

世田谷区と社団法人東京都トラック協会世田谷支部 (以下「世田谷支部」という。) とは、大規模な 風水害・地震その他の災害 (以下「災害」という。) が区内に発生した場合又は発生するおそれのある 場合の応急対策及び予防上に必要な緊急輸送業務に関し、次のとおり協力協定を締結します。

(総則)

第1条 世田谷区は、区民の生命と財産を守り、区民の生活を保障することを基本的な施策とし、災害が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合において世田谷区独自の計画に基づき、災害対策に必要な人員及び物資の輸送態勢を確保するとともに協会の積極的な協力を得ることにより、その実現に努めます。

(協力)

第2条 世田谷支部は、世田谷区内に災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、 区民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、世田谷支部の部員(以下「支部員」という。) 保有の貨物自動車をもって、世田谷区長(以下「区長」という。)の要請に対して積極的に協力をいたします。

(協力要請)

- 第3条 世田谷支部に対する区長の要請は世田谷支部の長 (以下 (支部長) という。) に対して行うこととし、その要請手続は、総務部長が担当します。
- 2 前項の要請に当っては、その災害現場の状況により必要な人員、車両、日時、場所等を指定して 要請するものとします。
- 3 世田谷支部は、第1項の規定により区長から要請を受けた場合は、特別の事由がない限り、支部 員をして配車に努めさせることとします。

(活動業務)

- 第4条 世田谷支部は、区長の要請により指定場所に到着した支部員について区職員の指示に従い、 輸送業務に従事させるよう努めます。
- 2 配車した車両が故障その他の理由により運行を継続できなくなったときは、世田谷支部は速やかにその輸送業務が継続できるよう努めます。

(経費の支払)

- 第5条 輸送に要した費用の請求は、世田谷支部が輸送業務終了後世田谷区に対し、一括して行います。
- 2 世田谷区は世田谷支部から請求された輸送に要した費用を速やかに支払うものとします。

(看板の供与)

第6条 世田谷区は、世田谷支部に対し支部員の事務所又は店頭に掲示するための「世田谷区災害時緊急輸送協力員」の看板を供与します。

(公務災害補償)

第7条 区長の要請により出動した支部員に人身事故が発生した場合は、「水防又は応急措置の業務に 従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定により、世田谷 区が補償するものとします。

(連絡)

第8条 支部長は、区長の要請により災害時に対応できる人員、車両台数及び連絡体制について毎年 3月と9月に区長へ連絡するものとします。

(協議)

第9条 この協力協定の実施に関して必要な事項及び協定以外の手続きについては、その都度世田谷 区と世田谷支部との両者が協議して定めます。

(付則)

第10条 この協力協定は、昭和55年2月9日より効力を有します。

この協力協定成立を証明するため当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

昭和55年2月8日

世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区 代表者 世田谷区長

世田谷区上馬 5 丁目 40 番 12 号 社団法人 東京都トラック協会世田谷支部 代表者 世田谷支部長

立会人

世田谷区防災地域活動推進協議会 代表者 会 長

※ 第3条 組織改正により、災害時の緊急輸送担当所管となる経理課が、総務部から財務部に変更となったため、「総務部長」は「財務部長」に変更

### [資料協定第69]

# 災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部(以下「乙」という。)は、大規模な地震その他の災害が世田谷区内に発生し、若しくは発生するおそれのある場合又は他の区市町村で災害が発生し、物資等の供給応援を求められた場合(以下「災害時」という。)における甲の応急対策及び予防上必要な物資等の緊急輸送業務(以下「輸送業務」という。)に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が災害時に行う輸送業務に対する乙の協力に関し、基本的な事項を定めること を目的とする。

(協力)

第2条 甲は、災害時に、輸送業務の実施の必要があると認めたときは、乙に対し乙の組合員による物 資等の輸送について協力を要請するものとする。この場合において、乙の組合員は、甲の指示に従い、 輸送業務に従事するものとする。

(要請手続)

- 第3条 乙に対する甲の前条の規定による要請は、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行う ものとする。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書 面を送達するものとする。
  - (1) 要請理由
  - (2) 要請車両台数
  - (3) 要請期間及び輸送物資
  - (4) 参集場所及び輸送場所
  - (5) その他必要事項
- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、世田谷区内に大規模な災害が発生したことを知ったときは、乙の 組合員をあらかじめ指定された世田谷区内の輸送拠点に参集させるものとする。

(費用負担)

第4条 甲は、乙が輸送業務に要した費用について、乙の通常価格により算出した額を請求に基づき、 予算の範囲内で負担するものとする。

(損害補償)

第5条 甲の要請に基づき、乙の組合員が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条第 1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は 障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害保障に関する条例(昭和4 1年7月世田谷区条例第24号)の規定によりその損害を補償するものとする。

(提供可能車両等の報告)

第6条 乙は、甲に対し、毎年1回組合員名簿及び車両台数等を報告するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は平成16年10月7日から平成17年3月31日までとする。ただし、 期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以 後同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定める ものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成16年10月7日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

新宿区内藤町1丁目9番

乙 赤帽首都圈軽自動車運送協同組合城西支部 代表者 支部長

### [資料協定第70]

# 災害時における輸送業務等の協力に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)及びヤマト運輸株式会社(以下「乙」という。)は、大規模な風水害、地震その他の災害が世田谷区内で発生し、若しくは発生するおそれのある場合又は他の区市町村内で災害が発生し、物資等の供給応援を実施する必要が生じた場合(以下「災害時」という。)における甲の応急対策及び予防上必要な物資等の緊急輸送業務(以下「輸送業務」という。)等に対する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、甲が災害時に行う輸送業務等に対する乙の協力に関し、基本的な事項を定める ことを目的とする。

### (協力内容)

- 第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請する。
- (1) 輸送業務及び輸送業務における物資等の管理
- (2) 乙が把握している道路状況、倒壊建物等に関する情報の甲の災害対策本部への提供
- (3) 帰宅困難者等に対する支援
- 2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲内で甲に協力するよう努めるものとする。

#### (協力要請)

第3条 前条第1項の規定による要請は、理由、内容その他の必要事項を明らかにした書面をもって行 うものとし、その手続は、甲の財務部長が担当する。ただし、書面をもって要請することができない ときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送付するものとする。

### (報告)

- 第4条 乙は、甲から要請を受けた輸送業務等を行ったときは、甲に対し、口頭又は電話等により次に 掲げる事項を報告し、後日、別に定める様式の文書を提出する。
  - (1) 実施日
  - (2) 実施内容
  - (3) 使用した車両、施設、資機材等
  - (4) この協定に基づく協力に要した経費
  - (5) その他の必要な事項

#### (費用負担)

第5条 甲は、この協定に基づいて乙が行った輸送業務等に係る費用を負担する。

### (費用の決定)

第6条 前条の費用は、法令等に定めがあるものを除くほか、乙の施設及び資機材の使用料に関しては

時価相場相当、荷役作業に関しては関わる人員の日当費相当、輸送料に関しては実勢相場相当又は国 土交通省届出料金を基準として算出するものし、その詳細は甲及び乙が協議して決定するものとする。

### (費用の請求)

第7条 乙は、第5条の費用を集計し、甲に請求する。

### (費用の支払い)

第8条 甲は、前条の規定による費用の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとし、支払方法 等は別途甲及び乙が協議して決定するものする。

### (防災活動への協力)

- 第9条 甲及び乙は、平常時における防災活動の推進に対し、次に掲げる事項等について、可能な範囲 内で相互に協力するよう努めるものとする。
- (1) 防災啓発事業
- (2) 防災訓練等への参加
- (3) 輸送業務等についての甲への助言
- (4) その他の防災活動

### (協定実施の円滑化)

- 第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行なわれるよう、次に定めるところより相互の 連携を図るものとする。
  - (1)甲及び乙は、前条に規定する防災訓練等に乙の参加を要請することができる。この場合において、甲及び乙は、可能な範囲内で当該防災訓練等に参加するよう努めるものとする。
  - (2) 甲及び乙は、この協定の実効性を高めるため、必要に応じて協議するよう努めるものとする。

# (損害補償)

第11条 甲の要請に基づき、乙の従業員が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条 第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又 は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害保障に関する条例(昭和 41年7月世田谷区条例第24号)の規定によりその損害を補償するものとする。

### (実施細目)

第12条 この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

### (有効期間)

- 第13条 この協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示をしない限り、1年間延長するものとし、以降も同様とする。
- 2 甲又は乙がこの協定の解除を申し出た場合は、甲及び乙は協議してこの協定を解除することができ

る。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成28年11月2日

東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号 甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

東京都大田区羽田旭町11番1号 乙 ヤマト運輸株式会社 代表者 南東京主管支店長

### 〔資料協定第71〕

# 災害時におけるヘリコプターの優先使用に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)とインペリアル航空株式会社(以下「乙」という。)は、ヘリコプターの優先使用に関して次のとおり協定を締結する。

#### (総則)

第1条 この協定は、災害発生時に甲が災害対策を行う場合の乙のヘリコプターの優先使用に関して必要な事項を定める。

### (優先使用の内容)

- 第2条 甲は、次の目的のために、乙のヘリコプターを優先使用する。
  - (1) 上空からの情報の収集
  - (2) 甲の職員その他人員の移動
  - (3)物資等の搬送
  - (4) その他災害時において、地上での交通障害等に伴い必要と認められる目的

### (飛行要請手続等)

- 第3条 甲は、地震、洪水等による災害が発生した場合及び災害の発生が予想される場合で、前条各号 に定める目的のためにヘリコプターの飛行の必要があると認めたときは、有線電話等により乙に対し ヘリコプターの飛行を要請する。
- 2 前項の飛行要請があったときは、乙は直ちにヘリコプターを飛行させる。この場合において、乙は、 要請の内容に応じ甲の職員をヘリコプターに同乗させるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、乙は、東京地方に震度5強以上の地震が発生した場合で、かつ、有線 電話等の途絶があると判断される場合は、自主的にヘリコプターを飛行させる。
- 4 前2項の規定による飛行は、航空法(昭和27年法律第231号)その他航空関係法令等に反しない限り他の飛行に優先して行う。
- 5 災害発生時にヘリコプターの離発着に使用する飛行場外臨時離着陸場(以下「ヘリポート」という。) は、事前に甲、乙協議の上、指定しておくものとする。
- 6 乙は前項で定めたヘリポートについて、事前に国土交通省航空局に必要な許認可を受けるための申 請等を行う。

### (飛行要請の際の連絡事項等)

- 第4条 甲は、前条第1項の規定によりヘリコプターの飛行を要請する際、次のうちから必要な事項を 乙に連絡する。
  - (1) ヘリコプターの飛行時間
  - (2) ヘリコプターの飛行経路
  - (3) 収集すべき情報の項目
  - (4) 甲の職員等を同乗させる場合の着陸希望地及び同乗する職員等の人数
  - (5) その他必要と認められる事項
- 2 乙は、前条第1項及び第2項の規定によりヘリコプターを飛行させた場合で、その目的が第2条第 1号に該当するときは、そのヘリコプターを飛行させている間にあっては随時、飛行が終了したとき はその際に、甲の要請に応じて乙が収集した情報等を甲に報告する。

3 乙は、前条第3項の規定によりヘリコプターを飛行させたときは、得られた情報等を口頭その他の 方法により甲に報告する。

(飛行経費の負担)

第5条 甲の負担するヘリコプター借上料金は、乙が国土交通省に届け出た料金とする。ただし、飛行時間が30分未満の場合は1時間単位の半額をもってその料金とし、飛行時間が30分以上の場合には1分刻みで分割りの料金を加算するものとする。

(細目)

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な細目に関しては、甲と乙が協議して別途定める。

(協定の有効期間)

- 第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日(以下「当初有効期間満了日」という。)の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は、当初有効期間満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(疑義の決定等)

第8条 この協定の各条若しくは解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めの無い事項については、 甲乙協議の上決定する。

甲と乙とは本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成13年4月1日

東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号 甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

東京都江東区新木場四丁目東京ヘリポート 乙 インペリアル航空株式会社 代表者 代表取締役

※「インペリアル航空株式会社」は「アカギヘリコプター株式会社」に社名変更

### 〔資料協定第72〕

# 災害時におけるアマチュア無線を活用した災害情報収集に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)とアマチュア無線クラブ三文字クラブ(以下「乙」という。)とは、 世田谷区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における世田谷 区及び周辺自治体の災害情報の収集(以下「情報収集」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲の情報収集に対する乙の協力に関して必要な事項を定め、災害情報の早期把握を通して災害応急対策の充実を図ることを目的とする。

(要請)

- 第2条 甲は、災害時に、乙に対し、アマチュア無線通信を活用した情報収集を要請することができる。
- 2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において情報収集に従事するものとする。
- 3 第1項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(内容)

- 第3条 災害時、乙は、アマチュア無線機器等を使用し、世田谷区内及び周辺地域等の被災状況等の情報を収集し、可能な範囲において速やかに甲に提供するものとする。
- 2 乙は、被害状況等の情報を甲に提供した場合、可能な範囲において被害状況等の詳細(被害発生の 日時及び場所、被害状況、情報提供者及び受信者の氏名等)を書面等に記録しておくものとする。 (通信統制)
- 第4条 乙は、第2条第2項の規定による情報収集を行う場合は、甲が指定する無線局の統制に従うものとする。

(期間)

第5条 甲の要請による乙の情報収集の期間は、要請した日から7日間とする。ただし、情報収集の期間が7日間を超える場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(災害補償)

第6条 甲は、第2条の規定による要請に基づき情報収集業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき又は当該業務に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基づきその損害を補償するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の2箇月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

# 平成18年3月28日

甲 世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号 世田谷区

代表者 世田谷区長

乙 世田谷区 アマチュア無線クラブ三文字クラブ

代表者 代表

### 〔資料協定第73〕

# 災害時におけるアマチュア無線を活用した災害情報収集に関する協定細目

世田谷区(以下「甲」という。)とアマチュア無線クラブ三文字クラブ(以下「乙」という。)が、平成18年3月28日付で取り交わした「災害時におけるアマチュア無線を活用した災害情報収集に関する協定書」(以下「協定」という。)に基づく協力方法等について、次のとおり協定細目を定める。

#### (要請時期)

第1条 甲は、世田谷区内で地震、風水害その他の災害及び災害に準じる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあり、乙の協力活動が必要であると判断した場合、協定第2条第1項に基づき乙に対して協力を要請する。

### (要請手続)

第2条 協力要請に当たっては、協定第2条第3項に基づき甲より乙の代表者又は事務局に、災害時協力要請書(様式)を送付する。なお、緊急を要する場合は、乙の代表者又は事務局に口頭で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を送付する。

### (協力員)

第3条 前条の要請に基づく活動(以下「協力活動」という。)を行う乙の会員は「世田谷区アマチュア 無線情報収集協力員」(以下「協力員」という。)と称する。

### (腕章の貸与・着用)

- 第4条 甲は、協力員が屋外又は、避難所等で協力活動を行う際の腕章を、乙に対して必要に応じて貸 与する。
- 2 乙は、甲から貸与された腕章を、協力活動の際に協力員に着用させる。
- 3 乙は、管理簿を作成し、甲から貸与された腕章の管理を行う。甲から求められた場合 には管理簿を提出する。

#### (腕章の返還)

- 第5条 乙は、次の場合には、貸与された腕章を甲に返還する。
- (1) 腕章を貸与された協力員が、退会等によりその身分を失った場合
- (2) 協定の効力が失われた場合
- (3) その他前 2 号に掲げるもののほか、貸与された協力員にその身分にふさわしくない非行があり、 甲から腕章の返還を求められた場合

### (通信方法)

- 第6条 協力員は、協力活動を行う際には、あらかじめ定められた周波数及び電波形式により、世田谷 区職員無線クラブ(識別信号 JA1 ZSH)ほか甲が指定するアマチュア無線局と相互に通信を行う。 (周波数及び電波形式)
- 第7条 協定に基づいた非常通信に使用する周波数及び電波形式については、甲乙協議 の上別に定める。

## (名簿の提出)

第8条 乙は、毎年度総会終了後、役員・協力員名簿を甲に提出する。名簿の内容に変更があった場合、 乙は、その都度遅滞なく甲に報告する。

#### (有効期間)

第9条 この協定細目の有効期限は、協定細目締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、 有効期間満了の日の2箇月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、協定細目の 有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 10 条 この協定細目に定めのない事項又はこの協定細目の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の 上決定する。

この協定細目の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成19年6月19日

甲 世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号 世田谷区 代表者 世田谷区長

乙 世田谷区アマチュア無線クラブ三文字クラブ代表者 代表

### 〔資料協定第74〕

# 災害時における情報提供協力等に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と世田谷新聞販売同業組合(以下「乙」という。)とは、世田谷区内に 災害及び災害に準じる緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時等」という。)に おける災害情報等の収集及び提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において、甲が実施する災害情報等の収集活動及び地域住民への災害情報等の提供に対する乙の協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(要請)

- 第2条 甲は、災害時等において、この協定に基づく協力を求める必要が生じたときは、乙に対し、必要な事項を明らかにして要請するものとする。
- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、これにより難いときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

- 第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力するものとする。 (協力内容)
- 第4条 乙の協力内容は、次に掲げるものとする。
- (1) 顧客所在地情報及び地域被害状況の提供
- (2) 新聞折り込みによる地域住民への災害情報等の提供

(費用負担)

- 第5条 前条の規定により要した費用については、法令その他に別段の定めがあるものを 除くほか、甲乙協議して算出した金額を甲が予算の定めるところにより負担するものとする。 (請求及び支払い)
- 第6条 乙は、甲の要請に基づき第4条の規定により要した費用を、業務終了後、甲に一括請求するものとする。
- 2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より平成19年3月31日までとする。ただし、 有効期間満了の日の2箇月前までに、甲乙いずれからも書面による申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通 を保管する。

平成19年1月15日

世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号 甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

世田谷区南烏山六丁目7番12号

乙 世田谷新聞販売同業組合 代表者 組合長

### [資料協定第75]

# 災害時における世田谷区とケーブルテレビ事業者との 相互協力に関する基本協定

世田谷区を甲とし、世田谷ケーブルテレビ協議会に参加するケーブルテレビ事業者 (株式会社小田 急情報サービス、調布ケーブルテレビジョン株式会社及び株式会社東急ケーブルテレビジョンをいう。)を乙とし、災害時等の相互協力に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地域における甲乙の役割と使命にかんがみ、世田谷区内での地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)の発生に備えて、平常時から相互に協力するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に区民に迅速かつ正確な情報を伝えるため、災害情報の放送等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙に対して、災害情報等の放送を 要請することができる。

(要請の手続き)

- 第3条 甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
  - (1) 放送要請理由
  - (2) 放送事項
  - (3) 希望する放送日時
  - (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲が第2条の規定により災害情報の放送を要請したときは、放送の形式、内容等を自 主的に決定し、これに協力するものとする。

(放送料)

第5条 前条の放送に係わる放送料は、無料とする。ただし、その放送が長時間にわたる場合は甲乙 別途協議するものとする。

(平常時の協力)

- 第6条 甲及び乙は、災害時の相互協力を円滑に実施するため、平常時より次の事項について、相互 に協力するものとする。
  - (1) 防災訓練及び防災意識の向上に係る普及啓蒙活動に関すること。
  - (2) 災害時におけるケーブルテレビの活用に関する調査研究に関すること。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、災害情報の放送等が確実かつ円滑に実施できるよう、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくものとする。

(ケーブルテレビ事業者間の相互協力)

第8条 株式会社小田急情報サービス、調布ケーブルテレビジョン株式会社及び株式会社東急ケーブルテレビジョンは、相互に協力して第4条の放送の実施に当たるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成12年1月27日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の 2月前までに甲乙のいずれからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに 1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 10 条 この協定書に定のない事項又はこの協定書の各条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙は協 定締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとする。

この協定締結の証として協定書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有する。ただし、 乙については、世田谷ケーブルテレビ協議会幹事社において保有し、他の各社においては写しを所 持するものとする。

平成 12 年 1 月 27 日

- 甲 東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号 世田谷区 代表者 世田谷区長
- 本 東京都世田谷区経堂二丁目1番21号株式会社小田急情報サービス代表取締役社長

東京都調布市布田一丁目 36 番 8 号 調布ケーブルテレビジョン株式会社 代表取締役社長

東京都渋谷区南平台町5番6号 株式会社東急ケーブルテレビジョン 取締役社長

- ※「株式会社小田急情報サービス」は「株式会社ジェイコムイースト世田谷局」に変更
- ※「調布ケーブルテレビジョン株式会社」は「株式会社ジェイコムイースト調布局」に変更
- ※「株式会社東急ケーブルテレビジョン」は、「イッツ・コミュニケーションズ株式会社」に変更
- ※「株式会社ジェイコムイースト世田谷局」は、「株式会社ジェイコム東京 世田谷局」に変更
- ※「株式会社ジェイコムイースト調布局」は、「株式会社ジェイコム東京 調布局」に変更

### [資料協定第76]

# 災害時における支援協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人ピース ウィンズ・ジャパン(以下「乙」という。)とは、災害発生時の支援等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区の区域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 に、乙が甲に対して災害対策業務に係る支援を行うことについて必要な事項を定めることを目的とす る。

(支援の内容)

- 第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる災害対策業務に係る支援を行うものとする。
  - (1) 乙が災害支援で使用するヘリコプターによる人員、物資等の搬送
  - (2) 乙が所有するバルーンシェルターの提供及び設営

(要請)

- 第3条 第1条に定める事態が生じた場合、甲は、乙に対し前条に定める支援を要請するものとする。
- 2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後 速やかに文書を提出するものとする。

(他の地域での大規模災害)

第4条 乙は、世田谷区の区域外において大規模災害が発生し、当該災害による被災地支援のためにへ リコプターを使用する場合、甲の指定する臨時ヘリポートを使用できるものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の 2か月前までに、甲乙いずれかからのも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさ らに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第6条 この協定の実施に関する細目は、別に定める。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定める ものとする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通 を保管する。

# 平成18年5月31日

東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号 甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

東京都世田谷区桜新町二丁目11番5号 乙 特定非営利活動法人ピース ウィンズ・ジャパン 統括責任者

※相手方法人は平成18年8月に東京都渋谷区笹塚三丁目2番15号に移転。

### 〔資料協定第77〕

# 災害時における被災要介護者等への援助に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)と世田谷区介護サービスネットワーク(介護事業者連絡会)(以下「乙」という。)は、災害時における介護保険サービスの利用者等に対する援助に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区の地域において、地震、水害、火災等による大災害が発生し、介護保険 サービスの利用者等が被災した場合に、安否の確認及び避難所での介護保険サービスの提供を円滑に 実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(安否の確認)

- 第2条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、乙に加入する各事業者(以下「事業者」という。)が、世田谷区内の居宅サービス利用者(以下「利用者」という。)の安否について、可能な限り確認し、確認することのできた内容をできる限り速やかに甲に対して報告するよう協力するものとする。ただし、被害が確認されない場合は報告の必要はない。
- 2 報告は、安否確認結果報告書(別記様式)により行うこととし、電子メール及びファクシミリの 手段による提供を原則とする。ただし、災害により、電子メール及びファクシミリの通信手段を確 保することができない場合には、最寄の区役所総合支所等へ必要事項を記載した安否確認結果報告 書を持参する方法で行うものとする。
- 3 甲は、事業者から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものと する。

(避難所での訪問サービスの提供)

- 第3条 事業者は、第1条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、避難所での訪問介護、訪問入浴介護及び訪問看護(以下「訪問サービス」という)の提供が可能な場合は、派遣可能な地域及び人員について甲へ報告するものとする。
- 2 甲は、事業者から提供された情報に基づき、避難所での訪問サービスの提供について事業者へ要請 する。
- 3 事業者は、甲からの要請に基づき、避難所での訪問サービスの提供について可能な限り協力するものとする。
- 4 甲は、災害時における介護保険サービス提供の特例の取扱について、速やかに事業者へ情報提供を 行う。

(費用負担)

第4条 甲の要請により、事業者が実施する避難所での訪問サービスの提供に要した経費(保険給付の対象となるサービスを除く。)については、甲が負担する。経費の範囲及び額については甲と事業者が協議して決定する。

(従事者の損害補償)

第5条 甲の要請により、事業者の従業員が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条 第1項に規定する応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又 は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和 41年7月世田谷区条例第24号)の規定によりその損害を補償するものとする。(有効期間)

- 第6条 この協定の有効期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。
- 2 この協定は、甲乙双方に異議のない場合には、1年を単位として年々自動的に更新するものとする。 (協議)
- 第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙の双方がそれ ぞれ誠意をもって協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、双方各1通を保有する。

平成19年3月23日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区世田谷一丁目23番2号

乙 世田谷区介護サービスネットワーク(介護事業者連絡会) 代表者

### [資料協定第78]

# 災害時の聴覚障害者への支援活動に関する協定

世田谷区を甲とし、特定非営利活動法人世田谷区聴覚障害者協会を乙とし、災害時における応急活動に関し、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害が発生した場合に甲が行う災害応急活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、災害時の応急対策において、聴覚障害者に対する支援を行う必要が生じた場合には、乙 に対し、手話通訳者の派遣の要請をすることができる。
- 2 甲は、前項の要請を行う場合には、次に掲げる事項を乙に文書または口頭で伝達するものとする。
- (1)派遣場所
- (2)派遣期間
- (3)派遣人数
- (4)前3号に掲げるもののほか、必要な事項
- 3 乙は、前2項の定めにより甲から要請を受けた場合には、可能な限り、協力するものとする。 (手話通訳者の派遣)
- 第3条 乙は、第2条に規定する要請に基づき、乙が運営する世田谷区手話通訳等派遣センターに登録 されている手話通訳者を甲が指定する場所に派遣する。
- 2 手話通訳者の業務は、次のとおりとする。
- (1) 聴覚障害者への情報提供
- (2) 聴覚障害者の避難生活支援
- (3) 甲並びに乙への情報伝達

(情報収集活動)

- 第4条 乙は、聴覚障害者に関する被災情報等の収集及び手話通訳者若しくは聴覚障害者への情報提供 に努力する。
- 2 甲は、災害時の活動において、聴覚障害者への情報提供方法等に配慮するとともに、前項の規定に よる乙の活動に協力するものとする。

(費用負担)

第5条 第2条に規定する要請に基づき、乙が聴覚障害者に対する業務を実施した場合の費用の負担については別に定める。

(損害補償)

第6条 第2条に規定する要請に基づき、派遣された手話通訳者が、災害対策基本法(昭和36年法律 第223号)第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若し くは疾病にかかり、又は障害を有する状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の 損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定によりその損害を補償するも のとする。

(報告)

第7条 乙は、毎年4月に、活動体制について甲に報告するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし期間満了の3箇月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第9条 この協定の解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めがない事項については、その都度甲乙 協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年3月23日

世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区宮坂三丁目 12番4号

乙 特定非営利活動法人世田谷区聴覚障害者協会 代表者 会長

### [資料協定第79]

# 災害時におけるボランティア活動等に関する協定書

災害時応急活動等に関し、世田谷区(以下「甲」という。)と社会福祉法人世田谷ボランティア協会(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内に災害が発生した場合において、甲が行う災害応急対策活動(世田谷区地域防災計画(以下「計画」という。)に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。)等に対する この協力及び甲と乙の連携に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

(協力の要請)

- 第2条 甲は、大規模な災害が発生した場合において、必要があると認めたときは、乙に対し、次条の規 定により協力を要請するものとする。
  - 2 甲は、乙に対して、災害の状況に応じて災害応急対策活動の内容、日時及び場所を指定して協力を要請するものとする。
  - 3 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請することができない場合は、口頭又は電話で行い、事後、文書を送達するものとする。

(協力の内容)

- 第3条 甲が乙に要請する協力の内容は、ボランティアの募集、受付、登録、受入れ及び調整とする。
  - 2 乙は、前条の規定による要請があったときは、事務所又は必要となる拠点を確保して前項の協力を行うものとする。
  - 3 乙は、計画に定める甲のボランティア担当部門(災対保健福祉部・ボランティア支援班)と連携し、共同して第1項の協力を行うものとする。

(ボランティア活動の内容)

- 第4条 第1項のボランティアが行う活動(以下「ボランティア活動」という。)は、次の各号に掲げる ものとする。
  - (1) 災害時における救助及び救急活動に関する事項
  - (2) 避難者の誘導及び避難所内の避難者への対応に関する事項
  - (3) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に関する事項
  - (4) 高齢者や障害者等の生活支援に関する事項
  - (5) 被災状況の調査等に関する事項
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

(乙の平常時の備え)

- 第5条 乙は、平常時より災害時のボランティア活動について、情報収集を行い、災害の発生時に迅速に 対応することができるように、ボランティアの受入れ、派遣、拠点の確保等の体制づくりについて マニュアルを作成し、災害時に備えるものとする。
  - 2 甲は、前項の体制づくりに関し、必要な協力支援を行うものとする。

(他の団体との協力体制)

第6条 乙は平常時より、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会及び区内外のボランティア団体との協力体制を確立し、ネットワークの構築を図るものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、乙が請求したときは、乙が第3条第1項の協力を行う際に支出した物資及び連絡調整等

に関する費用を予算の範囲内において負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する額は、災害対策応急活動の終了後に甲及び乙が協議して決するものとする。

# (損害補償)

第8条 甲の要請に基づいて行ったボランティア活動に従事した者が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害保障に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定によりその損害を補償するものとする。

(報告)

第9条 乙は、災害対策応急活動に対する協力の終了後、ボランティア活動の内容を甲に報告するものとする。

(有効期間)

- 第10条 この協定の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、 有効期間が満了する1箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有す るものとし、以後同様とする。
  - 2 平成16年1月7日に締結した従前の本協定については、前項により解約する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義は、甲乙協議の上、決定する。 この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年3月28日

世田谷区世田谷四丁目21番27号 甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区下馬二丁目20番14号
乙 社会福祉法人 世田谷ボランティア協会

代表者 理事長

### [資料協定第80]

# 災害時におけるボーイスカウトとの協力に関する協定

災害時における応急業務に関し、世田谷区を甲とし、日本ボーイスカウト東京連盟世田谷地区を乙として、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急業務に対する乙の協力に関し、 必要な事項を定める。

(協力)

- 第2条 甲は、世田谷区地域防災計画に基づき災害応急業務を実施する必要が生じた場合は、乙に対し 次に掲げる事項について協力を要請するものとする。
  - (1) 避難所の警備に関すること。
  - (2) アマチュア無線等を利用した災害関連情報の伝達に関すること。
  - (3) 被災した子どものための援助活動に関すること。
  - (4) 被災住民・帰宅困難者への炊き出し及び救護に関すること。
  - (5) 救援物資及び義援物資の仕分け搬送に関すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

(要請手続)

第3条 乙に対する甲の前条の規定による要請は、甲の災害時にボランティア活動を担当する部長から 乙に書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要 請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

(損害補償)

第4条 甲の要請に基づき、乙の会員が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条第1項に規定する応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有する状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定によりその損害を補償するものとする。

(負担)

第5条 甲は、乙がこの業務のために必要とする施設、設備その他のものを可能な範囲で提供するものとする。

(協議)

第6条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成15年7月28日から平成16年3月31日までとする。ただし、 期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、 以後同様とする。 甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する ものとする。

甲

平成15年7月28日

東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号世田谷区 代表者 世田谷区長

東京都世田谷区駒沢四丁目24番3号 乙 日本ボーイスカウト東京連盟世田谷地区 代表者 協議会長

### 〔資料協定第81〕

# 災害時における法律相談に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)と世田谷区法曹会(以下「乙」という。)とは、大規模な地震等の 災害が発生した場合に、区民生活の円滑な復興を図るために甲が実施する法律相談に関し、次のとお り協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、甲が行う復興活動の一環として実施する法律相談(以下「相談」という。)に係る甲乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(派遣の要請)

- 第2条 甲は、災害が発生し、相談を実施する必要が生じたときは、乙に対し相談担当弁護士の派遣 を要請することができる。
- 2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。
- 3 第1項の要請は、乙の代表幹事に対して行うものとする。ただし、代表幹事が事故又は不在のと きは、あらかじめ代表幹事が指名した者に対して行うものとする。

(協力)

- 第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに派遣計画を策定し、これを甲に提出 するものとする。
- 2 乙は、前項の計画に基づき、甲が指定する特別法律相談所に弁護士を派遣し、相談に当たらせる ものとする。

(実施方法)

第4条 相談の実施方法は、平常時において甲が行う法律相談の例によるものとする。ただし、不都 合が生じた場合は、甲と乙で協議するものとする。

(謝礼)

第5条 甲が、相談業務に従事した弁護士に対して支払う謝礼は、平常時において甲が行う法律相談 の額を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

(支援弁護士)

- 第6条 乙は、乙所属弁護士以外の弁護士に対し、この協定に基づく相談業務の協力を要請すること ができるものとする。
- 2 前項の要請に基づき、相談業務に従事する弁護士に係る相談の実施方法及び謝礼については、前 2条の規定を準用する。

(連絡調整)

第7条 相談に係る連絡調整は、甲は世田谷総合支所地域振興課長が、乙は代表幹事が行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じた場合又はこの協定に定めのない事項について は、その都度甲乙協議の上定めるものとする。 (有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、 有効期間満了の日までに甲乙のいずれからも書面による申出がないときは、有効期間は、更に1年 間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定が成立したことを証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年10月1日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

乙 世田谷区法曹会 代表者 代表幹事

### 〔資料協定第82〕

## 災害時における理容活動に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と東京都理容生活衛生同業組合世田谷支部(以下「乙」という。)とは、災害時における衛生活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害が発生し、避難所生活が長期化した場合(避難所開設後概ね2週間以上を経過した場合をいう。以下同じ)における利用活動に関して協力体制を確立し、世田谷区民の安定した生活の確保を図ることを目的とする。

(協力内容)

- 第2条 避難所生活が長期化した場合における乙の協力業務の内容は次のとおりとする。
  - (1) 理容の実施
  - (2) 理容活動に必要な資器材及び消耗品の提供

(協力要請)

第3条 甲は、前条における協力を必要とする場合は、文書で要請するものとする。

(協力)

第4条 乙は、前条による協力要請を受けた場合は、特別な事由がない限り、この協定に基づき、業務 を実施するものとする。

(連絡担当者)

第5条 甲及び乙は、相互に円滑な連絡を行うことができるように、それぞれ連絡担当者を定めるものとする。

(理容費)

第6条 理容費(第2条第1号に係る役務費をいう。)は、無料とする。

(費用負担)

第7条 乙が第2条第2号の規定により提供した資器材及び消耗品に係る費用については、甲が予算の 定めるところにより負担する。この場合の価格は、当該災害の発生した直前の価格を基準として甲乙 の協議により定めるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の日の2箇月前までに、甲乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様である。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(その他)

第 10 条 平成19年1月15日に甲乙間で締結した災害時における衛生活動に関する協定書は、この協定の締結をもって廃止する。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通 を保管する。

平成22年5月24日

世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号 甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

世田谷区松原一丁目38番2号 乙 東京都理容生活衛生同業組合世田谷支部 代表者 支部長

#### [資料協定第83]

# 災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定

世田谷区(以下「甲」という。)と株式会社東京設備(以下「乙」という。)との間において、災害時におけるし尿収集車両等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、甲がし尿の 収集及び運搬(以下「収集等」という。)に必要な車両、作業員及び資機材(以下「し尿収集車両等」 という。)の供給を乙から受けることに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

- 第2条 世田谷区内に災害が発生し、被災したし尿収集戸や避難所等において設置された貯留式仮設便 所等のし尿の収集等が必要となったときは、甲は、乙に対し、し尿収集車両等の供給を要請すること ができる。
- 2 前項の要請は、原則として、し尿収集車両等を供給する日時、場所、台数、人員、処理方法その他 必要な事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請することができ ないときは、口頭で要請することができる。

(協力)

- 第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、特別の事由のない限り協力するものとする。
- 2 乙の協力は、保有するし尿収集車両の範囲内で行うものとし、できる限り収集等に必要な作業員を付けるものとする。

(業務)

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、し尿収集車両等の供給を要請された場所(以下「指定場所」という。)に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、し尿収集車両等を供給するものとする。

(経費の支払)

- 第5条 乙は、し尿収集車両等の供給後、甲に対し第7条に定める協定単価に従いし尿収集車両等の供給に係る経費を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときには、当該請求に係る代金を速やかに支払うものとする。

(供給可能なし尿収集車両の台数等の報告)

第6条 乙は、災害が発生した場合に甲に供給することができるし尿収集車両の台数その他必要な事項 について甲が把握するため、あらかじめ甲から要請があったときは、当該事項について報告するもの とする。

(協定単価)

第7条 この協定に基づくし尿収集車両等の供給に係る経費は、甲と乙の協議により別に定める廃棄物 収集運搬料金の単価によるものとする。 (協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して別途定めるものとする。

(協定の有効期間等)

- 第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日(以下「当初有効期間満了日」という。)の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は、当初有効期間満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(疑義の決定等)

第10条 この協定の各条若しくは解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めの無い事項については、甲乙協議の上決定する。

甲と乙とは本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成14年2月21日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区桜三丁目20番29号

乙 株式会社東京設備 代表者 代表取締役

- ※ 同内容の協定を下記の相手方とも締結している。締結日は全て平成14年2月21日。
- ・相手方 世田谷区玉堤一丁目27番21号 東京清掃株式会社 代表者 代表取締役
- ・相手方 世田谷区経堂五丁目 2 7 番 1 6 号 環境保全株式会社 代表者 代表取締役
- ・相手方 世田谷区砧五丁目1番1号 日本衛生興業株式会社 代表者 代表取締役

- ・相手方 世田谷区世田谷四丁目21番5号 日本環境衛生工業株式会社 代表者 代表取締役
- ・相手方 世田谷区南烏山五丁目4番10号 有限会社丸一衛生興業 代表者 代表取締役

#### [資料協定第84]

## 災害時における給排水設備応急復旧活動に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)と東京都管工事工業協同組合(以下「乙」という。)とは、災害時に おける避難所及び区所管施設(以下「避難所等」という)の給排水設備応急復旧活動について、次のと おり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、世田谷区地域防災計画に基づき、甲が行う避難所等の給排水設備応急復旧活動について、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対し、協力を求めるときの基本的な事項を定めるものとする。

## (協力要請)

- 第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急復旧活動を実施することが困難な場合において、 乙に対して応急復旧活動に対する協力を要請することができる。
- 2 前項の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、 電話等で行い、後日速やかに文書により処理するものとする。

#### (業務の内容)

第3条 甲が乙に要請する業務の内容は、避難所等の給排水設備に関する被害状況調査及び排水管の公共ますへの固着状況調査並びに被害箇所の応急復旧措置(以下「業務等」という。)とする。

#### (業務等の実施)

第4条 乙は、甲からの協力要請があったときは、乙に属する会員(以下「会員」という。)を出動させ、 業務等を実施させるものとする。

#### (業務等の完了)

第5条 乙は、会員が実施する業務等が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

#### (費用の負担及び支払い)

- 第6条 甲は、第4条の規定により実施した業務等に要した費用を負担するものとする。
- 2 乙は、前項に規定する費用について、業務終了後甲の確認を受けて、甲に請求するものとする。 (災害補償)
- 第7条 甲は、会員がその実施した業務等において負傷し、又は死亡した場合は、水防又は応急措置の 業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基づき 取扱うものとする。ただし、その会員が労災保険の適用を受ける部分については、除くものとする。 (有効期間)
- 第8条 この協定の有効期間は、平成21年4月27日から平成22年3月31日までとする。ただし、 期間満了の3月前までに甲乙双方から何らの申出がない限り、引き続き1年間効力を有するものとし、 以後同様とする。

#### (その他)

第9条 この協定に定めがない事項又は協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年4月27日

東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

東京都港区赤坂六丁目15番14号 乙 東京都管工事工業協同組合 代表者 理事長

### [資料協定第85]

# 災害時及び感染症発生時等における消毒等活動に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と世田谷害虫防除協同組合(以下「乙」という。)は、災害時及び感染症発生時等における消毒等活動について、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、地震、台風その他の災害発生時、及び感染症発生時等に、甲が行う 消毒等活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。 (協力内容)

- 第2条 乙の協力の内容は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 動力噴霧器搭載の車両、または作業用車両、及び作業員の供給
  - (2) 被災した住居・店舗・事務所等、及び避難所として使用した施設の消毒等
  - (3) 感染症が発生した住居、及び敷地内、または周辺公道の消毒等
  - (4) 被災地、及び感染症発生地等の状況に関する情報提供
  - (5) 消毒等活動に要する物品、及び薬品の供給、その他必要な消毒活動に関すること (協力要請)
- 第3条 甲は、災害等により消毒等活動を行う必要が生じた場合は、乙に対して消毒作業 を行う場所、作業開始の期間、作業内容等を示した上で協力を要請し、乙はその要請に 対し、他に優先して次のいずれかの体制により、直ちに消毒作業を開始するものとする。
  - (1) 動力噴霧器搭載の車両1台 作業員2名以上
  - (2) 作業用車両1~2台 作業員1~6名

(損害補償)

第4条 甲は、第3条に規定する要請に基づき作業を行った者が、当該活動に従事したことにより死亡、負傷、若しくは病気にかかったとき、または当該活動に従事したことによる負傷、または病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急処置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月15日世田谷区条例第24号)の規定に基づき、その障害を保証する。

(賠償)

第5条 乙は、甲からの要請を受けて行う作業の途中で、乙の責任に帰する事由により甲、 または第三者に損害を与えた場合は、賠償の責を負うものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上定めるものとする。 (有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、下記の協定締結日から令和3年3月31日までとする。 ただし、期間満了の1箇月前までに甲または乙から解約の申し出がないときは、なお1年間効力を 有するものとし、以後同様とする。

この協定の成立の証として本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年10月1日

世田谷区世田谷四丁目21番27号 甲 世田谷区 代表者 区長 保坂 展人

世田谷区代沢五丁目7番17号 乙 世田谷害虫防除協同組合 代表者 理事長 金子 秀五郎

#### [資料協定第86]

## 災害時における遺体の取扱い等の協力に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会(以下「乙」という。)とは、世田谷区内に風水害、地震その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における遺体の取扱い等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において多数の死者が一時的又は集中的に発生した場合における、遺体の 迅速かつ円滑な応急的処置に要する棺等葬祭用品の供給及び遺体安置施設の提供並びに遺体搬送等 及び帰宅困難者に対する一時的支援の協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(協力内容)

- 第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請する。乙は、 やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して甲に協力するものとする。
  - (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の提供
  - (2) 遺体の安置に必要な施設の提供
  - (3) 遺体収容所に搬送するための遺体搬送用寝台車及び霊柩車等及び遺体搬送に係る役務の提供
  - (4) 帰宅困難者を支援するための場の提供等
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲の要請により乙が応じられる事項

(要請)

第3条 前条の要請は、災害時協力要請書(第1号様式)により行うものとする。ただし、やむを得ない事由が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

(協力方法)

第4条 乙は、前条による甲の要請があったときは、可能な範囲において甲の指示に従い協力するものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、第2条の規定により同条に掲げる事項の業務を実施したときは、速やかに業務の実績を 集計し、災害時要請業務実施報告書(第2号様式)により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請した内容に相違ないことを確認の上、乙が 要した経費について、予算の定めるところにより負担するものとする。

(経費の請求)

- 第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、積算根拠を示す物品、業務等の提供実績の一覧表等 を添付した請求書により、一括して請求するものとする。
- 2 乙は、遺族等の要請により甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

(金額の決定)

第8条 甲が負担する経費の金額は、災害救助法施行細則(昭和38年東京都規則第136号)別表第 1の規定に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上決定するものとする。 (経費の支払)

第9条 甲は、前第7条に基づき乙からの請求があったときは、内容を審査し適当と認める場合は、乙 に対して速やかにこれを支払うものとする。

(支援体制の整備)

- 第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。
- 2 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員一覧を、毎年 3月31日までに甲に通知するものとする。

(災害情報の提供)

- 第11条 乙は、協力業務中に得た被災状況等に関する情報を、積極的に甲に提供するものとする。
- 2 乙は、協力業務中に得た被災状況等に関する情報について、公益上の必要による場合を除き、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期限は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の2箇月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通 を保管する。

平成18年12月13日

- 甲 世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区 代表者 世田谷区長
- 乙 東京都港区虎ノ門三丁目6番2号 第2秋山ビル7階※社団法人全日本冠婚葬祭互助協会代表者 社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長※所在地変更 東京都港区西新橋一丁目18番12号COMS虎ノ門6階

### 〔資料協定第87〕

## 災害時における光ケーブル網の障害復旧に関する協力協定

世田谷区(以下「甲」という。)と富士通ネットワークソリューションズ株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における光ケーブル網の障害復旧に関し、次のとおり協力協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲及び乙が締結している「光ケーブル網の保守」契約において適用除外としている「光ケーブル100m以上、クロージャー接続2箇所」を上回る規模の光線路障害が発生した際、乙が優先的に復旧作業に当たることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (要請及び協力)

- 第2条 甲は、災害時に前条の光線路障害が発生した場合において、乙に対し必要な復旧作業を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、障害発生箇所その他必要とする事項を指定することにより行うものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による要請を受けたときは、可能な限り優先的にこれに協力するものとする。 (経費の支払)
- 第3条 乙は、障害復旧作業終了後、甲に対し障害復旧に要した費用を一括して請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、予算その他法令に定めるところにより、当 該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

## (有効期間)

- 第4条 この協定の有効期間は、平成18年4月1日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日(以下「当初有効期間満了日」という。)の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は当初有効期間満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

#### (協議)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が 生じた場合については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

# 平成18年3月31日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

東京都港区高輪二丁目20番29号 乙 富士通ネットワークソリューションズ株式会社 首都圏第一ビジネス統括部 東京営業所長

#### 〔資料協定第88〕

## 災害時等における協力態勢に関する協定書(第1回変更)

平成24年7月1日付けをもって世田谷区と株式会社世田谷サービス公社の間で締結した「災害時等における協力態勢に関する協定書」を次のように変更する協定を締結する。

世田谷区(以下「甲」という。)と株式会社世田谷サービス公社(以下「乙」という。)とは、世田谷区内に地震や洪水等の大規模災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合(以下「災害時等」という。)に、区民、在学在勤者等の安全確保、避難者への支援等の応急対策及びエフエム世田谷による情報の提供を迅速に推進するため、災害時等の協力について基本協定を締結する。

## (帰宅困難者・物資集積所・避難所等の支援等に関する協力要請)

- 第1条 乙は、指定管理者として管理している施設及び施設維持管理業務委託により管理している施設のうち、甲が帰宅困難者支援施設、物資集積所、避難所及び水害時避難所(水害時の健康観察者用避難施設を含む。以下「避難所等」という。)として指定した施設等への支援並びに甲の災害対策本部への人的支援等に関する協力要請が甲からあったときは、その内容に従って可能な限り協力要請に応じるものとする。ただし、真にやむを得ない事情がある場合を除く。
- 2 協力する内容は、次に挙げる事項とする。
- (1) 帰宅困難者支援施設として開設し及び運営すること。
- (2) 物資集積所において物資の仕分けを行うこと。
- (3) 避難者の受け入れの準備等、避難所等の開設・運営に関すること。
- (4) 避難所等の施設設備の応急対応に関すること。
- (5) 甲が実施する防災訓練、会議等及び災害対策本部への人的支援等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。
- 3 前項の協力要請は、あらかじめ指定した甲乙双方の職員を通じて文書により行うものとする。 ただし、緊急を要するときは、電話等により行うことができる。この場合において、甲は、事後、 文書を乙に 提出するものとする。

## (経費の負担)

第2条 前条の規定による乙の協力に要する費用であって、甲が相当と認めるものは、甲が負担するものとする。

### (エフエム世田谷による災害時の放送)

第3条 乙は、災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その判断のもとにエフエム 世田谷の通常番組に優先して、災害の発生の恐れに関する情報及び災害の状況に関する情報、避難 に関する情報(以下「災害防災情報等」という。)を放送する。

#### (災害防災情報等の提供及び放送の要請)

第4条 甲は、災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、乙に対して、その状況下で 最も適切と思われる手段により、速やかに災害防災情報等を提供し、乙のエフエム世田谷にお

ける番組編成権を侵害しない範囲で、災害防災情報等の放送を要請することができる。

(放送の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から提供を受けた災害防災情報等について、エフエム世田谷における放送の形式、内容等をその都度、自主的に決定し、放送する。

(緊急情報機器の貸与等)

- 第6条 甲は、災害防災情報等の放送を確保するため、緊急情報機器を無償で貸与する。
- 2 緊急情報機器の維持管理に要する費用は、甲の負担とする。

(放送料)

第7条 災害防災情報等のエフエム世田谷における放送に係る放送料は、無償とする。ただし、災害等が長期にわたる場合は、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施について必要な事項は、実施細目に定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の1 箇月前までに、甲及び乙のいずれかからも書面による申し出がないときは、この協定は同一内容でさら に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合 又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとす る。

甲及び乙は、この協定を成立するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保管する。

令和3年4月1日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号 乙 株式会社世田谷サービス公社 代表者 代表取締役

#### [資料協定第89]

## 災害時における活動等に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)及び社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内において大規模な地震等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、甲及び乙が連携して行う避難者等を支援する活動に関し、必要な事項を定めることを 目的とする。

(活動の開始)

第2条 乙は、災害の発生時において、その判断又は甲の要請により避難者等を支援する活動を行う ものとし、甲はこれに協力するものとする。

(活動の内容)

- 第3条 前条の活動の内容は、次のとおりとする。
- (1) 自宅での生活を継続している被災者を支援すること。
- (2) 福祉的サポートが必要な高齢者、障害者等を避難所において支援すること。
- (3) 災害及び被害の状況等に関する情報を区民等に提供すること。
- 2 乙は、社会福祉法人世田谷区ボランティア協会と連携して前条の活動を行うものとする。
- 3 乙は、前条の活動を行うに当たり、地域における人的応援状況を的確に把握しなければならない。 (協力の内容)
- 第4条 第2条の規定による協力の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 災害及び被害の状況等に関する情報を提供すること。
  - (2) 甲が備蓄する災害支援関連物資又は機材等を提供すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害及び被害の状況等に応じ、甲又は乙が必要と認めること。

(費用の負担)

- 第5条 甲は、乙が請求したときは、第2条の活動を行う際に支出した物資及び連絡調整等に関する費用を予算の範囲内において負担するものとする。
  - 2 前項の規定により甲が負担する額は、甲及び乙が協議して決するものとする。

(応急対策等への協力)

第6条 乙は、甲が講じる応急対策及び復興対策に協力するよう努めるものとする。

(平常時の活動)

- 第7条 甲及び乙は、平常時において次の活動を行うものとする。
  - (1) 災害の発生時において避難所に移動することが困難な区民(この項において「避難困難者」という。) を把握すること。
  - (2) 避難困難者に関する情報を相互に提供すること。
- (3) 地域防災計画その他の資料及び防災に資する情報を相互に提供すること。
- (4) 地区における減災を目的とした区民支え合い活動を支援すること。
- 2 乙は、平常時において次の活動を行うものとする。
- (1) 避難困難者に対し、自宅での生活を継続する際に必要となる情報を定期的に提供すること。

(2) その職員を甲が実施する防災訓練等に参加させること。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年とする。ただし、有効期間が満了する3箇月前までに、甲又は乙から意思表示のない場合は、自動的にその効力を1年間延長するものとし、 以後も同様とする。

この協定の証として、本協定書を2部作成し、甲、乙それぞれが記入押印のうえ、各1通を保管する。

平成25年3月28日

世田谷区世田谷四丁目21番27号甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区成城六丁目3番10号
乙 社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

代表者 会長

#### [資料協定第90]

## 災害時における被災者への支援活動に関する協定

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会(以下「甲」という)及び社会福祉法人世田谷ボランティア協会(以下「乙」という)は、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内において大規模な地震等の災害(以下「災害」という)が発生した場合において、甲と乙が、相互の機能と使命を理解し、世田谷区地域防災計画(以下「地域防災計画」という)に基づいて取り組む被災者への支援活動に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(情報の共有)

- 第2条 甲と乙は、相互に連携して次の情報の共有に努める。
  - (1)被災者への支援活動が円滑に行われるよう、世田谷区地域防災計画その他の必要な資料及び情報
  - (2) 災害発生時に区内の避難所に行くことが困難であると思われる区民の情報
  - (3) 災害発生時の区内の災害及び被害状況等に関する情報
  - (4) 災害発生時の被災者への支援活動の実施状況等に関する情報

(支援活動の開始)

第3条 甲と乙は災害が発生した場合には、この協定に基づく連携を図るとともに、すみやかに被災者 への支援活動を開始する。

(災害発生時の被災者への支援活動)

- 第4条 甲と乙が、災害発生時において取り組む被災者への支援活動は次のとおりとする。
  - (1) 特別な支援が必要な被災者や、避難所に行くことが困難なため自宅での生活を継続している被災者の支援に関すること。
  - (2) 高齢者、障害者等の福祉的サポートが必要な被災者の避難所又は自宅における避難生活への 支援に関すること。
  - (3) その他、地域防災計画に定める応急対策計画及び復旧計画に基づく被災者の支援に関すること。

(平常時の協力)

- 第5条 甲と乙が、平常時において取り組む協力は次の通りとする。
  - (1) 双方の連携と協力体制を強化することを目的とした、地域別の定期的な合同訓練の実施に関すること
  - (2) 災害時に避難所に行くことが困難な区民の把握及び区への情報提供に関すること。
  - (3) 災害時に避難所に行くことが困難な区民に対する自宅避難についての情報の定期的な提供に関すること。
  - (4) 地区の区民支えあい活動をはじめとする区民による自主的な災害対策活動への支援に関すること。

(区との連携)

第6条 甲と乙は、災害発生時の世田谷区との相互連携に関して、必要に応じて三者間で協議するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、協定を締結した日から平成26年3月3 1日までとする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから意思表示のない場合は、自動的にその効力を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲、乙が協議のうえ決定する。

この協定の証として、本協定書を2部作成し、甲、乙それぞれが記入押印のうえ、各1通を保管する。

平成25年3月28日

代表者 会長

世田谷区下馬二丁目20番14号
乙 社会福祉法人 世田谷ボランティア協会

代表者 理事長

### 〔資料協定第91〕

## 災害時における衛星画像の提供に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と日本スペースイメージング株式会社(以下「乙」という。)は、衛星画像の提供に関して次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生したとき又は災害の発生が予想されるとき(以下「災害時」という。) において、甲が被害状況等に係る情報を収集し、災害対策を行うため、乙の撮影した衛星画像の提供を受けることに関して必要な事項を定める。

(提供方法)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ協議して衛星画像の提供方法を定めておくものとする。ただし、甲及 び乙の協議により、被害状況等に応じて随時変更することができるものとする。

(要請手続等)

- 第3条 甲は、衛星画像の提供を受けようとするときは、次に掲げる事項を指定してその要請をするものとする。
- (1) 撮影日
- (2) 撮影地域
- (3) 衛星画像の解像度
- (4)前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
- 2 乙は、前項の要請があったときは、直ちに甲の指定に係る衛星画像を提供するものとする。
- 3 甲及び乙は、この協定の締結の日以後速やかに、及び毎年4月中に協議して第1項の要請の方法を 定めるものとする。

(情報提供)

- 第4条 乙は、次に掲げる場合は、衛星画像に関する情報を甲に提供するものとする。
  - (1) 東京都及びその周辺地域で震度 5 強以上の地震が発生した場合において、乙がそれらの地域を撮影した衛星画像を保有するとき。
  - (2) 災害時において災害対策に有用な衛星画像を撮影することができると乙が判断したとき。

(連絡担当者)

第5条 甲及び乙は、この協定の締結の日以後速やかに、及び毎年4月中に平常時及び緊急時の連絡担当者を定め、互いに通知するものとする。

(費用の負担)

- 第6条 甲は、この協定に基づき乙が行った衛星画像の提供に要した費用を負担するものとする。
- 2 前項の費用は、衛星画像の提供に要する費用として乙が毎年4月1日に公表する価額を基に算定するものとする。ただし、乙が年度の途中で当該価額を変更したときは、変更後に(提供を受ける)衛星画像については、変更後の価額を基に算定するものとする。
- 3 乙は、前項の価額を変更するときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

(細目)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な細目は、甲及び乙が協議の上、別

に定めるものとする。

(有効期間)

- 第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間 満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は、同一の内容で さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。 (疑義の決定等)
- 第9条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲及び 乙は協議の上、決定する。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1 通を保管する。

平成26年4月1日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

東京都中央区八重洲二丁目8番1号 乙 日本スペースイメージング株式会社 代表者

#### [資料協定第92]

# 災害時における情報発信等に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)及びヤフー株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における情報発信等に関し、次の条項により協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が区民に対して必要な情報を迅速に提供し、及び甲の行政機能の低下を軽減させるために甲及び乙が協力して実施する取組みについて定めることを目的とする。

## (取組みの内容)

- 第2条 前条の取組みは、次の各号に掲げるもののうち、甲及び乙が具体的な内容及び方法について協議し、合意に達したものから実施するものとする。
  - (1) 乙は、災害発生時において甲の運営するホームページへのアクセスの負荷の軽減を目的として行 うため、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙の提供するインターネットサービス (以下「ヤフーサービス」という。)上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 乙は、甲の提供する区内の避難所等の防災に関する情報を、平常時においてヤフーサービス上に 掲載すること等を行い、当該情報を一般に広く周知すること。
  - (3) 乙は、甲の提供する区内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を、ヤフーサービス上に掲載すること等を行い、当該情報を一般に広く周知すること。
  - (4) 乙は、甲の提供する災害発生時における区内の被害情報、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティアの受入れ情報を、ヤフーサービス上に掲載すること等を行い、当該情報を一般に広く周知すること。
  - (5) 乙は、甲の提供する区内の避難所等において必要な救援物資に関する情報を、ヤフーサービス上に掲載すること等を行い、当該情報を一般に広く周知すること。
  - (6) 乙は、乙の提供するブログサービスにおいて甲の運営するブログ(以下「災害ブログ」という。) にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載すること等を行い、災害ブログを一般に広く周知すること。
- 2 甲は、前項の取組みに際して必要となる区内の避難所にいる避難者の名簿を作成するときは、乙の 提示する所定のフォーマットを使用するものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項各号に掲げる取組みその他必要な取組みについて適宜協議を行い、合意したものについて、随時実施するものとする。

#### (費用)

第3条 第1条の取組みの実施に要した旅費、通信費その他の経費は、特段の合意がない限り、甲及び こそれぞれが負担するものとする。 (情報の周知方法)

- 第4条 乙は、甲の提供する情報について、甲から特段の留保のない限り、この協定の目的を達成する ため、乙が適切と判断する方法(乙の提携する者への当該情報の提供、ヤフーサービス以外のインタ ーネットサービス上での掲載等を含む。)により、一般に広く周知することができる。
- 2 乙は、前項の情報をこの協定の目的以外の目的に利用をしてはならない。

(連絡担当者)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく取組みが円滑に実施されるよう、相互に連絡担当者の氏名及び 電話番号を通知するものとし、これらに変更があった場合は、速やかに通知するものとする。

(協定の公表)

第6条 甲及び乙は、この協定を締結したこと及びその内容について公表する場合は、公表の時期、方 法及び内容について、別途協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議して決するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1通を保有する。

平成26年10月10日

- 甲 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区 代表者 世田谷区長
- 乙 東京都港区赤坂九丁目7番1号ヤフー株式会社代表取締役

### 〔資料協定第93〕

## 行政告知放送の送信に関する覚書

世田谷区(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイコムイースト(以下「乙」という。)は、甲が行う行政告知放送の音声を乙の機器を利用して送信することに関し、次の条項により覚書を交換する。

#### (送信の承諾)

- 第1条 乙は、甲が乙の機器を無償で利用し、防災行政無線により流す行政告知放送の音声を乙が運営する緊急地震速報サービスの加入者(以下「送信先」という。)に送信することを承諾する。
- 2 前項の規定により行政告知放送の音声を送信する地域は、別紙1に示す地域とする。

#### (対価)

第2条 乙は、甲が行政告知放送の音声を送信したことに対する対価を送信先に求めてはならないものとする。

## (機器の設置)

- 第3条 乙は、甲の防災行政無線の設備に別紙2に示す行政告知放送送出装置その他の機器を接続し、 設置するものとする。
- 2 乙は、前項の機器の点検をするために必要があるときは、甲の承諾を得て甲の防災行政無線の設備 がある施設に立ち入ることができるものとする。
- 3 乙は、前項の規定による点検を完了したときは、速やかに点検の結果を甲に報告するものとする。

#### (維持管理等)

- 第4条 前条第1項の機器の維持管理及び交換は、乙がその負担において行うものとする。
- 2 前条第1項の機器を稼働するために要する電気料金は、甲が負担する。

### (甲の責任)

- 第5条 行政告知放送の内容については、甲が責任を負うものとする。
- 2 乙は、行政告知放送の内容について送信先から問い合わせ、苦情等があったときは、これを甲に引き継ぐものとする。

### (乙の責任)

- 第6条 甲は、乙の責に帰すことのできない事由により行政告知放送の音声を送信することができなかった場合においては、乙に対して責任を問わないものとする。
- 2 乙は、第3条第1項の機器、関連する設備等に不具合が発生したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

#### (有効期間)

第7条 この覚書の有効期間は、平成26年10月23日から平成27年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、

この覚書は、同一の条項でその有効期間を1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

#### (解除権の留保)

第8条 甲及び乙は、前条の有効期間の満了日の2箇月前までに、書面で相手方に通知することにより この覚書を解除することができる。同条ただし書の規定により当該有効期間が延長された場合も同様 とする。

### (守秘義務)

第9条 甲及び乙は、この覚書を実施するに際して知り得た個人情報、技術情報その他の事業に関する情報を第三者に漏らしてはならない。この覚書が効力を失った後も同様とする。

### (権利の譲渡等の禁止)

第10条 甲及び乙は、相手方の承諾を得ることなくこの覚書により生じる権利を第三者に譲渡し、又 は義務を継承させてはならない。

## (協議)

第11条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が 協議して決するものとする。

#### (窓口)

第12条 この覚書に係る乙の窓口は、株式会社ジェイコムイースト世田谷局とする。

本覚書合意の証として、本書を2通作成し、それぞれ各1通を保有する。

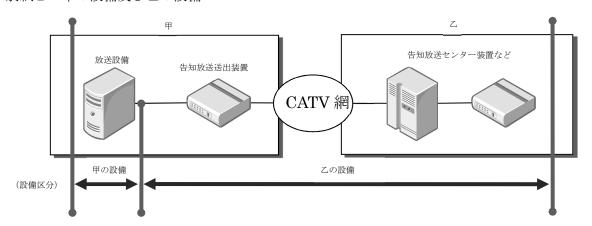
平成26年10月23日

- 甲 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区 代表者 世田谷区長
- 乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館 株式会社ジェイコムイースト 代表者 代表取締役社長
- ※「株式会社ジェイコムイースト」は「株式会社ジェイコム東京 世田谷局」に変更

別紙1 サービス提供エリア

赤堤	$1 \sim 5 丁目$
梅丘	1~3丁目
大蔵	1~5丁目
大原	$1 \sim 2 丁目$
上祖師谷	$1 \sim 7$ 丁目
粕谷	1~4丁目
上北沢	1~5丁目
給田	1~5丁目
北烏山	1~9丁目
北沢	1~5丁目
喜多見	1~9丁目
砧	1~8丁目
経堂	1~5丁目
豪徳寺	1~2丁目
桜	1~2丁目
桜丘	1~5丁目
桜上水	1~5丁目
成城	1~9丁目
祖師谷	1~6丁目
代沢	1~5丁目
代田	1~6丁目
千歳台	1~6丁目
八幡山	1~3丁目
羽根木	$1 \sim 2 丁目$
船橋	$1 \sim 7 丁$ 目
松原	1~6丁目
南烏山	$1\sim6$ 丁目
宮坂	1~3丁目

別紙2 甲の設備及び乙の設備



## 〔資料協定第94〕

# ケーブルテレビ放送と通信サービスを活用した防災気象情報の提供に関する覚書

世田谷区(以下「甲」という。)及びイッツ・コミュニケーションズ株式会社(以下「乙」という。)は、平成 12年1月27日に締結した「災害時等における世田谷区とケーブルテレビ事業者との相互協力に関する基本協定」に基づき、災害情報、気象情報等(以下「防災情報」という。)を区民へ提供することに関して、次のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を取り交わす。

### (責務)

第1条 甲及び乙は、相互に協力し、乙の運営するケーブルテレビ放送(データ放送を含む。) や通信サービス(テレビ向けプッシュ型生活情報配信サービスを含む。)等を活用し、防災情報を区民へ迅速かつ的確に提供することに努めるものとする。

#### (提供の方法)

- 第2条 甲は、その運用する電子メール配信サービス「災害・防犯情報メール配信サービス」及びウェブサイト「世田谷区雨量・水位情報」を活用し、防災情報を乙へ提供する。
- 2 乙はその運営するケーブルテレビ放送及び通信サービスを活用し、前項の規定により提供を受けた防災情報を別紙に示すサービス提供エリアの区民へ提供する。

#### (免責)

- 第3条 甲は天災その他不可抗力又は防災情報の提供に使用する機器の保守、点検等により、前条第1項の 規定による防災情報の提供を停止し、又は中断した場合には責任を問われないものとする。
- 2 乙は天災その他不可抗力又は防災情報の提供に使用する機器の保守、点検等により、前条第2項の規定による防災情報の提供を停止し、又は中断した場合には責任を問われないものとする。

#### (涌知)

- 第4条 甲は、第2条第1項の規定による防災情報の提供を停止し、又は中断する場合は、直ちに乙に通知するものとする。
- 2 甲は、配信した防災情報の内容に誤りがあることが判明した場合は、直ちに乙を介し、区民へ正しい防 災情報を通知するものとする。
- 3 乙は、第2条第2項の規定による防災情報の提供を停止し、又は中断する場合は、甲に通知するものと する。

#### (費用の負担)

第5条 第2条の規定による防災情報の提供に要する費用は、甲及び乙がそれぞれ負担するものとし、相互 に請求しないものとする。

### (有効期間)

第6条 本覚書の有効期間は、平成27年2月10日から同年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の2箇月前までに、甲乙双方から書面による申出がない場合は、同一の条項でその有効期間を 1年間延長するものとし、以後も同様とする。

## (解除権の留保)

第7条 甲及び乙は、前条の有効期間の満了日の2箇月前までに書面で相手方に通知することにより本覚書を解除することができる。同条ただし書の規定により当該有効期間が延長された場合も同様とする。

#### (目的外利用)

第8条 乙は、第2条第1項の規定により提供を受けた防災情報を、区民への提供以外の目的に使用すると きは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

#### (守秘義務)

第9条 甲及び乙は、本覚書を施行するに際して知り得た個人情報、技術情報、その他の事業に関する情報 を第三者に漏らしてはならない。本覚書が効力を失った後も同様とする。

## (権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 甲及び乙は、相手方の承諾を得ることなく本覚書により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、 又は承継させてはならない。

### (疑義の解釈)

第11条 本覚書に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙は誠意をもって協議の上、円満に解決するものとする。

本覚書の取り交わしを証するため、本覚書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年2月20日

甲 世田谷区

世田谷区長

乙 東京都渋谷区南平台町5番6号 イッツ・コミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長

# 別紙 サービス提供エリア

宇奈根、奥沢、岡本、下馬、鎌田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、駒沢、弦巻、桜、桜新町、三軒茶屋、三宿、若林、上馬、上野毛、上用賀、新町、深沢、世田谷、瀬田、太子堂、代沢、代田、大原、大蔵、池尻、中町、東玉川、等々力、尾山台、北沢、野沢、野毛、用賀 (一部サービス提供エリア外あり)

### 〔資料協定第95〕

## 災害時の避難所の応急対策業務等に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)及び東京都世田谷塗装工業会(以下「乙」という。)は、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が災害時において避難所とする区立小学校及び区立中学校(以下「避難所」という。)の応急対策業務について、甲が乙に対して協力を要請する事項等を定める。

(協力の要請及び実施方法)

- 第2条 甲は、区内で大規模な地震、風水害又はその他の災害が発生したときには、避難所の応急対策 業務について、必要に応じ、乙に対して協力を要請するものとする。ただし、震度6以上の地震が発 生したときには、乙は、速やかに、乙に属する会員(以下「会員」という。)を避難所へ派遣して応急 対策業務を実施するものとする。
- 2 前項の規定による要請は、甲の教育委員会事務局教育環境課(以下「教育環境課」という。)から、 乙に対して行うものとする。
- 3 第1項の規定による要請は、書面を送付することにより行うものとする。ただし、緊急かつやむを 得ない事情のある場合は、口頭又はその他の方法で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。 (応急対策業務)
- 第3条 前条の規定により甲が乙に対して協力を要請する事項は、次に掲げるものとする。ただし、乙 が実施できる範囲に限る。
  - (1) 避難所の屋根・屋上及び外壁等の被害状況の調査及び報告
  - (2) 避難所の屋根・屋上及び外壁等の機能の確保及び復旧に関する工事
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、資機材の提供及び人材の派遣

(完了報告)

- 第4条 乙は、前条の規定により派遣した会員が第3条各号に定める応急対策業務を完了したときは、 直ちに甲に報告するものとする。
- 2 前項に規定する報告は、甲の教育環境課に対して行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

- 第5条 乙が実施した応急対策業務の費用は甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して定める ものとする。
- 2 甲は、乙の請求に基づき前項の費用を支払うものとする。

(名簿の提供等)

- 第6条 乙は、応急対策業務の円滑な実施を図るため、年1回、会員の名簿を甲に提供し、及び派遣態 勢等を甲に報告するものとする。
- 2 乙は、前項の名簿又は派遣態勢等を変更したときは、速やかに変更した事項を甲に報告するものと する。

(連絡担当者)

第7条 乙は、応急対策業務に関する伝達を円滑に行うため、連絡担当者を定めるものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、応急対策業務を実施する際に負傷し、又は死亡した会員については、当該会員が労災保

険の適用を受ける場合を除き、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基づき取り扱うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、令和3年8月12日から令和4年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の3月前までに甲及び乙から何らの申出がない限り、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項又は協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年8月12日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区成城二丁目33番13号

乙 東京都世田谷塗装工業会

代表者 会 長

#### [資料協定第96]

## 災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と世田谷リサイクル協同組合(以下「乙」という。)は、大規模な風水害・地震その他の災害が世田谷区内に発生し、若しくは発生するおそれのある場合又は他の区市町村で災害が発生し、物資等の供給応援を求められた場合(以下「災害時」という。)における甲の応急対策及び予防上必要な物資等の緊急輸送業務(以下「輸送業務」という。)に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が災害時に行う輸送業務に対する乙の協力に関し、基本的な事項を定めること を目的とする。

(協力)

第2条 甲は、災害時に、輸送業務の実施の必要があると認めたときは、乙に対し乙の組合員による物 資等の輸送について協力を要請するものとする。この場合において、乙の組合員は、甲の指示に従い、 輸送業務に従事するものとする。

## (要請手続)

- 第3条 乙に対する甲の前条の規定による要請は、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行う ものとし、その要請手続は、財務部長が担当する。ただし、書面をもって要請することができないと きは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。
  - (1) 要請理由
  - (2) 要請車両台数
  - (3) 要請期間及び輸送物資
  - (4) 参集場所及び輸送場所
  - (5) その他必要事項

(費用負担)

第4条 甲は、乙が輸送業務に要した費用について、乙の通常価格により算出した額を請求に基づき、 予算の範囲内で負担するものとする。

(損害補償)

第5条 甲の要請に基づき、乙の組合員が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条第 1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は 障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害保障に関する条例(昭和4 1年7月世田谷区条例第24号)の規定によりその損害を補償するものとする。

(提供可能車両等の報告)

第6条 乙は、甲に対し、毎年1回組合員名簿及び車両台数等を報告するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は平成28年1月27日から平成29年3月31日までとする。ただし、 期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、 以後同様とする。 (協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定める ものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各 自その1通を保有する。

平成28年1月27日

世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号 甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

世田谷区世田谷四丁目2番15号 乙 世田谷リサイクル協同組合 代表者 理 事 長

## 〔資料協定第97〕

## 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)及び株式会社ゼンリン(以下「乙」という。)は、甲の区域内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合において甲が災害対策本部を設置したときの乙による地図製品等の供給等について、 次の条項により協定を締結する。

(定義)

- 第1条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 災害 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第2条第1号に規定する災害をいう。
  - (2) 災害対策本部 災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき甲が設置する市町村災害対策本部をいう。
  - (3) 地図製品等 乙が発行する住宅地図帳及び広域地図並びに ZNET TOWN (乙の住宅地図インターネット配信サービスをいう。) をいう。
  - (4) ID等 ZNET TOWN を閲覧するための認証 ID及びパスワードをいう。

(供給の要請)

- 第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合において必要があるときは、別に定める物資供給要請書を乙に提出することにより、地図製品等の供給を要請することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要するときは、電話等により乙に地図製品等の供給を要請することができる。この場合においては、後日、速やかに物資供給要請書を乙に提出するものとする。
- 3 乙は、前2項の規定による要請があったときは、別に定める物資供給報告書を甲に提出するとともに可能な範囲 内において地図製品等を甲に供給するものとする。

(供給の対価等)

- 第3条 前条の規定による地図製品等の供給の対価は、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 2 前条の規定による地図製品等の供給に要する搬送等の費用は、乙が負担するものとする。

(無償貸与)

- 第4条 第2条に定めるもののほか、甲は、平常時において乙が定める数量の地図製品等及びID等の貸与を無償で受けることができる。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。
- 2 前項の地図製品等及び I D等を貸与する時期及び方法は、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により貸与を受けた地図製品等(住宅地図及び広域図に限る。以下この条において同じ。)及びID等をその事務所内において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 甲は、乙が地図製品等の改訂版を発行したときは、第1項の規定により貸与を受けた地図製品等との交換を求めることができる。
- 5 乙は、必要に応じ、事前に通知して第3項の規定による管理の状況を調査することができる。 (災害時の利用方法等)
- 第5条 甲は、災害対策本部を設置している期間内において、第2条の規定により供給を受けた地図製品等を災害応急対策又は災害復旧・復興に関する業務のために職員の閲覧に供し、又は複製することができる。
- 2 乙は、前項の規定による閲覧及び複製に条件を付すことができる。
- 3 甲は、第1項の規定による閲覧又は複製を開始したときは、その旨を速やかに乙に通知しなければならない。
- 4 甲は、第1項の規定による閲覧又は複製を終了したときは、当該地図製品等を従前の保管場所において管理しなければならない。

(平常時の利用方法等)

- 第6条 甲は、平常時において、第4条の規定により貸与を受けた地図製品等を防災に関する業務のために当該業務 に従事する職員の閲覧に供し、又は乙の許可を受けて複製することができる。
- 2 甲は、前項の規定により地図製品等(ZNET TOWN に限る。)を閲覧に供するときは、当該職員に乙の ZNET TOWN 利

用約款を遵守させなければならない。

(情報交換及び連携)

第7条 甲及び乙は、平常時においても防災に関する情報を交換し、連携して防災・減災に寄与する地図を考案することにより、区民の防災力の向上に資するよう努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の3箇月前までに甲及び 乙のいずれからも書面による別段の意思表示がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を1年間延長 されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議して決するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年9月16日

世田谷区世田谷四丁目21番27号 甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

千代田区西神田一丁目1番1号 乙 株式会社 ゼンリン 代表者 東京エリア統括部 統括部長

## 【添付別紙】

## ZNET TOWN 利用約款

## 第1条(定義)

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1)「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

(2)「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3)「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4)「本サービス

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービス をいいます。

(5)「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

## 第2条 (本約款の適用)

本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

#### 第3条(本サービスの内容)

乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

### 第4条(本サービスの中断・中止)

- 1. 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。
- 2. 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
- 3. 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

## 第5条(本データの使用許諾)

乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- (1)対象機器上で閲覧すること。
- (2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における 防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること(本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。)。

# 第6条 (甲の遵守事項)

甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1)アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID 等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4)本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り 得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5)本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6)本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ(形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。)の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7)本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
  - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
  - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
  - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態に して使用及び利用しないこと。
  - 二) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
  - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録(対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等)を作成し、かつ、 乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

## 第7条 (不保証及び免責)

- 1. 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。
- 2. 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

# 第8条 (権利の帰属)

本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

# 第9条 (その他)

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保 に供してはならないものとします。

以上

# 〔資料協定第98〕

# 災害時の電気設備等の応急対策業務に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)と東京世田谷電設工業協同組合(以下「乙」という。)は、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内で災害が発生した場合に、区立施設、その他必要と認められる施設等の電気設備等の機能確保及び復旧を図るため甲と乙との基本的な事項を定め、災害に対して迅速かつ 円滑に対応することを目的とする。

(協力の要請)

- 第2条 甲は、世田谷区内で災害が発生した場合において、甲のみでは電気設備等の応急対策業務を実施することが困難であるときは、必要に応じ、乙に対して当該応急対策業務の協力を要請することができる。乙は甲からの要請に対して速やかに体制を整えるとともにその体制の報告を行う。
- 2 前項の規定による要請(以下「要請」という。)は、必要な事項を書面で送付することにより行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合の要請は、口頭により行うことができる。この場合に おいては、当該要請をした後又はやむを得ない事情が止んだ後、速やかに書面を送付するものとする。 (要請をする事項)
- 第3条 前条の規定により甲が乙に対して協力の要請をする事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 電気設備等に関する区内被災状況の調査報告
- (2) 電気設備等に関する応急対策業務
- (3) 災害復旧、救援活動に関わる電気設備等資機材の提供及び人材の派遣
- 2 乙は、甲から要請があったときは、速やかに乙に属する組合員(以下「組合員」という。)の体制を確立し、前項各号に掲げる事項(以下「業務等」という。)を実施するものとする。
- 3 乙は、災害の状況により人命に関わる等の特に緊急を要する事項と判断したときは、要請を待たず に業務等を実施することができる。

(完了報告)

- 第4条 乙は、前条の規定により派遣した組合員が業務等を完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく書面を提出するものとする。 (費用の負担及び支払い)
- 第5条 業務等の実施に要した費用は、第3条第1項第1号に掲げる事項に係る人件費を除いて、甲が 負担するものとし、その額は甲と乙が協議して定めるものとする。
- 2 甲は、乙の請求に基づき前項の費用を支払うものとする。

(災害補償)

第6条 甲は、業務等を実施する際に組合員の従業者が負傷し、又は死亡した場合の当該従業者については、労災保険の適用を受ける場合を除き、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基づき取り扱うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成28年11月4日から平成29年3月31日までとする。ただし、

当該有効期間の満了日の3月前までに甲及び乙から何らの申出がない限り、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(施行細目)

第8条 この協定の施行に必要な事項は、実施細目に定める。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項又は協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定める ものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年11月4日

東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号 甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

東京都世田谷区若林一丁目15番10号 乙 東京世田谷電設工業協同組合 代表者 理事長

# [資料協定第99]

# 災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定実施細目

世田谷区(以下「甲」という。)と東京世田谷電設工業協同組合(以下「乙」という。)とは、平成28年11月4日付けで締結した「災害時の電気設備等の応急対策業務に関する協定」(以下「協定」という。)第8条の実施細目を次のとおり定める。

# (名簿等の提供等)

- 第1条 乙は、協定による応急対策業務等の円滑な実施を図るため、年1回、組合員の名簿及び体制、 提供可能な資機材等の情報を甲に提供・報告するものとする。
- 2 乙は、前項の組合員の名簿及び体制、提供可能な資機材等の情報を変更したときは、速やかに変更 した事項を甲に報告するものとする。
- 3 前2項の規定による提供及び報告は、乙が甲の連絡担当者に対して行うものとする。 (協力要請等)
- 第2条 協定第2条の規定による協力の連絡体制は、次のとおりとする。
  - (1) 甲の連絡責任者 世田谷区施設営繕担当部長
  - (2) 乙の連絡責任者 東京世田谷電設工業協同組合理事長
  - (3) 甲の連絡担当者 世田谷区施設営繕担当部公共施設マネジメント課

事業調整担当係長

(4) 乙の連絡担当者 東京世田谷電設工業協同組合事務局長

## (報告様式)

- 第3条 協定第2条第2項及び第4条の書面に規定する協力の内容の様式は、次のとおりとする。
  - (1)様式1 災害時協力体制に関する体制報告書
  - (2) 様式2 災害時応急対策業務要請書兼報告書

甲及び乙は、この実施細目の成立を証するため本実施細目を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成28年11月4日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区若林一丁目15番10号

乙 東京世田谷電設工業協同組合

代表者 理事長

## [資料協定第 100]

# 災害時における小型無人航空機(ドローン)による情報収集に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人クライシスマッパーズ・ジャパン(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害等が甲の区域内に発生したときに備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の区域内において災害等が発生したときに備え、平時から相互に協力して調査 研究を行うとともに、発災時に実施する乙による支援活動について、必要な事項を定めることを目的 とする。

(調査研究の実施)

- 第2条 甲及び乙は、平時から災害等に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体の活動を行うものとする。
- 2 乙の支援活動が遅滞なく行えるよう、甲は平時から可能な範囲で協力をするものとする。 (支援活動の実施)
- 第3条 甲の区域内において大規模な風水害・地震その他の災害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合で、緊急に支援活動が必要であると認められるときは、航空法(昭和27年法律第231号) 第132条の3(捜索、救助等のための特例)における国土交通省令で定める者として乙は自主的な判断に基づき次の活動を行うものとする。
  - (1) 小型無人航空機 (ドローン) による被災状況の調査
  - (2) 小型無人航空機 (ドローン) により撮影した情報を甲へ提供
  - (3) 取得した情報を基に被災状況を反映した地図を作成
  - (4) 作成した地図データを甲へ提供するとともにインターネット上に公開
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

(連絡窓口)

第4条 甲及び乙は、災害等が発生したときに必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平時から連絡担当等必要事項を定めることとする。

(経費の負担)

- 第5条 第3条各号の定めに要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則 として乙の負担とする。
- 2 前項の規定により、甲及び乙ともに経費の負担が判断しがたいときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

- 第6条 乙がその調査研究・支援活動により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、 乙が負担するものとする。
- 2 乙が調査研究・支援活動中に第三者に損害を与えた場合は、乙がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

(協議)

第7条 この協定の各条若しくは解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めの無い事項については、

その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(有効期間)

- 第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は、当初の有効期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成29年12月12日

所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 名 称 世田谷区 代表者 世田谷区長

所在地 東京都調布市国領町三丁目4番41号

乙 名 称 特定非営利活動法人クライシスマッパーズ・ジャパン 代表者 理事長

## 〔資料協定第 101〕

# 災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会(以下「乙」という。)は、災害時における被災建築物のアスベスト調査(以下「アスベスト調査」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

## (趣旨)

第1条 この協定は、世田谷区内において災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかに災害時における被災建築物のアスベスト調査を行い、アスベスト飛散による人への健康又は生活環境に係る被害の防止を図るために必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この協定における「被災建築物」とは、甲が実施する建築物の応急危険度判定の結果等の情報をもとに、甲又は乙によりアスベスト調査が必要と判断した建築物、工作物等とする。

## (協力の要請)

第3条 甲は、災害が発生した場合、乙に対し、アスベスト調査の協力を要請する。

2 甲が前項の規定により要請を行う場合は、協力要請書(別紙様式第1号)により行う。ただし、協 定要請書による時間的余裕がない場合は、甲は乙に対して口頭で要請した後、できる限り速やかに協力 要請書を送付する。

#### (業務内容)

第4条 この協定による、甲が乙に対して協力を要請する業務(以下「本協力業務」という。)は次のとおりとする。

- (1) 甲が実施するアスベスト調査への支援
- (2) 被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・損傷状況等の調査
- (3) 建材中のアスベスト含有の有無の調査

# (協力の実施)

第5条 乙は、第3条の規定により甲からアスベスト調査の協力要請を受けたときには、乙に所属する 会員から必要な人員、資材等を調達し、可能な限り協力する。

2 甲は乙がアスベスト調査を円滑に実施できるよう協力し調査を行う。

# (調査結果の報告)

第6条 乙が、第4条第2号及び第3号に基づき調査を実施した場合には、その調査結果を速やかに甲に報告する。

# (実施報告)

第7条 乙は、本協力業務を全て終了したとき、甲に対し、速やかに調査結果一覧表(別紙様式第2号)

を提出する。

## (費用の負担)

第8条 本協力業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要する平常時における適正価格を基準とする実費(人件費、機器費を除く)とし、甲乙協議して定める。

# (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決を 図るものとする。

# (有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の1か月前までに、甲又は乙から協定を延長しない意思表示を文書をもって通知しない限り、1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

# 平成30年8月30日

- 甲 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 世 田 谷 区 代表者 世田谷区長
- 乙 東京都千代田区神田神保町二丁目2番31号 一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会 代表者 代表理事

# [資料協定第 102]

# 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区(以下「甲」と総称する。)と一般社団法人 東京環境保全協会(以下「乙」という。)は、災害時において東京23区内から発生するし尿の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)、甲が乙に要請するし尿の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (協力の要請)

- 第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請する ことができる。
- (1) し尿の収集及び運搬
- (2) 前号に伴い必要となる事項
- 2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力(以下「協力」という。)を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊 急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

#### (協力の実施)

- 第3条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙 が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。
- 2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第6条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われ たものとする。

## (情報の提供等)

- 第4条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。
- 2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、し尿の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

## (協力の期間)

第5条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

#### (報告)

第6条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

# (費用の負担)

- 第7条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。
- 2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

#### (守秘義務)

- 第8条 甲は、協力の実施中に第4条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。
- 2 乙は、協力の実施中に第4条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

#### (損害賠償)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

## (連絡窓口)

第10条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本 部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京環境保全協会事務局とする。

#### (協定の有効期間等)

- 第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

# (実施細目の作成)

- 第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。
- 2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

## (その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 4月 1日

甲

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

千代田区

代表者 千代田区長 石川雅己

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区

代表者 中央区長 山 本 泰 人

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区

代表者 港区長 武 井 雅 昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長 吉 住 健 一

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長 成澤廣修

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長 服 部 征 夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長 山 本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長 山 﨑 孝 明

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長 濱 野 健

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

代表者 目黒区長 青木英二

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

代表者 大田区長 松原忠義

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長 保 坂 展 人

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長 長谷部 健

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区

代表者 中野区長 酒 井 直 人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区

代表者 杉並区長 田 中 良

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区

代表者 豊島区長 高野之夫

東京都北区王子本町一丁目15番22号

北区

代表者 北区長 花川 與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

代表者 板橋区長 坂 本 健

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

代表者 練馬区長 前川 燿 男

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 足立区長 近藤弥生

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長 青木克德

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長 斉 藤 猛

 $\mathbb{Z}$ 

東京都千代田区九段北一丁目6番4号

一般社団法人 東京環境保全協会

代表者 会長 田口勝久

# [資料協定第 103]

# 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区(以下「甲」と総称する。)と東京廃棄物事業協同組合(以下「乙」という。)は、災害時において東京23区内から発生するし尿の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)、甲が乙に要請するし尿の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (協力の要請)

- 第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請する ことができる。
- (1) し尿の収集及び運搬
- (2) 前号に伴い必要となる事項
- 2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力(以下「協力」という。)を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊 急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

### (協力の実施)

- 第3条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。
- 2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第6条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われ たものとする。

## (情報の提供等)

- 第4条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。
- 2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、し尿の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

#### (協力の期間)

第5条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

# (報告)

第6条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

# (費用の負担)

- 第7条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。
- 2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。(守秘義務)
- 第8条 甲は、協力の実施中に第4条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。
- 2 乙は、協力の実施中に第4条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使

用してはならない。

#### (損害賠償)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

#### (連絡窓口)

第10条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本 部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては東京廃棄物事業協同組合事務局とする。

#### (協定の有効期間等)

- 第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

## (実施細目の作成)

- 第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。
- 2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

## (その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 4月 1日

甲

東京都千代田区九段南一丁目2番1号 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

千代田区新宿区

代表者 千代田区長 石川雅己 代表者 新宿区長 吉住健一

東京都中央区築地一丁目1番1号 東京都文京区春日一丁目16番21号

代表者 中央区長 山 本 泰 人 代表者 文京区長 成 澤 廣 修

東京都港区芝公園一丁目5番25号 東京都台東区東上野四丁目5番6号

港区 台東区

代表者 港区長 武 井 雅 昭 代表者 台東区長 服 部 征 夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長 山 本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長 山 﨑 孝 明

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長 濱 野 健

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

代表者 目黒区長 青木英二

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

代表者 大田区長 松 原 忠 義

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長 保 坂 展 人

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長 長谷部 健

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区

代表者 中野区長 酒 井 直 人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区

代表者 杉並区長 田 中 良

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区

代表者 豊島区長 高 野 之 夫

東京都北区王子本町一丁目15番22号

北区

代表者 北区長 花川 與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

代表者 板橋区長 坂 本 健

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

代表者 練馬区長 前 川 燿 男

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 足立区長 近藤弥生

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長 青木克德

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長 斉 藤 猛

 $\mathbb{Z}$ 

東京都新宿区高田馬場一丁目28番10号

東京廃棄物事業協同組合

代表者 理事長 豊 城 勇 一

# 〔資料協定第 104〕

# 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合(以下「甲」と総称する。)と株式会社 京葉興業(以下「乙」という。)は、災害時において東京23区内から発生するし尿の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

# (目的)

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)、甲が乙に要請するし尿の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

# (協力の要請)

- 第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。
- (1) し尿の受入れ並びに処理及び処分
- (2) 前号に伴い必要となる事項
- 2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力(以下「協力」という。)を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

#### (協力の実施)

- 第3条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後 にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。
- 2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第6条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

# (情報の提供等)

- 第4条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を 乙に提供する。
- 2 乙は、災害時において乙の管理する施設の被害状況、し尿の処理状況等を甲に報告する。

#### (協力の期間)

第5条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

# (報告)

第6条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

# (費用の負担)

第7条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

- 第8条 甲は、協力の実施中に第4条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例 に基づき適切に取り扱うものとする。
- 2 乙は、協力の実施中に第4条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協 定の目的以外に使用してはならない。

## (損害賠償)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

## (連絡窓口)

第10条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては株式会社 京葉興業とする。

## (協定の有効期間等)

- 第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

### (実施細目の作成)

- 第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。
- 2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

## (その他)

- 第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。
  - この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 4月 1日

甲

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

港区

千代田区

代表者 千代田区長 石川雅己

代表者 港区長

武 井 雅 昭

東京都中央区築地一丁目1番1号

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

東京都港区芝公園一丁目5番25号

中央区

新宿区

代表者 中央区長 山 本 泰 人

代表者 新宿区長 吉 住 健 一

東京都文京区春日一丁目16番21号 文京区 代表者 文京区長 成 澤 廣 修 東京都台東区東上野四丁目5番6号 台東区 代表者 台東区長 服部征夫 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区 代表者 墨田区長 山 本 亨 東京都江東区東陽四丁目11番28号 江東区 代表者 江東区長 山﨑孝明 東京都品川区広町二丁目1番36号 品川区 代表者 品川区長 濱 野 健 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 目黒区 代表者 目黒区長 青 木 英 二 東京都大田区蒲田五丁目13番14号 大田区 代表者 大田区長 松原忠義 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区 代表者 世田谷区長 保 坂 展 人 東京都渋谷区宇田川町1番1号 渋谷区 代表者 渋谷区長 長谷部 健 東京都中野区中野四丁目8番1号 中野区 代表者 中野区長 酒 井 直 人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

田中

代表者 杉並区長

杉並区

豊島区 代表者 豊島区長 高野之夫 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区 代表者 北区長 花川 與惣太 東京都荒川区荒川二丁目2番3号 荒川区 代表者 荒川区長 西川 太一郎 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区 代表者 板橋区長 坂 本 健 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区 代表者 練馬区長 前川燿男 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 足立区 代表者 足立区長 近藤弥生 東京都葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区 代表者 葛飾区長 青木克德 東京都江戸川区中央一丁目4番1号 江戸川区 代表者 江戸川区長 斉 藤 猛 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京二十三区清掃一部事務組合 代表者 管理者 山 﨑 孝 明  $\mathbb{Z}$ 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号 株式会社 京葉興業 代表者 代表取締役 鈴木宏和

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

良

# 〔資料協定第 105〕

# 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合(以下「甲」と総称する。)と株式会社 太陽油化(以下「乙」という。)は、災害時において東京23区内から発生するし尿の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)、甲が乙に要請するし尿の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (協力の要請)

- 第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を 要請することができる。
- (1) し尿の受入れ並びに処理及び処分
- (2) 前号に伴い必要となる事項
- 2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力(以下「協力」という。)を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

#### (協力の実施)

- 第3条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。
- 2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第6条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

# (情報の提供等)

- 第4条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。
- 2 乙は、災害時において乙の管理する施設の被害状況、し尿の処理状況等を甲に報告する。

#### (協力の期間)

第5条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

#### (報告)

第6条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

## (費用の負担)

- 第7条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。
- 2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

### (守秘義務)

第8条 甲は、協力の実施中に第4条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき

適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第4条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的 以外に使用してはならない。

## (損害賠償)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それ ぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損 害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

#### (連絡窓口)

第10条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理 初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては株式会社 太陽油化とする。

#### (協定の有効期間等)

- 第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

#### (実施細目の作成)

- 第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。
- 2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

### (その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 4月 1日

甲

東京都千代田区九段南一丁目2番1号 東京都港区芝公園一丁目5番25号

千代田区 港区

代表者 千代田区長 石川雅己 代表者 港区長 武井雅昭

東京都中央区築地一丁目1番1号 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

中央区新宿区

代表者 中央区長 山 本 泰 人 代表者 新宿区長 吉 住 健 一

東京都文京区春日一丁目16番21号 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号 文京区 豊島区 成澤廣修 代表者 文京区長 代表者 豊島区長 高野之夫 東京都台東区東上野四丁目5番6号 東京都北区王子本町一丁目15番22号 台東区 北区 代表者 台東区長 服部征夫 代表者 北区長 花川 與惣太 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 東京都荒川区荒川二丁目2番3号 墨田区 荒川区 代表者 墨田区長 山 本 代表者 荒川区長 西川 太一郎 卓 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 東京都江東区東陽四丁目11番28号 江東区 板橋区 代表者 江東区長 山崎孝明 代表者 板橋区長 東京都品川区広町二丁目1番36号 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号 品川区 練馬区 代表者 品川区長 濱 野 代表者 練馬区長 前川 燿 男 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 目黒区 足立区 代表者 目黒区長 青木英二 代表者 足立区長 近藤弥生 東京都大田区蒲田五丁目13番14号 東京都葛飾区立石五丁目13番1号 大田区 葛飾区 松原忠義 代表者 大田区長 代表者 葛飾区長 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 東京都江戸川区中央一丁目4番1号 江戸川区 世田谷区 代表者 世田谷区長 保 坂 展 人 代表者 江戸川区長 斉藤 東京都渋谷区宇田川町1番1号 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 渋谷区 東京二十三区清掃一部事務組合 代表者 渋谷区長 長谷部 健 代表者 管理者 東京都中野区中野四丁目8番1号 中野区

東京都板橋区三園二丁目12番2号 株式会社 太陽油化 代表者 代表取締役 石 田 太 平

坂 本

青 木 克 德

山﨑孝明

猛

健

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

代表者 杉並区長 田 中

中野区長 酒 井 直 人

代表者

杉並区

# [資料協定第 106]

# 災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区(以下「甲」と総称する。)と東京廃棄物事業協同組合(以下「乙」という。)は、災害時において東京23区内から発生する災害廃棄物の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)、甲が乙に要請する災害廃棄物の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この協定において対象となる災害廃棄物とは、災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物をいう。

## (協力の要請)

- 第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を 要請することができる。
- (1) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (2) 前号に伴い必要となる事項
- 2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力(以下「協力」という。)を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

# (協力の実施)

- 第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。
- 2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第7条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

## (情報の提供等)

- 第5条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供 する
- 2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

## (協力の期間)

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

(報告)

第7条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

(費用の負担)

- 第8条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。
- 2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

#### (守秘義務)

- 第9条 甲は、協力の実施中に第5条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき 適切に取り扱うものとする。
- 2 乙は、協力の実施中に第5条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的 以外に使用してはならない。

## (損害賠償)

第10条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により 損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

#### (連絡窓口)

第11条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理 初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては東京廃棄物事業協同組合事務局とする。

# (協定の有効期間等)

- 第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

# (実施細目の作成)

- 第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。
- 2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

- 第14条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。
  - この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。 令和2年 4月 1日

甲

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

千代田区

代表者 千代田区長 石川雅己

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区

代表者 中央区長 山 本 泰 人

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区

代表者 港区長 武 井 雅 昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長 吉 住 健 一

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長 成澤廣修

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長 服 部 征 夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長 山 本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長 山 﨑 孝 明

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長 濱 野 健

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

代表者 目黒区長 青木英二

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

代表者 大田区長 松 原 忠 義

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長 保 坂 展 人

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長 長谷部 健

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区

代表者 中野区長 酒 井 直 人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区

代表者 杉並区長 田 中 良

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区

代表者 豊島区長 高 野 之 夫

東京都北区王子本町一丁目15番22号

北区

代表者 北区長 花川 與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

代表者 板橋区長 坂 本 健

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

代表者 練馬区長 前 川 燿 男

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 足立区長 近藤弥生

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長 青木克德

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長 斉 藤 猛

 $\angle$ 

東京都新宿区高田馬場一丁目28番10号

東京廃棄物事業協同組合

代表者 理事長 豊 城 勇 一

# [資料協定第 107]

# 災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区(以下「甲」と総称する。)と一般社団法人 東京環境保全協会(以下「乙」という。)は、災害時において東京23区内から発生する災害廃棄物の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)、甲が乙に要請する災害廃棄物の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において対象となる災害廃棄物とは、災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物 をいう。

#### (協力の要請)

- 第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請する ことができる。
- (1) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (2) 前号に伴い必要となる事項
- 2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力(以下「協力」という。)を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊 急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

### (協力の実施)

- 第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。
- 2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第7条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われ たものとする。

## (情報の提供等)

- 第5条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。
- 2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

## (協力の期間)

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

#### (報告)

第7条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

## (費用の負担)

- 第8条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。
- 2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

#### (守秘義務)

- 第9条 甲は、協力の実施中に第5条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。
- 2 乙は、協力の実施中に第5条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

## (損害賠償)

第10条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの 責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合 は、甲乙協議の上、処理するものとする。

## (連絡窓口)

第11条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本 部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京環境保全協会事務局とする。

# (協定の有効期間等)

- 第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

# (実施細目の作成)

- 第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。
- 2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

# (その他)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

## 令和2年 4月 1日

甲

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

千代田区

代表者 千代田区長 石川雅己

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区

代表者 中央区長 山 本 泰 人

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区

代表者 港区長 武 井 雅 昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長 吉 住 健 一

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長 成澤廣修

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長 服 部 征 夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長 山 本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長 山 﨑 孝 明

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長 濱 野 健

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

代表者 目黒区長 青木英二

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

代表者 大田区長 松 原 忠 義

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長 保 坂 展 人

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長 長谷部 健

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区

代表者 中野区長 酒 井 直 人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区

代表者 杉並区長 田 中 良

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区

代表者 豊島区長 高 野 之 夫

東京都北区王子本町一丁目15番22号

北区

代表者 北区長 花川 與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

代表者 板橋区長 坂 本 健

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

代表者 練馬区長 前 川 燿 男

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 足立区長 近藤弥生

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長 青木克德

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長 斉 藤 猛

 $\angle$ 

東京都千代田区九段北一丁目6番4号

一般社団法人 東京環境保全協会

代表者 会長 田口勝久

# [資料協定第 108]

# 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合(以下「甲」と総称する。)と一般社団法人 東京都中小建設業協会(以下「乙」という。)は、災害時において東京23区内から発生する災害廃棄物の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)、甲が乙に要請する災害廃棄物の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

- 第2条 この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 災害廃棄物 災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物
- (2) 仮置場 各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破砕、 焼却等の処理をするまでの間、保管するため、原則として東京23区が共同して設置する「二次仮置場」

## (協力の要請)

- 第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請する ことができる。
- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処理及び処分
- (4) 災害廃棄物の仮置場の造成及び監理
- (5) 前各号に伴い必要となる事項
- 2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力(以下「協力」という。)を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊 急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

## (協力の実施)

- 第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。
- 2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第7条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われ たものとする。

## (情報の提供等)

- 第5条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。
- 2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の処理状況等を甲に報告する。

#### (協力の期間)

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

#### (報告)

第7条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

#### (費用の負担)

- 第8条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。
- 2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

#### (守秘義務)

- 第9条 甲は、協力の実施中に第5条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。
- 2 乙は、協力の実施中に第5条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

## (損害賠償)

第10条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの 責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合 は、甲乙協議の上、処理するものとする。

#### (連絡窓口)

第11条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本 部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京都中小建設業協会事務局とする。

#### (協定の有効期間等)

- 第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

#### (実施細目の作成)

- 第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。
- 2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

# (その他)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

## 令和2年 4月 1日

甲

東京都千代田区九段南一丁目2番1号 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

千代田区 目黒区

代表者 千代田区長 石川雅己 代表者 目黒区長 青木英二

東京都中央区築地一丁目1番1号 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

代表者 中央区長 山 本 泰 人 代表者 大田区長 松 原 忠 義

東京都港区芝公園一丁目5番25号 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

港区 世田谷区

代表者 港区長 武 井 雅 昭 代表者 世田谷区長 保 坂 展 人

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 東京都渋谷区宇田川町1番1号

代表者 新宿区長 吉 住 健 一 代表者 渋谷区長 長谷部 健

東京都文京区春日一丁目16番21号 東京都中野区中野四丁目8番1号

文京区 中野区

代表者 文京区長 成澤廣修 代表者 中野区長 酒井 直人

東京都台東区東上野四丁目5番6号 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

台東区杉並区

代表者 台東区長 服 部 征 夫 代表者 杉並区長 田 中 良

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

墨田区 豊島区

代表者 墨田区長 山 本 亨 代表者 豊島区長 高 野 之 夫

東京都江東区東陽四丁目11番28号 東京都北区王子本町一丁目15番22号

江東区 北区

代表者 江東区長 山 﨑 孝 明 代表者 北区長 花 川 奥惣太

東京都品川区広町二丁目1番36号 東京都荒川区荒川二丁目2番3号

品川区 荒川区

代表者 品川区長 濱 野 健 代表者 荒川区長 西 川 太一郎

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

代表者 板橋区長 坂 本 健

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

代表者 練馬区長 前川燿男

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 足立区長 近藤弥生

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長 青木克德

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長 斉 藤 猛

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

東京二十三区清掃一部事務組合

代表者 管理者 山 﨑 孝 明

 $\angle$ 

東京都新宿区新宿二丁目10番7号

一般社団法人 東京都中小建設業協会

代表者 会長 山口 巖

# [資料協定第 109]

# 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合(以下「甲」と総称する。)と一般社団法人 東京都産業資源循環協会(以下「乙」という。)は、災害時において東京23区内から発生する災害廃棄物の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)、甲が乙に要請する災害廃棄物の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

- 第2条 この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 災害廃棄物 災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物
- (2) 仮置場 各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破砕、焼却等の処理をするま での間、保管す

るため、原則として東京23区が共同して設置する「二次仮置場」

#### (協力の要請)

- 第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。
- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処理及び処分
- (4) 災害廃棄物の仮置場の造成及び監理
- (5) 前各号に伴い必要となる事項
- 2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力(以下「協力」という。)を要請する場合は、文書により行う。ただし、 緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

### (協力の実施)

- 第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、 乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。
- 2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第7条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

# (情報の提供等)

第5条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。 2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の処理状況等を甲に報告する。

# (協力の期間)

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

(報告)

第7条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

(費用の負担)

- 第8条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。
- 2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

- 第9条 甲は、協力の実施中に第5条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。
- 2 乙は、協力の実施中に第5条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外 に使用してはならない。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動 本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京都産業資源循環協会事務局とする。

(協定の有効期間等)

- 第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間 延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

- 第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。
- 2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 4月 1日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号 千代田区 代表者 千代田区長 石川雅己 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区 代表者 中央区長 山 本 泰 人 東京都港区芝公園一丁目5番25号 港区 代表者 港区長 武 井 雅 昭 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区 代表者 新宿区長 吉 住 健 一 東京都文京区春日一丁目16番21号 文京区

代表者 文京区長 成澤廣修 東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長 服 部 征 夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区

代表者 墨田区長 山 本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号 江東区

代表者 江東区長 山 﨑 孝 明 東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長 濱 野 健

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 目黒区 代表者 目黒区長 青木英二

東京都大田区蒲田五丁目13番14号 大田区

代表者 大田区長 松 原 忠 義

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区

代表者 世田谷区長 保 坂 展 人

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長 長谷部 健

東京都中野区中野四丁目8番1号 中野区

代表者 中野区長 酒 井 直 人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号 杉並区

代表者 杉並区長 田 中 良

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号 豊島区

代表者 豊島区長 高 野 之 夫

東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区

代表者 北区長 花川 與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号 荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

代表者 板橋区長 坂 本 健

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区

代表者 練馬区長 前川 燿 男

東京都足立区中央本町一丁目17番1号 足立区

代表者 足立区長 近藤弥生

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

板橋区

代表者 葛飾区長 青木克德

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長 斉 藤 猛

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

東京二十三区清掃一部事務組合

代表者 管理者 山 﨑 孝 明

乙

東京都千代田区内神田一丁目9番13号

一般社団法人 東京都産業資源循環協会

代表者 会長 高橋俊美

#### 〔資料協定第 110〕

災害時及び感染症発生時等における消毒等活動に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と株式会社大正クエスト(以下「乙」という。)は、災害時及び感染症発生時等における消毒等活動について、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、地震、台風その他の災害発生時、及び感染症発生時等に、甲が行う消毒等活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

- 第2条 乙の協力の内容は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 動力噴霧器搭載の車両、または作業用車両、及び作業員の供給
  - (2) 被災した住居・店舗・事務所等、及び避難所として使用した施設の消毒等
  - (3) 感染症が発生した住居、及び敷地内、または周辺公道の消毒等
  - (4) 被災地、及び感染症発生地等の状況に関する情報提供
  - (5) 消毒等活動に要する物品、及び薬品の供給、その他必要な消毒活動に関すること

(協力要請)

- 第3条 甲は、災害等により消毒等活動を行う必要が生じた場合は、乙に対して消毒作業を行う場所、作業開始の期間、作業内容等を示した上で協力を要請し、乙はその要請に対し、他に優先して次のいずれかの体制により、直ちに消毒作業を開始するものとする。
  - (1) 動力噴霧器搭載の車両1台 作業員2名以上
  - (2) 作業用車両1~2台 作業員1~6名

(損害補償)

第4条 甲は、第3条に規定する要請に基づき作業を行った者が、当該活動に従事したことにより死亡、 負傷、若しくは病気にかかったとき、または当該活動に従事したことによる負傷、または病気により 死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急処置の業務に従事した者の損害補償に関 する条例(昭和41年7月15日世田谷区条例第24号)の規定に基づき、その障害を保証する。

(賠償)

第5条 乙は、甲からの要請を受けて行う作業の途中で、乙の責任に帰する事由により甲、または第三者 に損害を与えた場合は、賠償の責を負うものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、下記の協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲または乙から解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

この協定の成立の証として本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年3月31日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 甲 世田谷区 代表者 区長 保坂 展人

東京都世田谷区玉川二丁目21番1号 二子玉川ライズ・オフィス7F

乙 株式会社大正クエスト 代表者 代表取締役 千葉 豊喜

#### 〔資料協定第 111〕

災害時及び感染症発生時等における消毒等活動に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と株式会社シー・アイ・シー(以下「乙」という。)は、災害時及び感染症発生時等における消毒等活動について、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第 1 条 この協定は、地震、台風その他の災害発生時、及び感染症発生時等に、甲が行う消毒等活動 に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

- 第2条 乙の協力の内容は、次に掲げる事項とする。
  - (1)動力噴霧器搭載の車両、または作業用車両、及び作業員の供給
  - (2)被災した住居・店舗・事務所等、及び避難所として使用した施設の消毒等
  - (3) 感染症が発生した住居、及び敷地内、または周辺公道の消毒等
  - (4)被災地、及び感染症発生地等の状況に関する情報提供
  - (5)消毒等活動に要する物品、及び薬品の供給、その他必要な消毒活動に関すること (協力要請)
- 第3条 甲は、災害等により消毒等活動を行う必要が生じた場合は、乙に対して消毒作業を行う場所、 作業開始の期間、作業内容等を示した上で協力を要請し、乙はその要請に対し、他に優先して次 のいずれかの体制により、直ちに消毒作業を開始するものとする。
  - (1)動力噴霧器搭載の車両1台 作業員2名以上
  - (2)作業用車両 1~2 台 作業員 1~6 名

(損害補償)

第4条 甲は、第3条に規定する要請に基づき作業を行った者が、当該活動に従事したことにより死亡、負傷、若しくは病気にかかったとき、または当該活動に従事したことによる負傷、または病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急処置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月15日世田谷区条例第24号)の規定に基づき、その障害を保証する。

(賠償)

第5条 乙は、甲からの要請を受けて行う作業の途中で、乙の責任に帰する事由により甲、または第三 者に損害を与えた場合は、賠償の責を負うものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、下記の協定締結日から令和7年3月31日までとする。 ただし、期間満了の1箇月前までに甲または乙から解約の申し出がないときは、なお1年間効力を

この協定の成立の証として本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年3月29日

有するものとし、以後同様とする。

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 甲 世田谷区 代表者 区長 保坂展人

東京都台東区北上野一丁目10番14号 乙 株式会社シー・アイ・シー 代表者 代表取締役 芳賀 英武

#### 〔資料協定第 112〕

# 災害時におけるサービス提供等に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と有限会社ステラ TOKYO まごころ介護(以下「乙」という。)は、世田谷区内に災害が発生した場合のサービス提供等に関し、次の通り協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内において災害(地震、水害、火災等)が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害等」という。)に、障害者に対して必要なサービスの提供等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(安否確認)

- 第2条 災害等が発生した場合、乙は甲からの要請の有無にかかわらず、区内のサービス 利用者(以下「利用者」という。)の安否について可能な限り確認し、速やかに甲に報告 するものとする。
- 2 報告の方法は、災害等の状況に応じ柔軟に対応するものとする。

(サービス提供)

- 第3条 災害等が発生した場合、乙は、利用者が必要とするサービスを見極め、安全性に 配慮の上、可能な限りサービス提供ができるよう努めるものとする。
- 2 前項に加え、甲から要請があった場合、乙は避難所等でのサービス提供について、可能な限り行うものとする。
- 3 同条に規定するサービスとは、原則として障害者自立支援給付の対象となるサービス の範囲とする。

(費用負担)

第4条 前条に規定するサービスを提供した場合に要した経費(障害者自立支援給付の対象とするサービスを除く。)については、乙の負担とする。

(平常時の対応)

第5条 乙は、利用者の避難意向の把握も含めた災害時の備えに努めるとともに、甲が実施する災害時の備えに対し可能な限り協力するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日とする。ただし有効期間満了の一月前までに、甲及び乙いずれからも書面による申し出がないときは、有効期間は、さらに一年間延長するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に対し疑義が生じた事項は、甲乙双方による協議の上決定する。

甲と乙はこの協定の成立を証するため、双方の記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和5年1月16日

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号 世田谷区長

保坂 展人 印

工 東京都世田谷区若林三丁目23番5号102 有限会社ステラTOKYO まごころ介護 代表取締役社長

榎本 吉宏 印

#### 〔資料協定第 113〕

# 災害時における障害福祉サービス提供等に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と合同会社明元 あいケアサービス(以下「乙」という。)は、世田谷区内に災害が発生した場合の障害福祉サービス(以下「サービス」という。)の提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内において災害(地震、水害、火災等)が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害等」という。)に、障害者に対して必要なサービスの提供等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

#### (安否確認)

- 第2条 災害等が発生した場合、乙は甲からの要請の有無にかかわらず、乙を利用している区内の障害 福祉サービス利用者(以下「利用者」という。)の安否について可能な限り確認し、速やかに甲に報告 するものとする。
- 2 報告の方法は、災害等の状況に応じ柔軟に対応するものとする。

(サービス提供)

- 第3条 災害等が発生した場合、乙は、利用者が必要とするサービスを見極め、安全性に配慮の上、可能な限りサービス提供ができるよう努めるものとする。
- 2 前項に加え、甲から要請があった場合、乙は避難所等でのサービスの提供について、可能な限り行うものとする。
- 3 同条に規定するサービスとは、原則として障害者自立支援給付の対象となるサービスの範囲とする。 (費用負担)
- 第4条 前条に規定するサービスを提供した場合に要した経費(障害者自立支援給付の対象となるサービスを除く。)については、乙の負担とする。

(平常時の対応)

第5条 乙は、利用者の避難意向の把握も含めた災害時の備えに努めるとともに、甲が実施する災害時の備えに対し可能な限り協力するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和6年3月31日とする。ただし有効期間 満了の一月前までに、甲及び乙いずれからも書面による申し出がないときは、有効期間は、さらに一 年間延長するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に対し疑義が生じた事項は、甲乙双方による協議の上 決定する。 甲と乙はこの協定の成立を証するため、双方の記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和5年10月16日

甲 世田谷区 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区長 保坂 展人

乙 合同会社明元 あいケアサービス 東京都世田谷区世田谷三丁目17番15-102号 合同会社明元 あいケアサービス 代表社員 馬場健造

#### 〔資料協定第 114〕

# 災害時における移送業務協力に関する協定

世田谷区を「甲」、東神開発株式会社を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難者の移送に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、次条に定める災害が発生した場合(発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。)において、乙が乙の所有する施設利用者等の送迎用の車両を利用して避難者を水害時避難所に移送すること(以下「送迎車による避難者の移送」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする災害の種別)

第2条 この協定において対象とする災害は、洪水及び内水氾濫とする。

(送迎車による避難者の移送の対象)

- 第3条 送迎車による避難者の移送の対象となるのは、次の各号に定める者とする。
  - (1) 高齢者等避難、避難指示が発令された地区の居住者、滞在者その他の者のうち、自力で水害時避 難所に移動することが困難な者
  - (2) 前号に定める者に付き添う者
  - (3) その他甲が必要と認めた者

(送迎車による避難者の移送の区間)

第4条 送迎車による避難者の移送を実施する区間は、別表のとおりとする。

(送迎車による避難者の移送の要請)

第5条 乙に対する甲の送迎車による避難者の移送の要請は、文書又は口頭で行うこととする。

(送迎車による避難者の移送の実施)

- 第6条 乙は、災害時において、前条の規定により送迎車による避難者の移送の要請を受けたときは、 業務に支障をきたさない範囲で実施するものとする。
- 2 送迎車による避難者の移送の実施にあたり、乙は、必要に応じ避難者の送迎車への乗降の補助を行うものとする。

(送迎車による避難者の移送の時間帯)

第7条 送迎車による避難者の移送を実施する時間帯は午前10時から午後8時までとする。

(送迎車による避難者の移送の終了)

第8条 甲は、災害の危険がなくなった場合など、送迎車による避難者の移送を終了する際は、乙に対してその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

#### (送迎車による避難者の移送の安全確保)

- 第9条 送迎車による避難者の移送に当たっては安全確保を第一とし、道路冠水その他安全確保が困難な状況となる恐れのある場合には、甲は、乙に対して送迎車による避難者の移送の中止を連絡することとする。
- 2 乙は、安全確保が困難な場合には、前項の規定による甲の連絡を待たずに、乙の判断で送迎車による る避難者の移送を中止することができる。なお、中止した場合には速やかに甲へ連絡することとする。

#### (送迎車による避難者の移送の注意事項)

- 第 10 条 災害時における送迎車による避難者の移送は、乙の責任において行うものとする。
- 2 甲は、送迎車による避難者の移送を実施中に発生した事故に対する責任は一切負わないものとする。

### (送迎車による避難者の移送の費用負担)

- 第 11 条 送迎車による避難者の移送に係る費用は、乙が負担するものとする。
- 2 送迎車による避難者の移送を実施中に生じた損害は、乙が負担するものとする。

#### (情報の交換)

- 第 12 条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急 時に備えるものとする。
- 2 乙は、送迎車による避難者の移送の実施が不可能となる事由が生じた場合には、その旨を遅滞なく 甲に報告するものとする。

#### (連絡責任者)

第 13 条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

#### (地域住民への周知)

第 14 条 甲及び乙は、送迎車による避難者の移送の実施について、地域住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

#### (情報の不開示)

- 第 15 条 甲は、この協定で知り得た乙の所管する施設に関する情報を、第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、この協定で知り得た地域住民の個人情報を、第三者に提供してはならない。

#### (協議事項)

第 16 条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

#### (有効期間)

- 第 17 条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。
- 2 前項の期間満了の日から3か月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら申し出がないときは、この

協定は期間満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年5月20日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂 展人

東京都世田谷区玉川三丁目17番1号

乙 東神開発株式会社

代表者 代表取締役 倉本 真祐

# 別表(第4条関係)

乗車場所	下車場所	
玉川髙島屋S・C 本館1階	瀬田小学校及び瀬田中学校	
送迎車乗り場		

#### [資料協定第115]

# 災害時における移送業務協力に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人せたがや移動ケア(以下「乙」という。)とは、大規模な風水害、地震その他の災害が世田谷区内で発生し、若しくは発生するおそれのある場合(以下「災害時」という。)における甲の応急対策及び予防上必要な緊急移送業務(以下「移送業務」という。)に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、甲が災害時に行う移送業務に対する乙の協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (協力の内容)

- 第2条 甲は災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請する。
  - (1) 障害者、高齢者の福祉避難所等への避難が必要とされる者に対しての移送
  - (2) 車両を運転する運転手の提供
  - (3) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認める業務

#### (協力の要請)

- 第3条 乙に対する甲の移送要請は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、原則として口頭又は電話等により行うこととし、事後速やかに書面を送付するものとする。
  - (1) 実施日時
  - (2) 要請する車両の台数
- (3) 移送者の人数
- (4) 配車場所及び移送区間
- (5) その他の必要な事項
- 2 乙に対する甲の移送要請は、甲が指定する者が連絡する。

#### (移送の実施)

- 第4条 乙は、前条の規定により移送の要請を受けたときは、乙の運営する世田谷区福祉移動支援センターそとでるに加盟する事業者(以下、「加盟事業者」という。) へ配車を依頼し、移送を実施するものとする。
- 2 移送中に車両が故障その他の理由により移送を継続できなくなったときは、乙は甲へ速やかに報告し、その移送業務を継続できるように努めること。

#### (報告)

- 第5条 乙は、甲から要請を受けた移送業務を行ったときは、甲に対し、事後速やかに口頭又は電話等により次に 掲げる事項を報告し、後日、書面を提出するものとする。
  - (1) 実施日時
  - (2) 実施内容(移送した人員、経路等)
  - (3) 移送を実施した加盟事業者名、氏名
  - (4) この協定に基づく協力に要した経費
  - (5) その他の必要な事項

#### (費用負担)

第6条 甲は、この協定に基づいて乙が行った移送業務に係る費用を負担する。

#### (費用の決定)

第7条 前条の費用は、法令等に定めがあるものを除くほか、移送費用に関して加盟事業者毎定めている利用料金を基準として算出するものとし、その詳細は甲及び乙が協議して決定するものとする。

#### (費用の請求)

第8条 乙は、第6条の費用を集計し、甲に請求する。

#### (費用の支払い)

第9条 甲は、前条の規定による費用の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとし、支払方法等は別途甲及び乙が協議して決定するものとする。

### (訓練)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行なわれるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

#### (損害補償)

第11条 甲の要請に基づき移送業務に従事した加盟事業者の者が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号) に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基づき、甲がその損害を補償するものとする。

#### (提供可能車両等の報告)

第12条 乙は、毎年度当初に、災害時に移送業務が可能な加盟事業者一覧、車両台数、連絡体制について、甲に報告するものとする。

#### (有効期間)

- 第13条 この協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも何らかの意思表示をしない限り、協定の有効期間は、同一の内容で1年間延長されるものとし、以降も同様とする。
- 2 甲又は乙のいずれかがこの協定の解除を申し出た場合は、甲及び乙は協議してこの協定を解除することができる。

#### (協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和3年 3月 3日

世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

甲 世田谷区

代表者 区長 保坂展人

世田谷区八幡山1丁目7番6号

石 特定非営利活動法人せたがや移動ケア 代表者 理事長 吉田 正

#### 〔資料協定第 116〕

# 災害時における移送業務協力に関する協定

世田谷区(以下、「甲」という。)と福祉移送サービス株式会社(以下、「乙」という。)とは、大規模な風水害、地震その他の災害が世田谷区内で発生し、若しくは発生する恐れのある場合(以下、「災害時」という。)における甲の応急対策及び予防上必要な緊急移送業務(以下、「移送業務」という。)に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、甲が災害時に行う移送業務に対する乙の協力に関し必要な事項を定めることを目 的とする。

#### (協力内容)

- 第2条 甲は災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請する。
- (1) 障害者、高齢者の福祉避難所等への避難が必要とされる者に対しての移送
- (2) 車両を運転する運転手の提供
- (3) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認める業務

#### (協力の要請)

- 第3条 乙に対する甲の移送要請は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、原則として口頭または電 話等により行うこととし、事後速やかに書面を送付する。
- (1) 実施日時
- (2) 要請する車両の台数
- (3) 移送者の人数
- (4) 配車場所及び移送区間
- (5) その他の必要な事項
- 2 乙に対する甲の移送要請は、甲が指定する者が連絡する。

#### (移送の実施)

- 第4条 乙は、前条の規定により移送の要請を受けたときは、乙は配車を行い、移送を実施するものと する。
- 2 移送中に車両が故障その他の理由により移送を継続できなくなったときは、乙は甲へ速やかに報告し、その移送業務を継続できるよう努めること。

#### (報告)

- 第5条 乙は、甲から要請を受けた移送業務を行ったときは、甲に対し、事後速やかに口頭または電話 等により次に掲げる事項を報告し、後日、書面を提出するものとする。
  - (1) 実施日時
  - (2) 実施内容(移送した人員、経路等)

- (3) この協定に基づく協力に要した経費
- (4) その他の必要な事項

#### (費用負担)

第6条 甲は、この協定に基づいて乙が行った移送業務に係る費用を負担する。

#### (費用の決定)

第7条 前条の費用は、法令等に定めがあるものを除くほか、移送費用に関して乙が定めている利用料金を基準として算出するものとしその詳細は甲及び乙が協議して決定するものとする。

#### (費用の請求)

第8条 乙は、第6条の費用を集計し、甲に請求する。

# (費用の支払い)

第9条 甲は、前条の規定による費用の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとし、支払方法 等は別途甲及び乙が協議して決定するものとする。

#### (訓練)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

#### (損害補償)

第11条 甲の要請に基づき移送業務に従事した事業者の者が、災害対策基本法(昭和36年法律第233号)に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害保険に関する条例」(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基づき、甲がその損害を補償するものとする。

# (提供可能車両等の報告)

第12条 乙は、毎年度当初に、災害時に移送業務が可能な車両台数、連絡体制について、甲に報告するものとする。

#### (有効期間)

- 第13条 この協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の1か月前までに、甲または乙のいずれからも何らかの意思表示をしない限り、協定の有効期間は同一の内容で1年間延長されるものとし、以降も同様とする。
- 2 甲または乙のいずれかがこの協定の解除を申し出た場合は、甲および乙は協議してこの協定を解除 することができる。

#### (協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲および乙が協議して解決するものと する。 以上、この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和4年5月16日

世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号 甲 世田谷区 代表者 区長 保坂 展人 印

世田谷区玉川二丁目 21 番 1 号 乙 福祉移送サービス株式会社 代表者 社長 千葉 豊喜 印

#### 〔資料協定第 117〕

# 水害時等における連携・協力に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)とシミックホールディングス株式会社(以下「乙」という。)は、これまで醸成してきた連携・協力関係をさらに発展させ、それぞれの社会的な役割を尊重し、双方向の連携をもって、安心して暮らせる地域社会を築くため、ここに協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、世田谷区内で区民の安全を脅かす洪水、豪雨が発生、又は発生するおそれがある場合(以下「水害時」という。)の対策・支援を中心に、甲と乙それぞれの特性を活かして連携・協力することで、共に支え合い、区民が安心して暮らせる環境を構築することを目的とする。

#### (連携・協力事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。
  - (1) 避難行動要支援者の避難行動の支援に関すること。
  - (2) 避難所(福祉避難所を含む)における避難生活の支援及び感染対策に関すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染者専用避難所の支援に関すること。
- (4) その他目的の実現のために甲と乙が必要と認めること。
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙協議の上、書面にて合意する。
- 3 甲及び乙は、前項に定める具体的な実施事項を、乙のグループ会社が実施する場合があることを 確認する。

# (協力方法等)

第3条 第2条に掲げる連携・協力事項の具体的実施にあたっては、甲と乙の担当部局(乙のグループ会社を含む。)と協議の上、協力方法、成果の利用及び費用負担等について定めるものとする。

#### (協定書の有効期間)

- 第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結日より3年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから書面による特段の申出がない限り、1年間延長するものとし、その後も同様とする。
- 2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかから、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議及び合意の 上、変更するものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た秘密事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義が生じたときは、その都度、 甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙署名押印の上、各々1通を保管する。

令和4年12月19日

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号 世田谷区長 保坂 展人 印

乙 東京都港区芝浦一丁目1番1号 浜松町ビルディングシミックホールディングス株式会社代表取締役 中村 和男 印

#### 〔資料協定第 118〕

# 災害時における応急対策業務に関する協定書

災害時における応急対策業務に関し、世田谷区 (以下「甲」という。) と世田谷区建設団体防災協議会 (以下「乙」という。) との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、救出救助活動、 道路啓開措置活動、 被災した収容施設の補修及び応急仮設住宅の速やかな建設に当たり、区内建設 業者の積極的な協力を得るために必要な事項を定める。

(協力要請)

- 第2条 甲は、区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、乙の会員 (以下「会員」という。)の出動及び必要な資機材の供給を要請するものとする。
- 2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。
- 3 第1項の要請は、乙の会長(以下「会長」という。)に対して行うものとする。ただし、会長が事故又は不在のときは、あらかじめ会長が指名した者に対して行うものとする。

(協力)

- 第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、会員を、甲が指定した場所に直ちに出動させるとともに、 特別な理由がない限り資機材を供給するものとする。
- 2 甲は、出動した会員を指揮するものとする。
- 3 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、前条による甲の要請を待たずに、出動 させることができる。

(活動業務)

- 第4条 前条の規定により出動した会員は、次の業務を行う。
  - (1) 倒壊建物等からの救出救助活動に関すること。
  - (2) 道路啓開措置活動に関すること。
  - (3) 収容施設及びその他の区施設の応急補修に関すること。
  - (4) 応急仮設住宅の建設に関すること。
  - (5) その他甲が必要と認める業務に関すること。
- 2 乙は、第2条の規定により甲からの要請に従う場合において、要請された場所 (以下「指定場所」 という。) に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に 甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、応急対策活動を実施するものとする。
- 3 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断し、甲の要請を待たずに応急対策活動を実施した場合は、初動後、速やかに甲に応急対策活動の概要を報告するものとする。

(応急活動計画書の策定及び提出)

- 第5条 乙は、前条に定める業務を実施するため、応急活動計画書を策定し、甲に提出するものとする。
- 2 乙は、前項の応急活動計画書を変更した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(費用負担)

- 第6条 甲は、乙が応急対策活動を実施した場合において、次の経費を負担するものとする。
  - (1) 会員の活動に要した経費
  - (2) 資機材の供給に要した経費

(単価)

第7条 前条第2号の規定に基づき、資機材の供給に要した経費を算定する場合における資機材の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(請求)

第8条 乙は、第4条に規定する業務終了後甲の確認を受けた後、第6条による経費を甲に請求する ものとする。

(経費の支払)

第9条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその経費を支払わなければならない。

(従事者の損害補償)

第10条 甲の要請に基づき、乙の会員が、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第62条第1項 に規定する応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例 (昭和41年7月世田谷区条例第24号) の規定によりその損害を補償するものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

(協議)

第12条 この協定及びこの協定に基づく細目の実施に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める ものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の 3 箇月前までに、甲又は乙から解約の申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第14条 平成10年3月2日に甲乙間で締結した「災害時における応急対策業務に関する協定書」は、 廃止する。

この協定成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

# 平成26年5月13日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区上馬五丁目34番16号

乙 世田谷区建設団体防災協議会 代表者 会 長

#### 〔資料協定第 119〕

# 災害時における応急対策業務に関する実施細目

世田谷区を甲とし、世田谷区建設団体防災協議会を乙として、災害時における応急対策業務に関する協定書(以下「協定」という。)第11条に基づく細目を、次のとおり締結する。

(消防署との協力要請)

- 第1条 甲は、災害発生時の救出救助活動及び応急対策活動において、乙に、協定に基づく会員の出動 及び資機材の供給(以下「活動等」という。)を要請する場合、必要と認めるときには、世田谷区地域 防災計画に基づき、区内各消防署(以下「消防署」という。)への協力を要請することができる。 (消防署との協力対象となる災害の規模)
- 第2条 甲が乙に消防署との協力を要請する災害は、世田谷区災害対策本部が設置される規模のものと する。

(活動等の要請)

- 第3条 協定第2条の要請は、甲の災対建設部長が行う。ただし、状況によっては、災対各部の長が行う。
- 2 乙は、消防署から災害の状況により協力要請を受けた場合は、速やかに、甲へその旨を報告する。 (報告)
- 第4条 協定に基づく活動等を行った場合、乙の会員は乙へ報告を行い、乙はこれを取りまとめて甲に報告する。

(応急活動計画書の策定及び提出)

第 5 条 乙は、協定第 5 条に定める応急活動計画書を、毎年度、災対建設部を担当する部長に提出する。

この実施細目を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年9月10日

世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号 甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

世田谷区世田谷二丁目 9 番 3 号 乙 世田谷区建設団体防災協議会 代表者 会 長

- ※ 第3条 組織改正により「災対建設部長」は「災対道路・土木担当部長」に変更
- ※ 第5条 組織改正により「災対建設部」は「災対道路・土木担当部」に変更

#### [資料協定第 120]

# 災害時における相互連携に関する基本協定

世田谷区(以下「甲」という。)と東京電力パワーグリッド株式会社渋谷支社(以下「乙」という。)は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合(以下「災害時」という。)において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 本協定は、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

#### (連絡体制)

- 第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。
- 2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲又は乙の職員を互いに派遣できるものとする。

#### (災害時の情報連携)

- 第3条 甲及び乙は、災害時、次に掲げる情報を相互に提供する。
  - (1) 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設(ライフラインの迅速な復旧が求められる本庁舎、 病院等)のリストを作成し、更新の都度随時提供
  - (2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
  - (3) 乙は甲に対し、所管施設の被害状況、停電の発生状況、復旧見込等、停電に関連する情報を提供 供
  - (4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

#### (災害時の相互協力)

- 第4条 甲及び乙は、災害時、次に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に 協力する。
  - (1) 電力の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
  - (2) 乙が所有する電力設備が甲の施設の支障となっている場合の除去作業
  - (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
  - (4) 住民への停電情報等の周知のため、甲の広報手段の利用

#### (覚書の締結)

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等により定めるものとする。

### (秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしては

ならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該有効期間が満了する1箇月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、当該満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月27日

東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号 甲 世田谷区 代表者 世田谷区長 保坂 展人

東京都渋谷区神南一丁目12番10号 乙 東京電力パワーグリッド株式会社 渋谷支社長 並木 裕

#### 〔資料協定第 121〕

# 災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書

世田谷区(以下「甲」という。)と東京電力パワーグリッド株式会社渋谷支社(以下「乙」という。)は、令和2年11月27日付で締結した「災害時における相互連携に関する基本協定」に基づき、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

#### (目的及び原則)

- 第1条 本覚書は、甲及び乙が、停電復旧作業並びに道路及びその他区域の啓開作業を早急に実施する ため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。
- 2 相互協力にあたっては所管法令等の定めに従って対応するものとする。なお、停電の長期化や復旧 に緊急を要する状況などにおいては、双方協議のうえ、必要と認められる場合に、災害対策基本法に 基づき相互に協力する。

#### (対象区域)

- 第2条 本覚書の対象となる区域は、甲が管理する道路区域を原則とし、道路啓開に必要と判断された場合は、道路法第44条に基づき指定された沿道区域を含むものとする。
- 2 その他に相互の協力が必要な区域が発生した場合については、甲乙協議のうえ必要な範囲について 定めるものとする。

#### (対象作業)

第3条 本覚書の対象となる作業は、乙が行う停電復旧作業及び甲が行う啓開作業の支障となる電力設備及び樹木・土砂等の障害物の除去作業を対象とする。

#### (要請の手続)

- 第4条 乙が甲に対して停電復旧作業への協力若しくは啓開作業の実施を要請する場合又は甲が乙に対して啓開作業への協力若しくは停電復旧作業の実施を要請する場合は、原則としてあらかじめ次の各号に定める事項を記載したメール等電子媒体を提出するものとする。
  - (1) 要請の種別(電力設備の除去/障害物の除去/両者)
  - (2)場所(直近の電柱番号、住所、地図等)
  - (3) 作業内容
  - (4)作業希望日時
  - (5) 要請者連絡先
  - (6) その他必要な事項
- 2 緊急と判断された場合には、口頭又は電話等で要請を行うことができる。ただし、作業の実施後、 前項に基づく手続きを行う。

# (道路区域における作業の実施)

第5条 甲又は乙が要請を受けた場合、災害時に担う自らの業務に支障のない範囲で作業を行うものと

する。

- 2 甲は、迅速な道路啓開に乙の電気工作物が支障をきたすと判断した際は、乙からの要請の有無にか かわらず、乙に代わり障害物の除去作業を実施することができる。
- 3 前項の作業を実施する際、甲は乙に対し、現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請する。
- 4 乙は、停電復旧を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲からの要請を待たず、電 話等で甲に連絡したうえで啓開作業を実施することができる。

# (その他区域における作業の実施)

第6条 第2条第2項の区域における作業については、前条の規定に準じて甲乙協議のうえ実施するものとする。

#### (費用負担)

- 第7条 前条及び前2条に基づき実施された復旧作業及び啓開作業の費用負担は、別添1「災害時における障害物の除去等に関わる停電復旧作業・道路啓開作業の費用負担」による。
- 2 甲及び乙は前項による請求を精査し速やかに費用を支払う。

#### (実施責任)

- 第8条 関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。
- 2 作業に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

#### (定めのない事項等)

第9条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

甲

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月24日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂 展人

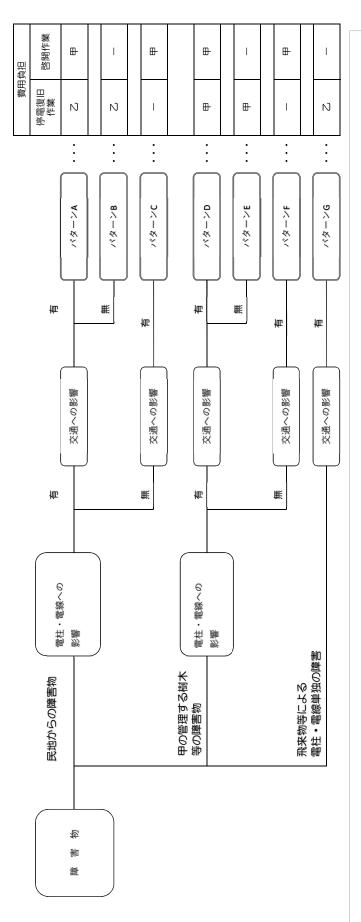
東京都渋谷区神南一丁目12番10号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社 渋谷支社長 寺井 義和

別添1 災害時における障害物の除去等に係る停電復旧作業・啓開作業の費用負担

停電復旧作業:停電復旧に係る応急措置に支障となる電柱・電線に接触している樹木などの障害物の除去、または障害物が近接し感電や 火災の危険性排除のために必要な措置、道路啓開に必要な電線等の除去等

啓開作業:道路の通行に支障となる障害物の除去等(復旧作業によるものを除く)



# 【停電復旧作業、啓開作業について】

OパターンA・Dについて、電柱・電線等の電力設備に障害物の接触等が生じた状態が継続する場合は、交通への危険性があると判断し、交通への影響があるとして分類する。

OパターンB・Eについて、軽量な飛来物のみが電線に引っかかている状態の場合は、交通への影響なしとして分類する。

○パターンA・Dの作業;電柱・電線等に接触している障害物の除去、または障害物が近接し感電や火災の危険性排除のために必要な措置については、こによる復旧作業とする。

それ以外の啓開作業については、甲が行う。

# 【費用負担について】

○原則、復旧作業に要する費用は乙の負担とし、啓開作業に要する費用は甲の負担とする。

〇パターンD,Eの復旧作業の障害物除去に要する費用は、その起因者(障害物の所有者)である甲の負担とする。

○パタ−ンGの復旧作業に要する費用は、その所有者であるこの負担とする。

#### 〔資料協定第 122〕

# 災害時における協力体制に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と学校法人昭和女子大学(以下「乙」という。)とは、世田谷区内に 災害が発生した場合に、区民、区内在学在勤者(以下「区民等」という。)の安全確保、生活復興等の 応急対策を迅速に推進するため、災害発生時の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合における区民等の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、乙に前条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ指定した甲、乙双方の職員を通じて行うものとする。

(協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容にしたがって可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りでない。

(協力内容)

- 第4条 前条の規定により乙が行う協力の内容は、次に掲げるものとする。
  - (1) 区民等の安全確保のため、乙の指定する施設の一時的避難施設としての提供及び設備を使用させること(甲が地域防災計画において規定する避難所等への避難が災害の状況、天候等により困難である場合の二次的施設としての使用に限る。)。
  - (2)物資集積及び配送拠点並びに仕分けに必要な場所及び施設を提供すること。
  - (3) 区立・小中学校の教育機能の補完として必要な場所及び施設を提供すること。
  - (4) 乙の施設に収容した被災者に対する応急医療資材及び備蓄資機材(以下「資機材等」という。) の提供(提供することが可能な資機材等を有していない場合を除く。)
  - (5) 甲の災害対策組織へ乙の施設を提供すること。
  - (6) その他の協力要請事項

(協力期間)

第5条 前条第1号に規定する避難施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の2週間を目処として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて協力する場合は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

(経費の負担)

- 第6条 第4条に規定する協力に要する経費の負担者及びその額は次のとおりとする。
  - (1) 第4条第1号から第4号の施設に係る使用料および賃借料は、無償とする。
  - (2) 第4条第1号から第6号までの協力に係る経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(損害補償)

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙の学生及び教職員が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号) 第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にか かり、又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害を有する状態になったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基づきその損害を補償するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも有効期間の延長をしない旨の書面による申し出がないときは、 有効期間は、同一の内容で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 平成18年3月22日甲乙間で締結した「災害時における協力体制に関する協定書」は、廃止する。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1 通を保管する。

平成28年7月29日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区太子堂一丁目 7番57号

乙 学校法人 昭和女子大学 代表者 理 事 長

※同趣旨の協定を、下記の相手方とも締結している。締結相手方・締結日は下記のとおり。

# (令和6年10月1日現在)

	締結相手方	締結日
1	駒澤大学	平成18年3月22日
		(令和3年10月1日改定)
2	日本大学文理学部	平成18年3月22日
3	学校法人産業能率大学	平成18年3月22日
4	日本大学商学部	平成18年3月22日
5	日本体育大学・日本体育大学女子短期大学部	平成18年3月22日
		(平成27年3月31日一部
		改定)
6	学校法人成城学園	平成23年7月19日
7	学校法人多摩美術大学	平成25年2月5日
8	学校法人国士舘	平成20年3月26日
		(平成28年7月26日改
		定)
9	東京農業大学	平成29年5月1日
1 0	学校法人二階堂学園 日本女子体育大学	平成18年3月22日
		(平成29年6月23日改
		定)

#### [資料協定第 123]

# 洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合における 避難所施設利用に関する協定書

世田谷区長を「甲」とし、学校法人聖ドミニコ学園理事長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり、洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合における避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合に、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所施設として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち、洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合に避難所として利用する施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合において避難所として利用する必要が生じた場合、乙の指定した場所に避難所を開設することができるものとする。

(開設の通知)

- 第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知する ものとする。
- 2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所と して開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨通 知するものとする。

(避難所の管理)

- 第5条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。
- 2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対し使用許可延長の申請を行い、その了承を得るものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了する際は、乙に避難所使用終了届 を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めなき事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定め

るものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成17年10月6日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上各 1 通を保有するものとする。

平成17年10月6日

東京都世田谷区世田谷四丁目二十一番二十七号

(甲) 世田谷区長

東京都世田谷区岡本一丁目十番一号

(乙) 学校法人聖ドミニコ学園 理事長

#### [資料協定第 124]

# 避難所施設利用に関する協定書

世田谷区を甲とし、東京都立鳥山工業高等学校長を乙として、甲乙の間において、避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な 事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知 するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所に避難所を 開設することができる。

(開設の通知)

- 第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。
- 2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難 所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知 するものとする。

(避難所の管理)

- 第5条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。
- 2 避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終了 届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成11年4月1日から平成12年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する ものとする。

平成11年3月10日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号 甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

東京都世田谷区北烏山九丁目 22 番 1 号 乙 東京都立烏山工業高等学校長

- ※ 当初、平成11年3月10日付で、烏山工業高等学校と協定を締結した。その後、都立高校の統廃 合に伴い、世田谷泉高等学校が本協定を引き継いだ。
- ※ 同内容の協定を、下記の都立高等学校長とも、平成11年11月1日付で締結している。
- ・相手方 東京都世田谷区用賀二丁目4番1号 東京都立桜町高等学校長
- ・相手方 東京都世田谷区船橋三丁目18番1号 東京都立千歳丘高等学校長
- ・相手方 東京都世田谷区桜上水四丁目3番5号 東京都立松原高等学校長

#### 〔資料協定第 125〕

### 避難所施設利用に関する協定書

世田谷区長を「甲」とし、東京都立芦花高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所施設として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所として利用する必要が生じた場合、乙の指定した場所に避難所を 開設することができる。

(応急危険度判定の実施)

- 第4条 甲は、避難所として利用する場合は、二次災害を防止するため東京都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査を行うものとする。
- 2 甲は、判定員が到着しない場合は、建築関係者により施設、設備等の安全確認を行うものとする。 (開設の通知)
- 第5条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。
- 2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所と して開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨通 知するものとする。

(避難所の管理)

- 第6条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。
- 2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

- 第8条 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。 (避難所解消への努力)
- 第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出すると ともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めなき事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成17年3月8日から平成18年3月31日までとする。ただし、 期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、 以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成17年3月8日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

(甲) 世田谷区長

東京都世田谷区粕谷三丁目8番1号

- (乙) 東京都立芦花高等学校長
- ※ 同内容の協定書を、下記の相手方とも平成20年5月19日付で締結している。
- ・相手方 東京都世田谷区成城九丁目 2 5 番 1 号 東京都立総合工科高等学校長
- ※ 同内容の協定書を、下記の相手方とも平成24年6月15日付で締結している。
- 相手方 東京都世田谷区岡本二丁目9番1号 東京都立世田谷総合高等学校

#### [資料協定第 126]

# 避難所施設利用に関する協定書

世田谷区を甲とし、筑波大学を乙として、甲乙の間において、避難所としての施設利用に関する協 定を次のように締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な 事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知 するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所に避難所を 開設することができる。

(開設の通知)

- 第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。
- 2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難 所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知 するものとする。

(避難所の管理)

- 第5条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。
- 2 避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、平成 12 年 2 月 15 日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお 1 年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成 12 年 2 月 15 日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

茨城県つくば市天王台一丁目1番1号

乙 筑波大学

代表者 筑波大学長

#### 〔資料協定第 127〕

## 避難所施設利用に関する協定書

世田谷区を甲とし、東京学芸大学を乙として、甲乙の間において、次の条項により、避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲と乙の間において乙が管理し、東京学芸大学教育学部附属世田谷小学校、同 附属世田谷中学校、同附属高等学校の各校長 (以下「各附属学校長」という。) に補助執行させる施 設の一部を、甲が避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、各附属学校長の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲は、地域の 区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、各附属学校長の指定した場所に避難所を開設することができる。

(開設の通知)

- 第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に各附属学校長に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。
- 2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、各附属学校長の承認した 施設を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、各附属学校長に 対し開設した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

- 第5条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。
- 2 避難所の管理運営について、各附属学校長は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、各附属学校長に対し使用期間延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、各附属学校長が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、各附属学校長の管理する施設に開設した避難所を終了させる場合は、各附属学校長に 避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、各附属学校長の確認を受けた後、 各附属学校長に引き渡すものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙で協議の上、定め

るものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、平成 12 年 2 月 15 日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお 1 年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する ものとする。

平成 12 年 2 月 15 日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都小金井市貫井北町四丁目1番1号

乙 東京学芸大学

代表者 東京学芸大学長

#### 〔資料協定第 128〕

## 避難所施設利用に関する協定書

世田谷区を甲とし、東京都市大学を乙として、甲・乙の間において、次の条項により、避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲と乙の間において乙が管理する施設の一部を、甲が避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙が管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

(開設の通知)

- 第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。
- 2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所 として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知する ものとする。

(避難所の管理)

- 第5条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。
- 2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する 必要がある場合は、甲は、乙に対し使用期間延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設に開設した避難所を終了させる場合は、乙に避難所使用終了届を提出 するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙で協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成12年12月20日から平成13年3月31日までとする。た

だし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成12年12月20日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区玉堤一丁目28番1号 乙 東京都市大学 代表者 東京都市大学長

※ 武蔵工業大学が東京都市大学に名称変更した。

## [資料協定第129]

## 避難所施設利用に関する協定

世田谷区を甲とし、学校法人世田谷学園を乙として、甲乙の間において、避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な 事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知 するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所に避難所を 開設することができる。

(開設の通知)

- 第4条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、避難所の開設に緊急を要するときは、甲は、事前に乙にその旨の通知 をすることなく、避難所を開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し 開設した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

- 第5条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。
- 2 避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

(相互協力)

第6条 この協定の実施に当たり、乙と世田谷区立三宿小学校は相互に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙の教職員等が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62 条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかった とき又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となっ たときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区 条例第24号)の規定に基づきその損害を補償するものとする。

(開設期間)

第9条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第 10 条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

### (避難所の終了)

第 11 条 甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

## (協議)

第 12 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

### (有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成18年3月22日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する ものとする。

平成18年3月22日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区三宿一丁目16番31号

乙 学校法人世田谷学園

代表者 理 事 長

#### [資料協定第130]

## 避難所施設利用に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)と学校法人 成徳学園 下北沢成徳高等学校(以下「乙」という。)とは、世田谷区内に災害が発生した場合の避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な 事項を定める。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知 するために必要な措置を講ずるものとする。

#### (避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所に避難所を 開設することができる。

### (開設の通知)

- 第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。
- 2 甲は、避難所の開設に当たって緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

## (避難所の管理)

- 第5条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

#### (費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

#### (損害補償)

第7条 乙の教職員等が、甲の要請に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条第 1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は 障害を有する状態になったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例 (昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定によりその損害を補償するものとする。

#### (開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用許可延長の申請をするものとする。

### (避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

#### (避難所の終了)

第 10 条 甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(実施細目)

第 11 条 この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目について定めるものとする。

(協議)

第 12 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成18年3月22日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する ものとする。

平成18年3月22日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区 代表者 世田谷区長

東京都世田谷区代田六丁目12番39号 乙 学校法人 成徳学園 下北沢成徳高等学校 代表者 校長

※ 同内容の協定書を、下記の相手方とも平成18年3月22日付で締結している。

甲

- ・相手方 東京都世田谷区北烏山八丁目19番1号 学校法人 二階堂学園 (日本女子体育大学付属二階堂高等学校) 代表者 理事長
- ・相手方 東京都世田谷区松原二丁目17番34号 日本学園中学校・高等学校 代表者 理事長
- ・相手方 東京都世田谷区桜上水三丁目24番22号 日本大学櫻丘高等学校 代表者 学校長

- ・相手方 東京都世田谷区北沢一丁目16番10号 学校法人 松蔭学園 代表者
- ※ 同内容の協定書を、下記の相手方とも平成18年4月1日付で締結している。
  - ・相手方 東京都世田谷区代沢一丁目23番8号 学校法人 駒場学園 代表者 理事長
- ※ 同内容の協定書を、下記の相手方とも平成23年12月12日付で締結している。
  - ・相手方 東京都世田谷区船橋7丁目22番1号 学校法人大東学園 代表者 理事長
- ※ 同内容の協定書を、下記の相手方とも平成24年12月14日付で締結している。
  - ・相手方 東京都世田谷区東玉川二丁目21番8号 学校法人調布学園 代表者 理事長
- ※ 同内容の協定書を、下記の相手方とも平成27年3月30日付で締結している。
  - ・相手方 東京都世田谷区上用賀一丁目17番12号 駒澤大学高等学校 代表者 学校長

#### 〔資料協定第 131〕

# 避難所施設利用に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)と専修学校 日本菓子専門学校(以下「乙」という。)とは、世田谷区内に災害が発生した場合の避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知 するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の準備が整った段階において、乙の指定する施設に避難所を開設することができる。

(開設の通知)

- 第4条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、避難所の開設に緊急を要するときは、甲は、事前に乙にその旨の通知を することなく、避難所を開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設 した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

- 第5条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(損害補償)

第7条 乙の教職員等が、甲の要請に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条 第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又 は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害を有する状態になっ たときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区 条例第24号)の規定によりその損害を補償するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要があるときは、甲は、乙に対し使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

- 第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。 (実施細目)
- 第11条 この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目について定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する ものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも有効期間の延長をしない旨の書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1 通を保管する。

平成27年10月23日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

東京都世田谷区上野毛二丁目24番21号

乙 専修学校 日本菓子専門学校 代表者 校長

#### 〔資料協定第 132〕

# 避難所施設利用に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)と学校法人聖マリア学園セント・メリーズ・インターナショナル・スクール(以下「乙」という。)とは、世田谷区内に災害が発生した場合の避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

(趣旨)

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な 事項を定める。

(避難所として利用することができる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用することができる施設の範囲を、地域の 区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所 に避難所を開設することができる。

(開設の通知)

- 第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。
- 2 甲は、避難所の開設に当たって緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

- 第5条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(損害補償)

第7条 乙の教職員等が、甲の要請に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条第 1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は 障害を有する状態になったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例 (昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定によりその損害を補償するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用に係る許可の延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終

了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。 (実施細目)

- 第11条 この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目に定めるものとする。 (協議)
- 第12条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成19年10月26日から平成20年3月31日までとする。 ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有する ものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する ものとする。

平成19年10月26日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区瀬田一丁目6番19号

乙 学校法人 聖マリア学園セント・メリーズ・インターナショナル・スクール代表者 学院長

#### 〔資料協定第 133〕

# 障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書

世田谷区を甲とし、東京都立光明養護学校長を乙とし、甲乙の間において、避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、障害者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所利用対象者等)

第2条 乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、介護を要する障害者等とする。 この場合、甲は、介護者(家族等を含む。)を配置する。

(避難所として利用できる施設の周知)

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に 周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第4条 甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所に 避難所を開設することができる。

(開設の通知)

- 第5条 甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。
- 2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を 避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ速やかに、乙に対し開設 した旨通知するものとする。

(避難所の管理)

- 第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解 消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第 10 条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出 するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。 (協議)

第 11 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、 定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定書の有効期間は、平成 11 年 11 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。 ただし、期間満了の 1 月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお 1 年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成 11 年 11 月 1 日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号世田谷区 代表者 世田谷区長

東京都世田谷区松原六丁目 38 番 27 号 乙 東京都立光明養護学校長

- ※ 同内容の協定書を下記の都立学校とも平成11年11月1日付で締結している。
- ・相手方 東京都世田谷区池尻一丁目1番4号 東京都立青鳥養護学校長
- ・相手方 東京都世田谷区北烏山四丁目37番1号 東京都立久我山盲学校長

甲

- ※ 東京都立光明養護学校は東京都立光明特別支援学校に、東京都立青鳥養護学校は東京都立青 鳥特別支援学校に名称変更した。なお、光明特別支援学校とは平成25年5月31日付で協定を 再締結した。
- ※ 東京都立久我山盲学校は東京都立久我山青光学園に名称変更し、平成 22 年 4 月 1 日付で協 定を再締結した。
- ※ 東京都立光明特別支援学校は東京都立光明学園に名称変更し、令和2年9月1日付で協定を 再締結した。また、青鳥特別支援学校とは令和2年9月1日付で協定を再締結した。

#### 〔資料協定第 134〕

## 指定緊急避難場所等施設利用に関する協定書

世田谷区を「甲」、東京都立園芸高等学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり指定緊急避難場所または予備避難所(以下「指定緊急避難場所等」という。)としての施設利用に関する協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、災害が発生した場合(発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。)において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第49条の4第1項の規定に基づく指定緊急避難場所、またはこの協定書に基づく予備避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (対象とする災害の種別)

第2条 指定緊急避難場所が対象とする災害は洪水及び内水氾濫とする。また、予備避難所が対象とする災害は震災とする。

#### (使用範囲)

第3条 甲が、乙の管理する施設のうち指定緊急避難場所等として利用できる施設(以下「本件施設」 という。)の範囲は別表のとおりとする。

#### (目的外使用の禁止)

第4条 甲は、本件施設を第1条に定める目的以外には使用しないものとする。

#### (指定緊急避難場所等施設として利用できる施設の周知)

第5条 甲は、本件施設の範囲を、第2条に定める災害の種別ごとに、地域住民に周知するよう必要な 措置を講ずるものとする。

## (情報の交換)

- 第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時 に備えるものとする。
- 2 乙は、本件施設について、指定緊急避難場所等としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は、本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

#### (連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

## (指定緊急避難場所等の開設)

第8条 甲は、災害時において、指定緊急避難場所等として利用する必要が生じた場合、乙の指定した

場所を指定緊急避難場所等として開設することができるものとする。

2 甲及び乙は、指定緊急避難場所等を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

#### (開設の通知)

- 第9条 甲は、第8条に基づき指定緊急避難場所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。
- 2 甲は、指定緊急避難場所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した 施設を指定緊急避難場所等として開設することができるものとする。この場合において、開設後速や かに、甲は乙に対し指定緊急避難場所等を開設した旨通知するものとする。

### (指定緊急避難場所等の管理)

- 第10条 災害時における、指定緊急避難場所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 指定緊急避難場所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。
- 3 指定緊急避難場所等を閉鎖する場合、甲は、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

#### (使用時の注意事項)

- 第 11 条 甲は、指定緊急避難場所等として本件施設を使用する者に対し、第 3 条の使用範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。
- 2 乙は、本件施設に地域住民等が避難したときに発生した事故に対する責任は一切負わないものとする。

#### (費用負担)

- 第12条 本件施設の指定緊急避難場所等としての使用料は無償とする。
- 2 指定緊急避難場所等の管理運営に係る費用及び避難者によって指定緊急避難場所等に生じた損害 は、甲が負担するものとする。

### (開設期間)

第 13 条 予備避難所の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内、指定緊急避難場所の開設期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用許可期限延長の申請をするものとする。

### (指定緊急避難場所等解消への努力)

第 14 条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該指定緊急避難場 所等の早期解消に努めるものとする。

#### (指定緊急避難場所等の終了)

第 15 条 甲は、災害の危険がなくなった場合、又は、避難者を自宅等へ誘導した場合など、本件施設の 指定緊急避難場所等としての利用を終了する際は、乙に指定緊急避難場所等使用終了届を提出すると ともに、本件施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

### (情報の不開示)

- 第16条 甲は、本協定で知り得た本件施設の警備に関する情報を、第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、第三者に提供してはならない。

## (協議事項)

第 17 条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

#### (有効期間)

- 第18条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。
- 2 前項の期間満了の日から3か月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら申し出がないときは、本協 定は期間満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

## (既存協定の廃止)

- 第19条 既存協定「避難施設利用に関する協定書(平成11年11月1日付締結)」は、本協定締結後に 廃止する。
  - この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年10月12日

- 甲 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区長 保 坂 展 人
- 乙 東京都世田谷区深沢五丁目38番1号 東京都立園芸高等学校

校 長 並 川 直 人

# 別表

部屋の名称	使用床面積	収容人数
体育館	1,331 m²	おおよそ 806 名
武道場	626 m²	おおよそ 379 名

### 〔資料協定第 135〕

## 避難所の開設に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)と佼成学園女子中学高等学校(以下「乙」という。)は、世田谷区内において災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が避難所を開設することに関し、次の条項により協定を締結する。

(開設)

- 第1条 甲は世田谷区内において災害が発生した場合において、必要に応じて乙の施設の一部に避難所 を開設することができるものとする。
- 2 前項の施設及び避難所を開設する位置は、乙の代表者があらかじめ指定するものとする。 (管理運営)
- 第2条 前条の避難所(以下単に「避難所」という。)の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、可能な限り避難所の管理運営に協力するものとする。

(受け入れる者)

- 第3条 甲が避難所に受け入れる者は、次に掲げるものとする。
- (1) 世田谷区内に在住する妊産婦及びその家族
- (2) 世田谷区内に在住する乳幼児及びその家族
- (3) 前2号に掲げる者のほか、甲が受入れを特に必要と認める者

(開設期間)

- 第4条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、7日を超えて避難所を管理運営する必要があるときは、乙の代表 者の承諾を得て避難所の管理運営を継続することができるものとする。
- 3 甲は前項の規定により避難所の管理運営を継続するときは、避難所を早期に閉鎖するよう努め、乙の教育活動の再開に配慮しなければならない。

(費用の負担)

第5条 避難所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

(開設の通知)

- 第6条 甲は、避難所を開設するときは、あらかじめ乙の代表者に書面又は口頭で通知するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要するときは、同項の規定による通知をすることなく避難

所を開設することができる。この場合において、甲は、避難所を開設した旨を速やかに乙の代表者に 通知しなければならない。

(原状回復等)

第7条 甲は、避難所を閉鎖したときは、避難所使用終了届を乙の代表者に提出し、避難所を開設した 乙の施設を速やかに原状に復して乙の代表者の確認を受けなければならない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成26年2月12日から平成27年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙の代表者が協議の上、実施細目に定めるものとする。

(協議)

第 10 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙の代表者 が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を 保有する。

平成26年2月12日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区給田二丁目1番1号

乙 佼成学園女子中学高等学校

代表者 学校長

### [資料協定第 136]

# 避難所の開設に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)と目黒星美学園中学高等学校(以下「乙」という。)とは、世田谷区 内において災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が避難所を開設することに関し、次の条 項により協定を締結する。

(開設)

第1条 甲は、世田谷区内において災害が発生した場合において、必要に応じて乙のラウラメモリアル ホールに避難所を開設することができるものとする。

(管理運営)

- 第2条 前条の避難所(以下単に「避難所」という。)の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、可能な限り避難所の管理運営に協力するものとする。

(受け入れる者)

- 第3条 甲が避難所に受け入れる者は、次に掲げる者とする。
- (1) 世田谷区内に在住する妊産婦及びその家族
- (2) 世田谷区内に在住する乳幼児及びその家族
- (3) 独立行政法人国立成育医療研究センター(世田谷区大蔵二丁目10番1号)の医師等から受入要 請のあった妊産婦及びその家族又は乳幼児及びその家族
- (4) 前3号に掲げる者のほか、甲が受入れを特に必要と認める者

(開設期間)

- 第4条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、7日を超えて避難所を管理運営する必要があるときは、乙の代表 者の承諾を得て避難所の管理運営を継続することができるものとする。
- 3 甲は、前項の規定により避難所の管理運営を継続するときは、避難所を早期に閉鎖するよう努め、 乙の教育活動の再開に配慮しなければならない。

(費用の負担)

第5条 避難所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

(開設の通知)

- 第6条 甲は、避難所を開設するときは、あらかじめ乙の代表者に書面又は口頭で通知するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要するときは、同項の規定による通知をすることなく避難 所を開設することができる。この場合において、甲は、避難所を開設した旨を速やかに乙の代表者に 通知しなければならない。

(原状回復等)

第7条 甲は、避難所を閉鎖したときは、避難所使用終了届を乙の代表者に提出し、避難所を開設した ラウラメモリアルホールを速やかに原状に復して乙の代表者の確認を受けなければならない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成26年10月23日から平成27年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙の代表者が協議の上、実施細目に定めるものとする。

(協議)

第 10 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙の代表者 が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を 保有する。

平成26年10月23日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区大蔵二丁目8番1号

乙 目黒星美学園中学高等学校

代表者 学校長

※令和5年4月1日 協定一部改訂

目黒星美学園中学高等学校が共学化のため、サレジアン国際学園世田谷中学高等学校に名称を変更

### 〔資料協定第 137〕

# 避難所の開設に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)と玉川聖学院中等部・高等部(以下「乙」という。)とは、世田谷区内において災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が避難所を開設することに関し、次の条項により協定を締結する。

(開設)

第1条 甲は、世田谷区内において災害が発生した場合において、状況に応じて乙が指定する場所に 福祉避難所(母子)を開設することができる。

(管理運営)

- 第2条 前条の避難所(以下単に「避難所」という。)の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、可能な限り避難所の管理運営に協力するものとする。 (受け入れる者)
- 第3条 甲が避難所に受け入れる者は、次に掲げる者とする。
  - (1) 世田谷区内に在住する妊産婦及びその家族
  - (2) 世田谷区内に在住する乳幼児及びその家族
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、甲が受入れを特に必要と認める者 (開設期間)
- 第4条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、7日を超えて避難所を管理運営する必要があるときは、乙の 代表者の承諾を得て避難所の管理運営を継続することができるものとする。
- 3 甲は、前項の規定により避難所の管理運営を継続するときは、避難所を早期に閉鎖するよう努め、乙の教育活動の再開に配慮しなければならない。

(費用の負担)

第5条 避難所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

(開設の通知)

第6条 甲は、避難所を開設するときは、あらかじめ乙の代表者に書面又は口頭で通知するものとする。

(原状回復等)

第7条 甲は、避難所を閉鎖したときは、避難所使用終了届を乙の代表者に提出し、避難所を開設した場所を速やかに原状に復して乙の代表者の確認を受けなければならない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間 効力を有するものとし、以後同様とする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙の代表者が協議の上、実施細目に定めるものとする。

(協議)

第 10 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙の代表者が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1 通を保有する。

平成31年3月27日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂 展人

東京都世田谷区奥沢七丁目 11番 22号

乙 玉川聖学院中等部·高等部

代表者 中高等部長 櫛田 真実

#### [資料協定第 138]

# 災害時における協力等に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)、社会福祉法人世田谷ボランティア協会(以下「乙」という。)及び日本体育大学(以下「丙」という。)は、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合において甲又は乙が行う被災者 支援に対して丙が行う協力等について定めるものとする。

(内容)

- 第2条 丙は、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる施設及びその附帯設備を無償で甲又は乙に 使用させるものとする。
  - (1) スポーツ棟2階メインアリーナ2
  - (2) スポーツ棟1階エントランス、小体育館7及び8
  - (3) スポーツ棟1階スポーツトレーニングセンター
- (4) スポーツ棟地下1階中体育館3
- (5) バス等車両駐車スペース
- 2 甲又は乙は、前項各号に掲げる施設及びその附帯設備を支援物資の集積場所又はボランティア活動 の拠点として使用するものとする。
- 3 第1項の規定は、次に掲げる場合は適用しないものとする。
- (1) 丙がその教職員、学生等の避難等で使用する場合
- (2) 第1項各号に掲げる施設が改修中又は改築中である場合
- (3) 第1項各号に掲げる施設が倒壊するおそれがある場合

(期間)

- 第3条 丙が前条第1項各号に掲げる施設及びその附帯設備を甲又は乙に使用させる期間は、同項の要請があった日から2週間とする。
- 2 前項の期間は、災害の状況に応じ、甲、乙及び丙が協議して延長することができるものとする。 (要請の方法)
- 第4条 第2条第1項の要請は、書面を送付する方法により行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項の要請は、緊急を要するときに限り、口頭その他の方法により行うことができる。この場合においては、事後速やかに同項の書面を送付するものとする。

(原状回復)

第5条 甲又は乙は、第2条第1項各号に掲げる施設及びその附帯設備の使用を終了したときは、同号 に掲げる施設及びその附帯設備を速やかに原状に復し、使用終了届を丙の代表者に提出し、丙の代表 者の確認を受けなければならない。

(経費の負担)

第6条 この協定を施行するために要する経費は、法令等に定めがある場合を除き、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(平常時の連携)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に施行するため、平常時において次の各号に掲げる事項につ

いて連携を図るものとする。

- (1) 災害発生時における甲、乙及び丙間の協力のあり方に関する研究
- (2) 連絡会の開催
- (3) 教職員、学生等に対する防災に係る啓発
- (4)前3号に掲げるもののほか、この協定の円滑な施行に資すること。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の1箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(細則)

第9条 この協定の施行に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定める。

(協議)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙が協議して決するものとする。

甲、乙及び丙は、この協定の成立を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自 その1通を保管する。

平成27年3月31日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区下馬二丁目20番14号

乙 社会福祉法人世田谷ボランティア協会

代表者 理 事 長

東京都世田谷区深沢七丁目1番1号

丙 日本体育大学 学 長

### [資料協定第 139]

# 学校法人東邦大学と世田谷区の連携・協力に関する協定書

学校法人東邦大学(以下「甲」という。)と世田谷区(以下「乙」という。)は、これまで醸成してきた連携・協力関係をさらに発展させ、それぞれの社会的な役割を尊重し、双方向の連携をもって、安心して暮らせる地域社会を築くため、ここに協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害対策、医療・保健福祉の分野を中心に、甲と乙それぞれの特性を生かして連携・協力することで、ともに支え合い、安心して暮らせるまちの形成を目的とする。

(連携・協力事項)

- 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。
  - (1) 災害対策に関する事項
  - (2) 医療・保健福祉に関する事項
  - (3) その他甲と乙が必要と認める事項

(協力方法等)

第3条 第2条に掲げる連携・協力事項の具体的実施に当たっては、甲と乙の担当部局との協議の上、協力方法、成果の利用及び費用負担等について定めるものとする。

(協定書の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1 箇月前までに、甲乙いずれからも有効期間の延長をしない旨の書面による申し出がないときは、有効 期間は、同一の内容で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲と乙との間で協議するものと する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保管する。

平成29年1月28日

東京都大田区大森西五丁目21番16号 甲 学校法人東邦大学 代表者 理 事 長 炭山 嘉伸

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

乙 世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂 展人

### 〔資料協定第 140〕

# 災害時における協力等に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)、社会福祉法人世田谷ボランティア協会(以下[乙]という。)及び学校法人国士舘(以下「丙」という。)は、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合において甲又は乙が行う被 災者支援に対して丙が行う協力等について定めるものとする。

(内容)

- 第2条 丙は、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる施設及びその附帯設備を無償で甲又は 乙に使用させるものとする。
  - (1) 34号館(サンクンガーデン)
- (2) 34号館学生食堂(地下)
- 2 甲又は乙は、前項各号に掲げる施設及びその附帯施設を支援物資の集積場所又はボランティア 活動の拠点として使用するものとする。
- 3 第1項の規定は、次に掲げる場合は適用しないものとする。
- (1) 丙がその教職員、学生等の避難等で使用する場合
- (2) 第1項各号に掲げる施設が改修中又は改築中である場合
- (3) 第1項各号に掲げる施設が倒壊するおそれがある場合

(期間)

- 第3条 丙が前条第1項各号に掲げる施設及びその附帯設備を甲又は乙に使用させる期間は、同項 の要請があった日から2週間とする。
- 2 前項の期間は、災害の状況に応じ、甲、乙及び丙が協議して延長することができるものとする。 (要請の方法)
- 第4条 第2条第1項の要請は、書面を送付する方法により行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項の要請は、緊急を要するときに限り、口頭その他の方法により行うことができる。この場合においては、事後速やかに同項の書面を送付するものとする。

(原状回復)

第5条 甲又は乙は、第2条第1項各号に掲げる施設及びその附帯設備の使用を終了したときは、同号に掲げる施設及びその附帯設備を速やかに原状に復し、使用終了届を丙の代表者に提出し、 丙の代表者の確認を受けなければならない。

(経費の負担)

第6条 この協定を施行するために要する経費は、法令等に定めがある場合を除き、甲、乙及び丙 が協議して定めるものとする。

(平常時の連携)

- 第7条 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に施行するため、平常時において次の各号に掲げる事項 について連携を図るものとする。
  - (1) 災害発生時における甲、乙及び丙間の協力のあり方に関する研究
  - (2) 連絡会の開催

- (3) 教職員、学生等に対する防災に係る啓発
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この協定の円滑な施行に資すること

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の1 箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の条 項でその有効期間を一年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(細則)

第9条 この協定の施行に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定める。

(協議)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙が協議して決するものとする。

甲、乙及び丙は、この協定の成立を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成28年7月26日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区下馬二丁目 2 0 番 1 4 号 乙 社会福祉法人 世田谷ボランティア協会 代表者 理事長

東京都世田谷区世田谷四丁目 2 8 番 1 号 丙 学校法人 国士舘 代表者 理事長

# 〔資料協定第 141〕

# 災害時における協力等に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)、社会福祉法人世田谷ボランティア協会(以下[乙]という。)及び学校法人昭和女子大学(以下「丙」という。)は、次の条件により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合において甲又は乙が行う被 災者支援に対して丙が行う協力等について定めるものとする。

(内容)

- 第2条 丙は、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる施設及びその附帯設備を無償で甲又は 乙に使用させるものとする。
  - (1) 新体育館1階西側通路
  - (2) 新体育館アリーナの一部およびギャラリー
  - (3) 新体育館内同窓会研修室
  - (4) テニスコート (新体育館裏手)
- (5) バス等車両臨時駐車スペース
- 2 甲又は乙は、前項各号に掲げる施設及びその附帯施設を支援物資の集積場所又はボランティア 活動の拠点として使用するものとする。
- 3 第1項の規定は、次に掲げる場合は適用しないものとする。
- (1) 丙がその教職員、学生等の避難等で使用する場合
- (2) 第1項各号に掲げる施設が改修中又は改築中である場合
- (3) 第1項各号に掲げる施設が倒壊するおそれがある場合

(期間)

- 第3条 丙が前条第1項各号に掲げる施設及びその附帯設備を甲又は乙に使用させる期間は、同項 の要請があった日から2週間とする。
- 2 前項の期間は、災害の状況に応じ、甲、乙及び丙が協議して延長することができるものとする。 (要請の方法)
- 第4条 第2条第1項の要請は、書面を送付する方法により行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項の要請は、緊急を要するときに限り、口頭その他の方法により行うことができる。この場合においては、事後速やかに同項の書面を送付するものとする。

(原状回復)

第5条 甲又は乙は、第2条第1項各号に掲げる施設及びその附帯設備の使用を終了したときは、同号に掲げる施設及びその附帯設備を速やかに原状に復し、使用終了届を丙の代表者に提出し、丙の代表者の確認を受けなければならない。

(経費の負担)

第6条 この協定を施行するために要する経費は、法令等に定めがある場合を除き、甲、乙及び丙 が協議して定めるものとする。

(平常時の連携)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に施行するため、平常時において次の各号に掲げる事項

について連携を図るものとする。

- (1) 災害発生時における甲、乙及び丙間の協力のあり方に関する研究
- (2) 連絡会の開催
- (3) 教職員、学生等に対する防災に係る啓発
- (4)  $1 \sim 3$  号に掲げるもののほか、この協定の円滑な施行に資すること。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の1 箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の 条項でその有効期間を一年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(細則)

第9条 この協定の施行に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定める。

(協議)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙が協議して決するものと する。

甲、乙及び丙は、この協定の成立を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、 各自その1通を保管する。

平成28年7月29日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区下馬二丁目 2 0 番 1 4 号 乙 社会福祉法人世田谷ボランティア協会 代表者 理 事 長

東京都世田谷区太子堂一丁目7番57号 丙 学校法人 昭和女子大学

代表者 理 事 長

#### 〔資料協定第142〕

# 災害時における協力等に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)、社会福祉法人世田谷ボランティア協会(以下「乙」という。)及び学校法人 二階堂学園 日本女子体育大学(以下「丙」という。)は、次の条件により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合において甲又は乙が行う被災者支援に対して丙が行う協力等について定めるものとする。

(内容)

- 第2条 丙は、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる施設及びその附帯設備を無償で甲又は乙に使用させるものとする。
  - (1) 大学総合体育館1階入口外側広場
  - (2) 大学総合体育館前グリーン広場南側一部
  - (3) 北館・Nゼミ室
- 2 甲又は乙は、前項各号に掲げる施設及びその附帯設備を支援物資の集積場所又はボランティア活動の拠点と して使用するものとする。
- 3 第1項の規定は、次に掲げる場合は適用しないものとする。
  - (1) 丙がその教職員、学生等の避難等で使用する場合
  - (2) 第1項各号に掲げる施設が改修中又は改築中である場合
  - (3) 第1項各号に掲げる施設が倒壊するおそれがある場合

(期間)

- 第3条 丙が前条第1項各号に掲げる施設及びその附帯設備を甲又は乙に使用させる期間は、同項の要請があった日から2週間とする。
- 2 前項の期間は、災害の状況に応じ、甲、乙及び丙が協議して延長することができるものとする。 (要請の方法)
- 第4条 第2条第1項の要請は、書面を送付する方法により行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項の要請は、緊急を要するときに限り、口頭その他の方法により行う ことができる。この場合においては、事後速やかに同項の書面を送付するものとする。

(原状回復)

第5条 甲又は乙は、第2条第1項各号に掲げる施設及びその附帯設備の使用を終了したときは、同号に掲げる 施設及びその附帯設備を速やかに原状に復し、使用終了届を丙の代表者に提出し、丙の代表者の確認を受けな ければならない。

(経費の負担)

第6条 この協定を施行するために要する経費は、法令等に定めがある場合を除き、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(平常時の連携)

- 第7条 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に施行するため、平常時において次の各号に掲げる事項について連携を図るものとする。
  - (1) 災害発生時における甲、乙及び丙間の協力のあり方に関する研究
  - (2) 連絡会の開催

- (3) 教職員、学生等に対する防災に係る啓発
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この協定の円滑な施行に資すること。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の1箇月前までに、 甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を1年間 延長されるものとし、その後においても同様とする。

(細則)

第9条 この協定の施行に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定める。

(協議)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙が協議して決するものとする。

甲、乙及び丙は、この協定の成立を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通 を保管する。

平成29年6月23日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区下馬二丁目20番14号 乙 社会福祉法人世田谷ボランティア協会 代表者 理事長

東京都世田谷区北烏山八丁目19番1号

丙 学校法人二階堂学園 代表者 理事長

### [資料協定第 143]

# 災害時における協力等に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)、社会福祉法人世田谷ボランティア協会(以下[乙]という。)及び日本大学商学部(以下「丙」という。)は、次の条件により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合において甲又は乙が行う被 災者支援に対して丙が行う協力等について定めるものとする。

(内容)

- 第2条 丙は、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる施設及びその附帯設備を無償で甲又は 乙に使用させるものとする。
  - (1) ガレリア (1号館・2号館 建物間通路)
  - (2) 100周年記念体育館地下1階アリーナの一部
  - (3) 100周年記念体育館地下1階多目的室②
  - (4) 1号館1階サイバースペース・コスモス
- (5) 2号館1階中央ラウンジ
- (6) バス等車両臨時駐車スペース
- 2 甲又は乙は、前項各号に掲げる施設及びその附帯施設を支援物資の集積場所又はボランティア 活動の拠点として使用するものとする。
- 3 第1項の規定は、次に掲げる場合は適用しないものとする。
  - (1) 丙がその教職員、学生等の避難等で使用する場合
- (2) 第1項各号に掲げる施設が改修中又は改築中である場合
- (3) 第1項各号に掲げる施設が倒壊するおそれがある場合

(期間)

- 第3条 丙が前条第1項各号に掲げる施設及びその附帯設備を甲又は乙に使用させ る期間は、同項の要請があった日から2週間とする。
- 2 前項の期間は、災害の状況に応じ、甲、乙及び丙が協議して延長することができるものとする。 (要請の方法)
- 第4条 第2条第1項の要請は、書面を送付する方法により行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項の要請は、緊急を要するときに限り、口頭その他の方法により行うことができる。この場合においては、事後速やかに同項の書面を送付するものとする。

(原状回復)

第5条 甲又は乙は、第2条第1項各号に掲げる施設及びその附帯設備の使用を終了したときは、同号に掲げる施設及びその附帯設備を速やかに現状に復し、使用終了届を丙の代表者に提出し、丙の代表者の確認を受けなければならない。

(経費の負担)

第6条 この協定を施行するために要する経費は、法令等に定めがある場合を除き、甲、乙及び丙 が協議して定めるものとする。

(平常時の連携)

- 第7条 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に施行するため、平常時において次の各号に掲げる事項 について連携を図るものとする。
- (1) 災害発生時における甲、乙及び丙間の協力のあり方に関する研究
- (2) 連絡会の開催
- (3) 教職員、学生等に対する防災に係る啓発
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この協定の円滑な施行に資すること。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の1 箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の 条項でその有効期間を一年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(細則)

第9条 この協定の施行に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定める。

(協議)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙が協議して決するものとする。

甲、乙及び丙は、この協定の成立を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、 各自その1通を保管する。

平成29年7月14日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区下馬二丁目20番14号 乙 社会福祉法人世田谷ボランティア協会

代表者 理 事 長

東京都世田谷区砧五丁目2番1号

丙 日本大学商学部

代表者 商学部長

#### 〔資料協定第 144〕

## 災害時における協力態勢に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)及び東京都立園芸高等学校(以下「乙」という。)は、地震その他の 災害時における協力態勢に関し、次の条項により協定を締結する。

### (駐車場用地の提供)

- 第1条 乙の代表者は、災害の発生時における甲の要請に応じ、乙の敷地の一部を駐車場として使用することを承諾するものとする。
- 2 前項の駐車場として使用する乙の敷地の範囲は、乙の代表者が定めるものとする。

(駐車場の使用)

- 第2条 前条の駐車場は、災害応急対策又は災害復旧の業務に従事する者(次項において「従事者」という。)が運行する車両を駐車するために使用するものとする。
- 2 従事者の範囲並びに前項の車両の種類及び台数は、あらかじめ甲及び乙の代表者が協議して定める ものとする。

(要請の方法)

- 第3条 第1条第1項の要請の方法は、あらかじめ甲及び乙の代表者が協議して定めるものとする。 (看板等の設置)
- 第4条 甲は、第1条第1項の駐車場の付近に当該駐車場がこの協定に基づく駐車場である旨を表示する看板等を設置するものとする。
- 2 前項の看板等の規格、位置等は、あらかじめ甲及び乙の代表者が協議して定めるものとする。 (有効期間)
- 第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の 3箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様 とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙の代表者が協議 して定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通 を保有するものとする。

平成26年3月1日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都世田谷区深沢五丁目38番1号

乙 東京都立園芸高等学校

代表者 学校長 徳田安伸

### [資料協定第 145]

# 指定緊急避難場所等施設利用に関する協定書

世田谷区を「甲」、東京都立深沢高等学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり指定緊急避難場所または予備避難所(以下「指定緊急避難場所等」という。)としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、災害が発生した場合(発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。)において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第49条の4第1項の規定に基づく指定緊急避難場所、または世田谷区地域防災計画に基づく予備避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象とする災害の種別)

第2条 指定緊急避難場所が対象とする災害は洪水及び内水氾濫とする。また、予備避難所が対象とする災害は震災とする。

# (使用範囲)

第3条 甲が、乙の管理する施設のうち指定緊急避難場所等として利用できる施設(以下「本件施設」という。)の範囲は別表のとおりとする。

# (目的外使用の禁止)

第4条 甲は、本件施設を第1条に定める目的以外には使用しないものとする。

### (指定緊急避難場所等施設として利用できる施設の周知)

第5条 甲は、本件施設の範囲を、第2条に定める災害の種別ごとに、地域住民に周知するよう必要な 措置を講ずるものとする。

### (情報の交換)

- 第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時 に備えるものとする。
- 2 乙は、本件施設について、指定緊急避難場所等としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は、本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

#### (連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

# (指定緊急避難場所等の開設)

- 第8条 甲は、災害時において、指定緊急避難場所等として利用する必要が生じた場合、乙の指定した 場所を指定緊急避難場所等として開設することができるものとする。
- 2 甲及び乙は、指定緊急避難場所等を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

#### (開設の通知)

- 第9条 甲は、第8条に基づき指定緊急避難場所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。
- 2 甲は、指定緊急避難場所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した 施設を指定緊急避難場所等として開設することができるものとする。この場合において、開設後速や かに、甲は乙に対し指定緊急避難場所等を開設した旨通知するものとする。

### (指定緊急避難場所等の管理)

- 第10条 災害時における、指定緊急避難場所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 指定緊急避難場所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。
- 3 指定緊急避難場所等を閉鎖する場合、甲は、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

# (使用時の注意事項)

- 第 11 条 甲は、指定緊急避難場所等として本件施設を使用する者に対し、第 3 条の使用範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。
- 2 乙は、本件施設に地域住民等が避難したときに発生した事故に対する責任は一切負わないものとする。

#### (費用負担)

- 第12条 本件施設の指定緊急避難場所等としての使用料は無償とする。
- 2 指定緊急避難場所等の管理運営に係る費用及び避難者によって指定緊急避難場所等に生じた損害 は、甲が負担するものとする。

# (開設期間)

第 13 条 予備避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内、指定緊急避難場所の開設期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用許可期限延長の申請をするものとする。

#### (指定緊急避難場所等解消への努力)

第 14 条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該指定緊急避難場 所等の早期解消に努めるものとする。

### (指定緊急避難場所等の終了)

第15条 甲は、災害の危険がなくなった場合、又は、避難者を自宅等へ誘導した場合など、本件施設の 指定緊急避難場所等としての利用を終了する際は、乙に指定緊急避難場所等使用終了届を提出すると ともに、本件施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

#### (情報の不開示)

- 第16条 甲は、本協定で知り得た本件施設の警備に関する情報を、第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、第三者に提供してはならない。

# (一時滯在施設との関係)

第 17 条 本件施設は東京都の指定する一時滞在施設であることから、その機能と指定緊急避難場所等 の機能とが重なるとき、甲は、東京都と協議を行うものとする。

# (協議事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

# (有効期間)

- 第19条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。
- 2 前項の期間満了の日から3か月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら申し出がないときは、本協 定は期間満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

# (既存協定の廃止)

第20条 既存協定「避難施設利用に関する協定書(平成11年11月1日付締結)」は、本協定締結後に 廃止する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

# 令和3年8月25日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保 坂 展 人

東京都世田谷区深沢七丁目3番14号

乙 東京都立深沢高等学校

代表者 校 長 大 里 洋

# 別表

部屋の名称	使用床面積	収容人数
体育館	826.20 m²	おおよそ 500 名
武道場	173.84 m²	おおよそ 105名
C棟会議室	$120.15~\mathrm{m}^2$	隔離場所用のため内数
C棟生徒相談室	28.00 m²	隔離場所用のため内数

# 〔資料協定第 146〕

災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)と学校法人国士舘(以下「乙」という。)は、世田谷区内において災害(台風等による風水害も含む。以下同じ。)及び新型インフルエンザ等感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月法律第114号)第6条第7項から第9項に規定する感染症をいう。以下同じ。)対応が発生した場合において、区民、区内在学在勤者等(以下「区民等」という。)の生命及び健康を確保するため、災害発生時及び新型インフルエンザ等感染症対応に関する協力に関し、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合及び新型インフルエンザ等感染症対応に際して、区民等の生命及び健康確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、乙に前条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ指定した甲乙双方の職員を通じて行うものとする。

(協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容に従い、可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りでない。

(協力内容)

- 第4条 前条の規定により乙が行う協力の内容は、次に掲げるものとする。
- 2 災害時対応
- (1) 医療機関等への傷病者等の搬送に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等感染症のまん延防止のために災害発生時に甲が独自で設置する患者及び濃厚接触者等専用避難所の運営協力等に関すること。
- 3 新型インフルエンザ等感染症対応
- (1) 体調が悪化した自宅で療養する新型インフルエンザ等感染症患者の対応に関すること。
- (2) 医療機関等への新型インフルエンザ等感染症患者の搬送に関すること。
- (3) 患者の急増に伴う保健所業務ひつ迫時の後方支援業務に関すること。
- 4 その他の協力要請事項

(協力期間)

第5条 前条第2項第2号に規定する協力期間は、原則として災害発生直後の2週間を目途として被災

者が自宅に帰宅又は甲が指定する医療機関等に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて協力する場合は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

2 前条第3項各号に規定する協力期間については、実施細目に定める。

(経費の負担)

- 第6条 甲の要請に基づき、乙が第4条に関する協力を行う際に要する次の経費は、甲が負担するもの とし、金額、請求方法については甲と協議することとする。
  - (1) 教職員、学生の派遣に要する経費
- (2) 携行した消耗品等を使用した場合の実費弁償
- (3) 第4条に関する協力に伴い使用した車両に係る費用(燃料費、車両の修理費等)
- (4) 第4条に関する協力に伴い負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の補償
- 2 乙は、第4条に関する協力終了後、前項に定める経費を甲に請求する。
- 3 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、請求の日から起算して30日以内に費用を 支払う。ただし、予算措置を必要とする場合は、その措置が講じられた後速やかに支払う。

(実施細目)

第7条 この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の 1箇月前までに甲乙いずれからも有効期間の延長をしない旨の書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後同様とする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1通を保有する。

令和4年1月7日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保 坂 展 人

東京都世田谷区世田谷四丁目28番1号

乙 学校法人国士舘

代表者 理 事 長 大 澤 英 雄

# 〔資料協定第 147〕

# 災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における 保健所との協力体制に関する協定実施細目

世田谷区(以下「甲」という。)と学校法人国士舘(以下「乙」という。)とは、「災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定」(以下、「協定」という。)第7条に規定する実施細目について、次の通り定める。

# (協力要請等)

- 第1条 協定第2条の規定による協力の要請は、甲が乙に対し、文書又は口頭で通知する方法による。
- 2 前項の通知は、世田谷区世田谷保健所長又は副所長の職にある者が、学校法人国士舘に対して行うものとする。

### (災害時対応)

- 第2条 協定第4条第2項に規定する協力の内容の細目は、次のとおりとする。
- 2 協定第4条第2項第1号について、乙は、甲の要請に応じて、乙が所有する車両により、医療救護所(災害拠点病院等に併設して設置される緊急医療救護所を含む。)等から医療機関への傷病者の搬送を行う。ただし、災害発生に伴う乙が所有する車両の故障及び道路の被害状況等により乙が所有する車両の使用が危険であると判断した場合は、利用できないものとする。
- 3 協定第4条第2項第2号について、乙は、甲の要請に応じて、甲が災害発生時に独自で設置する患者及び濃厚接触者等専用避難所(以下、「専用避難所」という。)の運営に関して、以下の協力を行うこととする。
- (1) 専用避難所への乙の教職員、学生の派遣
- (2) 体調悪化した避難者への対応
- (3) 専用避難所への避難対象者の乙の所有する車両による搬送
- (4) 専用避難所の開設・運営訓練への指導・助言

(新型インフルエンザ等感染症対応)

- 第3条 協定第4条第3項に規定する協力の内容の細目は、次のとおりとする。
- 2 協定第4条第3項第1号について、乙は、甲の要請に応じて、体調が悪化した自宅で療養する新型 インフルエンザ等感染症患者の救急要請等の対応を、日中は、保健所執務室において、夜間は、甲が 貸与した専用携帯電話を用いて、救急救命士がオンコールにて行う。

- 3 協定第4条第3項第2号について、乙は、甲の要請に応じて、乙が所有する車両により、医療機関 等へ新型インフルエンザ等感染症患者の搬送を行う。
- 4 協定第4条第3項第3号について、乙は、甲の要請に応じて、患者の急増に伴う保健所業務ひっ迫時に、乙の教職員、学生が保健所業務の後方支援を行う。

(協力期間)

- 第4条 協定第4条第3項各号に規定する協力期間については、新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月法律第114号)(以下、「感染症予防法」という。以下同じ。)第6条第7項第3号に規定する感染症をいう。)に係る対応について定めるものとし、他の感染症(感染症予防法第6条第7項第1号、第2号及び第4号に規定する感染症をいう。)に係る対応については甲及び乙が協議の上、別途定めるものとする。
- 2 協定第4条第3項第1号に規定する協力期間は、甲からの依頼書に基づいて、甲及び乙が協議のう え定める。
- 3 協定第4条第3項第2号及び第3号に規定する協力期間は、原則として新型コロナウイルス感染症の世田谷区新規感染者が1週間平均で50人超えた場合/東京都の確保病床使用率が40%を超えた場合に3週間を目途として前述の数値が継続して減少傾向となるまでの間とする。ただし、感染状況等によりこれを超えて協力する場合は、感染状況等により、甲及び乙が協議のうえ定める。

甲及び乙は、この実施細目の成立を証するため、本実施細目を2通作成し、甲乙記名押印の上、各 自その1通を保有する。

令和4年1月7日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保 坂 展 人

東京都世田谷区世田谷四丁目28番1号

乙 学校法人国士舘

代表者 理 事 長 大 澤 英 雄

# 〔資料協定第 148〕

# 災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)と日本体育大学(以下「乙」という。)は、世田谷区内において災害(台風等による風水害も含む。以下同じ。)及び新型インフルエンザ等感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月法律第114号)第6条第7項から第9項に規定する感染症をいう。以下同じ。)対応が発生した場合において、区民、区内在学在勤者等(以下「区民等」という。)の生命及び健康を確保するため、災害発生時及び新型インフルエンザ等感染症対応に関する協力に関し、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合及び新型インフルエンザ等感染 症対応に際して、区民等の生命及び健康確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な 事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、乙に前条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ指定した甲乙双方の職員を通じて行うものとする。

(協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容に従い、可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りでない。

(協力内容)

- 第4条 前条の規定により乙が行う協力の内容は、次に掲げるものとする。
- 2 災害時対応
- (1) 医療機関等への傷病者等の搬送に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等感染症のまん延防止のために災害発生時に甲が独自で設置する患者及び濃厚接触者等専用避難所の運営協力等に関すること。
- 3 新型インフルエンザ等感染症対応
- (1) 体調が悪化した自宅で療養する新型インフルエンザ等感染症患者の対応に関すること。
- (2) 医療機関等への新型インフルエンザ等感染症患者の搬送に関すること。
- (3) 患者の急増に伴う保健所業務ひつ迫時の後方支援業務に関すること。
- 4 その他の協力要請事項

(協力期間)

第5条 前条第2項第2号に規定する協力期間は、原則として災害発生直後の2週間を目途として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する医療機関等に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によ

- りこれを超えて協力する場合は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。
- 2 前条第3項各号に規定する協力期間については、実施細目に定める。

(経費の負担)

- 第6条 甲の要請に基づき、乙が第4条に関する協力を行う際に要する次の経費は、甲が負担するもの とし、金額、請求方法については甲と協議することとする。
  - (1) 教職員、学生の派遣に要する経費
- (2) 携行した消耗品等を使用した場合の実費弁償
- (3) 第4条に関する協力に伴い使用した車両に係る費用(燃料費、車両の修理費等)
- (4) 第4条に関する協力に伴い負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の補償
- 2 乙は、第4条に関する協力終了後、前項に定める経費を甲に請求する。
- 3 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、請求の日から起算して30日以内に費用を 支払う。ただし、予算措置を必要とする場合は、その措置が講じられた後速やかに支払う。

(実施細目)

第7条 この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の 1箇月前までに甲乙いずれからも有効期間の延長をしない旨の書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後同様とする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1通を保有する。

令和4年1月7日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都世田谷区深沢七丁目1番1号

乙 日本体育大学

代表者 学 長 石 井 隆 憲

### [資料協定第 149]

# 災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における 保健所との協力体制に関する協定実施細目

世田谷区(以下「甲」という。)と日本体育大学(以下「乙」という。)とは、「災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定」(以下、「協定」という。)第7条に規定する実施細目について、次の通り定める。

### (協力要請等)

- 第1条 協定第2条の規定による協力の要請は、甲が乙に対し、文書又は口頭で通知する方法による。
- 2 前項の通知は、世田谷区世田谷保健所長又は副所長の職にある者が、日本体育大学学長に対して行 うものとする。

(災害時対応)

- 第2条 協定第4条第2項に規定する協力の内容の細目は、次のとおりとする。
- 2 協定第4条第2項第1号について、乙は、甲の要請に応じて、乙が所有する車両により、医療救護所(災害拠点病院等に併設して設置される緊急医療救護所を含む。)等から医療機関への傷病者の搬送を行う。ただし、災害発生に伴う乙が所有する車両の故障及び道路の被害状況等により乙が所有する車両の使用が危険であると判断した場合は、利用できないものとする。
- 3 協定第4条第2項第2号について、乙は、甲の要請に応じて、甲が災害発生時に独自で設置する患者及び濃厚接触者等専用避難所(以下、「専用避難所」という。)の運営に関して、以下の協力を行うこととする。
- (1) 専用避難所への乙の教職員、学生の派遣
- (2) 体調悪化した避難者への対応
- (3) 専用避難所への避難対象者の乙の所有する車両による搬送
- (4) 専用避難所の開設・運営訓練への指導・助言

(新型インフルエンザ等感染症対応)

- 第3条 協定第4条第3項に規定する協力の内容の細目は、次のとおりとする。
- 2 協定第4条第3項第1号について、乙は、甲の要請に応じて、体調が悪化した自宅で療養する新型 インフルエンザ等感染症患者の救急要請等の対応を、日中は、保健所執務室において、夜間は、甲が 貸与した専用携帯電話を用いて、救急救命士がオンコールにて行う。
- 3 協定第4条第3項第2号について、乙は、甲の要請に応じて、乙が所有する車両により、医療機関

等へ新型インフルエンザ等感染症患者の搬送を行う。

4 協定第4条第3項第3号について、乙は、甲の要請に応じて、患者の急増に伴う保健所業務ひつ迫時に、乙の教職員、学生が保健所業務の後方支援を行う。

(協力期間)

- 第4条 協定第4条第3項各号に規定する協力期間については、新型コロナウイルス感染症(感染症の 予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月法律第114号)(以下、「感染症予防法」という。以下同じ。)第6条第7項第3号に規定する感染症をいう。)に係る対応について定めるものとし、他の感染症(感染症予防法第6条第7項第1号、第2号及び第4号に規定する感染症をいう。)に係る対応については甲及び乙が協議の上、別途定めるものとする。
- 2 協定第4条第3項第1号に規定する協力期間は、甲からの依頼書に基づいて、甲及び乙が協議のう え定める。
- 3 協定第4条第3項第2号及び第3号に規定する協力期間は、原則として新型コロナウイルス感染症の世田谷区新規感染者が1週間平均で50人超えた場合/東京都の確保病床使用率が40%を超えた場合に3週間を目途として前述の数値が継続して減少傾向となるまでの間とする。ただし、感染状況等によりこれを超えて協力する場合は、感染状況等により、甲及び乙が協議のうえ定める。

甲及び乙は、この実施細目の成立を証するため、本実施細目を2通作成し、甲乙記名押印の上、各 自その1通を保有する。

令和4年1月7日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保 坂 展 人

東京都世田谷区深沢七丁目1番1号

乙 日本体育大学

代表者 学 長 石 井 隆 憲

# [資料協定第 150]

# 災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定

世田谷区 (以下「甲」という。) と社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団(以下「乙」という。) は、 災害時における被災住民の避難に関し、次のとおり相互応援協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区の地域において、地震、水害、火災等による大災害が発生し、被災住民の避難が必要になった場合に、施設の提供、被災住民の避難、災害時用備蓄物資の提供、業務を遂行するための要員派遣等の相互応援を甲及び乙が行い、もって被災住民の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的とする。

#### (対象施設)

第2条 この協定の対象の施設は、乙が指定管理者として管理する「世田谷区立特別養護老人ホーム芦花ホーム」、「世田谷区立特別養護老人ホーム上北沢ホーム」及び「世田谷区立高齢者センター新樹苑」で、甲及び乙があらかじめ協議して決定した施設の部分とする。

### (対象被災住民)

第3条 この協定により受入れをする被災住民は、原則として介護の必要な高齢者及び心身障害者等とする。

# (応援の要請)

- 第4条 甲は、災害が発生した場合は乙に対し被災住民の受入れの要請をすることができる。
- 2 乙は、災害が発生した場合は甲に次の要請をすることができる。
  - (1) 食料品、生活物資等の備蓄物資の提供の要請
  - (2) 避難所運営に必要な物品の提供の要請
  - (3) 救援活動及び受入者の介護のための要員派遣の要請
- 3 甲及び乙は、その他災害対策上必要とする要請を相手方に行うことができる。

#### (責務)

第5条 甲及び乙は、前条の要請があった場合は、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。 (経費の負担)

第6条 甲の要請により、乙が実施する応援活動に要した経費については、甲が負担するものとし、 その経費の範囲及び額については甲乙協議して決定するものとする。

# (従事者の損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙の職員が、災害対策基本法 (昭和36年法律第223 号) 第62条第1項 に規定する応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例 (昭和41年7月世田谷区条例第24号) の規定によりその損害を補償するものとする。

### (有効期間)

- 第8条 この協定の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。
- 2 期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間

を延長するものとし、以後この例による。

- 3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。 (この協定に定めのない事項等)
- 第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して決定する ものとする。

この協定の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

なお、この協定の締結により、平成11年8月2日の世田谷区と社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団とで締結した「災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定」は平成20年3月31日をもって廃止とする。

### 平成20年4月1日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号 甲 世田谷区 代表者 区長

東京都世田谷区世田谷一丁目 23 番 2 号 乙 社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団 代表者 理事長

※この協定については、平成24年9月1日付で第2条の対象施設として「世田谷区立特別養護老人ホーム芦花ホーム」及び「世田谷区立特別養護老人ホーム上北沢ホーム」の追加について再締結し、平成30年3月1日付で、第2条の対象施設として「地域密着型特別養護老人ホーム 寿満ホームかみきたざわ」の追加について再締結した。

※同様の協定を、この他56法人とも締結している。締結相手方、対象施設、締結日は下記のとおり。

締結相手方	締結相手方住所	対象施設(第2条関係)	締結日
社会福祉法人正吉福祉会	東京都稲城市平尾四	きたざわ苑	平成 16 年 6 月 30 日
理事長	丁目 16番1号		
公益財団法人世田谷区保健	東京都世田谷区三軒	世田谷区立総合福祉センタ	平成 18 年 11 月 7 日
センター 理事長	茶屋二丁目 53 番 16 号	<u> </u>	
社会福祉法人老後を幸せに	東京都世田谷区等々	等々力共愛ホームズ、デイ・ホ	平成 18 年 2 月 28 日(平
する会 理事長	力五丁目 19番 10号	ーム等々力、深沢共愛ホーム	成29年8月1日改定)
		ズ	

締結相手方	締結相手方住所	対象施設(第2条関係)	締結日
社会福祉法人南山会	東京都世田谷区喜多	喜多見ホーム	平成 18 年 3 月 23 日
理事長	見七丁目 20番 26号		
社会福祉法人日本フレンズ奉	東京都世田谷区下馬	フレンズホーム	平成 18 年 3 月 28 日
仕団 理事長	二丁目 21 番 11 号		
社会福祉法人東京有隣会	東京都世田谷区船橋	有隣ホーム、第2有隣ホー	平成 18 年 11 月 7 日
理事長	二丁目 15番 38号	Д	
社会福祉法人康和会	東京都世田谷区北烏	久我山園	平成 18 年 11 月 7 日
理事長	山二丁目 14番 20号		
社会福祉法人古木会	東京都世田谷区成城	成城アルテンハイム	平成 18 年 11 月 7 日
理事長	六丁目 13 番 17 号		
社会福祉法人友愛十字会	東京都世田谷区砧三	砧ホーム、友愛ホーム【高齢	平成 18 年 11 月 7 日
理事長	丁目9番11号	者施設】	
		友愛園、世田谷更正館、友愛	平成 18 年 11 月 7 日(平
		デイサービスセンター、コ	成25年1月1日改定)
		ーポ友愛【障害者施設】	
社会福祉法人敬心福祉会	東京都世田谷区給田	千歳敬心苑	平成 18 年 11 月 7 日
理事長	五丁目9番5号		
社会福祉法人奉優会	東京都世田谷区駒沢	等々力の家、下馬の家、弦巻	平成 18 年 11 月 7 日(平
理事長	一丁目 4 番 15 号真井	の家	成 30 年 12 月 1 日改定、
	ビル 5 階		令和5年12月1日改定)
九人短灯光上数字人		<b>東京数</b> 字国	<b>ずみ10 左11 日 7 日</b>
社会福祉法人敬寿会 理事長	山形県山形市諏訪町 二丁目1番25号	東京敬寿園	平成 18 年 11 月 7 日
社会福祉法人寿心会	東京都世田谷区北烏	フォーライフ桃郷	平成 18 年 11 月 7 日
世五個性伝入分心云 理事長	山七丁目8番11号		一个成10年11月7日
社会福祉法人大三島育徳会	東京都世田谷区鎌田	博水の郷【高齢者施設】	平成 18 年 11 月 7 日(令
理事長	三丁目 16 番 6 号	守力へ・シカ州   【日」圏17日 が出れ、	和 2 年 10 月 1 日改定、令
左手尺	1 I IO III O 7		和 6 年 4 月 30 日改定)
			平成 18 年 11 月 7 日
		所等々力分場【障害者施設】	1,90,10   11,71,1
社会福祉法人泉会	東京都世田谷区岡本	岡本福祉作業ホーム、岡本福	平成 18 年 11 月 7 日(平
理事長	二丁目 33 番 23 号	祉作業ホーム玉堤分場、泉の	成 25 年 1 月 1 日、令和 2
	→ , n = 00 m 20 %	家、コイノニアかみきた	年2月1日改定)
社会福祉法人東京都手をつ	東京都新宿区西新宿	桜上水福祉園、奥沢福祉園、すき	平成 18 年 11 月 7 日 (平
社会価値伝入来が都子をうなぐ育成会	七丁目8番10号才一	っぷ、砧工房、砧工房分場キタミ	成 23 年 11 月 1 日改正)
理事長	クラヤビル2階	クリーンファーム、給田福祉園	// 20 T II / I I I IXIL/
性事区	ノノ「ロルム陌	ノソーマノチーム、和田僧四風	

締結相手方	締結相手方住所	対象施設(第2条関係)	締結日
社会福祉法人武蔵野会	東京都八王子市旭町	駒沢生活実習所、九品仏生	平成 18 年 11 月 7 日
理事長	12番4号日本生命八王	活実習所、九品仏生活実習	(平成 19 年 11 月 1 日、
	子ビル 2 階 201	所中町分場、世田谷福祉作	平成20年4月1日、平成
		業所、烏山福祉作業所	24年4月1日改定)
社会福祉法人全国重症心身	東京都世田谷区三宿	三宿つくしんぼホーム、あ	平成 18 年 11 月 7 日(平
障害児(者)を守る会	二丁目 30 番 9 号	けぼの学園	成25年1月1日改定)
会長			
社会福祉法人せたがや樫の	東京都世田谷区代田 1	千歳台福祉園、下馬福祉工	平成 18 年 11 月 7 日(平
木会	丁目 29番5号	房、わくわく祖師谷、用賀福	成 24 年 11 月 1 日改定)
理事長		祉作業所、まもりやま工房	
労働者協働組合ワーカーズ	豊島区東池袋一丁目	すまいる梅丘、ほほえみ経	平成 18 年 11 月 7 日(令
コープ・センター事業団	44番3号池袋 ISP タマ	堂、にこにこみやさか	和2年2月1日改定)
代表理事	ビル		
社会福祉法人七日会	東京都青梅市今井二	せたがや給田乃杜	平成 23 年 4 月 1 日
理事長	丁目 1079 番		
株式会社東急イーライフデ	東京都渋谷区道玄坂	グランクレール馬事公苑、	平成 24 年 4 月 25 日
ザイン	一丁目 10 番 8 号渋谷	グランクレール成城、	平成 24 年 5 月 31 日
代表取締役社長	道玄坂東急ビル	グランクレール世田谷中町	平成 29 年 12 月 7 日
株式会社アライブメディケ	東京都渋谷区神宮前	アライブ世田谷中町、	平成 24 年 10 月 11 日
ア	六丁目 19番 20号第 15	アライブ世田谷下馬、	
代表取締役	荒井ビル	アライブ世田谷代田	
特定非営利活動法人せたが	東京都世田谷区松原	白梅福祉作業所	平成 24 年 11 月 1 日
や白梅	六丁目 43 番 11 号		
理事長			
社会福祉法人世田谷ボラン	東京都世田谷区下馬	ケアセンターふらっと	平成 24 年 11 月 1 日
ティア協会	二丁目 20 番 14 号		
理事長			
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南	ツクイサンシャイン成城	平成 24 年 12 月 1 日
代表取締役社長	区上大岡西一丁目6番		
	1号		
社会福祉法人嬉泉	東京都世田谷区船橋	おおらか学園(子どもの生	平成 25 年 1 月 1 日
理事長	一丁目 30 番 9 号	活研究所)	
社会福祉法人はる	東京都世田谷区等々	社会就労センターパイ焼き	平成 25 年 1 月 1 日
理事長	力二丁目 36 番 2 号エ	窯	
	クセル等々力 201		
社会福祉法人藍	東京都世田谷区若林	Factory 藍	平成 25 年 1 月 1 日
理事長	五丁目2番9号		

締結相手方	締結相手方住所	対象施設(第2条関係)	締結日
株式会社ニチイケアパレス	東京都千代田区神田	ニチイホーム成城、ニチイ	平成 25 年 7 月 10 日 (平
代表取締役	駿河台四丁目6番御茶	ホーム千歳船橋、ニチイホ	成 29 年 2 月 1 日、平成
	ノ水ソラシティ	ーム用賀、ニチイホーム八	30年6月1日改定)
		幡山	
社会福祉法人緑風会	徳島県徳島市国府町	エリザベート成城	平成 26 年 12 月 1 日
理事長	東高輪 352 番地 3		
株式会社ベネッセスタイル	東京都新宿区西新宿	メディカルホームグランダ	平成 27 年 8 月 1 日 (平成
ケア	二丁目3番1号新宿モ	三軒茶屋、グランダ世田谷	30年10月1日改定)
代表取締役	ノリスビル 5F	上町、リハビリホームまど	
		か上祖師谷	
株式会社ソラストケア	東京都世田谷区粕谷	ゆうらいふ世田谷	平成 28 年 3 月 1 日
代表取締役社長	二丁目8番3号		
株式会社ジヴィエク	東京都府中市西原町	サピエンス祖師谷	平成 29 年 4 月 1 日
代表取締役	四丁目 26 番 2 号		
シマダリビングパートナー	東京都渋谷区代々木	ガーデンテラス尾山台、ガ	平成29年9月1日(令和
ズ株式会社	三丁目 22 番 7 号新宿	ーデンテラス久我山、ガー	2年4月1日、令和3年
代表取締役社長	文化クイントビル 14	デンテラス砧公園	7月1日改定)
人名艾·4×州中/汉十二/文	階		
社会福祉法人青藍会	山口県吉敷中東一丁	ハートハウス成城	平成 29 年 10 月 1 日
理事長	目1番2号		
7.7 %			
東急ウェルネス株式会社	東京都品川区平塚二	東急ウェリナケア尾山台	平成 30 年 1 月 1 日
代表取締役	丁目 18番 19号		
株式会社サンケイビルウェ	東京都千代田区大手	ウェルケアガーデン深沢、	平成30年5月1日(令和
ルケア	町一丁目7番2号東京	ウェルケアガーデン馬事公	3年2月1日改定)
代表取締役社長	サンケイビル 16 階	苑、ウェルケアヒルズ馬事	
		公苑	
NPO法人はぁとせたがや	東京都世田谷区砧四	グループホーム花みず木	平成 30 年 9 月 1 日
理事長	丁目1番10号		
社会福祉法人楽晴会	青森県三沢市大町二	世田谷希望丘ホーム	平成 30 年 9 月 1 日
理事長	丁目 6番 27号大町ビ		
	ル1F		
株式会社チャーム・ケア・コ	大阪府大阪市北区中	チャームプレミア深沢	令和元年5月1日
ーポレーション	之島三丁目 6 番 32 号		
代表取締役社長	ダイビル本館 21 階		
社会福祉法人恵神会	岡山県真庭市中島 380	特別養護老人ホーム馬事公	令和元年8月1日
理事長	番地1号	苑	

締結相手方	締結相手方住所	対象施設(第2条関係)	締結日
一般財団法人 脳神経疾患	福島県郡山市八山田	介護老人保健施設 梅ヶ丘	令和元年11月1日
研究所	七丁目 115 番地		
理事長			
社会福祉法人常盤会	東京都西多摩郡瑞穂	ときわぎ世田谷	令和元年11月1日
理事長	町箱根ケ崎 922番1号		
社会福祉法人南東北福祉事	福島県郡山市日和田	東京リハビリテーションセ	令和元年11月1日
業団	町梅沢字丹波山3番2	ンター世田谷障害者支援施	
理事長	号	設梅ヶ丘	
社会福祉法人さわやか会	山口県下関市長府黒	さわやかはーとあーす世田	令和2年1月1日
理事長	門南町 6 番 55 号	谷	
社会福祉法人ケアネット	東京都中野区弥生町	さくらほうむ	令和2年1月1日
理事長	二丁目 42 番 2 号		
社会福祉法人緑樹会	徳島県鳴門市大麻町	ラペ二子玉川	令和2年2月1日
理事長	桧字東山田 57番 10号		
社会福祉法人いたるセンタ	杉並区天沼一丁目 15	イタール成城	令和2年3月1日
_	番 18 号		
理事長			
₩÷∧¼ +тл∧#	東京都新宿区西新宿 6	リアンレーヴ世田谷	令和3年7月1日
株式会社 木下の介護	丁目5番1号新宿アイ		
代表取締役	ランドタワー8F		
社会福祉法人愛あい会	岡山市北区楢津 429 番	ハートフル若林	令和4年9月1日
理事長	地の1		
社会福祉法人夢のみずうみ	山口県山口市中尾木	新樹苑	令和6年1月31日
村	乃 787 番地 1		
理事長			
HITOWA ケアサービス株式会	東京都港区港南2丁目	イリーゼ用賀	令和6年5月1日
社	15番3号品川インター		
代表取締役社長	シティC棟		

# 〔資料協定第 151〕

# 災害時における生産緑地の活用と協力に関する協定

世田谷区 (以下「甲」という。) と東京中央農業協同組合 (以下「乙」という。) は、災害時における生産緑地の活用と協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が災害時において乙の組合員の所有し、又は管理する生産緑地 (生産緑地法 (昭和49年法律68号) 第2条第3号に規定する生産緑地をいう。)をオープンスペースとして活用すること及び乙の組合員が生産する生鮮食料品 (以下「生鮮食料品」という。)を購入することに関する甲乙の協力等について、必要な事項を定めることを目的とする。

# (要請及び協力)

- 第2条 甲が、次に掲げる事項について乙に要請をしたときは、乙は、当該要請にできる限り協力するものとする。
  - ① 災害時における仮設住宅建設用地、復旧資材置場その他災害時のオープンスペースとして活用するため、前条の生産緑地(以下「生産緑地」という。)をあっせんすること。
  - ② 災害時に必要な生鮮食料品を調達すること。
- 2 甲は、前項の要請に当たり、生産緑地については活用場所及び活用目的を、生鮮食料品について は品名、数量及び納入場所を指定するものとする。

(生産緑地に係る負担)

- 第3条 甲は、乙のあっせんした生産緑地を活用したときは、次に掲げる金銭を負担するものとする。
  - ① 甲が活用した生産緑地に係る補償として、当該生産緑地における前年の農業所得を参考にして 甲乙協議の上定める額の金銭
  - ② 乙の組合員が生産緑地を提供するに当たって工作物の撤去等の負担をしたときは、当該負担に 係る費用

(原状回復)

- 第4条 甲は、生産緑地の活用を終了したときは、当該生産緑地を原状回復の上、返還するものとする。 (あっせんに基づく契約)
- 第5条 甲は、乙のあっせんした生産緑地について、当該生産緑地の所有者又は管理者とその活用に ついて別途契約を締結するものとする。
- 2 前項の契約においては次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ① 生産緑地の位置及び面積
  - ② 活用期間
  - ③ 活用目的
  - ④ 原状回復の方法
  - ⑤ 第3条に規定する金銭の支払について必要な事項
  - ⑥ その他生産緑地の活用について必要な事項

(生鮮食料品の価格)

第6条 乙の調達により甲が乙の組合員から購入する生鮮食料品の価格は、災害発生時直前の価格を

基準として甲乙協議の上定めるものとする。

(生鮮食料品の輸送中の事故)

第7条 甲の要請した生鮮食料品を輸送中に乙の組合員又は職員が負傷し、若しくは疾病にかかり、 又は死亡した場合は、甲は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例 (昭和 41年7月世田谷区条例第24号) の規定に基づき損害補償を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日(以下「当初有効期間満了日」という。)の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は、当初有効期間満了日の翌日から3年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項は、甲乙協議の上別に定めるものとする。

(疑義)

第 10 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙とは、この協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有するものとする。

平成 12 年 1 月 27 日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号世田谷区 代表者 世田谷区長

東京都世田谷区粕谷三丁目1番1号 乙 東京中央農業協同組合 代表理事組合長

※ 同文の協定を、世田谷目黒農業協同組合と同日に締結している。 相手方名称等は下記のとおり。

甲

東京都世田谷区桜新町二丁目8番1号 世田谷目黒農業協同組合 代表理事組合長

# 〔資料協定第 152〕

# 災害発生時における世田谷区と世田谷区内郵便局の協力に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と世田谷区内郵便局(以下「乙」という。)は、世田谷区内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

# (定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1 号に定める被害をいう。

### (協力の内容)

- 第2条 甲及び乙は、世田谷区に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を 要請することができる。
  - (1) 緊急車両等としての車両の提供 (車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
  - (2) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
  - (3) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
    - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
    - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
    - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
    - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
  - (4) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
  - (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを行うための必要な事項
  - (6) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
  - (7) 徒歩帰宅者等の帰宅困難者への情報提供及び支援に関しての協力
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

# (要請の方法)

第3条 前条の規定による要請は、電話等により行い、その後速やかに書面に より行うものとする。

# (協力の実施)

第4条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

# (経費の負担)

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段

の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

### (災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

# (情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

# (連絡責任者)

- 第8条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
  - 甲 世田谷総合支所 地域振興課長
  - 乙 日本郵便株式会社 世田谷郵便局総務部長

# (協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

# (有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

# 附則

甲及び乙は、平成29年4月21日に甲乙間で締結した「災害発生時における世田谷区と世田谷区内 郵便局の協力に関する協定書」について、当該協定書の規定にかかわらず、令和2年3月31日まで有 効に存在し、同日をもってその効力を失っていたことを確認する。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

#### 令和2年6月19日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂 展人

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目1番1号

乙 世田谷郵便局

代表者 世田谷郵便局長 嶋田 和明

東京都世田谷区経堂一丁目40番1号 千歳郵便局

代表者 千歳郵便局長 佐々木 光弘

東京都世田谷区成城八丁目 3 0 番 2 5 号 成城郵便局

代表者 成城郵便局長 中川 陽二

東京都世田谷区等々力八丁目22番1号 玉川郵便局

代表者 玉川郵便局長 椙山 美雄

東京都世田谷区北沢二丁目 4 0 番 8 号 東京都西南部地区連絡会地区統括局長 代表者 世田谷北沢郵便局長 岸田 賢司

# 〔資料協定第 153〕

# 災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)及び世田谷郵便局(以下「乙」という。)は、地震その他による災害時における帰宅困難者への支援の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (帰宅困難者)

第1条 帰宅困難者とは、地震その他による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、 学校等に滞留する通勤者、通学者、買い物客等のうち、容易に帰宅することができない者をいう。

# (支援の内容)

- 第2条 甲は、災害発生時において、乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。
  - (1) 帰宅困難者に対し、飲料水、トイレ及び休憩場所を提供すること。
  - (2) 帰宅困難者に対し、災害関連情報を提供すること。

# (支援の実施)

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲 において、帰宅困難者に対し支援を実施する。

### (支援の要請)

#### 第4条

前条の規定による要請は、電話等により行い、その後速やかに書面により行うものとする。

### (帰宅困難者支援施設の表示)

第5条 災害発生時、乙は、住民及び帰宅困難者等の利用者が見やすい位置に、帰宅困難者支援施設の 表示物を掲出すること。

# (経費の負担)

第6条 乙が第3条に規定する支援の実施に要した経費については、法令その他別段の定めがあるもの を除くほか、適正な方法により算出した金額を甲が負担する。

# (損害補償)

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙の社員が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条 第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、又は病気にかかったときは、 水防又は応急措置の従事の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に 基づきその損害を補償するものとする。

#### (情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定書に規定する内容が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

# (連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 世田谷総合支所 地域振興課長

乙 日本郵便株式会社 世田谷郵便局総務部長

# (協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

### (有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

# 附則

甲及び乙は、平成29年4月21日に甲乙間で締結した「災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定書」について、当該協定書の規定にかかわらず、令和2年3月31日まで有効に存在し、同日をもってその効力を失っていたことを確認する。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月19日

東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号 甲 世田谷区 代表者 世田谷区長 保坂 展人

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目1番1号 乙 世田谷郵便局 代表者 世田谷郵便局長 嶋田 和明

# 〔資料協定第 154〕

# 避難所施設利用に関する協定

世田谷区を「甲」とし、日本郵政株式会社 を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

# (目的)

第1条 この協定書は、甲がゆうぽうと世田谷レクセンター(世田谷区鎌田二丁目17番1号)の一部 を災害時における避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、ゆうぽうと世田谷レクセンターが、避難所として利用できることを地域の区民に周知するため、必要な措置を講ずるものとする。

### (避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所に避難所を開 設することができる。

### (開設の通知)

- 第4条 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。
- 2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した場所を避難所 として開設することができる。この場合において、甲が避難所を開設したときは、速やかに、甲は、 乙に対し開設した旨を通知するものとする。

#### (避難所の管理)

- 第5条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

#### (費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとし、その額については甲乙協議して決定するものとする。

# (開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対し使用期間延長の申請をするものとする。

# (避難所の終了)

第8条 甲は、避難所を開設することを終了する場合は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに。

その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

# (連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲において世田谷区砧総合支所長、乙においては、日本郵政 株式会社宿泊事業部長とする。

# (協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

# (有効期間)

第11条 この協定の有効期限は、平成26年月6月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成26年6月1日

- 甲 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区 世田谷区長 保 坂 展 人
- 乙 東京都品川区西五反田八丁目4番13号 日本郵政株式会社 宿泊事業部 宿泊事業部長 山 田 亮太郎

# 〔資料協定第 155〕

# 避難所としての施設利用及び避難所運営に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)、宗教法人北澤八幡神社(以下「乙」という。)、代沢中町会(以下「丙」という。)の三者は、世田谷区内に災害が発生した場合における、乙が管理する施設の一部の避難所としての利用及び丙による当該避難所の運営について、次のように協定を締結する。

(目的)

- 第1条 この協定は、区内に災害が発生した場合に、乙の管理する施設の一部を避難所として利用する こと及び当該避難所を丙が運営することについて、必要な事項を定める。
- 2 甲は、当該避難所を世田谷区地域防災計画上の予備避難所として扱う。

(避難所の利用対象者)

第2条 当該避難所の利用対象の区民は、住所を限定しない。

(避難所の開設)

第3条 災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、甲乙丙が協議し、避難所の開設を決定するものとする。

(避難所の運営)

- 第4条 丙は、避難所の運営主体として、運営を行うものとする。
- 2 甲は、避難所の開設期間中、物資供給等の支援を行うものとする。
- 3 乙は、避難所の運営について、甲及び丙に協力するものとする。

(費用負担)

第5条 避難所の運営に要した経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、 甲乙丙が協議して定めるものとする。

(損害補償)

第6条 避難所の運営に従事した乙又は丙の構成員その他これに準ずる者に対する損害補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の 規定に基づき行うものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する 必要がある場合は、甲乙丙が協議して期間を延長することができる。

(避難所解消への努力)

第8条 甲及び丙は、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 丙は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、甲の支援の下、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に必要な事項については、甲乙丙が協議して実施細目を定めるものとする。 (協議) 第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙丙が協議して 定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日より1年間とし、有効期間満了の日の1箇月前までに、 甲乙丙いずれから協定解消の申し出がある場合は、満了日をもって、この協定を解消する。ただし、 甲乙丙いずれからも協定解消の申し出がない場合は、同一の内容で有効期間を1年間延長するものと し、以後も同様とする。

甲、乙及び丙は、この協定を証するため、本書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月19日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区 世田谷区長 保坂 展人

東京都世田谷区代沢三丁目25番3号

乙 宗教法人 北澤八幡神社 代表役員 矢島 嗣久

東京都世田谷区代沢三丁目25番3号

丙 代沢中町会 会長 矢島 嗣久

# [資料協定第 156]

# 避難所としての施設利用及び避難所運営に関する協定実施細目

世田谷区(以下「甲」という。)、宗教法人北澤八幡神社(以下「乙」という。)、代沢中町会(以下「丙」という。)の三者は、避難所としての施設利用及び避難所運営に関する協定(以下「協定」という。)第10条に規定する実施細目について、次のとおり定める。

# (指定場所)

- 第1条 避難所として使用できる乙が管理する施設は、北澤八幡神社(所在地:東京都世田谷区代沢三丁目25番3号)のうち、以下のものとする。
  - (1) 参集殿
  - (2) 境内

(指定場所以外)

第2条 災害状況により、前条に定める施設以外の場所を、避難所として使用する必要が生じた場合は、 甲乙丙が協議の上、決定するものとする。

(改築等の連絡)

第3条 改築等により、第1条に規定する使用が不可能となる場合は、乙から甲及び丙へ連絡するものとする。

(連絡責任者)

- 第4条 協定に規定する協議及び避難所運営に係る連絡を実施するため、甲乙丙にそれぞれ連絡責任者 を定めるものとし、次の職にある者を指定する。
  - (1) 甲の指定する者 世田谷区 北沢総合支所地域振興課長
  - (2) 乙の指定する者 北澤八幡神社 宮司
  - (3) 丙の指定する者 代沢中町会 会長

甲、乙及び丙は、この実施細目の成立を証するため、本実施細目を3通作成し、それぞれ記名押印の 上、各1通を保有する。

令和2年3月19日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区 世田谷区長 保坂 展人

東京都世田谷区代沢三丁目25番3号

乙 宗教法人 北澤八幡神社 代表役員 矢島 嗣久

東京都世田谷区代沢三丁目25番3号

丙 代沢中町会 会長 矢島 嗣久

# 〔資料協定第 157〕

# 災害時における世田谷区立世田谷美術館の利用に関する覚書

世田谷区を甲とし、財団法人世田谷区美術振興財団を乙とし、甲乙間において、世田谷区立世田谷美術館(以下「世田谷美術館」という。)の災害時における利用に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、世田谷美術館の施設の一部を、住民の避難施設及び避難場所等における現地指揮所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。
  - (1) 避難場所 東京都震災予防条例 (昭和 46 年東京都条例第 121 号) 第 1 条第 3 号に規定する避難場所 (危険地域及びその他の地域であって、住民が避難することができる安全な場所として東京都知事が指定する場所)をいう。
  - (2) 避難施設 世田谷区地域防災計画に基づき、避難場所内にある施設として住民が避難退避し、 及び一定期間滞在する施設をいう。
  - (3) 現地指揮所 避難場所における世田谷区災害対策本部の現地指揮所で、救援・避難活動の指揮及 び避難住民への広報並びに応急食料、飲料水等の供給を行う所をいう。

(避難施設及び現地指揮所の開設)

- 第3条 甲は、災害時において避難施設及び現地指揮所を開設する必要が生じた場合、乙と協議の上、 世田谷美術館に避難施設及び現地指揮所を開設することができる。
- 2 避難施設の管理責任者並びに現地指揮所長及び現地指揮所に従事する者は、甲があらかじめ指名する区職員及び財団法人世田谷区美術振興財団職員が務めるものとする。

(開設の通知)

- 第4条 甲は、前条第1項の規定に基づき避難施設及び現地指揮所を開設する際、事前に乙に対し文書で通知するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、避難施設及び現地指揮所の開設に緊急を要するときは、口頭で 通知することができるものとする。この場合において、甲は、速やかに乙に対し文書で通知するも のとする。

(美術品等の保全)

第5条 甲は、美術品等及び商品、設備等を保全するため、避難施設及び現地指揮所を開設する場所 について、事前に乙と協議しなければならない。

(避難施設及び現地指揮所の管理運営)

- 第6条 避難施設及び現地指揮所の管理運営は、甲の責任で行うものとする。
- 2 乙は、避難施設及び現地指揮所の管理運営について、甲に協力するものとする。

(災害対策等)

第7条 乙は来館者及び美術品の保全対策とともに避難施設として必要な災害対策に務めるものとする。

2 甲は、乙の行う災害対策に可能な限り協力するとともに、災害対策に必要な物品等の一部を支給するものとする。

(開設期間)

第8条 避難施設及び現地指揮所の開設期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、 甲は災害の状況等により延長する必要があると認めるときは、乙と協議の上、開設期間を延長する ことができる。

(避難施設及び現地指揮所の早期閉鎖)

第9条 甲は、乙が早期に世田谷美術館の事業を再開することができるように配慮するとともに、避難 施設及び現地指揮所を早期に閉鎖するよう務めるものとする。

(原状回復)

第 10 条 甲は、避難施設及び現地指揮所を閉鎖するときは、使用した世田谷美術館の施設を原状に回復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第 11 条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

甲と乙とは、この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を 保有するものとする。

平成 10 年 8 月 24 日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区砧公園一丁目2番

乙 財団法人世田谷区美術振興財団

理 事 長

※財団統合により「財団法人世田谷区美術振興財団」は「財団法人せたがや文化財団」に変更

# [資料協定第 158]

# 災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)及び東洋ドライルーブ株式会社(以下「乙」という。)は、次の条項により協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、世田谷区内において、地震等の災害が発生したとき(以下「災害発生時」という。) に、交通機関の停止のため、帰宅が困難となった者(以下「帰宅困難者」という。)に対して、一時的 に乙の施設の一部を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

### (協力内容)

- 第2条 甲は、災害発生時において、乙の施設の安全が確認されたときは、次の各号に掲げる事項についての協力(以下「協力」という。)を実施することを乙に要請することができる。
  - (1) 乙の施設の一部を帰宅困難者の一時受入れ場所として開放すること。
  - (2) 乙の備蓄する飲料水、食料等を帰宅困難者に提供すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、帰宅困難者の支援に資することであって、過分の費用を要せず、実 行が可能であるもの。
- 2 乙は、前項第一号の一時受入れ3.3平方メートルにつき2名の帰宅困難者を受け入れるものとする。

# (要請の方法)

第3条 前条の規定による要請は、電話等により行い、その後速やかに書面を送付することにより行う ものとする。

### (報告)

第4条 乙は、協力を実施したときは、その内容を電話等により甲に報告し、その後速やかに書面により報告するものとする。

# (経費の負担)

第5条 協力に要した経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、甲及び 乙が協議して定めるものとする。

#### (協力期間)

第6条 協力を実施する期間は、災害が発生した日の翌日から起算して3日間とする。ただし、やむを 得ない事情があるときは、甲及び乙が協議して当該期間を延長することができる。

#### (損害補償)

第7条 協力の実施に従事した乙の従業員その他これに準ずる者に対する損害補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基

づき行うものとする。

# (連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、協力が円滑に実施されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ 指定し、それに通知するものとする。

# (有効期間)

第9条 この協定は、平成26年1月24日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも協定解消の申し出のない限り、同一の内容で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

# (協議)

第10条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定める ものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年1月24日

世田谷区世田谷四丁目21番27号 甲 世田谷区 世田谷区長

世田谷区代沢一丁目26番4号 乙 東洋ドライルーブ株式会社 代表取締役

### [資料協定第 159]

# 災害時における協力体制に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と株式会社ティップネス喜多見店(以下「乙」という。)とは、世田谷区内に災害が発生した場合に、区民等の安全確保等の応急対策を迅速に推進するため、災害発生時の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に、区民等の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、乙に前条に規定する協力を依頼する場合は、あらかじめ指定した甲、乙双方の職員を通じて行うものとする。

(協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容にしたがって可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

(協力内容)

- 第4条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 区民等の安全確保のため、乙の運営するティップネス喜多見店の一部の一時的避難施設として の提供及び設備の利用(甲が地域防災計画においてあらかじめ規定する避難所等への避難が、 災害状況及び天候等により、困難な場合の二次的施設としての使用に限る。)
  - (2) 区の災害対策組織への施設提供
  - (3) その他の協力要請事項

(施設提供期間)

第5条 前条第1号に規定する避難施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間(7日間)として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの間とする。ただし、災害の 状況等によりこれを超えて使用する場合は、甲及び乙の協議により決定する。

(経費の負担)

第6条 第4条の協力に要した経費で区長が必要と認めるものは、予算その他法令の定める手続きにより甲が負担するものとする。

(損害補償)

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙の職員が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条 第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより

死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基づきその損害を保障するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

- 第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2. 前項にかかわらず、乙が施設の所有者との間で締結した賃貸借契約が理由のいかんを問わず終了したときは、この協定も同時に終了するものとする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通 を保管する。

平成29年12月19日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

東京都世田谷区喜多見九丁目25番8号

乙 株式会社ティップネス喜多見店 代表者 支配人

### [資料協定第 160]

# 災害時における協力体制に関する協定実施細目

世田谷区(以下「甲」という。)と株式会社ティップネス喜多見店(以下「乙」という。)は、「災害時における協力体制に関する協定書」(以下「協定」という。)第8条に規定する実施細目について、次のとおり定める。

# (一時的避難施設の提供及び設備の利用)

- 第1条 協定第4条第1号に規定する協力の内容の細目は、次のとおりとする。
  - (1) 乙は、乙が運営するティップネス喜多見店を避難施設として、次に掲げる施設を指定する。ただし、災害時において、乙の職員等の避難のために施設を使用する場合、もしくは改修又は改築中の建築物及び倒壊の恐れがあり危険であると判断した施設は、利用できないものとする。
    - ア 1階 Aスタジオ
    - イ 1階 Bスタジオ
    - ウ 1階 トレーニングジム
  - (2) 一時的避難施設として提供する期間中の施設の管理は甲の責任において 行う。
  - (3) 甲は、乙が早期に営業活動を再開できるよう配慮するとともに、一時的避難施設としての使用期間が終了した時点で使用終了届を提出し、施設の原状回復を行い、乙の確認を受け、速やかに引き渡すものとする。

(区の災害対策組織への施設提供)

- 第2条 協定第4条第2号の規定により提供する施設は、次のとおりとする。
  - (1) 区の災害対策組織とは、拠点隊(喜多見まちづくりセンター)等とする。
  - (2) 提供する施設は、原則として第1条第1号に掲げる施設とする。

(協力要請等)

第3条 協定第2条の規定による協力の要請は、甲が乙に対し、文書又は口頭で通知する方法による。 2 前項の通知は、甲のうち世田谷区危機管理室災害対策課長又は世田谷区砧総合支所地域振興課長の 職にあるものが、乙に対して行うものとする。

甲及び乙は、この実施細目の成立を証するため本実施細目を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成29年12月19日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

東京都世田谷区喜多見九丁目25番8号

乙 株式会社ティップネス喜多見店 代表者 支配人

### 〔資料協定第 161〕

## 災害時の協力態勢に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)及び東京中央農業協同組合(以下「乙」という。)は、災害時の協力態勢に関し、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内において災害が発生した場合における甲が行う応急対策活動に対する この協力及び平時におけるこの協力に関し、次の条項により必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

- 第2条 この協定による乙の甲に対する協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。
  - (1) 乙の施設の一部を甲が所有する災害対策用備蓄物品の保管場所として、平時から提供すること。
  - (2) 乙の施設の一部を帰宅困難者の一時受入れ場所として開放すること。
  - (3) 乙の備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に提供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被災者又は帰宅困難者の支援に資することであって、過分の費用を要せず、実行が可能であること。
- 2 乙は、前項第2号の一時受入れ場所については、3.3平方メートルにつき2名の帰宅困難者を受け入れるものとする。

(要請の方法)

第3条 甲は、前条第1項第2号から第4号までに規定する協力の要請を乙に対し電話等により行い、 その後速やかに書面を送付することにより行うものとする。

(報告)

第4条 乙は、第2条第1項第2号から第4号までに規定する協力を実施したときは、甲に対し、その 内容を電話等により報告し、その後速やかに書面により報告するものとする。

(経費の負担)

- 第5条 第2条第1項各号に規定する協力に要する経費の負担者及びその額は、次のとおりとする。
- (1) 第2条第1項第1号の施設に係る使用料及び賃借料は、原則として無償とする。
- (2) 第2条第1項第2号から第4号までの協力に係る経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協力期間)

第6条 第2条第1項第2号から第4号までに規定する協力を実施する期間は、災害発生の日から3日 以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、甲及び乙が協議して当該期間を延長すること ができる。

(損害補償)

第7条 この協定に基づく協力の実施に従事した乙の従業員その他これに準ずる者に対する損害補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基づき行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に実施されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年5月30日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙が協議の上、実施 細目に定めるものと する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、 定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通 を保有する。

平成26年5月30日

世田谷区世田谷四丁目21番27号 甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

世田谷区粕谷三丁目1番1号 乙 東京中央農業協同組合 代表者 代表理事組合長

#### [資料協定第 162]

# 災害時における児童等の一時預かりの協力に関する相互応援協定

世田谷区(以下「甲」という。)及び社会福祉法人東京育成園(以下「乙」という。)は、災害により身寄りをなくした児童及び生徒(以下「児童等」という)に対して実施する一時預かりに関し、次の条項により、相互応援協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内において発生した地震、水害、火災その他の災害により身寄りをなくした児童等がある場合に必要に応じて当該児童等を対象にして実施する一時預かりに係る甲及び 乙の相互応援態勢の構築について必要な事項を定め、もって当該児童等の生命の安全を確保すること を目的とする。

(実施場所)

第2条 一時預かりは、乙が運営する児童養護施設(甲及び乙が協議して定めたものに限る。)内で実施するものとする。

(対象者)

- 第3条 一時預かりの対象は、災害によりその保護者が死亡し、又は行方不明になった児童等とする。 (要請)
- 第4条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対して一時預かりの 実施を要請することができる。
- 2 乙は、前項の規定による要請があったときは、甲に対して食糧及び生活物資その他一時預かりの実施に要する物品の提供を要請することができる。

(実施)

- 第5条 乙は、前条第1項の規定による要請があったときは、直ちに一時預かりに係る児童等の受入態 勢を定員の枠外で整えなければならない。ただし、一時預かりを実施することのできないやむを得な い事情があるときは、この限りでない。
- 2 乙は、一時預かりを実施したときは、速やかに受け入れた児童等の人数等を甲に報告しなければならない。
- 3 一時預かりを実施する期間は、災害の発生日から起算して1箇月以内とする。ただし、甲及び乙は、 必要と認めるときは協議して、1箇月を限度として当該期間を延長することができるものとし、延長 した当該期間を再び延長するときも同様とする。

(費用)

- 第6条 第4条第1項の規定による甲の要請により乙が実施した一時預かりに要した費用は、甲が負担 するものとする。
- 2 前項の費用の範囲及び額については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

- 第7条 この協定の有効期間は、平成28年1月27日から平成29年3月31日までとする。
- 2 期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間 を延長するものとし、以後この例による。
- 3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。 (この協定に定めのない事項等)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年1月27日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 区長

東京都世田谷区上馬四丁目12番3号

乙 社会福祉法人 東京育成園 代表者 理事長

#### [資料協定第 163]

# 水害等の発生時等における施設の利用に関する協定書

世田谷区を甲とし、宗教法人氷川神社を乙とし、甲乙間において、乙の管理する施設の利用に関し、次の条項により、協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(施設の利用)

第2条 甲は、世田谷区内において水害等が発生し、又は水害等が発生するおそれのある場合において 避難所を開設する必要があると認めるときは、乙の管理する施設のうち乙の指定した場所(以下「指 定場所」という。)を避難所として利用することができるものとする。

(利用開始の通知)

- 第3条 甲は、前条の規定により指定場所を避難所として利用するときは、事前に文書又は口頭により その旨を乙に通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合において、甲は、利用開始後できる限り早い時期に指定場所の利用を開始した 旨を乙に通知するものとする。

(避難所の管理運営)

- 第4条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第5条 避難所の管理運営に要する費用は、甲が負担するものとする。

(利用期間)

- 第6条 指定場所の利用期間は、水害等が発生した日又は水害等が発生するおそれのある日から7日以内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、水害等の状況により同項の利用期間を延長する必要があると認めるときは、乙に対して当該利用期間の延長を申し出ることができる。
- 3 乙は、前項の規定による申出があったときは、特に支障がない限り、第1項の利用期間の延長を承認するものとする。

(避難所の早期閉鎖)

第7条 甲は、避難所を早期に閉鎖するよう努めるものとする。

(利用の終了)

第8条 甲は、指定場所の利用を終了するときは、乙に利用終了届を提出するとともに、指定場所を原 状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(指定場所の周知)

第9条 甲は、避難所として利用する指定場所の範囲を、地域住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して決

するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成28年2月23日から平成29年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の1箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲及び乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印し、各1通を保有するものとする。

平成28年2月23日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

東京都世田谷区大蔵六丁目6番7号

乙 宗教法人 氷川神社 代表役員

### 〔資料協定第 164〕

# 災害時における協力体制に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と株式会社ルネサンス(以下「乙」という。)とは、世田谷区内に災害が発生した場合に、区民等の安全確保等の応急対策を迅速に推進するため、災害発生時の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に、区民等の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、乙に前条に規定する協力を依頼する場合は、あらかじめ指定した甲、乙双方の職員を通じて行うものとする。

(協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容にしたがって可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

(協力内容)

- 第4条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 区民等の安全確保のため、乙の運営するスポーツクラブ&スパ ルネサンス経堂の一部の一時 的避難施設としての提供及び設備の利用(甲が地域防災計画においてあらかじめ規定する避難 所等への避難が、災害状況及び天候等により、困難な場合の二次的施設としての使用に限る。)
  - (2) 区の災害対策組織への施設提供
  - (3) その他の協力要請事項

(施設提供期間)

第5条 前条第1号に規定する避難施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間(7日間)として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの間とする。ただし、災害の 状況等によりこれを超えて使用する場合は、甲及び乙の協議により決定する。

(経費の負担)

第6条 第4条の協力に要した経費で区長が必要と認めるものは、予算その他法令の定める手続きにより甲が負担するものとする。

(損害補償)

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙の職員が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条 第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったと き又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となった ときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条 例第24号)の規定に基づきその損害を保障するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

- 第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2. 前項にかかわらず、乙が施設の所有者との間で締結した賃貸借契約が理由のいかんを問わず終了したときは、この協定も同時に終了するものとする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通 を保管する。

平成28年3月31日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区 代表者 世田谷区長

東京都墨田区両国二丁目 10 番 14 号

乙 株式会社ルネサンス 代表者 取締役常務執行役員 スポーツクラブ事業担当

#### [資料協定第 165]

# 災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)及び二子玉川ライズ協議会全体管理者たる東京急行電鉄株式会社(以下「乙」という。)は、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内において、地震等の災害が発生したとき(以下「災害発生時」という。) に、交通機関の停止により二子玉川ライズを利用中に帰宅が困難となった者(以下「帰宅困難者」という。)に対して、可能な範囲で一時的に二子玉川ライズの施設の一部を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

### (管理組合)

第2条 乙は、二子玉川ライズ I -a 街区管理組合、二子玉川ライズ I -b 街区管理組合、

二子玉川ライズⅡ-a 街区管理組合、二子玉川ライズⅡ-b街区管理組合、二子玉川ライズ鉄道街区管理者たる東京急行電鉄株式会社の各者へ、前条の目的のため、必要な協力を要請するものとする。

#### (協力内容)

- 第3条 甲は、災害発生時において、二子玉川ライズの施設の安全が確認されたときは、次に掲げる事項についての協力(以下「協力」という。)を実施することを乙に要請することができる。
  - (1) 二子玉川ライズの施設の一部を帰宅困難者の一時受入れ場所として開放すること。
  - (2) 二子玉川ライズにて備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に提供すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、帰宅困難者の支援に資することであって、過分の費用を要せず、実行が可能であるもの。
- 2 乙は、前項第1号の一時受入れ場所3.3平方メートルにつき2名の帰宅困難者を受け入れるものとする。

## (要請の方法)

第4条 前条の規定による要請は、電話等により行い、その後速やかに書面を送付することにより行う ものとする。

### (報告)

第5条 乙は、協力を実施したときは、その内容を電話等により甲に報告し、その後速やかに書面により報告するものとする。

## (経費の負担)

第6条 協力に要した経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、甲及び 乙が協議して定めるものとする。 (協力期間)

第7条 協力を実施する期間は、災害が発生した時点から起算して3日間とする。ただし、交通機関の 状況等を踏まえ甲及び乙が協議して当該期間を変更することができる。

(損害補償)

第8条 協力の実施に従事した二子玉川ライズの従業員その他これに準ずる者に対する損害補償は、水 防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号) の規定に基づき行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、協力が円滑に実施されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ 指定し、この者に通知するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成28年3月31日から平成29年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからも協定解消の申し出のない限り、同一の内容で更に1年間延長されるものとし、 以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定める ものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年3月31日

世田谷区世田谷四丁目21番27号 甲 世田谷区 世田谷区長

東京都渋谷区南平台5番6号 乙 二子玉川ライズ協議会 全体管理者 東京急行電鉄株式会社 執行役員 都市創造本部 運営事業部長

#### [資料協定第 166]

## 災害時等における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)及びトヨタモビリティ東京株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲の地域で地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、帰宅困難者に対して、乙の所有する施設の一部を開放し、円滑な支援を行うことを目的とする。

### (定義)

- 第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 災害 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第2条第1号に規定する災害及び同号に 規定する災害に準じるものとして区長が認めた場合をいう。
  - (2) 帰宅困難者 交通が途絶し、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等 のうち、容易に帰宅することができない者をいう。
  - (3) 一時滞在施設 帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

## (協力の内容)

- 第3条 甲は、災害時等において、次に掲げる事項についての協力を乙に対し要請することができる。
  - (1) 乙の所有する施設の一部を帰宅困難者の一時滞在施設として提供すること。
  - (2)受け入れる帰宅困難者分及び当該施設に従事する通常在館者分として保管する飲料水、食料等の備蓄品を、一時滞在施設の開設時に帰宅困難者及び通常在館者にそれぞれ提供すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、帰宅困難者の支援に資することであって、過分の費用を要せず、 実行が可能であること。
- 2 前項第1号の規定により乙が提供する一時滞在施設(以下「乙の一時滞在施設」という。)は、別表第1のとおりとする。
- 3 乙は、乙の一時滞在施設の安全を確認した上で、帰宅困難者を受け入れるものとする。

### (備蓄)

- 第4条 乙の一時滞在施設において、乙が帰宅困難者及び通常在館者に提供するために保管する備蓄 品の品名及び数量は、別表第2のとおりとする。
- 2 乙は、帰宅困難者及び通常在館者が乙の一時滞在施設に3日間留まるために必要な備蓄品の確保、管理及び更新を行うものとする。なお、当該備蓄品の確保、管理及び更新に係る費用は、乙が 負担するものとする。

#### (要請の方法)

- 第5条 第3条第1項の規定による要請は、電話等により行い、その後速やかに施設等使用要請書 (第1号様式)を乙に提出するものとする。
- 2 前項の規定による電話等及び書面の提出は、乙の一時滞在施設の所在地に応じ、当該所在地を担当する甲の総合支所がそれぞれ行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、乙は、第3条第1項の規定による要請がない場合においても、乙の 判断により同項各号に掲げる事項を行うことができる。この場合において、乙は、乙の一時滞在施 設を開設する旨を遅滞なく甲に連絡し、承認を受けるものとする。

#### (開設期間)

第6条 乙の一時滞在施設の開設期間は、第3条第1項の協力を実施する日から公共交通機関が再開するまでとし、最長として3日までとする。ただし、状況により当該開設期間を延長する必要が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、当該開設期間を変更することができる。

### (管理運営)

- 第7条 乙の一時滞在施設の管理運営は、乙の責任において行うものとする。
- 2 乙は、本協定に定める事項以外の事項については、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン(内閣府(防災担当))」に準じて、運営を行うものとする。

#### (協力の終了)

- 第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙の一時滞在施設を閉鎖することができるものとする。
  - (1)公共交通機関の運行再開等により、甲が乙の一時滞在施設を開設する必要がなくなったと判断し、乙に連絡したとき。
  - (2)受け入れ後、施設の安全管理上、乙が乙の一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき。
  - (3)前2号に掲げる事項のほか、甲及び乙が双方協議の上、乙の一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めたとき。

## (報告)

- 第9条 乙は、前条の規定により乙の一時滞在施設を閉鎖したときは、開設期間中に行った協力内容等を電話等により報告し、その後速やかに協力内容等報告書(第2号様式)を甲に提出するものとする。
- 2 前項の規定による電話等及び書面の提出は、乙の一時滞在施設の所在地を担当する甲の総合支所にそれぞれ行うものとする。

### (経費の負担)

第10条 第3条第1項の協力に要した経費は、法令等に定めがある場合を除き、乙が負担するものとする。

## (損害補償)

第11条 甲が第3条第1項の規定による要請を行った場合又は乙が第5条第3項の規定による連絡を行い甲に承認された場合において、第3条第1項の協力の実施に従事した乙の従業員に損害が発生したときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基づきその損害を補償するものとする。

## (有効期間等)

- 第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 本協定は、令和6年5月15日から効力を生ずるものとする。なお、令和3年2月17日付で甲 乙間で締結した「災害時等における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書」は、同日付で廃止 する。

#### (協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1 通を保管する。

令和6年3月6日

- 甲 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区 代表者 世田谷区長 保坂 展人
- 乙 東京都港区芝浦四丁目8番3号 トヨタモビリティ東京株式会社 代表取締役 佐藤 康彦

別表第1 (第3条関係)

名 称	所 在 地	使用箇所	受入れ 人数	担当総合支所
トヨタモビリティ東京 株式会社世田谷桜丘店	東京都世田谷区桜丘四丁目14番1号	1階ショールーム (300 ㎡)	100名	世田谷
トヨタモビリティ東京 株式会社レクサス若林	東京都世田谷区若林 三丁目13番1号	1階ショールーム (320 m²)	100名	世田谷
トヨタモビリティ東京 株式会社成城店	東京都世田谷区千歳台 三丁目19番22号	1階ショールーム (180 ㎡)	100名	砧
トヨタモビリティ東京 株式会社レクサス用賀	東京都世田谷区上用賀 五丁目13番6号	1階ショールーム (330 ㎡)	100名	玉川
トヨタモビリティ東京 株式会社瀬田店	東京都世田谷区玉川台 一丁目8番6号	1階ショールーム ・2階会議室 (190 ㎡)	100名	玉川
トヨタモビリティ東京 株式会社烏山店	東京都世田谷区給田四丁目1番1号	1階ショールーム (約 240 ㎡)	100名	烏山

# 別表第2 (第4条関係)

1 帰宅困難者に提供するために保管する備蓄品の品名及び数量

品 名		1人当たりの数量	合計数量	
非常用貯水機能付	飲料水	9L	900L	
給水管	節水型トイレ	5L	180L	
(1,080L)	排水用水		烏山店を除く*1	
食料		9 食	900 食	
ポンチョ		1 枚	100 枚	
簡易トイレ		15 個	1,464 個	
			烏山店 1,500 個	

- 備考1 備蓄品は、乙の一時滞在施設ごとに、帰宅困難者の受入れ人数(別表第1に定める受入れ 人数をいう。)に対し提供する3日分を保管する。
- \*1:烏山店には節水型トイレ、排水用水設備なし。飲料水900Lのみ。
- 備考2 トイレの使用は、3日間で1,500回を想定し、節水型トイレ36回分と簡易トイレ1,464個分で賄う。なお、烏山店は、簡易トイレ1,500個分。

## 2 通常在館者に提供するために保管する備蓄品の品名及び数量

品名	1人当たりの数量
飲料水	9L
食料	9 食
ブランケット又はポンチョ	1 枚
簡易トイレ	15 個

#### [資料協定第 167]

## 災害時等における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定

世田谷区(以下「甲」という。)及び学校法人和光学園和光小学校(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲の地域で地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、帰宅困難者に対して、乙の所有する施設の一部を開放し、円滑な支援を行うことを目的とする。

### (定義)

- 第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 災害 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第2条第1号に規定する災害及び同号に 規定する災害に準じるものとして区長が認めた場合をいう。
  - (2) 帰宅困難者 交通が途絶し、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者をいう。
  - (3) 一時滞在施設 帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

## (協力の内容)

- 第3条 甲は、災害時等において、次に掲げる事項についての協力を乙に対し要請することができる。
  - (1) 乙の所有する施設の一部を帰宅困難者の一時滞在施設として提供すること。
  - (2)受け入れる帰宅困難者分及び当該施設に従事する通常在館者分として保管する飲料水、食料等の備蓄品を、一時滞在施設の開設時に帰宅困難者及び通常在館者にそれぞれ提供すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、帰宅困難者の支援に資することであって、過分の費用を要せず、 実行が可能であること。
- 2 前項第1号の規定により乙が提供する一時滞在施設(以下「乙の一時滞在施設」という。)は、別表第1のとおりとする。
- 3 乙は、乙の一時滞在施設の安全を確認した上で、帰宅困難者を受け入れるものとする。

### (備蓄)

- 第4条 乙の一時滞在施設において、乙が帰宅困難者及び通常在館者に提供するために保管する備蓄 品の品名及び数量は、別表第2のとおりとする。
- 2 乙は、帰宅困難者及び通常在館者が乙の一時滞在施設に3日間留まるために必要な備蓄品の確保、管理及び更新を行うものとする。なお、当該備蓄品の確保、管理及び更新に係る費用は、乙が 負担するものとする。

#### (要請の方法)

- 第5条 第3条第1項の規定による要請は、電話等により行い、その後速やかに施設等使用要請書 (第1号様式)を乙に提出するものとする。
- 2 乙は、第3条第1項の規定による要請がない場合においても、乙の判断により同項各号に掲げる 事項を行うことができる。この場合において、乙は、乙の一時滞在施設を開設する旨を遅滞なく甲 に連絡し、承認を受けるものとする。

### (開設期間)

第6条 乙の一時滞在施設の開設期間は、第3条第1項の協力を実施する日から公共交通機関が再開するまでとし、最長として3日までとする。ただし、状況により当該開設期間を延長する必要が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、当該開設期間を変更することができる。

#### (管理運営)

- 第7条 乙の一時滞在施設の管理運営は、乙の責任において行うものとする。
- 2 乙は、本協定に定める事項以外の事項については、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン(内閣府(防災担当))」に準じて、運営を行うものとする。

#### (協力の終了)

- 第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙の一時滞在施設を閉鎖することができるものとする。
  - (1)公共交通機関の運行再開等により、甲が乙の一時滞在施設を開設する必要がなくなったと判断し、乙に連絡したとき。
  - (2)受け入れ後、施設の安全管理上、乙が乙の一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき。
  - (3)前2号に掲げる事項のほか、甲及び乙が双方協議の上、乙の一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めたとき。

## (報告)

- 第9条 乙は、前条の規定により乙の一時滞在施設を閉鎖したときは、開設期間中に行った協力内容等を電話等により報告し、その後速やかに協力内容等報告書(第2号様式)を甲に提出するものとする。
- 2 前項の規定による電話等及び書面の提出は、乙の一時滞在施設の所在地を担当する甲の総合支所にそれぞれ行うものとする。

### (経費の負担)

第10条 第3条第1項の協力に要した経費は、法令等に定めがある場合を除き、乙が負担するものとする。

## (損害補償)

第11条 甲が第3条第1項の規定による要請を行った場合又は乙が第5条第3項の規定による連絡

を行い甲に承認された場合において、第3条第1項の協力の実施に従事した乙の従業員に損害が発生したときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基づきその損害を補償するものとする。

## (有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、令和4年4月1日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協 定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とす る。

#### (協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1 通を保管する。

令和3年10月15日

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂 展人

乙 東京都世田谷区桜二丁目18番18号 学校法人和光学園 和光小学校 代表者 校 長 北山 ひと美

別表第1 (第3条関係)

名 称	所 在 地	使用箇所	受入れ 人数
和光小学校	東京都世田谷区桜二丁目18番18号	体育館 392 (㎡)	5 0名

# 別表第2(第4条関係)

1 帰宅困難者に提供するために保管する備蓄品の品名及び数量

品 名	数量 1人(回)当たりの数量	合計数量
飲料水	9 L (1人当たり)	4 5 0 L
食料	9食(1人当たり)	450食
ブランケット又はポンチョ	1枚(1人当たり)	50枚
簡易トイレ	約15個(1人当たり)	750個
使い捨てマスク	3枚(1人当たり)	150枚

備考1 備蓄品は、乙の一時滞在施設ごとに、帰宅困難者の受入れ人数(別表第1に定める受入れ 人数をいう。)に対し提供する3日分を保管する。

備考2 トイレの使用は、3日間で750回を想定し、原則として簡易トイレ750個分で賄う。

# 2 通常在館者に提供するために保管する備蓄品の品名及び数量

品名	1人当たりの数量
飲料水	9 L
食料	9食
ブランケット又はポンチョ	1 枚
簡易トイレ	15個

## [資料協定第 168]

## 自家用車車中における一時避難施設利用に関する協定

世田谷区を「甲」、株式会社ニトリを「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり自家用車車中における一時避難施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、次条に定める災害が発生した場合(発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。)において、甲が乙の所管する施設の一部を、自家用車車中における一時避難施設として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (対象とする災害の種別)

第2条 この協定に基づく自家用車車中における一時避難施設が対象とする災害は、洪水及び内水氾濫 とする。

#### (使用範囲)

第3条 甲が、乙の所管する施設のうち自家用車車中における一時避難施設として利用できる施設(以下「本件施設」という。)の範囲は別表のとおりとする。

## (目的外使用の禁止)

第4条 甲は、本件施設を第1条に定める目的以外には使用しないものとする。

## (情報の交換)

- 第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時 に備えるものとする。
- 2 乙は、本件施設について、自家用車車中における一時避難施設としての利用が不可能となる事由が 生じた場合、又は、本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に 報告する。

## (連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

# (自家用車車中における一時避難施設の開設)

- 第7条 甲は、災害時において、本件施設を利用する必要が生じた場合、その時点において乙の承諾した場所を自家用車車中における一時避難施設として利用することができるものとする。
- 2 甲及び乙は、自家用車車中における一時避難施設の円滑な利用開始のため、相互に緊急対応要員を 定めるものとする。

#### (開設の通知)

第8条 甲は、前条に基づき自家用車車中における一時避難施設を利用する際、事前に乙に対しその旨

を文書又は口頭で通知するものとする。

(自家用車車中における一時避難施設として利用できる施設の周知)

第9条 甲は、前条の通知後、第7条に基づき自家用車車中における一時避難施設として利用できる本件施設について、地域住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

(自家用車車中における一時避難施設の管理)

- 第 10 条 災害時における、自家用車車中における一時避難施設の管理運営は、甲の責任において行う ものとする。
- 2 自家用車車中における一時避難施設の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。
- 3 自家用車車中における一時避難施設を閉鎖する場合、甲は、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

## (使用時の注意事項)

- 第 11 条 甲は、自家用車車中における一時避難施設として本件施設を使用する者に対し、第 3 条の使用範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。
- 2 乙は、地域住民等が自家用車車中における一時避難施設として本件施設を使用中に発生した事故に対する責任は一切負わないものとする。

#### (費用負担)

- 第12条 本件施設の使用料は無償とする。
- 2 自家用車車中における一時避難施設の管理運営に係る費用及び避難者によって本件施設に生じた 損害は、甲が負担するものとする。

#### (開設期間)

- 第13条 自家用車車中における一時避難施設の開設期間は、乙の休業開始時から営業再開時までとし、 おおむね2日以内とする。
- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、乙の事業に支障が生じる場合は、乙の判断により本件施設の利用 を制限し、又は自家用車車中における一時避難施設を終了させることができるものとする。
- 3 乙は、第1項における営業再開を決定したとき及び前項における利用の制限又は終了の決定をしたとき、甲に対して速やかに通知するものとする。
- 4 甲は、前項の通知を受領したとき、速やかに自家用車車中における一時避難施設を終了させ、当該 施設を明け渡すものとする。ただし、明け渡しの完了までに相当の期間を要する場合は、乙は、当該 期間を経過するまで明け渡しを猶予する。

(自家用車車中における一時避難施設解消への努力)

第 14 条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該自家用車車中に おける一時避難施設の早期解消に努めるものとする。

(自家用車車中における一時避難施設の終了)

第15条 甲は、災害の危険がなくなった場合、又は、避難者を自宅等へ誘導した場合など、本件施設の 自家用車車中における一時避難施設としての利用を終了する際は、乙に自家用車車中における一時避 難施設閉鎖届を提出する。

- 2 甲は、第13条第4項により自家用車車中における一時避難施設を終了させた場合は、乙に自家用車車中における一時避難施設使用終了届を提出する。
- 3 1項または2項により本件施設の利用を終了するとき、甲は、本件施設を原状に復し、乙の確認を 受けた後、乙に引き渡すものとする。

## (情報の不開示)

- 第16条 甲は、本協定で知り得た本件施設の警備に関する情報を、第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、第三者に提供してはならない。

## (協議事項)

第 17 条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

## (有効期間)

- 第18条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。
- 2 前項の期間満了の日から3か月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら申し出がないときは、本協 定は期間満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年4月9日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂 展人

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

乙 株式会社ニトリ

代表者 代表取締役社長 武 田 政 則

# 別表

名 称	使用箇所	使用床面積等	収容台数
環八用賀店	駐車場	_	250台

### [資料協定第 169]

## 災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定

世田谷区を「甲」、東神開発株式会社を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、世田谷区内において、地震等の災害が発生したとき(以下「災害発生時」という。) に、交通機関の停止により帰宅が困難となった玉川髙島屋ショッピングセンター(以下「本件施設」という。)の利用者及び二子玉川駅周辺の滞留者(以下「帰宅困難者」という。)に対して、可能な範囲で一時的に本件施設の一部を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

### (協力内容)

- 第2条 甲は、災害発生時において、乙により本件施設の安全が確認されたときは、次に掲げる事項についての協力(以下「協力」という。)を実施することを乙に要請することができる。
  - (1) 乙が使用することを承諾した本件施設の一部を帰宅困難者の一時受入れ場所(以下「一時受入れ場所」という。) として開放すること。
  - (2) 本件施設にて備蓄する飲料水、食糧等を可能な範囲において帰宅困難者に提供すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、帰宅困難者の支援に資することであって、過分の費用を要せず、実行が可能であるもの。
- 2 乙は、一時受入れ場所3.3平方メートルにつき2名の帰宅困難者を受け入れるものとする。

#### (協力の要請)

第3条 甲による前条の要請は、事前に乙に対し文書又は口頭で通知する方法により行うものとする。

#### (一時受入れ場所の使用範囲)

第4条 乙が一時受入れ場所として使用する本件施設の範囲は別表のとおりとする。

### (一時受入れ場所の開放期間)

第5条 一時受入れ場所の開放期間は、災害発生時から起算して3日間とする。ただし、交通機関の状況等を踏まえ甲及び乙が協議して当該期間を変更することができる。

#### (経費の負担)

第6条 協力に要した経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、甲及び 乙が協議して定めるものとする。

## (損害補償)

第7条 協力の実施に従事した本件施設の従業員その他これに準ずる者に対する損害補償は、水防又は 応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規 定に基づき行うものとする。

## (情報の交換)

- 第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時 に備えるものとする。
- 2 乙は、本件施設について、一時受入れ場所としての開放が不可能となる事由が生じた場合、又は、 本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告するものとする。

## (連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害発生時において、速やかに相互に連絡を取る ものとする。

#### (協議事項)

第 10 条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

## (有効期間)

- 第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。
- 2 前項の期間満了の日から3か月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら申し出がないときは、この 協定は期間満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月10日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区玉川三丁目17番1号

乙 東神開発株式会社

代表者 代表取締役

## 別表 (第4条関係)

名 称	使用床面積	収容人数	
西館1階 アレーナホール	5 0 0 m²	303名	
西館1階 アレーナサロン	3 5 0 m²	2 1 2名	
本館1階 グランパティオ	7 4 0 m²	4 4 8 名	

## [資料協定第 170]

# 災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)及び社会福祉法人康和会久我山園(以下「乙」という。)は、次の条項により協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、世田谷区内において、地震等の災害が発生したとき(以下「災害発生時」という。)に、交通機関の停止のため、帰宅が困難となった者(以下「帰宅困難者」という。)に対して、一時的に乙の施設の一部を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

### (協力内容)

- 第2条 甲は、災害発生時において、乙の施設の安全が確認されたときは、次の各号に掲げる 事項についての協力(以下「協力」という。)を実施することを乙に要請することができる。
  - (1) 乙の施設の一部を帰宅困難者の一時受入れ場所として開放すること。
  - (2) 乙の備蓄する飲料水、食料等を帰宅困難者に提供すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、帰宅困難者の支援に資することであって、過分の費用を要せず、実行が可能であるもの。
- 2 乙は、前項第1号の一時受入れ場所については、3.3平方メートルにつき2名の帰宅困 難者を受け入れるものとする。

### (要請の方法)

第3条 前条の規定による要請は、電話等により行い、その後速やかに書面を送付することに より行うものとする。

#### (報告)

第4条 乙は、協力を実施したときは、その内容を電話等により甲に報告し、その後速やかに 書面により報告するものとする。

## (経費の負担)

第5条 協力に要した経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、 甲及び乙が協議して定めるものとする。

#### (協力期間)

第6条 協力を実施する期間は、災害が発生した日の翌日から起算して3日以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、甲及び乙が協議して当該期間を延長することができる。

(損害補償)

第7条 協力の実施に従事した乙の従業員その他これに準ずる者に対する損害補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基づき行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、協力が円滑に実施されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれに通知するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、令和3年10月28日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からの申し出がないときは、同一の内容で更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、 定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年10月28日

世田谷区世田谷四丁目21番27号 甲 世田谷区 世田谷区長 保坂 展人

世田谷区北烏山二丁目14番14号 乙 社会福祉法人康和会 久我山園 施設長 市橋 奈緒美

### 〔資料協定第 171〕

# 避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)

世田谷区(以下「甲」という。)と〇〇〇町会・自治会(以下「乙」という。)とは、避難行動要支援者の支援に関し必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙との協働により、災害時に自力で避難することが難しい者又は避難に時間を要する者等で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)への支援活動を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(名簿の作成及び提供)

- 第2条 甲は、避難行動要支援者の名簿(以下「名簿」という。)を作成し、乙にこれを提供するとと もに必要な支援を行う。
- 2 名簿に登載する者は、次のいずれかに該当する者(施設入所者等を除く。)で、かつ、乙が行う次 条に掲げる活動の対象者となること及び名簿への登載と当該名簿の乙への提供に同意したものとす る。ただし、別表第1に掲げる区域に居住する者に限る。
  - (1) 要介護4又は5の認定を受けている者
  - (2) 要介護3の認定を受けている者で、ひとりぐらし高齢者又は高齢者のみ世帯の世帯員である者(その者の近隣に、常時その者の様子を知り得る親族がいるものを除く。)
  - (3) 身体障害者手帳の交付を受けている者で当該手帳に身体障害程度等級1級と記載されており、かつ、次の部位に障害を有する者

視覚、四肢、体幹、半身、両下肢、片下肢、移動、聴覚

- (4) 身体障害者手帳の交付を受けている者で当該手帳に身体障害程度等級2級と記載されており、 かつ、聴覚に障害を有する者
- (5) 愛の手帳の交付を受けている者で当該手帳に障害の程度が1度又は2度と記載されている者
- 3 名簿に登載する情報は、次のとおりとする。
  - (1)避難行動要支援者の氏名
  - (2) 避難行動要支援者の年齢
  - (3) 避難行動要支援者の性別
  - (4) 避難行動要支援者の住所
  - (5) 避難行動要支援者の電話番号・ファクシミリ番号
  - (6) 避難行動要支援者の登載事由区分(高齢者等・身体障害・知的障害の別)
  - (7) 避難行動要支援者の属する世帯の世帯主氏名

(避難行動要支援者支援)

- 第3条 乙は、名簿を利用し、名簿に登載された避難行動要支援者に対し、別表第2に例示する助け あい活動を実施可能な範囲において行う。ただし、災害時においては、助けあい活動を行う者が自 己及びその家族の安全を確保した上で行うものとする。
- 2 前項に規定する助けあい活動を行うに当たっては、必要に応じ、民生委員・児童委員との連携を 図るよう努めるものとする。

## (名簿の管理等)

- 第4条 乙は、甲から提供された名簿を管理・使用するに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 名簿の紛失、破損、改ざんその他の事故を防止すること。
  - (2) 個人情報の漏えいを防止すること。
  - (3) 名簿に登載されている個人情報を避難行動要支援者支援事業以外の目的に使用しないこと。
  - (4) 名簿を複写しないこと。
  - (5) 名簿を保管・管理する者として名簿管理責任者を定め、その者の関与の下に乙の内部において名簿を使用すること。
  - (6) 名簿管理責任者の住所、氏名等を世田谷区避難行動要支援者支援事業名簿管理者届により区に届け出ること(名簿管理責任者に変更があった場合及び名簿管理責任者の住所、氏名等に変更があった場合も同様とする。)。
  - (7) 乙の外部へ名簿の情報を提供しないこと。

## (名簿登載者の削除)

- 第5条 名簿に登載されている者が、その登載を辞退した場合においては、甲は速やかに乙にその旨 を連絡しなければならない。
- 2 前項の場合においては、乙は速やかに、名簿からその者の情報を削除しなければならない。 (名簿の返還)
- 第6条 乙は、名簿の更新時、その他甲から名簿の返還を求められた場合は、速やかに名簿を甲に返還しなければならない。

(その他)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決 定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

## 平成○○年○○月○○日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号

乙 〇〇〇〇町会

会長

### 別表第1(第2条関係)

避難行動要支援者の居住区域	世田谷区□□	○丁目全域
(乙の活動対象区域)		○丁目○~○○番
		○丁目○~○○番
		○丁目○○番○号~○○号
		○丁目全域

### 別表第2(第3条関係)

助けあい活動の例

## 【平常時】(※1)

- 避難行動要支援者との顔合わせを行う。
- 避難行動要支援者宅を年2回程度訪問し、状況把握を行う。
- 避難行動要支援者マップを作成する。
- 避難訓練を実施する際に、避難行動要支援者へ声かけ等を行う。
- 避難行動要支援者ごとに支援協力員を定める。
- 避難行動要支援者ごとの避難支援プランを作成する。

## 【災害時】(※2)

- 避難行動要支援者の安否確認、けがの有無や身体の具合等の確認と必要な支援を確認する。
- 避難行動要支援者へ周囲の状況、避難先等を伝える。
- 避難行動要支援者が必要とする杖などの物品や服用中の薬など、必要なものを確認する。
- 行政機関や近隣住民等へ援助を求める。
- ※1 平常時とは、災害時以外の場合をいう。
- ※2 災害時とは、次に掲げる場合をいう。
  - ① 大規模災害が発生し又は発生するおそれがあり、区、国又は東京都から避難準備情報の提供、避難勧告及び避難指示がなされたとき。
  - ② 震度6弱以上の地震が発生したとき又は区に災害対策本部が設置されたとき。
  - ③ 上記①及び②以外の場合で、震災による建物の倒壊や火災の発生、大規模水害などにより、 避難の必要性が認められるとき。
- ※ 災害対策基本法等の改正により「災害時要援護者」は「避難行動要支援者」に変更
- ※ 同様の協定を下記の町会・自治会と締結している。締結相手方・締結日は下記のとおり。

	締結相手方	締結日		締結相手方	締結日
1	鎌田南睦会	平成 19 年 3 月 19 日	33	大原北町会	平成 21 年 8 月 5 日
2	八幡山町会	平成 19 年 3 月 19 日	34	根津山会	平成 21 年 8 月 5 日
3	北沢4丁目町会	平成 19 年 3 月 19 日	35	上馬北部町会	平成 21 年 10 月 20 日
4	奥沢交和会	平成 19 年 3 月 28 日	36	野沢2丁目町会	平成 21 年 11 月 10 日
5	尾山台3丁目町会	平成 19 年 3 月 28 日	37	代田自治会	平成 21 年 12 月 2 日
6	北沢2丁目協和会	平成 19 年 4 月 2 日	38	宮坂3丁目町会	平成 21 年 12 月 16 日
7	下馬2丁目北町会	平成 19 年 6 月 8 日	39	等々力六丁目町会	平成 22 年 1 月 26 日
8	桜丘1丁目町会	平成 19 年 6 月 25 日	40	太子堂本町会	平成 22 年 5 月 13 日
9	下馬5丁目町会	平成 19 年 8 月 15 日	41	宇奈根町会	平成 22 年 8 月 12 日
10	千駄山町会	平成 19 年 9 月 21 日	42	太子堂下ノ谷町会	平成 22 年 9 月 1 日
11	世田谷2丁目町会	平成 19年 11月 21日	43	上北沢町会	平成 22 年 12 月 21 日
12	桜上水 5 丁目自治会	平成 20 年 3 月 26 日	44	尾山台自治会	平成 23 年 1 月 13 日
13	下代田西町会	平成 20 年 3 月 26 日	45	親和会	平成 23 年 3 月 25 日
14	上馬・駒沢明和会	平成 20 年 5 月 13 日	46	梅丘1丁目町会	平成 23 年 3 月 30 日
15	大蔵住宅自治会	平成 20 年 6 月 19 日	47	太子堂4丁目西山町会	平成23年9月2日
16	野沢3丁目町会	平成 20 年 9 月 8 日	48	若林町会	平成 23 年 10 月 19 日
17	宮坂1・2丁目町会	平成 20 年 12 月 10 日	49	深友会	平成 23 年 10 月 24 日
18	等々力三和会	平成 20 年 12 月 19 日	50	下代田東町会	平成 23 年 11 月 25 日
19	祖師谷橋自治会	平成 21 年 3 月 16 日	51	豪徳寺1丁目町会	平成 23 年 12 月 6 日
20	成城団地自治会	平成 21 年 3 月 19 日	52	祖師谷住宅自治会	平成 23 年 12 月 13 日
21	北沢5丁目町会	平成 21 年 3 月 26 日	53	玉川町会	平成 23 年 12 月 20 日
22	豪徳寺1丁目山下自治会	平成 21 年 3 月 26 日	54	梅丘2・3丁目町会	平成 24 年 1 月 13 日
23	松原2丁目町会	平成 21 年 3 月 26 日	55	喜多見中部町会	平成 24 年 1 月 30 日
24	上野毛町会	平成 21 年 6 月 1 日	56	太子堂2丁目大塚町会	平成 24 年 2 月 1 日
25	協和会	平成21年6月1日	57	太子堂三軒茶屋町会	平成24年2月3日
26	桜新町親和会	平成21年6月1日	58	豪徳寺2丁目町会	平成 24 年 3 月 30 日
27	玉川田園調布会	平成 21 年 6 月 1 日	59	代沢中町会	平成 24 年 5 月 31 日
28	玉堤町会	平成21年6月1日	60	希望ヶ丘団地自治会	平成24年6月5日
29	祖師谷3丁目南町会	平成 21 年 7 月 15 日	61	代沢2丁目北町会	平成 24 年 6 月 25 日
30	藤自治会	平成 21 年 7 月 16 日	62	池尻団地自治会	平成 24 年 8 月 1 日
31	フレール西経堂自治会	平成 21 年 7 月 16 日	63	祖師谷第2自治会	平成24年8月3日
32	赤堤1丁目町会	平成 21 年 8 月 5 日	64	祖師谷千歳台自治会	平成 24 年 10 月 1 日

	締結相手方	締結日		締結相手方	締結日
65	上馬東町会	平成 24 年 11 月 25 日	84	あやめ会	平成 28 年 11 月 7 日
66	千歳台睦町会	平成 25 年 2 月 28 日	85	パークアベニュー芦 花公園自治会	平成 28 年 11 月 7 日
67	代沢5丁目町会	平成 25 年 2 月 28 日	86	児ヶ谷会	平成 28 年 12 月 27 日
68	代沢5丁目東町会	平成 25 年 3 月 28 日	87	喜多見北部町会	平成 29 年 3 月 1 日
69	代沢4丁目西町会	平成 25 年 3 月 28 日	88	烏山北住宅自治会	平成 29 年 3 月 9 日
70	三軒茶屋町会	平成 25 年 10 月 23 日	89	池尻西町会	平成 29 年 7 月 19 日
71	船橋4丁目住宅自治会	平成 26 年 1 月 16 日	90	千歳台南会	平成 29 年 7 月 13 日
72	上北沢1丁目自治会	平成 26 年 3 月 12 日	91	北沢中央自治会	平成 30 年 5 月 23 日
73	都営八幡山アパート自治会	平成 26 年 3 月 12 日	92	給田西住宅管理組合	平成 30 年 11 月 5 日
74	馬事公苑前/仏管理組 合	平成 26 年 9 月 6 日	93	桜上水1丁目町会	平成 30 年 11 月 13 日
75	松原1丁目町会	平成 26 年 12 月 25 日	94	下馬6丁目町会	平成31年2月4日
76	松原 5·6 丁目自治会	平成 26 年 12 月 25 日	95	都営桜上水3丁目ア パート自治会	令和元年9月25日
77	石井戸会	平成 27 年 6 月 4 日	96	下馬新生自治会	令和2年2月18日
78	桜上水2丁目町会	平成 27 年 9 月 4 日	97	野沢1丁目明朗会	令和2年2月18日
79	北沢2丁目南町会	平成 27 年 10 月 21 日	98	桜丘南町会	令和3年2月12日
80	北沢 3·4 丁目西町会	平成 27 年 10 月 21 日	99	上馬西町会	令和3年9月1日
81	北沢1丁目町会	平成 28 年 2 月 8 日	100	三宿自治会	令和3年12月2日
82	松原 3·4 丁目自治会	平成 28 年 3 月 16 日	101	赤堤5丁目町会	令和4年12月6日
83	代田南町会	平成 28 年 9 月 9 日	102	赤堤4丁目町会	令和5年8月31日